

おおいた 創造ビジョン2024 第2次基本計画

大分市
総合計画



笑顔が輝き
夢と魅力あふれる
未来創造都市



大分市



おおいた 創造ビジョン2024 第2次基本計画



笑顔が輝き 夢と魅力あふれる
未来創造都市



大分市長
佐藤樹一郎

本市では、2016（平成28）年に大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」を策定し、めざすまちの姿（都市像）として掲げた「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現に向けて、市民の皆様とともにまちづくりに取り組んでまいりました。

この間、わが国では、本格的な人口減少社会が到来し、本市におきましても人口が減少局面に入り、今後もその傾向が続くことが予想され、時代の変化を的確に捉えたまちづくりが求められています。このため、福祉や教育、防災・減災対策など市民の皆様身近な施策の充実はもとより、産業の活性化、都市基盤の整備、環境の保全といった分野においても、行政の果たす役割はますます重要になってきております。

このようななか、大分市総合計画基本計画が目標年度を迎えましたことから、令和の時代にふさわしい大分市を創造するため、市民の皆様からご意見をいただき、市議会の議決を経て、2024（令和6）年を目標年度とする「第2次基本計画」を策定いたしました。

今後とも、市民主体のまちづくりを念頭に置き、めざす都市像の実現に向けて、本計画に掲げる各施策を着実に実行してまいりますので、市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

2020（令和2）年3月



目次

基本構想

第1章	目的	8
第2章	基本構想の期間	8
第3章	大分市の特性	
1	自然特性	9
2	歴史特性	10
第4章	大分市を取り巻く社会情勢と課題	12
第5章	構想の前提となる都市の枠組み	16
第6章	めざすまちの姿（都市像）	18
第7章	基本的な政策	20

基本計画

総論

第1章	基本計画の目的	24
第2章	基本計画の期間と対象	
第1節	計画の期間	24
第2節	計画の対象区域及び範囲	24
第3章	基本計画の要件	
第1節	人口	24
第2節	経済	28
第3節	土地利用	31
第4章	まちづくりに関する市民の意識	32
第5章	基本的な政策の体系	34
第6章	計画推進の基本姿勢	36

各論

第1部

健やかでいきいきと暮らせる
あたたかさあふれるまちづくり
(市民福祉の向上)

第1章	社会福祉の充実	
第1節	地域福祉の推進	40
第2節	子ども・子育て支援の充実	42
第3節	高齢者福祉の充実	46
第4節	障がい者（児）福祉の充実	49
第5節	社会保障制度の充実	52
第2章	健康の増進と医療体制の充実	
第1節	健康づくりの推進	56
第2節	地域医療体制の充実	59
第3章	人権尊重社会の形成	
第1節	人権教育・啓発及び同和対策 の推進	62
第2節	男女共同参画社会の実現	64
第4章	地域コミュニティの活性化	66
第5章	健全な消費生活の実現	68

第2部

豊かな心とたくましく生きる力を
はぐくむまちづくり
(教育・文化の振興)

第1章	豊かな人間性の創造	
第1節	生きる力をはぐくむ学校教育 の充実	72
第2節	子どもたちの学びを支える 教育環境の充実	76
第3節	社会教育の推進と生涯学習 の振興	79
第2章	個性豊かな文化・芸術の創造と発信	82
第3章	スポーツの振興	86
第4章	国際化の推進	90

第3部

安全・安心を身近に実感できるまちづくり
(防災安全の確保)

- 第1章 防災力の向上
 - 第1節 防災・危機管理体制の確立…… 94
 - 第2節 治山・治水対策の充実…… 99
- 第2章 安全・安心な暮らしの確保
 - 第1節 消防・救急体制の充実…… 102
 - 第2節 交通安全対策の推進…… 106
 - 第3節 犯罪のないまちづくりの推進 109

第4部

にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり
(産業の振興)

- 第1章 特性を生かした生産業の展開
 - 第1節 工業の振興…… 112
 - 第2節 農業の振興…… 116
 - 第3節 林業の振興…… 121
 - 第4節 水産業の振興…… 125
- 第2章 活気ある流通・サービス業の展開
 - 第1節 商業・サービス業の振興…… 128
 - 第2節 流通拠点の充実…… 131
- 第3章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実…… 134
- 第4章 魅力ある観光の振興…… 138

第5部

将来にわたって持続可能な魅力あふれる
まちづくり
(都市基盤の形成)

- 第1章 快適な都市構造の形成と機能の充実
 - 第1節 計画的な市街地の形成…… 142
 - 第2節 交通体系の確立…… 147
 - 第3節 地域情報化の推進…… 151
- 第2章 安定した生活基盤の形成
 - 第1節 水道の整備…… 154
 - 第2節 下水道の整備…… 158
 - 第3節 安全で快適な住宅の整備…… 161
 - 第4節 公園・緑地の保全と活用…… 164

第6部

自然と共生する潤い豊かなまちづくり
(環境の保全)

- 第1章 豊かな自然の保全と緑の創造…… 168
- 第2章 快適な生活環境の確立
 - 第1節 廃棄物の適正処理…… 172
 - 第2節 清潔で安全な生活環境の確立…… 177
 - 第3節 公害の未然防止と環境保全… 179
 - 第4節 地球環境問題への取組…… 182

資料編

- 1. まち・ひと・しごと創生…… 186
- 2. 持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～ 192
- 3. 関連計画一覧表…… 196
- 4. 目標設定一覧表…… 203
- 5. 大分市総合計画第2次基本計画策定方針… 207
- 6. 策定経過…… 209
- 7. 大分市総合計画第2次基本計画
検討委員会設置要綱…… 210
- 8. 検討委員名簿…… 212
- 9. 大分市総合計画第2次基本計画策定等に
関する提言…… 215
- 10. 大分市総合計画第2次基本計画
策定総合調整会議設置要綱…… 229
- 11. 大分市総合計画第2次基本計画
企画委員会設置要綱…… 230
- 12. 大分市総合計画第2次基本計画
企画プロジェクトチーム設置要綱…… 232
- 13. 策定組織図 …… 234





Oita Creation Vision 2024



Oita Creation Vision 2024

基本構想



コスモス (大野川河川敷)

第1 目的

この基本構想は、これから本市がめざすまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う必要がある対策（基本的な政策）を定めるものです。

本市は、1971（昭和46）年に「大分市総合開発計画」を策定して以来、6次にわたる改定を行い、それぞれの時代に即した基本構想を策定し、市民福祉の向上、教育・文化や産業の振興、防災安全の確保、環境の保全、都市基盤の整備など各分野における諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。この間、2012（平成24）年には、市民主体による自治の実現を図ることを目的に制定した「大分市まちづくり自治基本条例」において、総合計画が行政運営を行う上での最上位の計画として位置付けられ、市が行う施策の方向性を定める指針として策定することが義務付けられました。

こうしたなか、近年、本市においては、わが国の急速な少子高齢化の波を受け、人口構成の変化に伴う生産年齢人口の減少が進んでおり、地域経済の停滞や地域コミュニティの弱体化など、都市の活力低下を招く看過できない問題が懸念されています。

このため、国が重要政策として掲げている「まち・ひと・しごと創生」への取組に対応し、雇用、産業、子育て、医療、教育、防災、まちづくりなどの総合的な施策について、本市の特性を最大限に生かしながら積極的な推進を図ることが求められています。

このように、社会経済情勢が大きく変化するなかで、喫緊の課題に即応していくためには、次の時代をしっかりと見据え、効果的な施策をスピード感を持って新たに展開していく必要があります。

この基本構想においては、これまで本市が先人から受け継いできた都市の個性や特性を守り育てるとともに、市民の幸せな暮らしの実現に向け、市民主体によるまちづくりを行うために、これから本市が担っていかねばならない地位と果たすべき役割を考慮しながら、新しい時代の総合的かつ計画的な行政運営の指針を定め、新たな目標と発展の方向性を明らかにすることとします。

第2 基本構想の期間

この基本構想の期間は、2016（平成28）年度から2024（令和6）年度までとします。



第3 大分市の特性

1 自然特性

位置

本市は、アジア太平洋諸国に近接し、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、大分県の扇状領域の要に当たり、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有しています。

地勢

本市の地勢は、^{たかさきやま}高崎山をはじめ^{よろいがだけ}鎧ヶ岳、^{もみのきやま}縦木山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように一級河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

このように、海、山、川のすべてがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境を有しています。

野生生物

大分の特産種オオイタサンショウウオ、大分県を北限とするキムラグモなどの貴重な希少種をはじめ、多くの野生生物が生息しています。また、国指定の天然記念物である高崎山のサル生息地や県指定の天然記念物である高島のウミネコ営巣地、ビロウ自生地など、野生生物の生息環境にも恵まれています。



2 歴史特性

通史的特徴

縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介に歴史を刻んだ東九州の要地です。

また、古代・豊後国府以来、現代まで1300年にわたり県都としての役割を担っています。

● 先史～古墳時代

西日本屈指の縄文遺跡である横尾遺跡では、海を介した黒曜石の交易の跡が見つかっています。また、古墳時代の大分は、県下最大級の前方後円墳・亀塚古墳や築山古墳などに代表される古墳が別府湾南岸沿いに数多く遺されていることから分かるように、豊後における古代勢力形成の中核となっていたことがうかがえます。

また、「壬申の乱」での勲功者・おおいたのきみえさか大分君恵尺のものと推定される九州唯一の畿内型終末期古墳・古宮古墳に象徴されるように、東九州地域において畿内（中央）文化の影響が最も濃厚に及びました。



● 古代・奈良時代

古代大分は「豊後国風土記」に広々とした美田・おおさだ碩田の美称で記されているように、豊かな生産の地であるとともに、全国に建立された64か国の国分寺のうち3指に入る壮大な七重塔を持った豊後国分寺が造営されました。



● 古代・平安時代

大分元町石仏、高瀬石仏、曲石仏などに代表される磨崖仏文化が大分川流域を中心に広く展開され、また、豊後一の宮が置かれ、神仏じんぶつ混淆の精神文化が展開されました。



● 中世・戦国時代

九州北部に大きな勢力を築いた戦国大名大友宗麟は、聖フランシスコ・ザビエルを豊後府内に招き、海外との貿易を積極的に進めました。府内のまちは海外の品々があふれ、異国の人々が行き交い、西洋の医学、天文学、音楽、演劇をはじめとする南蛮文化がいち早く花開き、日本を代表する国際色豊かな貿易都市として繁栄しました。



● 近世・江戸時代

府内藩の城下町のほか、熊本藩の港町鶴崎・佐賀関や宿場町野津原、岡藩の港町三佐や宿場町今市、臼杵藩の在町戸次、延岡藩の代官所があった千歳、幕府領の高松など小藩分立のなか、独特の地域づくりが展開されました。

● 近現代

明治以降、幾度かの市町村合併により現在の本市が形成されてきました。その経緯から、旧市町村の拠点であった地区は現在も地区拠点としての機能を持ち、その地区拠点を中心に地域が形成されています。

市全体としては、*新産業都市として、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展し、近年では、IT関連の企業が進出するなど、さまざまな産業が集積しています。

鉄道3線に加えて高速道路の整備が進み、県内外からの主要幹線道が合流しており、豊後水道を経由して内外に通じる海上交通の発達と相まって、東九州における拠点都市として発展を続けています。



【用語解説】

*新産業都市

1962（昭和37）年に制定された新産業都市建設促進法により、工業開発拠点に指定された地域。地方での工業開発を図り、大都市圏への人口・産業の集中の防止と地域格差の是正を目的に指定。

第4 大分市を取り巻く社会情勢と課題

少子化の進行と人口減少社会の到来

わが国の総人口は2008（平成20）年をピークに減少し始め、1970年代前半ごろから続く出生数の減少による少子化の進行で、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。加えて、地方と東京圏の経済格差の拡大等が、若い世代の地方からの流出を招くことにより、地方における人口減少が地域経済の縮小などの影響を与え、さらに人口減少を加速させるという悪循環の連鎖に陥るリスクが高まっています。

本市においても、全国に比べ出生率はやや高く推移しているものの、*人口置換水準には及ばない状況であり、今後、人口が減少へと転じることが予測されています。

このように少子化に伴う人口減少は、社会経済の根幹を揺るがす危機的状況を招くおそれがあり、結婚、出産、子育てに温かい社会や定住人口の増加を図るための住みやすい社会が実現できる環境を整備していくことが求められています。

超高齢社会の到来

わが国の高齢化は世界に類を見ない速度で進展しており、本市においても、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者になるようとしています。このような超高齢社会の到来は、医療や介護などの社会保障関係費をさらに増大させるほか、地域コミュニティにおいては、担い手の高齢化や人材不足が深刻化するなど、自治体経営にさまざまな影響を及ぼす可能性があります。

高齢者本人にとっても都市にとっても目指すべき理想の姿は、健康で元気な高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で豊かに暮らすことができる社会であり、高齢者が生涯現役として、地域のニーズに応じて活躍できる「地域の支え手」となれるような仕組みを構築することが求められています。



地域コミュニティの活性化

少子高齢化の進展や核家族の増加、生活圏域の拡大、中山間地域の過疎化などにより、地域の連帯感や帰属意識、活力が低下し、住民相互の交流や支え合いの場としての地域コミュニティ機能が次第に低下しています。

さらには、人間関係の希薄化や地域に対する無関心から、地域の防災力の低下など、地域における安全・安心の確保も危ぶまれています。

こうしたなか、住民や自治会、ボランティア団体、NPOなど多様な主体との連携により地域課題を発見、解決していく仕組みを構築することとあわせて、住民同士が共助の精神でつながる地域コミュニティを活性化し、活力と魅力ある地域社会を若い世代へとつなげていくことが求められています。

安全・安心への関心の高まり

2011（平成23）年3月、わが国は未曾有の複合災害となった東日本大震災を体験し、自然の猛威に大きな衝撃を受けました。近い将来には、南海トラフ地震が予想されるなど、わたしたちの生活に甚大な被害を与えるような自然災害の発生が懸念されるとともに、悪質で多様化する犯罪や国際テロ、さまざまな感染症の発生など、市民の日常生活の安全を脅かす事案が増大しており、人々の安全・安心に対する関心はますます高まってきています。

災害や犯罪などを未然に防止し、市民の生命と財産を守ることはまちづくりの原点であり、また、発生した場合の被害を最小限にとどめる総合的かつ計画的な危機管理を行うとともに、市全体で事前防災や減災、防犯に向けた取組を充実するなど、強靱な地域づくりが必要となっています。



【用語解説】

※人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした時の子どもの数に相当）の目安。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2020）」によると、2018（平成30）年現在では2.07となっている。

高度情報化社会の進展

「情報・知識の時代」という大きな社会の変化を迎え、わたしたちの日常生活においても、パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器が普及し、買い物や金融などの身近なサービスをはじめ、新たな交流手段としての役割を果たしている* SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、生活に密着した多くのサービスがインターネットを介して提供されるようになり、企業活動や市民生活、行政サービスなどのさまざまな場面で、情報への依存度がますます高まっています。

今後、あらゆるモノがインターネットに接続される時代を迎えようとするなか、情報通信技術の利便性や有効性の確保とあわせて、それに伴う個人情報の保護や情報セキュリティの強化、情報格差の解消などに配慮した、安全で安心な高度情報化社会の構築が求められています。

地球環境保全に対する取組の深化

20世紀の経済的な豊かさを支えてきた、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨などさまざまな環境問題を生み出しました。また、東日本大震災を契機として、原子力依存度の低減や再生可能エネルギーの最大限の導入などを焦点にした電源構成についての議論が活発に行われ、新しいエネルギーへの転換が模索されています。

こうした時代背景のなかで、温室効果ガスの削減など地球環境問題の解決に向けた取組を市民、事業者等と連携し着実に実行するとともに、環境負荷の少ない次世代のエネルギーの活用に向けた取組が求められています。

地方分権改革の進展

国においては、明治以来の中央集権体質から脱却し、国と地方との関係を上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するという理念のもとで、地方分権改革が推進されてきました。その結果、これまで機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直しなどの取組が行われてきており、今後、さらなる権限移譲、規制緩和などを推進するため、地方からの提案の最大限の実現を図るなど、地方の発意に根ざした改革を推進することとしています。

これからの基礎自治体においては、住民やNPOなど多様性に富んだ地域の主体と連携・協働することにより、大分市が全体として活性化するなかで、それぞれの地域における実情や特性に応じて、自らの発想により、個性を生かし自立したまちづくりを行うことが求められています。

行財政改革への要請

わが国の財政状況は、債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれるなど、依然として危機的な状況にあります。そのため、人口減少・高齢化の一層の進展が見込まれるなかで、こうした状況を脱却し、次世代への責任の視点に立って改革を進め、社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化することが強く求められています。

本市においても、今後、厳しい財政状況の継続が見込まれるなか、新たな行政課題やますます多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、市民福祉の向上を実現するため、不断の行財政改革の実行による効率的な行政運営を行っていく必要があります。

多様な主体との連携の推進

さまざまな課題や住民ニーズに対して、国、県や周辺自治体、大学等の多様な主体と連携した広域的な取組を進めることは、行政コストの抑制を含めた相乗効果が得られ、さらなる住民サービスの充実に寄与するものと期待されています。

少子高齢・人口減少社会が進展するなか、本市は、県都として県全体の活性化や経済成長のけん引を担う役割からも、高次の都市機能の集積・強化を図り、県や周辺自治体はもとより、大学や民間などあらゆる主体との相互の特徴を生かした連携を図ることにより、これまで以上に生活関連機能サービスをはじめとする行政サービスを効果的・効率的に提供することが求められています。

*グローバル化の進展

情報通信技術の急速な進歩と相まって、企業の国際的な競争の激化、外国人旅行者の増加による*インバウンド需要の高まりなど、社会経済活動のグローバル化が拡大しており、世界経済の動向が直接、地域経済に影響を及ぼす時代になっています。

こうしたなか、世界的な競争と共生が進む現代社会で、国際感覚を持ち、広い視野に立って考え、活躍できる人材の育成が重要となっています。また、本市の知名度向上による地域経済活性化を図る観点から、あらゆる機会を通して、本市が誇る産品などの地域資源や多種多様な観光資源を含めた魅力を、世界に向けて積極的に情報発信するなど、その個性と特徴を生かした国際化を進めることが求められています。



【用語解説】

※ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

会員制のウェブサイト上で職業・趣味・写真・文章などを公開し、会員同士で交流できる機能を提供するサービス。

※ グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※ インバウンド

外から入ってくる旅行。一般的に訪日外国人旅行を指す。海外旅行はアウトバウンドという。

第5 構想の前提となる都市の枠組み

1 将来の人口の予想

日本が世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えるなか、国は日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」を閣議決定しました。

本市においても、これから迎える人口減少社会に対応するため、「大分市人口ビジョン」を策定し、本市の人口の現状と将来展望を示しています。

基本構想の目標年度である2024（令和6）年度の将来人口は、この「大分市人口ビジョン」より477,900人と想定します。

2 今後の土地利用の方向

本市の土地利用は、市街地においては、新産業都市建設の進展に伴い、農地や山林等を生かした自然的な土地利用から住宅・店舗・工業用地等を主体とした都市的な土地利用への転換が大幅に進められてきました。

しかし、社会の成熟化や人口減少社会の到来などの変化に対応し、中心市街地の空洞化等の課題を解決していくため、都市的な土地利用と自然的な土地利用との調和に配慮しなければなりません。したがって、都市的な土地利用がなされている土地については、極力その土地の有効利用を促進するとともに、自然的な土地利用がなされている土地については、自然環境を保全することを原則とし、都市的な土地利用に転換する場合は、周辺の自然環境や土地条件に与える影響等を勘案する必要があります。

また、山間部等、過疎化の進む地域においては、生活基盤を整備し、地域の活性化を図ることが求められており、地域の特性に応じた土地利用を進めなければなりません。

市域の均衡ある発展と快適で魅力ある都市環境の創造を目指し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件にも配慮しながら総合的かつ計画的な土地利用を推進していく必要があります。

3 大分市の担うべき地位と果たすべき役割

本市は、古代より東九州の要地として、地理的にも歴史的にも重要な役割を担ってきました。さらに戦後の高度経済成長期以降、新産業都市の建設を機軸に幅広い産業が展開され、飛躍的な成長を遂げてきました。

従来から九州と関西・四国地方を結ぶ海上交通の拠点としての役割を担ってきましたが、近年の東九州自動車道の開通により、九州各都市とを結ぶ交通結節点としての役割はさらに高まってきており、九州の中核都市として確たる地位を占めるに至っています。

また、政治、経済のみならず情報、交通、流通、教育、文化、福祉、医療などさまざまな都市機能が集積された拠点都市として広域的に見ても主導的な役割を果たしています。

今後、人口減少・少子高齢化の進展、ゆとりと豊かさを求める成熟した社会の到来、さらに進む高速交通網の整備や国際化、高度情報化に伴う都市間競争の激化と交流の拡大、経済圏・生活圏の拡大などさま

ざまな時代の流れのなかで、ますますこうした地位と役割にふさわしいまちづくりが求められています。

本市としては、こうした諸情勢を踏まえ、周辺自治体との連携、役割分担のなかで、市民の創意と英知を結集し、高次の都市機能の拡充を図り、広域行政を展望した拠点都市として、県都として、さらに、アジア太平洋地域の中で拠点性を発揮できる都市として先導的な役割を果たしていく必要があります。



第6 めざすまちの姿（都市像）

—未来の大分市がどのようなまちになるか—それは、わたしたち大分市民一人ひとりの、自分のまちへの思いの結晶であり、同時に、今を生きるわたしたちの思いを次の世代に引き継ぎながら、将来の夢の実現に向けてともに考え行動し続けるなかで見えてくるものです。

理想とする未来の大分市に思いを馳せ、個性のある、活力に満ちたまちを思い描くとき、わたしたち大分市民が共有するまちのイメージとして「未来へのキーワード」が浮かんできます。

未来へのキーワード

「はぐくむ」 ～市民一人ひとりの夢が実現できるまち～

生産年齢人口の減少が進むなか、大分市に「住みたい」「住んでよかった」と思えるためには、特に、若者や子育て世代の人々が、育児や仕事などを行いながら、より高い専門的知識や能力を身につけるなど、「自己実現」できる環境を築いていくことが重要となっています。

市民一人ひとりの「自己実現」が可能な社会をつくり、すべての市民が自分の夢をはぐくみ、その実現に向けていきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

「つくる」 ～個性と魅力あふれる創造性豊かなまち～

市民と行政が一体となって、多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとともに、さまざまな生活シーンに文化・芸術の有するパワーを最大限に生かすことで、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

大分市のこれまでの歴史や、今も九州一の製造品出荷額を誇り、日本有数の産業集積都市として発展を続けている特長を生かしながら、文化・芸術などが有する創造性を地域振興や産業振興に領域横断的に活用することにより、文化、社会、経済など多方面に相乗効果を生み出し、まちの新たな魅力の創出へとつなげる「創造都市」としてのまちづくりを進めていく必要があります。

「つながる」 ～安全・安心な暮らしを実感できるまち～

だれもが安全・安心を実感できる暮らしやすい地域社会の実現に向け、人と人とのつながり、地域と地域とのつながりなど、今後さまざまな場面での「つながり」を市民が主体となって築いていく必要があります。行政がそのための土台づくりやサポートを積極的に行うことが重要となっています。

また、県都大分市として、県や周辺の市町村と連携を図りながら、継続的、安定的な行政サービスを提供し、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるまちづくりを進めていく必要があります。

「ひろがる」 ～世界に広がる交流拠点となるまち～

大分市は、九州各都市を結ぶ鉄道3線をはじめ、九州の循環型高速道路体系の一翼を担う東九州自動車道・大分自動車道などの陸上交通と、本州・四国地方を結ぶ国内航路やアジア地域を中心に世界各国の港を結ぶ外国貿易航路などの海上交通が結節する拠点性を有しています。

こうした地理的優位性を生かしながら、国内外の人・モノ・情報の流れを呼び込み、そこから創出されたまちの魅力を発信する交流拠点として、より戦略的なまちづくりが重要となっています。

また、大分市の拠点性を地域間交流に生かすことにより、産業・経済面などあらゆる分野での効果を生み出し、日本全体、ひいてはアジア太平洋地域の発展に寄与していく必要があります。

これまで先人から受け継いできたまちの個性や特性を守り育てながら、市民一人ひとりの幸せな暮らしの実現に向けて、私たち大分市民が、この4つをまちづくりのキーワードとして、ともに抱く新しい時代にふさわしいまちの姿への思いを一つにしていく必要があります。

だれもが将来の夢をはぐくみ、その夢の実現に向けて生きがいを持ち、幸福を実感しながら暮らしていくことができるまちは、ひととまちも輝き、その輝きが大分市の未来へとつながっていきます。夢の実現に向かうひと・まちの活力は、大分市の個性を磨き上げ、特色のある新たな魅力を創出し、市民が愛着と誇りを持てる創造性豊かなまちへと発展を遂げる原動力となり、こうして創られた魅力を、多くの交流を通して世界に向かって広く発信していくことで、まちの新たな価値を生み出し、さらなる輝きを放つまちへと成長していきます。

生きがいを感じ幸せに満ちたたくさんの明るい笑顔が輝き、ひと・まちの夢と魅力があふれる、輝かしい未来を創造する都市を築いていく、それが私たち大分市民が抱く「めざすまちの姿」です。

ここに、市民と行政が共有する大分市のめざすまちの姿（都市像）を掲げ、その実現に向けて、市民主体のまちづくりを進めていきます。

めざすまちの姿（都市像）

笑顔が輝き 夢と魅力あふれる
未来創造都市

第7 基本的な政策

めざすまちの姿（都市像）の実現を目指し、6つの「基本的な政策」を掲げ、それに沿った各種施策を展開することとします。

1 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり (市民福祉の向上)

市民一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会をつくりまします。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、社会全体で子どもの健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

2 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり (教育・文化の振興)

未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

また、生涯にわたって主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、だれもが潤いや生きる喜びを実感でき、ふるさとに誇りの持てるまちづくりを進めます。

3 安全・安心を身近に実感できるまちづくり (防災安全の確保)

地震や津波、台風などの自然災害はもとより、テロや武力攻撃事態、さらには交通事故や犯罪など、日常生活を脅かすあらゆる危機事象を想定し、市民、地域、行政及び関係機関がそれぞれの役割分担（自助・共助・公助）のもとに連携・協働して、被害を未然に防止し、または最小限に抑えることができるよう対策を着実に推進し、安全・安心を身近に実感できるまちづくりを進めます。

4 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり (産業の振興)

経済を活性化し、企業の経営基盤の強化、農林水産物や工業製品をはじめとする製品の供給体制の充実など、地域の発展を支える各種産業の機能強化を図ります。

また、関係機関との連携を強化し、住む人や訪れる人たちにとっての新たな魅力を創出することでにぎわいと活力に満ちた豊かなまちづくりを進めます。

5 将来にわたって 持続可能な魅力 あふれるまちづくり (都市基盤の形成)

潤いや美しさ、豊かさなどで満たされるバランスのとれた都市の創造を目指して、各地域の現況や特性を生かした生活サービス機能の充実と集約により、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、日常生活での快適性・利便性の向上を図り、将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な魅力あるまちづくりを進めます。

6 自然と共生する 潤い豊かなまちづくり (環境の保全)

清潔で安全に暮らせる快適な生活環境を構築するため、市民、事業者、行政が連携して、環境に優しい循環型社会を形成するとともに、地球的規模の環境問題に取り組みます。

また、豊かな自然を守りながら、魅力あふれる環境を次世代に引き継ぐため、生物や自然に対する理解を深め、人と自然が共生する潤い豊かな都市を目指します。



大分市メモ

大分市の姉妹・友好都市・交流促進都市の紹介 (Part1)



【姉妹都市】

北海道 帯広市

(1966年10月26日締結)

1966年10月に東京から帯広空港と大分空港（※国東半島に移転する前に大分市にあった旧大分空港）に航空便が就航したのを機に、空港姉妹都市として締結し、1992年8月に「観光文化姉妹都市」と名称を変更しました。十勝平野の中心部に位置し、人口約17万人、面積約619km²の十勝の中核都市です。大規模な畑作、酪農を主要な産業とし、都市機能と自然環境が調和した田園都市を目指しており、世界で唯一の「ばんえい競馬」や、大雪像や氷彫刻が美しい「おびひろ氷まつり」などが有名で、道東の玄関口として観光のまちでもあります。

また、2016年には姉妹都市締結50周年を迎え、市長等を団長とする訪問団による相互訪問を行い、帯広市では大分市郷土料理講習会を開催し、大分市では帯広市民ランナーが第66回別府大分毎日マラソン大会に参加するなどしました。



【姉妹都市】

ポルトガル共和国 アベイロ市

(1978年10月10日提携)

アベイロ市は、気候が穏やかで、また海が入り江まで入り込み、運河となって四方に流れ込む地形から、ポルトガルのベニスと呼ばれており、観光地として世界各国から観光客が訪れています。歴史ある町で、郊外には中世の城や修道院の遺跡といった文化的遺産も数多く残っています。産業は、卸売業や観光産業が中心で、石油化学工業や製鉄業も盛んです。また、重要な漁港もあり、塩の生産地としても有名です。

大分市は、16世紀半ばの太田宗麟の時代からポルトガルとの交流が盛んに行われ、西洋文化が開花したという歴史的背景を踏まえ、姉妹都市の提携を結びました。以来、文化・芸術やスポーツを通じた交流などを行ってきました。

2018年には姉妹都市提携40周年を記念して、アベイロ市長を団長とする訪問団を受入れ、今後10年の交流にかかる共同宣言の調印を行ったほか、青少年によるサッカー交流やホームステイなどが行われました。



※P70へ続く



Oita Creation Vision 2024

基本計画

総論



第1章 基本計画の目的

本市は、基本構想において掲げた「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」を目標として、まちづくりを進めていきます。

また、その目標の実現のために6つの基本的な政策を掲げ、そこから導き出された各種の具体的な施策を進めることで、総合的かつ計画的な行政運営を行っていきます。

この基本計画では、基本構想で定める基本的な政策とそれに基づく具体的な各種施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにすることとします。

第2章 基本計画の期間と対象

第1節 計画の期間

この基本計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までとします。

第2節 計画の対象区域及び範囲

この基本計画に基づいて各種施策を行う区域は、大分市区域としますが、生活圈や経済活動の広域化等により広域的配慮を必要とするときは関係自治体の区域についても含めるものとします。

また、この基本計画に掲げる施策の範囲は、直接市が事業主体となる事業にとどまらず、必要に応じて、国、県、民間などが事業主体となる事業も含めるものとします。

第3章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項）

第1節 人口

（1）総人口

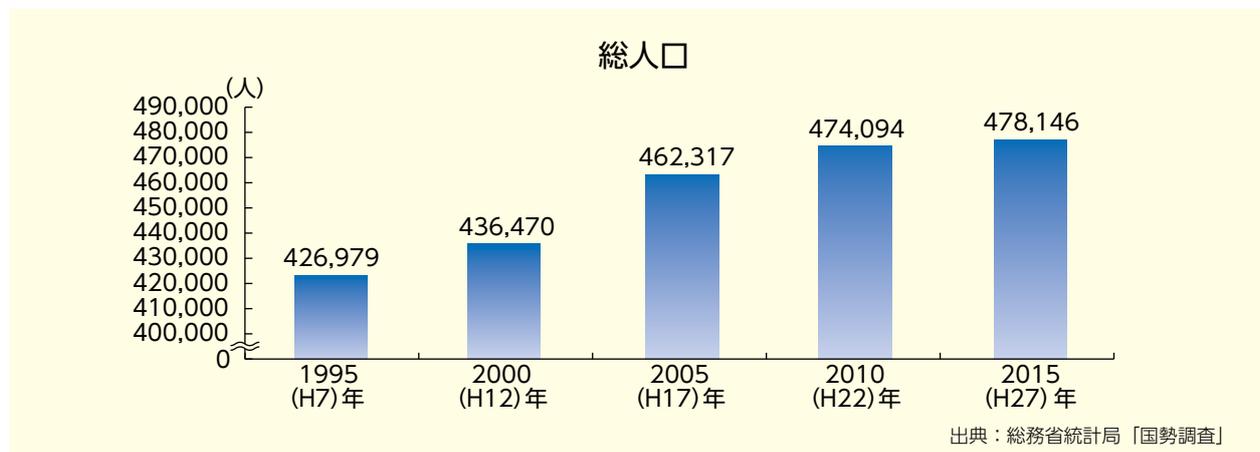
本市の総人口は、2015（平成27）年国勢調査によると、478,146人です。

1963（昭和38）年からの動きを見ると、新産業都市建設の本格化した1965（昭和40）年以降、急速な人口増加をたどり、1965（昭和40）年に対し1970（昭和45）年は15.1%増、1970（昭和45）年に対し1975（昭和50）年は22.9%増と、九州県庁所在都市の中で最高の増加率を示し、1965（昭和40）年から1975（昭和50）年までの10年で93,820人の増加でした。

その後、日本経済が安定成長となったことから新産業都市建設も安定期に入り、1975（昭和50）年から1985（昭和60）年までの10年では69,859人の増加、1985（昭和60）年から1995（平成7）年までの10年では36,883人の増加、直近の10年となる2005（平成17）年から2015（平成27）年まででは15,829人の増加と、その数は漸減傾向にあります。

今後の人口について、2015（平成27）年の国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が2018（平成30）年に公表した推計によると、本市の人口は、2020（令和2）年には479,341人、2025（令和7）年には476,205人とされ、その後も緩やかに減少していくことが見込まれています。さらに、2045（令和27）年の総人口は、434,166人で、2015（平成27）年と比べると約44,000人減少するとされる中、生産年齢人口（15歳～64歳）は約68,000人減少する一方、老年人口（65歳以上）は約39,000人増加し、老年人口割合も24.7%から36.1%へ11.4ポイント増加する見込みとなっています。

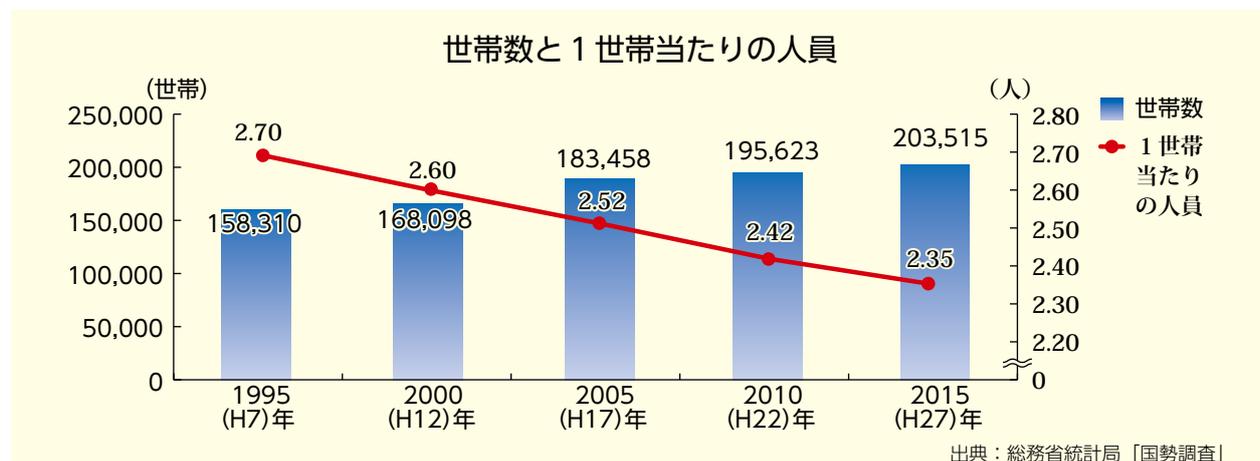
このような人口構造の変化により、生産年齢人口の減少による税収減、老年人口増加による社会保障関係費の増嵩が想定され、生産年齢世代の負担増大や本市財政状況のさらなる逼迫が懸念されますが、「大分市人口ビジョン」では、自然増と社会増の両面から人口減少問題に取り組むことにより、2060（令和42）年の総人口を45万人程度とする将来展望を目指すなかで、基本計画の期間である2024（令和6）年度末の本市の人口は477,900人と想定します。



(2) 世帯数

本市の世帯数は、2015（平成27）年国勢調査によると、203,515世帯であり、1963（昭和38）年から増加を続けています。2015年（平成27）年以降においても、毎年10月1日における住民基本台帳に登録された世帯数は前年より増加しており、世帯数の増加傾向が続いています。

一方、一世帯当たりの人員は、1965（昭和40）年に4.05人であったものが、核家族化の進行、出生数の減少などにより2015（平成27）年には2.35人にまで減少しました。

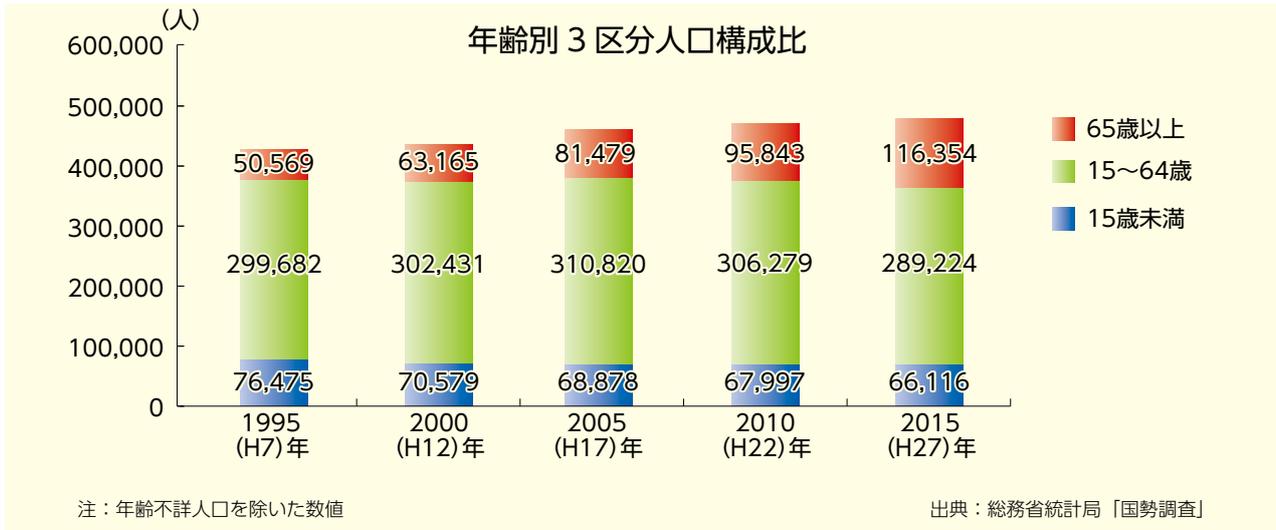


(3) 年齢構成

人口における年齢別の構成比を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は急速に減少し、老年人口（65歳以上）は急増しています。

2015（平成27）年における総人口に対する老年人口の割合は24.7%ですが、社人研の推計では、2045（令和27）年に36.1%へ11.4ポイント増加する見込みとなっており、高齢化率の急速な高まりが予想されています。

基本計画総論



(4) 出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数は、県の人口推計（年報）によると2005（平成17）年から2015（平成27）年までの10年間の平均値は4,500人となっていました。それ以降は4,500人を切る状況が続いており、2018（平成30）年は4,000人近くまで減っています。一方、厚生労働省の「人口動態統計」を基に本市が独自に集計し公表している合計特殊出生率は、2005（平成17）年の1.33以降上昇傾向にあり、2017（平成29）年は1.58となっています。

大分市人口ビジョンでは、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現に向けた取組をさらに充実させることにより、希望する子どもの数を増やし、大幅な出生数の減少に歯止めをかけることで、2024（令和6）年度の合計特殊出生率を1.77と想定します。

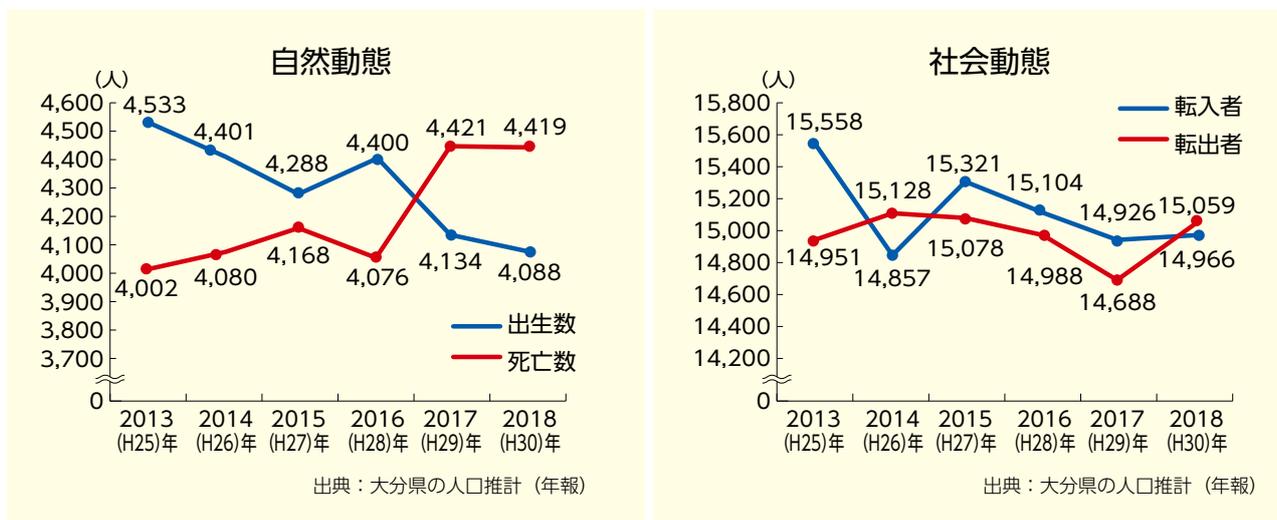


(5) 人口動態

県の人口推計（年報）によると、本市の自然動態は、2016（平成28）年までは出生数が死亡数を上回っていたため、自然増となっていました。しかし、2017（平成29）年に死亡数が出生数を上回り自然減に転じました。今後も、出生数の大幅な増加は見込めない一方で、老年人口の増加に伴い死亡数は増加していくことが予想されることから、死亡数が出生数を上回る自然減が続くと見込まれています。

また、社会動態を見ると、近年は、2014（平成26）年を除き転入者が転出者を上回る社会増が続いていましたが、2018（平成30）年には転出者が転入者を上回る社会減となりました。

なお、2017（平成29）年には、自然減が社会増を上回ったことにより、本市で初めて人口減となりました。社会減となった2018（平成30）年にはさらに減少幅は拡大しており、本市もいよいよ人口減少の局面に入ったと考えられます。



(6) 昼間人口等

周辺市町村との通勤・通学等による流入超過昼間人口は鈍化傾向にあり、2015（平成27）年では8,000人程度となっています。今後も、教育・文化・医療・交通などの拠点機能の集積、日常生活圏の拡大、広域的な連携と交流などから、昼間人口が夜間人口（常住人口）を上回る流入超過は続く予想されます。



第2節 経済

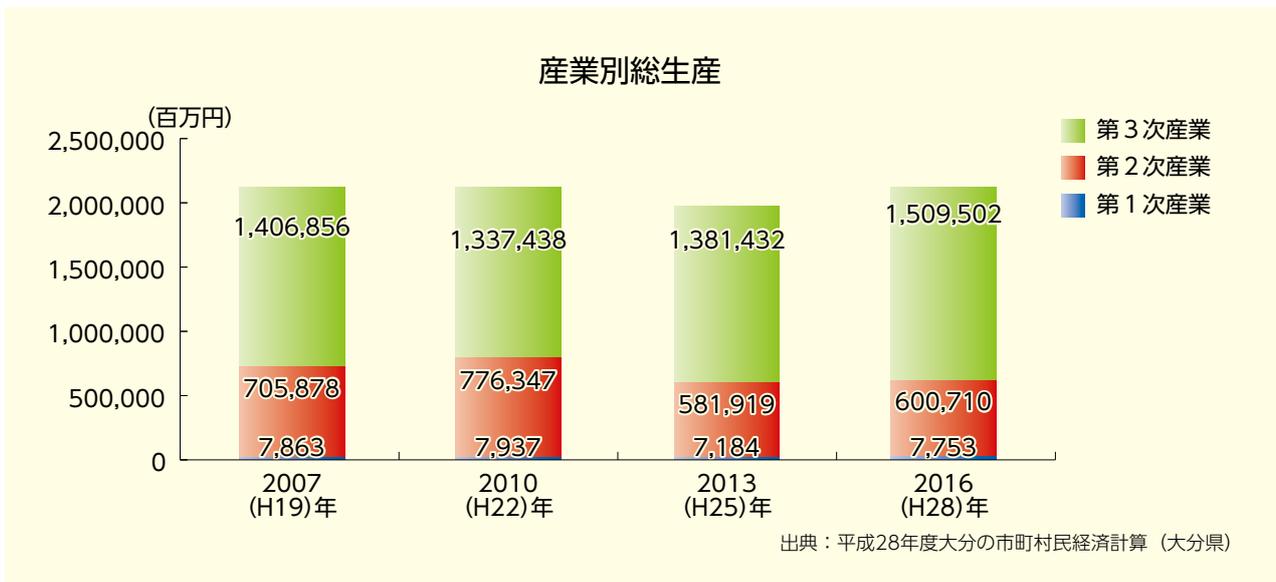
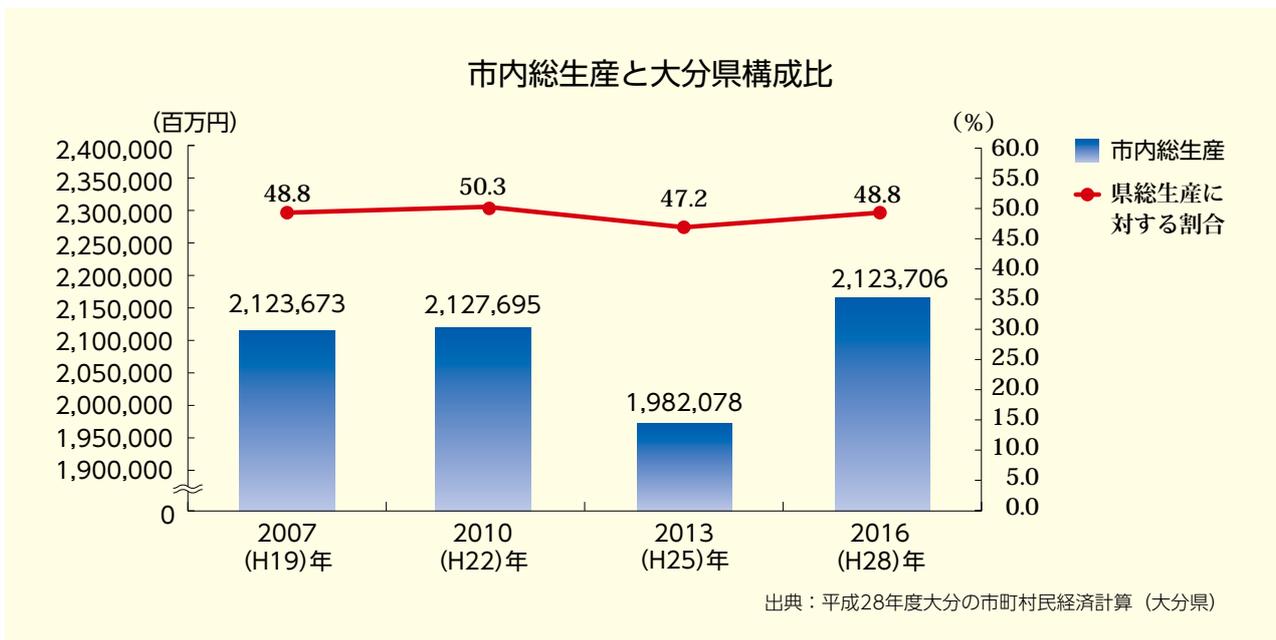
(1) 産業別総生産

県の「平成28年度大分の市町村民経済計算（令和元年版）」によると、本市の市内総生産は、2008（平成20）年のリーマンショックなどの影響を受け減少した期間があるものの、その後回復傾向を見せており、2006（平成18）年に対して2016（平成28）年は、2.5%増加しました。

この間、産業別にみると、第2次産業が減少するなか、第1次産業は微増、第3次産業は増加しました。

産業構造に占める割合では、第1次産業は0.4%で横ばい、第2次産業は32.6%から28.3%へ低下したのに対し、第3次産業は66.8%から71.1%へと上昇しています。

また、2016（平成28）年度の本市の市内総生産は、県総生産の48.8%を占め、県全体をリードしています。



(2) 就業者

第1次産業の就業者総数は、1965（昭和40）年以降減少し続けており、1965（昭和40）年から2015（平成27）年の間に、21,571人から4,007人と約5分の1まで減少しました。全産業に占める割合も、1965（昭和40）年の21.2%から、1980（昭和55）年には4.5%、2015（平成27）年には1.9%にまで低下するなど、大幅な減少を示しています。

また、第2次産業の就業者総数についても、全産業に占める割合は1975（昭和50）年の30.8%をピークに減少傾向にあり、2015（平成27）年には22.7%となっています。

これに対し、第3次産業の就業者総数は、1965（昭和40）年から2015（平成27）年の間に約2.9倍の伸びを示し、全産業に占める割合も1965（昭和40）年の54.7%から2015（平成27）年に75.4%へと大幅に上昇しており、今後も産業別就業者数については、同様の傾向が続くと予想されます。



(3) 市財政の概要

わが国の景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、先行きについては、通商問題の動向や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動によるリスクが懸念されています。

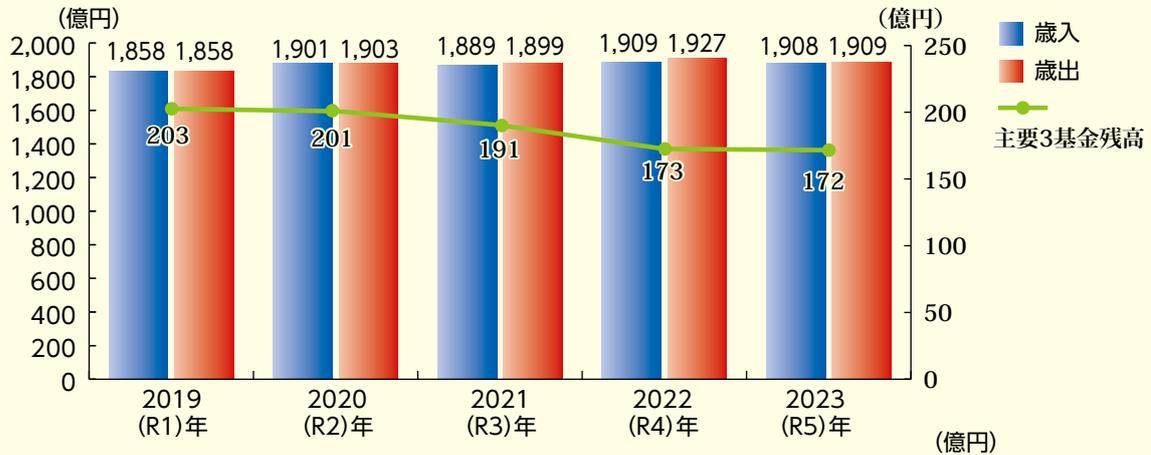
こうしたなか、国の財政状況は、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化について、目標であった2020（令和2）年度までの達成が困難となったことから、2025（令和7）年度まで延期すると同時に、債務残高の対国内総生産比の安定的な引下げを目指すとしており、今後とも経済再生と財政健全化の両立に向け、極めて厳しい財政運営を強いられる状況となっています。

本市においても、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収は期待できず、歳出面では、少子高齢化の進展により扶助費をはじめとした社会保障関係費が年々増加するとともに、老朽化が進んでいる多くの公共施設の維持管理、更新経費への対応など多くの課題を抱えています。

2019（令和元）年10月に公表した「財政収支の中期見通し」では、このような影響を考慮するとともに、行政改革の効果額を見込み、一定の条件のもとで2023（令和5）年度までの見通しを試算しましたが、その結果は、改善傾向にあるものの、依然として収支不足が続く状況にあります。

このような楽観視できない財政状況のなかで、福祉や教育をはじめとする基礎自治体が果たすべき施策の着実な展開を図るとともに、産業力の強化などの地方創生に向けた取組を推進していくためには、行政改革に取り組み、今後とも国の税制改正等も注視しながら限られた財源を最大限に活用するとともに、新たな財源の創出策について検討していかなければなりません。

財政収支の中期見通し【2019（令和元）年10月公表】



項目	年度	2019 (R1)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
歳入		1,858	1,901	1,889	1,909	1,908
歳出		1,858	1,903	1,899	1,927	1,909
主要3基金残高		203	201	191	173	172

出典：大分市

第3節 土地利用

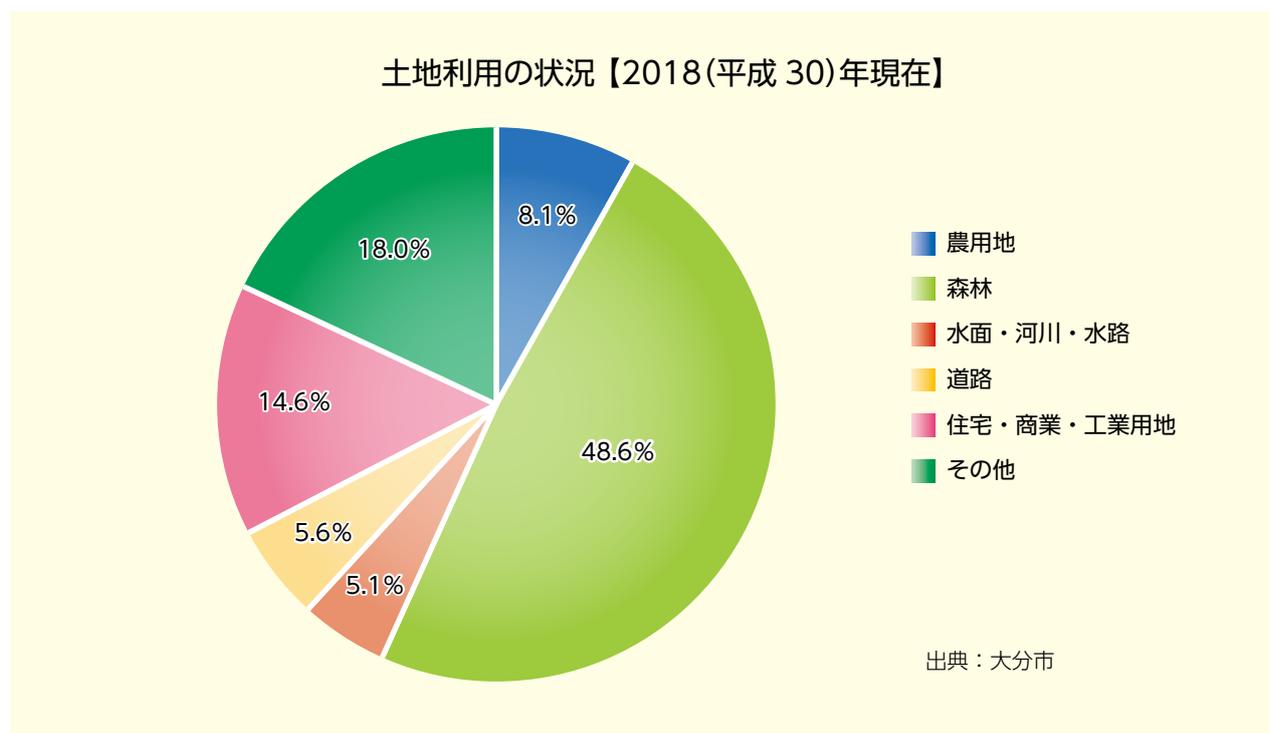
本市の土地利用は、新産業都市建設の進展に伴い、臨海工業地帯の造成や後背地の整備が進み、また、都心に隣接した丘陵地や幹線道路に沿った郊外部においても大規模な開発行為が行われ、多彩な変貌を遂げてきました。

しかしながら、近年では、このような郊外部への市街地拡大により中心市街地での低・未利用地の増加も見られるようになりました。

2018（平成30）年現在の土地利用の状況は、農用地8.1%、森林48.6%、水面・河川・水路5.1%、道路5.6%、住宅・商業・工業用地14.6%、その他18.0%となっており、都市的土地利用への転換は進んでいるものの、自然的土地利用の比率が高く、豊かな自然環境に恵まれているといえます。

今後の土地利用に当たっては、少子高齢化による人口構造の急激な変化に対応するため、既成市街地の効率的・有効的な土地利用を促進し、無秩序な市街地の拡大を抑制することで、中心市街地や地区拠点の活性化を図ることが必要となります。

また、良好な景観は、現在及び将来における市民の資産であり、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、これらが調和した土地利用を図ることが求められています。



第4章 まちづくりに関する市民の意識

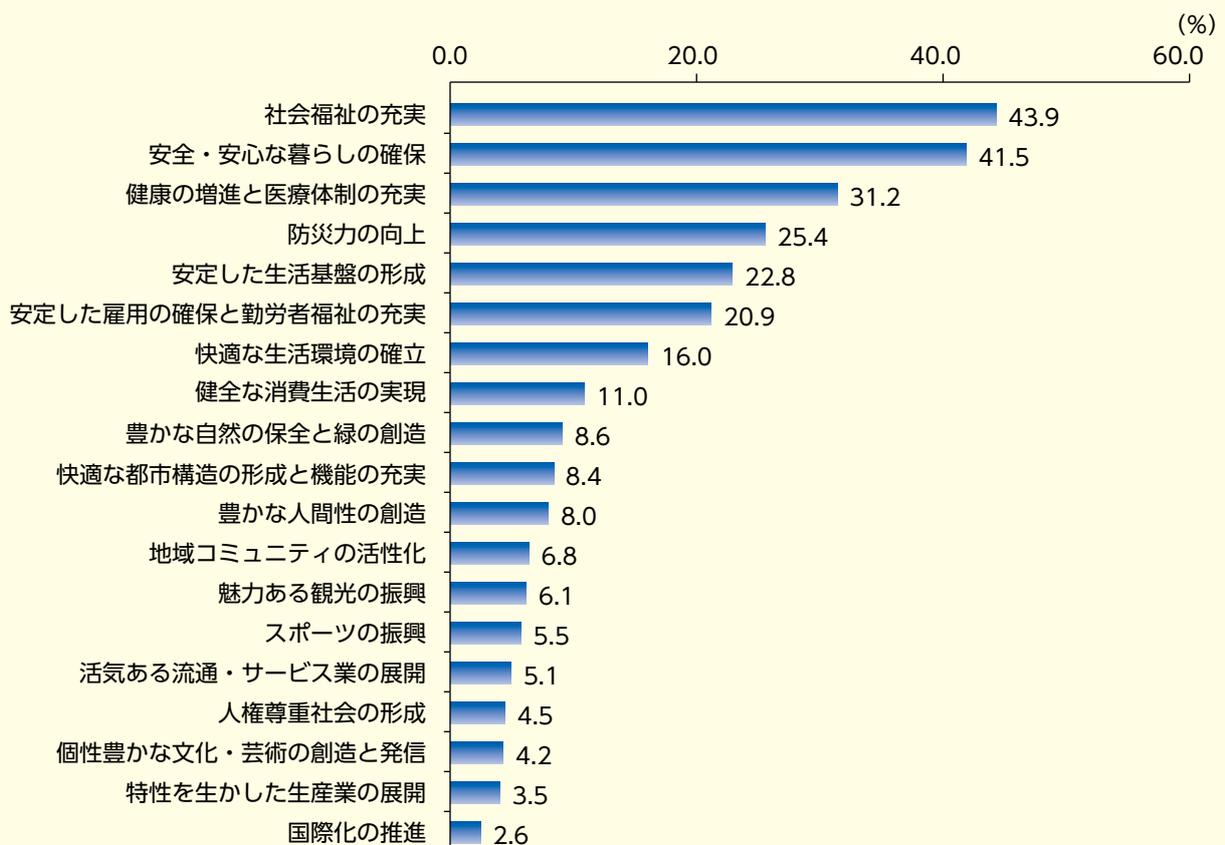
2018（平成30）年11月から12月にかけて実施した大分市民意識調査の結果によると、「大分市総合計画」に掲げる19の具体的な政策のうち、特に力を入れて取り組んでもらいたい政策としては、「社会福祉の充実」「安全・安心な暮らしの確保」「健康の増進と医療体制の充実」などが上位になっています。

また、42の施策のうち重要度の高い施策は、「子ども・子育て支援の充実」「消防・救急体制の充実」「防災・危機管理体制の確立」「地域医療体制の充実」「高齢者福祉の充実」など、福祉や医療、安全・安心などの生活に密着した施策となっています。

一方、満足度が低い施策は、「交通体系の確立」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「林業の振興」などとなっています。

これからのまちづくりを進めるに当たっては、時勢や市民のニーズを的確に把握し、市民の視点に立った各施策の展開を進める必要があります。

力を入れて取り組んでもらいたい政策について（「大分市民意識調査」の結果から抜粋）



n=1,582

※複数回答（3つまで）のため、合計は100にはならない

重要度が高い施策（昇順）

順位	施策	重要度数	満足度（順位）
1	子ども・子育て支援の充実	4.54	28
2	消防・救急体制の充実	4.50	2
3	防災・危機管理体制の確立	4.50	33
4	地域医療体制の充実	4.47	4
5	高齢者福祉の充実	4.42	22
6	社会保障制度の充実	4.41	38
7	生きる力をはぐくむ学校教育の充実	4.41	14
8	治山・治水対策の充実	4.40	31
9	子どもたちの学びを支える教育環境の充実	4.40	29
10	水道の整備	4.39	1
⋮	⋮	⋮	⋮

※順位は、全42施策のうち順位
※全施策の重要度数の平均は4.14

満足度が低い施策（降順）

順位	施策	満足度数	重要度（順位）
42	交通体系の確立	2.61	16
41	安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	2.75	11
40	林業の振興	2.86	31
39	計画的な市街地の形成	2.87	20
38	社会保障制度の充実	2.89	6
37	地球環境問題への取組	2.90	21
36	農業の振興	2.90	24
35	商業・サービス業の振興	2.91	30
34	男女共同参画社会の実現	2.92	33
33	防災・危機管理体制の確立	2.92	3
⋮	⋮	⋮	⋮

※順位は、全42施策のうち順位
※全施策の重要度数の平均は2.99

より詳細な平成30年度市民意識調査の結果については、大分市ホームページの「大分市の行政評価（平成30年度大分市民意識調査）」をご覧ください。

第5章 基本的な政策の体系

基本構想に掲げた6つの基本的な政策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な政策とその実施のための施策を展開します。

1 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり（市民福祉の向上）

社会福祉の充実

- 地域福祉の推進
- 障がい者（児）福祉の充実
- 子ども・子育て支援の充実
- 社会保障制度の充実
- 高齢者福祉の充実

健康の増進と医療体制の充実

- 健康づくりの推進
- 地域医療体制の充実

人権尊重社会の形成

- 人権教育・啓発及び同和対策の推進
- 男女共同参画社会の実現

地域コミュニティの活性化

健全な消費生活の実現



2 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり（教育・文化の振興）

豊かな人間性の創造

- 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
- 社会教育の推進と生涯学習の振興

個性豊かな文化・芸術の創造と発信

スポーツの振興

国際化の推進



3 安全・安心を身近に実感できるまちづくり（防災安全の確保）

防災力の向上

- 防災・危機管理体制の確立
- 治山・治水対策の充実

安全・安心な暮らしの確保

- 消防・救急体制の充実
- 交通安全対策の推進
- 犯罪のないまちづくりの推進



4 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）

特性を生かした生産業の展開

- 工業の振興
- 林業の振興
- 農業の振興
- 水産業の振興

活気ある流通・サービス業の展開

- 商業・サービス業の振興
- 流通拠点の充実

安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

魅力ある観光の振興



5 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり（都市基盤の形成）

快適な都市構造の形成と機能の充実

- 計画的な市街地の形成
- 交通体系の確立
- 地域情報化の推進

安定した生活基盤の形成

- 水道の整備
- 安全で快適な住宅の整備
- 下水道の整備
- 公園・緑地の保全と活用



6 自然と共生する潤い豊かなまちづくり（環境の保全）

豊かな自然の保全と緑の創造

快適な生活環境の確立

- 廃棄物の適正処理
- 清潔で安全な生活環境の確立
- 公害の未然防止と環境保全
- 地球環境問題への取組



第6章 計画推進の基本姿勢

● 市民主体のまちづくり

少子高齢化と人口減少が進展する地域社会の持続性を高めていくために、市民自らが描いた地域の将来像である地域まちづくりビジョンを踏まえ、市民一人ひとり、地域コミュニティ、行政が一体となって、地域の活力と魅力を最大限に引き出す市民主体のまちづくりを進めていきます。

● 個性を生かした自立したまちづくり

地方分権改革の進展に伴って、これまで以上に主体性を発揮するまちづくりが地方自治体には求められています。そのため、各地域の実情に応じてその特性を生かすことにより、大分市全域として個性的で活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進していきます。

● 新たな時代の市民ニーズに対応した多様な連携

住民の生活様式が多様化し、行動領域も拡大するなか、さまざまな課題や市民ニーズに的確に対応するため、県や大分都市広域圏を形成する6市1町をはじめとする自治体、企業、大学等の多様な団体と連携を図るとともに、相互の特徴を生かしてそれぞれの資源を有効に活用し、これまで以上に充実した行政サービスを効率的・効果的に提供していきます。

● 行政改革の推進・計画的な財政運営

基礎自治体として、絶えず変化する社会経済情勢に柔軟に対応し、市民福祉の向上を目指すためには、将来を見据え、自主的な行政運営を可能とする安定した行財政基盤を築く必要があります。

今後も、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するため、これまでの行政改革の基本姿勢を堅持するとともに、引き続き計画的な財政運営に努めることにより、本市の成長を支える「未来」への投資が実現できるよう、将来を見据えた健全な行財政運営を推進していきます。

● 計画に基づく政策・施策の推進

さまざまな課題や市民ニーズの的確な把握に努めながら、この基本計画に掲げられた諸施策や関連する各種計画を着実に推進します。

また、総合計画の進行管理を的確に行い、効果のある事業を選択し、集中的に投資をしていくことにより成果の向上を目指すとともに、その成果や進捗よく状況を市民に分かりやすく説明していきます。

● 地方創生の推進

わが国の人口は、2008（平成20）年をピークに減少に転じており、社人研による人口推計によれば、2029（令和11）年には1億2,000万人を割り込み、2053（令和35）年には1億人を下回ると推計されています。

本市においても、今後人口減少社会に適応し、本市が活力を失わず、市民が真に豊かさを実感できる、自律的で持続可能なまちづくりを推進するため、「大分市総合戦略」を策定し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」が活力を持続することができるよう、幅広い分野で実効性のある対策に取り組んでいきます。



Oita Creation Vision 2024

基本計画

各論



各論の構成について

各論では、基本的な政策の体系に沿って、施策ごとに、動向と課題、基本方針、主な取組、目標設定を掲げています。

【動向と課題】

その施策をめぐる現状や背景となる社会経済動向、そして今後の課題などを掲げています。

【基本方針】

施策を進める上での基本的な方針を掲げています。

【主な取組】

基本方針に沿って施策を進める上での主な取組を記載しています。

ここに掲げた取組に加え、施策の進ちょく状況を見ながら、市民のニーズに沿った新たな取組も柔軟に進めることで、より効果的な施策の実現を目指します。

【目標設定】

施策の進ちょくが分かりやすいよう、数値で目標を表しています。

目標値は、事業を進めるに当たっての努力目標であり、今後の事業の進め方や予算措置を拘束するものではありませんが、施策の進ちょく状況を測る指標として活用します。

【動向と課題】

【基本方針】

【主な取組】

第1章 社会福祉の充実

第1節 地域福祉の推進

動向と課題

わが国においては、急速に進展する少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化しているが、地域のつながりが薄薄になることにも、個々の価値観が多様化し、地域における相互扶助機能が弱まっています。また、生活様式の変化や子どもの異世代問題、地域福祉の担い手不足などの新たな課題も表面化しています。

一方、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識はますます高まり、地域における福祉サービスに対するニーズは多様かつ多岐化しており、このような社会構造の変化や市民意識の変化に対応した地域福祉施策が求められています。

こうしたなか、国において社会福祉法が改正され、地域福祉の新たな概念として、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを感じ、高め合うことができる「地域共生社会の実現」が提唱されるとともに、その実現を目指すこととしています。

本市においては、地域共生社会の実現に向けた取組の推進と、多様化する地域課題への対応のため、福祉・医療・保健・防災・教育・まちづくりなどあらゆる分野との連携を図ることが重要となります。特に、地域福祉の推進にかかせない「民生委員・児童委員への支援や「大分市社会福祉協議会との連携をこれまで以上に強化し、「我が家」「我がと」の地域づくりを推進することで、だれもが安心して暮らすことができる社会の構築を目指す必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、障がいの有無や年齢等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で暮らし続け、お互いが支え合い、助け合うことにより、安心してともに生活を送ることのできる、みんなが主役の地域社会づくりを進めます。

主な取組

))) 地域で支え合う体制づくり

大分市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等と連携を図りながら、地域のコミュニティ活動を活性化し、住民主体の地域福祉活動を促進します。

))) 地域福祉の担い手づくり

ボランティアなど地域で活動する人を支援し、研修・指導体制を整備するとともに、活動の活性化を図ります。

目標設定

福祉協力員を配置している校(地区)社会福祉協議会の数

現状値(2023年度末) 6校区

目標値(2024年度末) 20校区

用語解説

地域共生社会の実現
2016(平成28)年6月に政府で閣議決定されたニュー・オープン戦略プランにおいて提唱されたもの。

民生委員・児童委員
民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働省から委嘱された委員。地域の「留守校」「身近な相談相手」「専門職へのつなぎ役」として、地域住民の良友が安心して暮らすためにさまざまな活動に取り組んでいる。

大分市社会福祉協議会
社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人のこと。

福祉協力員
おたけ福祉会による活動開始とし、民生委員や民生委員・児童委員などと協力しながら、地域における福祉活動を支援する役割を担う人。地域によっては民生委員や福祉推進委員などの名前で活動をしている。

【目標設定】



第1部

健やかでいきいきと暮らせる
あたたかさあふれるまちづくり

(市民福祉の向上)



第1節 地域福祉の推進

動向と課題

わが国においては、急速に進展する少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化しているなか、地域のつながりが希薄になるとともに、個々の価値観は多様化し、地域における相互扶助機能が低下しています。また、生活困窮者の増加や子どもの貧困問題、地域福祉の担い手不足などの新たな課題も表面化しています。

一方で、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識はますます高まり、地域における福祉サービスに対するニーズは複雑かつ多様化しており、このような社会構造の変化や市民意識に対応した地域福祉施策が求められています。

こうしたなか、国において社会福祉法が改正され、地域福祉の新たな概念として、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを創り、高め合うことができる「*地域共生社会の実現」が提唱されるとともに、その実現を目指すこととしています。

本市においては、地域共生社会の実現に向けた取組の推進と、複雑化・多様化する地域課題への対応のため、福祉・医療・保健・防災・教育・まちづくりなどあらゆる分野との連携を図ることが重要となります。特に、地域福祉の推進に欠かせない*民生委員・児童委員への支援や*大分市社会福祉協議会との連携をこれまで以上に強化し、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを推進することで、だれもが安心して暮らすことができる社会の構築を目指す必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、障がいの有無や年齢等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが支え合い、助け合うことにより、安心してともに生活を送ることができる、みんなが主役の地域社会づくりを進めます。

主な取組

》》 地域で支え合う体制づくり

- 大分市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等と連携を図りながら、地域のコミュニティ活動を活性化し、住民主体の地域福祉活動を促進します。
- 日々の暮らしにおける支え合い活動の促進や仲間づくりのための交流の場づくりを通じて、地域住民同士が地域の状況や課題を共有し、解決を試みることのできる体制の構築を支援します。

》》 地域福祉の担い手づくり

- ボランティアなど地域で活動する人を支援し、研修・指導体制を整備するとともに、活動の活性化を図ります。

- 地域福祉を推進するリーダーや専門的かつ高度な知識・技術を有する人材の育成・確保に努めます。
- あらゆる場面をとらえて福祉教育を推進し、市民の福祉活動への理解を深め、お互いが支え合い、助け合う心の醸成に努めます。

》》 地域福祉推進体制の整備

- 民生委員・児童委員が地域で円滑かつ効果的に活動ができるよう支援します。
- 地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の強化を図ります。
- 高齢者、障がい者、子どもなどの各種施策の調整、連携強化のため、庁内の体制整備を行います。
- 保健・医療・福祉の各分野に従事する職員など、地域福祉の推進に必要な人材の確保に努めます。



民生委員児童委員パレード

関連計画 ▶ 『第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画』

目標設定

※福祉協力員を配置している
校(地)区社会福祉協議会の数

現状値 (2018年度実績)

6 校区

目標値 (2024年度見込)

20 校区

【用語解説】

※地域共生社会の実現

2016(平成28)年6月に政府で閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいて提唱されたもの。

※民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された委員。地域の「見守り役」「身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として、地域住民の方々が安心して暮らしていくためにさまざまな活動に取り組んでいる。

※大分市社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人のこと。

※福祉協力員

おおむね自治会ごとを活動範囲とし、自治会長や民生委員・児童委員などと協力しながら、地域における福祉活動を支援する役割を担う人。地域によっては福祉委員や福祉推進委員などの名称で活動をしている。

第2節 子ども・子育て支援の充実

動向と課題

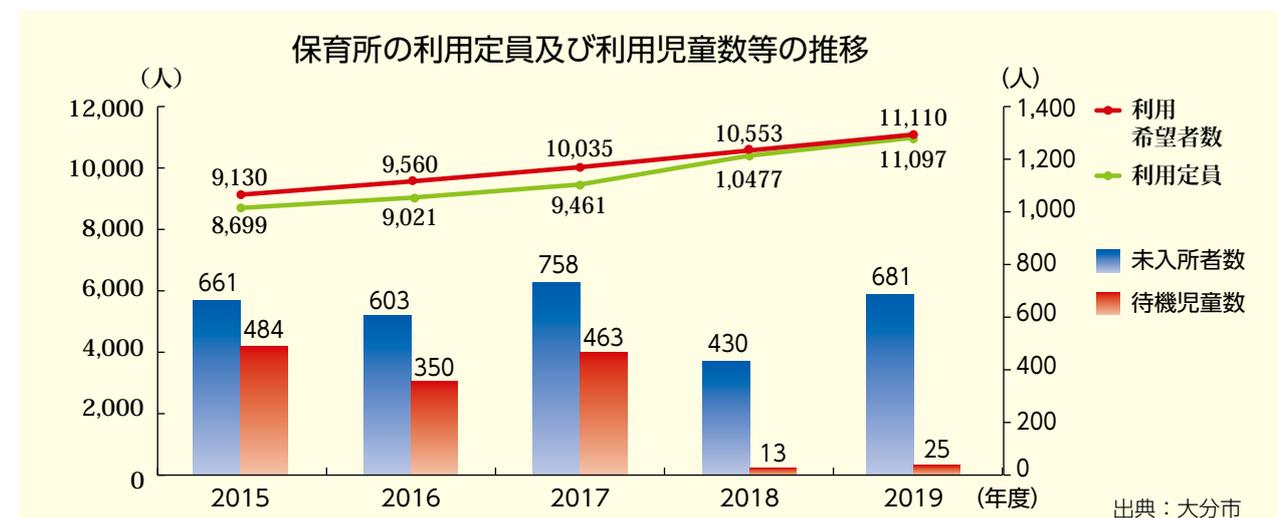
わが国における急速な少子化の進行や人口減少社会の到来は、生産年齢人口の減少や現役世代の負担増、地域社会の活力の低下等、多くの分野に影響を与えており、深刻な社会問題となっています。

また、都市化や核家族化の進行により、子育て家庭が孤立しがちになるなど、社会のさまざまな面において子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

本市の2017（平成29）年の*合計特殊出生率は1.58で、若干の増減を繰り返しながら上昇傾向にあるものの、*人口置換水準とされる2.06には及ばず、出生数は大幅に減少しており、急速な少子化の進行が予想されます。

一方、女性の社会進出や就労形態の多様化などにより共働き家庭が増加し、保育需要は3歳未満の子どもを中心として一層高まっています。また、子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育と保育の提供が求められています。

このようななか、希望する人が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、相談・支援体制を充実させるとともに、大分の未来を担う子どもたちが人格と個性を尊重され、健やかにいきいきと育つよう、行政・地域・その他の関係団体等が一体となって子育て支援体制の構築を図りながら、社会環境の整備を進める必要があります。



基本方針

市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会の実現を図るため、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組めます。

また、良質で適切な教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図るとともに、保護者自身の親としての成長を支援します。さらに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることで、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。

主な取組

》》 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

- 男女の出会いの場の創出を支援します。
- 母子保健、子育て支援の連携強化を推進し、健診・相談・指導体制や情報提供、学習機会の充実を図り、親育ちのための支援を進めます。
- 健診や治療に係る費用の助成など、経済的支援の充実に努めます。

》》 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

- 乳幼児の健やかな心身の発育・発達を促すため、健診・相談・指導体制の充実を図るとともに、食育の推進や小児救急医療体制の充実を図ります。

》》 乳幼児期における教育・保育の提供

- 保育需要に応じた保育所等の定員を確保するとともに、地域のさまざまな子育て支援事業の充実を図ります。
- 乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを通しての教育・保育の充実を図りながら、生きる力の基礎をはぐくみます。
- 配慮を必要とする乳幼児の教育・保育の充実に努めます。



赤ちゃんリズム

》》 子どもと家庭へのきめ細かな支援

- 障がいのある子どもへの相談支援体制を整備するほか、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を推進します。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、相談体制や関係機関等との連携を充実・強化します。
- 子どもの貧困対策に向けた総合的な支援に取り組みます。

》》 子どもと子育てを支える社会づくり

- いろいろな世代からの参画を促し、地域住民との連携を図りながら、子育て家庭が身近な地域において、安心して子育てと親育ちのできる環境づくりに努めます。
- 放課後、児童が身近な地域で安全・安心に過ごせるよう、児童育成クラブの整備・充実及び民間放課後児童クラブの活用等に努めます。
- 健やかな子どもの育成を図るため、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

》》 仕事と子育ての両立支援

- ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成を図るため、広報・啓発活動を行うとともに、両立支援を促す取組を進めます。



パパと一緒にクッキング



ワークショップ ローラー遊び

関連計画 ▶ 『第2期すくすく大分っ子プラン』『大分市幼児教育・保育振興計画』

目標設定

保育施設利用待機児童数

現状値 (2019年4月現在)

 25人

目標値 (2024年度見込)

 0人

大分市子育て支援サイト
「naana」アクセス数

現状値 (2018年度末現在)

 467,022件

目標値 (2024年度見込)

 500,000件

*放課後児童クラブを利用
できなかった児童

現状値 (2019年4月現在)

 5人

目標値 (2024年度見込)

 0人

3歳児健診でのむし歯保有率

現状値 (2018年度末現在)

 15.8%

目標値 (2024年度見込)

 10.0%以下

【用語解説】

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

※人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当）の目安。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2019）」によると、2017（平成29）年現在では2.06となっている。

※放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を提供する施設。本市では、保護者、自治会、PTA等により組織された運営委員会が運営している放課後児童クラブを児童育成クラブ、その他の法人が運営する放課後児童クラブを民間放課後児童クラブと呼んでいる。

第3節 高齢者福祉の充実

動向と課題

わが国の高齢化率は28%を超えており、本市においても高齢化率は26.9%（2019（令和元）年12月末現在）、団塊の世代が75歳に達する2025（令和7）年には、本市の高齢化率が29%を超え、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯も増加することが予想されます。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される「^{*}地域包括ケアシステム」の構築を着実に進め、認知症などになっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備が必要となります。

また、高齢者の有する知識や能力を活用することにより、生きがいつくりや地域の活性化につなげる施策を推進していく必要があります。

基本方針

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築、推進に努めます。

主な取組

》》 高齢者の福祉と保健を支える社会的基礎の確立

- 高齢者に対する学習機会の提供や充実に努め、高齢者の社会参加活動を支援し、生きがいつくりを促進します。
- 幼児期から福祉への理解と関心を高めるための福祉教育と高齢者にやさしいまちづくりが、より一層推進されるよう努めます。
- 高齢者やその家族の総合相談窓口である^{*}地域包括支援センターの充実に努めます。

》》 地域生活支援体制の整備

- ひとり暮らし高齢者等の事故の未然防止と孤独感の解消に向けた取組を充実させます。
- 高齢者に配慮した居住環境整備を行い、在宅サービスなどの生活支援を充実させます。
- 大分市社会福祉協議会の活動基盤強化を支援します。

》》 高齢者が生きがいを持って元気に暮らすための支援

- 高齢者が気軽に外出できる環境をつくり、ボランティア、レクリエーション、就労、趣味等を通じて積極的な社会参加や生きがいつくりを促進します。

》》 介護予防・重度化防止の推進

- 高齢者をはじめ、市民一人ひとりに健康づくりへの意識の高揚を図るとともに、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図りながら、地域の自主的な介護予防の活動が実践されるよう支援することにより、*健康寿命の延伸に努めます。
- 要介護（支援）者となっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、在宅医療・介護の関係機関の連携や地域ケア会議で*ケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の自立支援・重度化防止を推進します。



》》 認知症高齢者支援対策の推進

- 認知症高齢者の生きがいある生活の実現に向け、保健・医療・福祉等の専門的視点からの取組や適切なサービスの提供を行います。
- 民生委員・児童委員や老人クラブなど、地域における各種関係団体と連携しながら、認知症高齢者やその家族への支援と権利擁護のための体制を構築します。
- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」や小・中・高生の「認知症キッズサポーター」の養成に取り組みます。また、サポーター養成講座の講師である「認知症キャラバン・メイト」の養成に努めます。



》》 介護サービス基盤の整備

- 要介護高齢者の需要に応じた介護施設の整備に努めます。
- 一人暮らしに不安を感じている高齢者や居宅での生活が困難な高齢者が利用できる施設の整備を促進します。

》》 介護保険事業の円滑な推進

- 被保険者や介護サービス事業者への施策を充実させます。
- 適切なサービス提供がなされるよう介護給付の適正化に努めるなど、介護保険財政の健全性を確保しながら、介護保険事業の推進を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市高齢者福祉計画及び第7期大分市介護保険事業計画（おおいた市地域包括ケアシステム推進プラン）』

目標設定

認知症サポーター
養成講座受講者数（累積）

現状値（2018年度実績）



41,025人

目標値（2024年度見込）



65,000人

地域ふれあいサロン
利用登録者数

現状値（2018年度実績）



11,953人

目標値（2024年度見込）



14,300人

短期集中予防サービス
（パワーアップ教室）利用者数

現状値（2018年度実績）



690人

目標値（2024年度見込）



830人

【用語解説】

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

※地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、公正で中立な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関。また、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」の推進を図っている。

※健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が都道府県単位で算出する。

※ケアマネジメント

高齢者の介護予防・重度化予防を支援するため、適切なサービスが利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行うこと。

第4節 障がい者（児）福祉の充実

動向と課題

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進展、それに伴う親亡き後の問題が顕在化するなど、障がいのある人を取り巻く社会状況・環境等が大きく変化しており、その対応が大きな課題となっています。

このようななか、国においては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講じるとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図ることを基本的な考え方としており、本市においても、障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して暮らせるための施策を推進しているところです。

今後も、障がいのある人や家族のニーズを的確にとらえ、障がいのある人が地域社会に積極的に参加し、生きがいのある日々を過ごせるよう、生涯を通じて切れ目のない、きめ細かなサービスをさらに充実させていく必要があります。

基本方針

＊ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かち合うとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の構築を目指し、個々の障がいに応じた適切な施策を推進します。

主な取組

》》 広報・啓発の推進

- 市報・ホームページ・人権講演会等を通じて、障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるための広報・啓発と、障がい者施策や障がいのある人が利用できる制度についての周知を図ります。
- 障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、公民館における講座等の充実に努めます。

》》 保健・医療体制の充実

- 健康診査体制を充実させ、発達障がいをはじめとする障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、関係機関相互の連携を図り、巡回療育相談、発達相談や保健指導事業などを充実させ、障がいのある子どもとその家族への支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある人の保健・医療・リハビリテーションの充実と難病患者の支援体制の充実に努めます。
- 療育等相談や保健指導事業の充実を図るため、研修などにより関係職員の資質の向上に努めます。

》》 相談支援体制の充実

- 障がいのある人やその保護者などからのさまざまな相談に対する支援体制の充実を図り、必要な情報提供、支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等に努めます。

》》 教育の充実

- 学校における教育活動全体において、障がいのある子ども一人ひとりの実情に即した教育が進められるよう、学校施設・教材の充実を含め、*特別支援教育の推進に係る校内支援体制の充実に努めます。
- 学校において、社会福祉についての理解を深める指導を行い児童生徒の「福祉の心」をはぐくむとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための交流及び共同学習の充実に努めます。
- 医療、福祉、保健等の関係機関との連携のもと、障がいのある子どもやその保護者のニーズに対応する早期からの相談支援体制の充実に努めます。

》》 雇用・就労の促進

- 公的施設等での就労の場の確保に配慮しながら、雇用機関との連携を強化し、福祉サイドからの就労支援の強化を図るなど、障がいのある人の職業的自立と雇用の促進に努めます。
- 障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう*就労移行支援事業所による訓練を促進します。

》》 地域生活への移行の促進

- 障がいのある人の入所施設等から地域生活への移行の促進を図るとともに、障がいのある人の年齢や障がいの種別、程度に応じたさまざまなニーズへのきめ細やかなサービスの提供に努めます。
- 障がいのある人が地域において安全で安心し、かつ、自立した生活を続けられるよう、地域全体で支える体制づくりを推進し、相談体制や障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 公共施設や道路等における段差の解消など、障がいのある人が安全で快適に移動することができるよう総合的な交通対策を推進するとともに、障がいのある人が利用しやすいホームページづくり及びバリアフリーマップの充実など、施設・情報のバリアフリー化を促進します。
- 災害発生時の避難等に特に支援を要する障がいのある人の防災対策等を推進します。

》》 社会参加の促進

- 障がいのある人の積極的なイベント参加を図り、より多くの市民との交流に努めます。
- 障がいのある人の外出時における支援や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の合理的な配慮を行うとともに、手話通訳者の人材育成に努めます。
- 障がい者の衣服に関する支援を行い、障がい者の社会参加につなげることに努めます。
- 障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、ゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を実現し、個々の能力や趣味に合わせた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めます。
- 姉妹・友好都市及び*共生社会ホストタウンとの交流やスポーツ大会等を通じて、共生社会の実現に努めます。



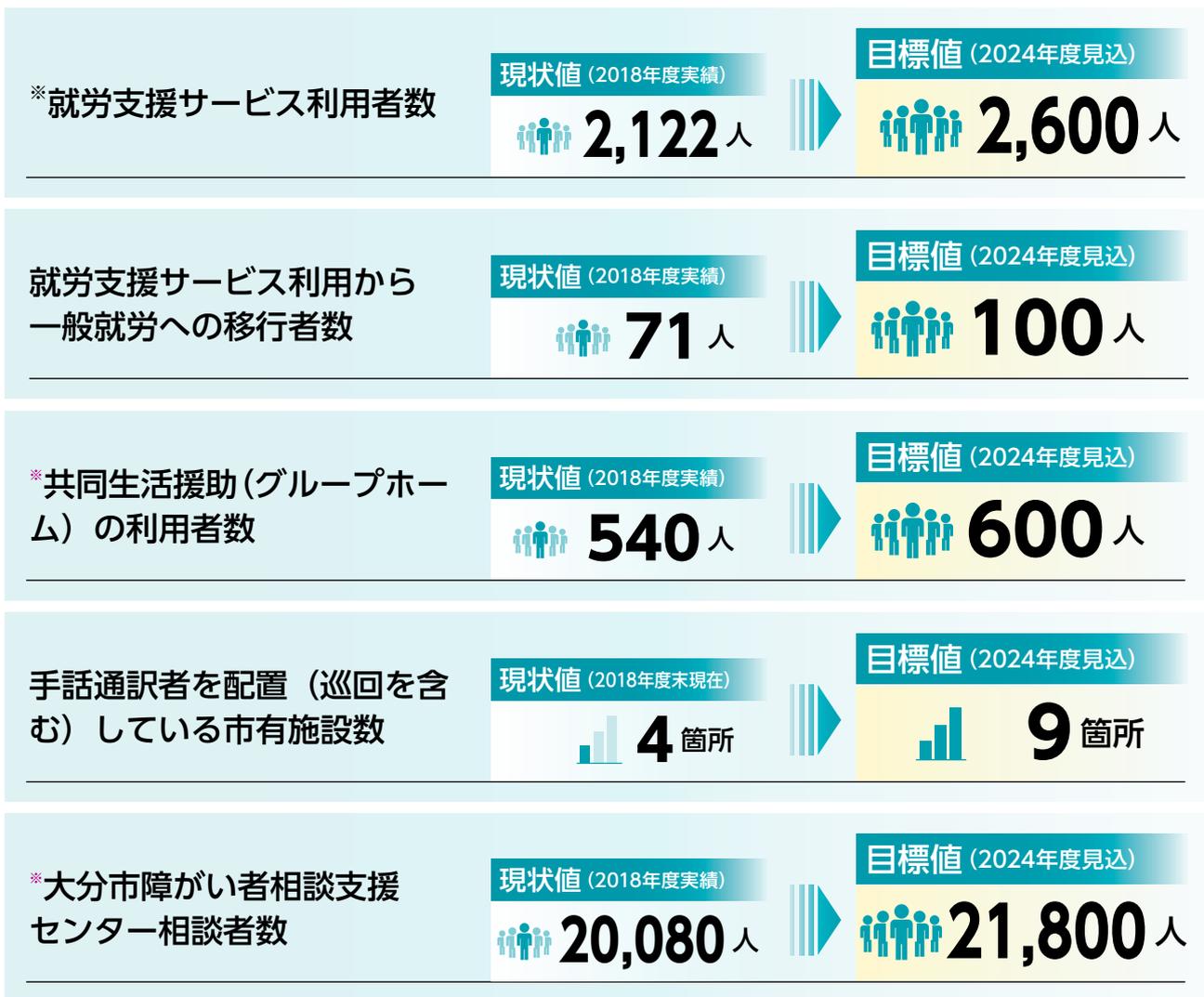
車いすマラソン



バリアフリー・ファッションショー

関連計画 ▶ 『第三期大分市障害者計画改訂版』『第5期大分市障害福祉計画・第1期大分市障害児福祉計画』『大分市バリアフリーマスタープラン』

目標設定



※就労支援サービス利用者数は、就労移行支援・※就労継続支援(A型)・※就労継続支援(B型)の利用者数の合計値。

【用語解説】

※ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそ「ノーマル」であるという考え方。

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※就労移行支援事業所

障がいがあり、一般的就労を希望する人に対して、働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、また、就職後には職場定着支援を行うための障がい福祉サービスを提供する事業所。

※共生社会ホストタウン

パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を実施。

※共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う支援。

※大分市障がい者相談支援センター

障がいのある方やその保護者などからさまざまな相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介の連絡調整等を行う。

※就労継続支援(A型)

一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援。

※就労継続支援(B型)

一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援。

第5節 社会保障制度の充実

動向と課題

国は、国民が一生を通じて安心して生活を営めるよう、突然の病気や事故、老齢などによる経済的不安の解消を図るため、各種社会保障制度を整備しています。

しかしながら、わが国では、2025（令和7）年にいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となるとともに、少子化による若年・現役世代の減少とあわせて総人口も減少し、人口構成の変化が著しくなることから、社会保障の基盤となる給付と負担の世代間不均衡が高まると考えられています。また、家族形態の変化により単身世帯と夫婦のみ世帯が増加傾向にあり、その中でも高齢化の進展に伴う高齢者世帯の割合が増えていることから、家族の支え合い機能に影響を及ぼしていると考えられています。さらには、非正規労働者の雇用対策や雇用年齢の引き上げなど働き方の変化による社会保障制度の充実も求められています。

このようななか、国は、社会構造の変化に的確に対応することで持続可能な社会保障制度の確立を図り、すべての世代が年齢でなく負担能力に応じて負担し支え合う「全世代型の社会保障」を目指すとしており、高齢化・人口減少を踏まえた、総合的かつ重点的な政策を取りまとめ、制度改革も含め実行に移しています。

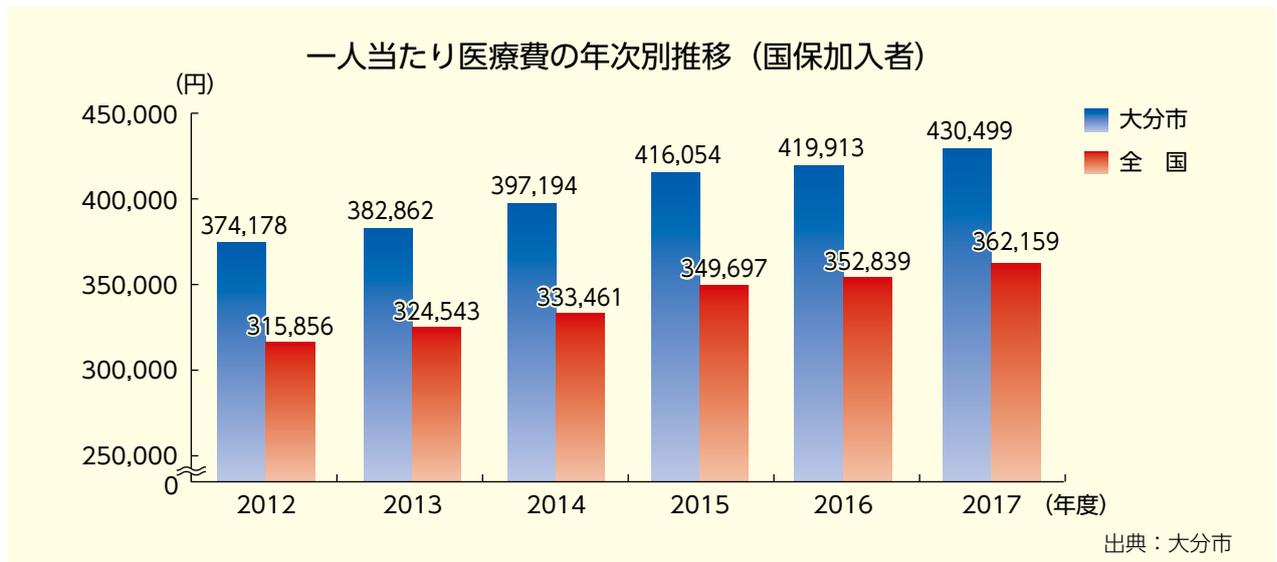
なかでも、国民健康保険については、一人当たりの医療費が全国的に毎年増加しており、効率的な医療保険事業の実施による財政の健全化が求められていたことから、2018（平成30）年度から国民健康保険制度の財政運営の責任主体が都道府県に替わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。本市としても、県と連携し制度の安定化を図るとともに、*特定健康診査の推進などにより国保財政の健全化に取り組むこととしています。

後期高齢者医療制度については、75歳以上の高齢者などが加入する保険であり、県内のすべての市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっていますが、給付費の9割が公費または現役世代からの支援金であることや年齢が高まると医療費が高くなる傾向があることから制度の充実が求められています。

公的年金制度については、現役世代の保険料負担により高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養の仕組みにより運営されており、国民の約3割が受給し、老後生活の柱としての役割を担っています。今後さらなる高齢化の進展により、持続可能で安定的な公的年金制度の確立が求められているところです。

また、本市の生活保護世帯数は、近年はほぼ横ばいで推移していますが、法の適正実施はもとより、最後の*セーフティネットとして、心の通った生活保護を推進していくために、要保護者の実情に即したよりきめ細かな対応が求められています。

さらに、*生活困窮者へ適切な支援を行うとともに、自立した生活が行えるようサポート体制の充実が必要となります。



基本方針

国民健康保険制度・高齢者医療制度・国民年金制度の周知と健全な運営に努めるとともに、市民が安心して生活を送れるようにそれぞれの制度が、将来にわたり改善・充実されるよう、国や県に働き掛けていきます。

また、生活困窮者の生活の安定と自立を支援するため、生活相談や生活指導などの充実に努めます。

主な取組

》》 国民健康保険制度の充実

- *国保データベース（KDB）システム等を活用し、疾病予防・健康づくりなどに重点を置いた医療費適正化を進めます。
- 滞納者対策を行いながら、収納率の向上と負担の公平性の確保に努めます。
- 国民健康保険制度の安定的な運営の持続に向け、改善・充実を国や県へ要請します。
- 制度の仕組みや現状等について市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。



健診風景

》》 高齢者医療制度の推進

- 運営主体である後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度の運営に努めます。
- 制度内容について必要に応じて国や県へ制度改善を要請します。

》》 国民年金制度の推進

- 国民年金制度の周知を図り、未納・未加入による無年金者の防止に努めます。
- 持続可能で安心できる年金制度の構築を図るよう国へ要請します。

》》 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の充実

- 被保護者個々の実態を踏まえ、必要な相談・助言・指導を行い、生活保護実施体制をより充実させます。
- 生活保護の適正運用に努め、嘱託医、民生委員・児童委員、職業安定所などとの連携を密にし、就労支援など自立の推進に努めます。
- 生活困窮者自立支援制度における支援体制の充実を図ります。

関連計画 ▶ 『第4期大分市国民健康保険事業財政健全化計画』『第2期大分市保健事業実施計画（データヘルス計画）』

目標設定

国民健康保険加入者の
特定健康診査受診率

現状値 (2018年度実績)

 38.0%

目標値 (2024年度見込)

 60.0%

国民健康保険加入者の後発医
薬品 (ジェネリック医薬品)
利用率

現状値 (2018年12月診療分)

 74.2%

目標値 (2024年度見込)

 80.0%

生活保護受給者就労支援事業
により3カ月以上の就労自立
期間のあった人の数

現状値 (2018年度実績)

 110人

目標値 (2020~2024年度の累積)

 500人

【用語解説】

※特定健康診査

2008(平成20)年4月より始まった、生活習慣病予防のための健診。40歳から74歳までが対象で、腹囲の測定及びBMIの算出を行い基準値以上の人はさらに血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無から危険度により階層化され、リスクに応じた保健指導を受けることになる。被保険者の健康保持と疾病予防、重度化予防を図る。

※セーフティネット

低所得者に対する救済制度のこと。雇用保険制度などの社会保障は「第1のセーフティネット」、生活困窮者自立支援制度は「第2のセーフティネット」、生活保護制度は「第3のセーフティネット」と呼ばれている。

※生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

※国保データベース (KDB) システム

国民健康保険団体連合会が業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的としたシステム。

第1節 健康づくりの推進

動向と課題

急速な高齢化の進展や生活環境の変化により、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の^{*}生活習慣病やうつ病等の罹患者が増加しており、2016（平成28）年の本市における三大生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）により死亡した人は、全国及び県の状況と同様に全体の約5割を占めています。

また、2025（令和7）年には本市の後期高齢者が2018（平成30）年の1.3倍に増加すると予測されており、寝たきりや認知症を防ぐためには、若い頃から生活習慣病予防に取り組むことが必要です。

その一方で、健康な生活を求める市民意識は高まりを見せており、ライフステージ（人生の各世代）に応じて、楽しみながら健康づくりに取り組めるシステムづくりが求められています。

このような健康への市民ニーズに対応するため、市民により身近で、地域の実情にあった一貫した保健サービスの確立と提供がより必要とされています。

本市では、大分市健康づくり推進条例に基づき、健康を自らの問題として主体的に取り組めるよう、市民一人ひとりが健康への意識を高めるとともに、運動や食生活をはじめとする生活習慣の改善を図る「^{*}一次予防」に重点を置いた対策を推進しています。

健康づくりの推進は個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民一人ひとりの主体的な取組を地域社会全体で支援する必要があることから、地域の健康づくりを担う人材を育成するとともに、保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体が相互に連携を図りながら、協働して健康づくりの推進に取り組む必要があります。

基本方針

すべての市民が、健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育及び労働等との連携を深めながら一貫した保健サービスを総合的に展開するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、市民の身近な地域での健康づくりを推進します。

主な取組

》》 ^{*}健康寿命の延伸に向けた支援

- 保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体と相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組み、健康寿命の延伸に向け市民一人ひとりが自らの問題であることを自覚し、主体的に健康づくりに取り組める施策を展開します。

》》 健康づくり活動への支援

- 関係機関や団体との連携強化を図りながら、運動習慣の定着や^{*}食育の推進等に取り組むことで、生涯を通じた健康づくりを支援します。
- 生活習慣病予防対策の推進のため、特に働く世代に対しては全国健康保険協会（協会けんぽ）や医療機関等の関係団体と連携し、健康づくりを支援します。

》》 地域に密着した活動の強化

- 市民の生活習慣の実態と健康に関するニーズを把握し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康について総合的に相談できる窓口の充実を図ります。
- 地域で開催される高齢者や子育てのサロン、各種団体への健康教育を通して健康づくりを支援します。
- *健康推進員や*食生活改善推進員、*健康づくり運動指導者など地域組織のリーダーとの協働による健康づくりを進めます。
- 地域や職場等の社会全体として健康づくりを支援していくための社会環境の整備を進めます。



健康推進員

》》 健康診査体制の充実

- 健康診査の受診機会の拡充を図ります。
- 健康診査項目の充実と検査体制の強化を図ります。
- 生活習慣の改善が必要な人への保健指導を充実し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。

》》 心の健康づくり

- 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに、相談事業等を通し、心の健康の保持増進を図ります。
- 関係機関や団体との連携を図りながら、自殺予防のための心の健康づくりの取組を推進します。

》》 感染症予防のための啓発・情報提供

- 結核やエイズなど感染症に対する正しい知識の普及を図り、検査体制や相談体制の充実に努めます。
- 感染症情報の収集と提供を行い、発生予防や拡大防止の啓発と予防接種の接種率の向上に努めます。



エイズデー

関連計画 ▶ 『第2期いきいき健康大分市民21』『第3期大分市食育推進計画』
『大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画』

目標設定

食生活改善推進員養成講座
修了者数（累積）

現状値（2018年度実績）

 547人

目標値（2024年度見込）

 675人

大分市健康推進員配置
自治区数

現状値（2018年度実績）

 652自治区

目標値（2024年度見込）

 全自治区

健康づくり運動指導者
認定者数（累積）

現状値（2018年度実績）

 926人

目標値（2024年度見込）

 1,137人

MR(麻しん・風しん混合)
ワクチンの1期(生後12~24月)・
2期(小学校就学前1年間)の各接種率

現状値（2018年度実績）

 1期 99.9%
 2期 94.8%

目標値（2024年度見込）

 1期、2期の接種率
95.0%以上の
達成・維持

【用語解説】

※生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群（糖尿病・脳血管疾患・心疾患・高血圧症・脂質異常症・肥満症など）。

※一次予防

適切な生活習慣を定着させることにより、健康を増進し発病を予防することに重点を置いたもの。従来の疾病対策は早期発見・早期治療に重点を置いた「二次予防」であった。

※健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が都道府県単位で算出する。

※食育

生きる上での基本であって、教育の3本柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（2005（平成17）年7月「食育基本法」施行）

※健康推進員

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取組や、健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政のパイプ役等の役割を担う。1自治区に1人（任期2年間）。

※食生活改善推進員

保健所で開催する養成講座を修了した後、食生活の改善や食育の普及啓発活動を行うとともに、保健所が行う各種事業に協力し、地域で食を通じた健康づくりを行うボランティア（愛称 ヘルスメイト）。

※健康づくり運動指導者

市民健康づくり運動指導者養成講座を受講し、地域で「健康づくり運動教室」やボランティア活動で運動指導を行う。

第2節 地域医療体制の充実

動向と課題

本市の医療機関の状況について、全国中核市の平均と比較すると、病院数では上回り、一般診療所と歯科診療所の数では多少下回るものの、一定レベルの医療体制が確保されているといえます。

しかしながら、今日では、こころの病を持つ人やがんや高血圧症など生活習慣病の罹患者が増加傾向にあるとともに、2025（令和7）年には、団塊の世代が75歳に達する後期高齢者となり、その数が2015（平成27）年の1.5倍になることが予想され、医療と介護を必要とする人の増加が見込まれています。

このようなことから、市民の“こころ”と“からだ”の健康を支えるため、病院と診療所の連携を強化するとともに、在宅における医療と介護の連携が取れるよう地域包括ケアシステムを推進することで、いつでもどこでも安心して医療サービスが受けられる地域医療体制を築いていく必要があります。

また、高齢化・核家族化・ひとり暮らし高齢者の増加等を背景に、急病や事故による救急車の出場回数や休日・夜間の救急医療利用者数が増加するなど、救急医療体制への市民ニーズが高まっていることから、医療従事者の負担は増加しています。

さらに、近年では地震や台風などの自然災害時における健康危機とともに、***新型インフルエンザ**などの感染症、ノロウイルスによる食中毒など、市民の健康を脅かすさまざまな健康危機が発生しており、健康危機管理体制の強化と迅速な対応が求められています。

基本方針

市民一人ひとりが適した医療を受け、その生命や健康を守ることができるよう安心で安定した地域医療体制の確立を目指します。

主な取組

》》 地域医療体制の整備

- 適時適切な情報共有に有効な情報通信技術（ICT）を活用し、***地域医療情報ネットワーク**の構築に向けた取組を推進することで、多職種間の人的ネットワークの強化による切れ目のないより良い医療サービスの提供や地域医療体制の総合的な整備を推進します。
- 市民一人ひとりに適した医療を提供できるよう、***かかりつけ医**を持つことを市民に周知啓発します。

地域医療情報ネットワークのイメージ



》》 在宅医療体制の整備

- できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられるよう*地域包括ケアシステムを構築するために関係機関と連携を図り、入退院支援や看護職員の連携強化など在宅医療の体制整備を推進します。

》》 救急医療体制の充実

- *初期救急医療体制の一環として実施している休日・夜間当番医制を、関係機関の協力のもと充実を図ります。
- 市内の医療機関による*第二次救急医療体制及び*第三次救急医療体制の充実を図ります。
- 関係機関の協力のもと、*小児救急医療体制の確保を図ります。
- 救急時、市民が適切な医療を受けられるよう、関係機関・団体と連携しながら救急医療情報を整備するとともに、適正な受診を促すための啓発に努めます。

》》 災害時医療救護体制の拡充

- 災害時医療救護体制について、県・近隣市町村・関係機関との相互連携を強化し、必要な人員や医薬品などの確保に努め、迅速に対応できる体制へと拡充します。

》》健康危機管理体制の強化

- 市民の健康を脅かすさまざまな健康危機に対し、平常時から県や警察、消防、医師会などの関係機関と緊密な連携・協力体制を確立することにより、迅速かつ適切な対応が取れる健康危機管理体制の強化を図ります。

》》感染症のまん延防止対策の充実

- 感染症の発生時に迅速かつ的確に対応し、関係機関との連携を密にした感染症のまん延防止対策の充実に努めます。

関連計画 ▶ 『大分市新型インフルエンザ等対策行動計画』

目標設定

「かかりつけ医」のいる
60歳以上の市民の割合

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



【用語解説】



※新型インフルエンザ

動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが遺伝子の変異により人から人へ感染するようになって起こる病気のこと。

※地域医療情報ネットワーク

情報通信技術 (ICT) を活用した情報共有の手段の一つであり、市民の同意のもと、医療機関等で診療上必要な情報を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組み。

※かかりつけ医

身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師のこと。

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

※初期救急医療体制

休日及び夜間における比較的軽症な外来患者に対応する医療体制のこと。

※第二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症救急患者に対応する、高度もしくは専門的な治療を行う医療体制のこと。

※第三次救急医療体制

特に高度な処置を必要とする重篤な救急患者に対応する医療体制のこと。

※小児救急医療体制

小児患者を対象にした、初期・第二次・第三次の救急医療体制のこと。

第1節 人権教育・啓発及び同和対策の推進

動向と課題

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの人権尊重の精神の醸成を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発の果たす役割が大変重要となっています。

本市は、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」及び「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、その他あらゆる人権問題の解決を目指し、各種施策に取り組んでいます。

しかしながら、依然として人権問題は存在し、近年、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチなど、人権問題が複雑、多様化しています。

これらの解決を図るには、市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場での人権教育・啓発を推進し、人権意識の普及、高揚に努めていく必要があります。

特に同和問題は、現代社会においてもなお基本的人権を侵害され、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという重大な社会問題であることから、その解決に向け積極的に取り組むことが必要です。

また、2016（平成28）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が示され、「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

基本方針

人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、その他あらゆる人権問題の解決に向けた計画的かつ効果的な施策の推進を図ります。

主な取組

》》 あらゆる場での人権教育と啓発の推進

- 自然体験や社会体験等豊かな体験活動を通じて幼児・児童・生徒の人権尊重意識の醸成に努めます。
- 地域課題や学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習方法の工夫改善に努めます。
- PTA活動など保護者のさまざまな活動の中に人権学習を位置付けるとともに、自治会単位の啓発活動にも積極的に取り組みます。
- 各種企業団体等に、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の研修会の確保を働きかけます。
- *人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

》》 効果的な人権教育と啓発の推進

- 市民の人権意識、学習ニーズの把握や講師・指導者の人材育成と活用、教材等の開発・整備に努めます。
- 障がいのある人や外国籍を有する人等に配慮するなど、受け手の立場に立った情報提供に留意するとともに、市民の関心を高めるように努めます。
- 国・県・地域・民間との連携を図り、市民協働による人権施策の促進に努めます。
- 関係機関との情報の共有化を図るとともに、相談員の資質の向上に努め、人権の救済に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

》》 分野別課題への対応

- 同和問題を人権問題の重要な柱と位置付け、部落差別を解消し、人権を擁護するための就労対策、産業の振興、教育及び啓発、相談体制の充実等に関する諸施策の推進に努めます。
- 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、その他あらゆる人権問題の解決に向けた取組の充実を図ります。



大分市人権フォトコンテスト入選作品「未来へ。」

関連計画 ▶ 『大分市人権教育・啓発基本計画』

目標設定

人権啓発センター（ヒューレおおいた）利用者数

現状値（2018年度実績）

48,652人

目標値（2024年度見込）

56,000人

人権啓発研修等への講師派遣回数（参加者数）

現状値（2018年度実績）

195回（7,096人）

目標値（2024年度見込）

200回（8,000人）

【用語解説】

※人権に関わりの深い特定の職業

市職員、教職員等、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者のこと。

第2節 男女共同参画社会の実現

動向と課題

国は、*男女共同参画社会の実現を、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題の一つと位置付けており、これまでも男女平等の理念に基づきさまざまな法律や制度の整備を進めてきましたが、いまなお社会における制度及び慣行の中には女性に対する差別や性別による固定的な役割分担意識が存在しています。

このようななか、人権尊重・男女平等の観点から、すべての人がその個性と能力を十分発揮し、お互いに認め合い、責任を担い合っていける豊かな社会づくりを進めていくため、本市では「大分市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、実効性のある取組を推進しています。

今後は、男女共同参画社会の実現に向け、その活動拠点となる、大分市男女共同参画センターを核に、登録団体、企業、関係機関等と連携し、家庭、地域、学校及び職場へのさらなる啓発に努めるとともに、男女共同参画社会の実現を阻むさまざまな問題に対応できる相談体制の充実を図りながら、本市の実情に応じた事業展開を進めていく必要があります。

基本方針

男女共同参画社会の実現を目指し、男女が互いに一人の人間として認め合う社会づくりを基本に、男女平等や女性の自立と社会参画を推進する総合的な施策の展開を図ります。

主な取組

》》 男女共同参画社会に向けた意識づくり

- 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発に取り組みます。
- 男女共同参画を推進し、だれもが多様な選択ができるよう、広く市民が学べる教育・学習機会の充実に努めます。

》》 だれもが暮らしやすい環境づくり

- 男女を問わず、仕事と家庭生活の両立ができるよう、啓発や支援を行います。
- 働く場や地域社会における男女共同参画を推進します。
- さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。
- 男性の家庭生活や地域活動への積極的な参画を推進します。
- 性犯罪、*ドメスティック・バイオレンス等暴力の根絶に向けた取組を推進します。

》》 推進事業の充実

- 男女共同参画を進める市民の活動拠点である大分市男女共同参画センターを核に、登録団体や国、県、関係機関等と連携し、事業の充実を図ります。



セミナー男塾の写真



男女共同参画センター交流スペース

関連計画 ▶ 『大分市男女共同参画基本計画（第3次おおいた男女共同参画推進プラン）』

目標設定

固定的な性別役割分担に
反対する人の割合

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



男女共同参画社会という
言葉を知っている人の割合

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



【用語解説】

※**男女共同参画社会**

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。

※**ドメスティック・バイオレンス**

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力。

動向と課題

地域社会は、住民同士が強い絆で結ばれ、お互いに支え合い、地域の秩序を保つ一方で、子どもを温かく見守り育て、世代を超えた交流が行われるなど、市民一人ひとりが豊かな生活を送ることに大きな役割を担っています。

しかしながら、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴い、地域での子育てや高齢者のお世話など人々が自然な形で支え合い、助け合うという地域社会の機能が次第に低下しており、また、人間関係の希薄化や地域に対する無関心から、地域の防災力の低下など地域における安全・安心の確保が危ぶまれています。

このような地域の課題を解決していくためには、地域課題の解決策を住民が主体的に考え行動する、市民が主体となった自主・自立のまちづくりを推進していくことが重要です。

本市においては、市民との協働により、地域コミュニティの活性化に積極的に取り組むなかで、地域を担う人材が育ってきており、地域の清掃活動や防犯パトロールなどの活動が活発になるとともに、祭りなどの地域行事も市民主導で実施されるなど、地域力も着実に向上していますが、まだまだ地域活動の担い手不足を課題としている地域も多くあります。

今後は、これまで以上に地域で活躍する人材の育成に取り組むとともに、地域が自らの創意・工夫で地域づくりを進めていくさまざまな活動を支援するなかで、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティをさらに活性化させていくことが重要です。

基本方針

市民主体のまちづくりをさらに推進するため、市民自らの考えに基づく自発的な取組を促進し、支援するなかで、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図り、市民一人ひとりが誇りを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。

主な取組

》》 地域コミュニティ活動の促進

- 市民・事業者・行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めます。
- 市全域から地区・校区・自治区などさまざまな単位で、世代間交流や環境美化、地域文化の継承などの市民の主体的な地域づくり活動を促進します。
- 地域の課題を自主・自立的に解決する組織として、おおむね小学校区におけるまちづくり推進組織の設立を促進し、その活動の支援に努めます。
- 地域コミュニティ活動に役立つ情報を充実させ、正確で分かりやすい情報提供に努めます。
- 地域のさまざまな団体やボランティア団体、NPO法人等の活動を支援するとともに、団体間の連携を促進します。
- 自治会等の相互の緊密な連携を促進し、自治会活動の円滑な運営を図るため、自治会連合組織の支援や相談体制の充実に努めます。



市民いっせいごみ拾い

》》 地域を担う人材の育成・確保

- 地域が活性化するように地域を担う人材の育成とその人材の連携強化を支援します。
- 市外から地域活性化に意欲のある人材を誘致し、これまでにない新たな視点による地域おこしの推進と地域を担う人材の確保に努めます。

》》 地域コミュニティ活動の場の整備

- 支所、地区公民館等が地域コミュニティ活動の場として活用されるよう機能充実を図ります。
- 地域コミュニティ活動の場として学校施設をはじめとする公共施設の有効活用を図るとともに、空き家等を活用できるよう必要な支援を行います。
- 市民にとって最も身近なコミュニティ施設である校区公民館・自治公民館などにおける機能充実を支援します。

》》 地域愛護意識の高揚

- 公園愛護運動や河川道路集団清掃など地域の取組を支援することで、地域愛護意識を高めます。

目標設定

おおむね小学校区単位で
取り組むまちづくり
推進組織の数

現状値 (2018年度末現在)

18 校区

目標値 (2024年度見込)

35 校区

市民と行政が協働で
まちづくりを行っている
と考える市民の割合

現状値 (2018年度調査)

34.9%

目標値 (2024年度見込)

50.0%

動向と課題

わたしたち消費者を取り巻く環境は、近年の情報通信技術・サービスの発展などにより、利便性が向上する一方でこれまでになかった消費者トラブルが多発するなど、消費生活相談の内容も複雑、多様化しています。

特に、スマートフォンの普及などにより若年層がインターネット関連のトラブルに巻き込まれるなど、消費者トラブルが多世代に及ぶようになり、また、高齢者を中心とした訪問販売や電話勧誘等によるトラブルも依然として増加傾向にあります。健全な消費生活を営むためには、消費者がこうしたトラブルを未然に防止する適切な判断力を養うとともに、行政が相談窓口の周知や相談体制の充実を図ることが重要です。

こうしたことから、国は、消費者基本法に基づき2015（平成27）年3月に第3期「消費者基本計画」を策定し、消費者トラブルの未然防止のため消費者政策の推進に努めるとともに、消費者安全法（平成28年4月施行）の改正を行い、地方消費者行政の充実・強化に向けた法制度の基盤整備を行うなど、消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行っています。また、2022（令和4）年には成年年齢が引き下げられることから、今後若年層に対する消費者教育が必要となってきます。

このようななか、本市では、大分市市民活動・消費生活センター（愛称ライフパル）において、「大分市消費生活推進プラン」を改定するなか、国、県及び関係団体と緊密に連携を取りながら、地域の自治会やふれあいサロン等で開催の消費生活教室の充実・強化を図るとともに、若年層への教育講座の開催、各世代のニーズに応じた消費者教育の提供、消費生活相談へのきめ細かな対応など消費者の利益の擁護と自立支援の取組、事業者の適正な事業活動の確保等、消費生活の安定と向上に向けた取組を進めています。

今後も、こうした取組を強化し、市民一人ひとりが健全な消費生活を送ることができる地域社会を築いていくことが求められています。



基本方針

消費生活の安定と向上を図るため、消費者の権利の尊重と自立支援を基本に、事業者の適正な事業活動の確保を図るなか、消費者問題に対する市民への啓発と相談体制の充実等に努めるとともに、消費者団体の自主的活動を促進します。

主な取組

》》 消費者教育・啓発の推進

- 関係機関と連携するなか、高齢者等への消費生活教室、中高校生の消費生活教育講座の開催など消費者問題に対する意識の向上や*金融リテラシーの醸成など消費者教育の充実を図ります。
- 刊行物及び市報やホームページによる消費生活に関する適切な情報提供により、賢い消費者としての意識の啓発を行います。
- 消費者団体と協力し、消費者問題に関する市民の意識の高揚を図ります。
- 消費生活セミナー等の啓発講座、消費者団体の行うアンケート調査等を通じて、消費者ニーズを的確に把握し、消費者教育に反映させていきます。
- 若年層から高齢者まで消費者の幅広い相談・苦情に適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携するなか、相談体制の充実を図ります。



消費生活セミナー

》》 適正な事業活動の確保

- 消費者が商品の選択を誤ることがないように、商品の表示・広告・計量等の適正化を促進します。
- 安全の確保や被害の救済など消費者の権利を尊重した事業者の適正な事業活動の確保に努めます。

》》 消費者団体活動の促進

- 消費生活上の諸問題への自主的な取組が活発に展開されるよう、消費者団体の活動を支援します。

関連計画 ▶ 『大分市消費生活推進プラン』

目標設定



【用語解説】

*金融リテラシー

金融や経済に関する知識や判断力のこと。

【友好都市】

中華人民共和国 武漢市

(1979年9月7日締結)



武漢市は、中国のほぼ中央部に位置する湖北省の省都です。気候は亜熱帯の大陸性気候です。四季がはっきりしており、特に夏は最高気温が40度を超えることがあり、重慶・南京と並んで中国の三大ストーブと呼ばれ、その暑さは有名です。歴史的には、大詩人屈原を輩出した春秋戦国時代の楚の国として、また三国志の舞台としても悠久の歴史をもち多くの名勝旧跡に恵まれています。湖北省の政治・経済・文化の中心としてだけでなく、北京、上海、広州、重慶からほぼ1,000kmから1,200kmの距離にあることから、中国における経済・貿易・金融・交通・科学技術の主要な拠点として重要な役割を果たしています。

1974年より武漢鉄鋼コンビナートの近代化プロジェクトにより、武漢市から延べ200人の技術者が大分市に長期滞在し、また大分市からも数多くの技術者が武漢市へ派遣されるなど、市民間の往来が次第に頻繁となったことが契機となり、友好都市を締結しました。以来、農業実習生の受入れや中学生相互派遣、大分交響楽団武漢公演、武漢雑技団大分公演、ビジネス交流などさまざまな分野で交流を行ってきました。

2019年には友好都市締結40周年を記念して、大分市訪問団が武漢市を訪問し、公式レセプションに参加しました。

【姉妹都市】

アメリカ合衆国 オースチン市

(1990年10月30日提携)



オースチン市は、アメリカ合衆国の南西部に位置し、テキサス州のほぼ中央にある教育水準の高い都市で、特に全米屈指の規模を誇るテキサス大学の本校には、世界各国から集まった5万人を超える学生や研究者が学んでいます。気候は1年のうち約300日が晴天で、平均気温は、冬が7~14℃、夏が26~38℃前後。特に夏は5月から9月まで続き、湿度も高めです。緩やかな丘陵地に囲まれた市の中心部にはロッキー山脈を水源とするコロラド川が悠然と流れており、自然や緑にも恵まれています。経済の中心はIT産業であるほか、ライブハウスが200以上軒を連ねるほど音楽産業も盛んです。

大分県で日本テキサス会議が開催されるなど、大分県とテキサス州の交流が活発であったことに加え、オースチン市とは産業・文化面で類似していることから、姉妹都市の提携を行いました。以来、文化、芸術、スポーツ、ビジネスなど、幅広い分野で交流を行ってきました。

2020年には、姉妹都市提携30周年を迎えます。

【交流促進都市】

中華人民共和国 広州市

(1997年10月9日覚書交換)



広州市は、広東省中部の南海に面した珠江デルタの中央部に位置する広東省の省都です。気候は亜熱帯モンスーン気候に属しており、平均気温は20~22℃。四季を通じて緑が豊かで花々が咲き乱れ、「花城」と呼ばれています。中国南方の重要な通商都市で交通の要衝、港湾都市であり、華南地区最大の国際貿易港を有しています。

アジア太平洋都市サミットが縁で、アジア太平洋地域のネットワークの構築並びにオープンな国際交流の展開のため、交流促進都市締結の覚書の交換を行いました。



第2部

豊かな心とたくましく生きる力を
はぐくむまちづくり

(教育・文化の振興)



第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

動向と課題

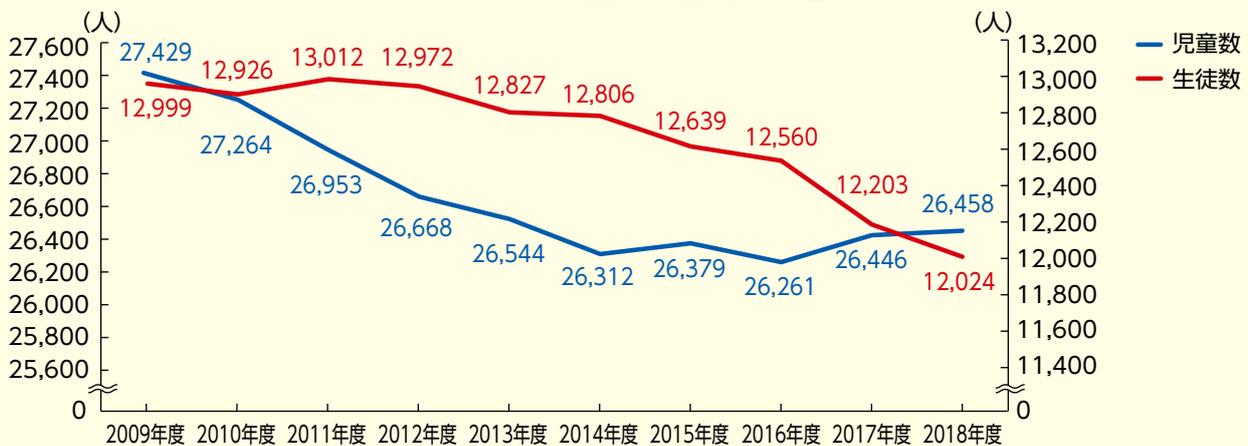
教育は人格の完成を目指して行われるものであり、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって幸福でより良い人生を送ることができるようにすることが大切です。

近年、人口構造の変化、*グローバル化の一層の進展、人工知能（AI）をはじめとする技術革新等、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、子どもたちがさまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の新たな創り手となることが求められています。

このため、人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。また、小中学校においては、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた生きる力をはぐくむことが重要な課題となっています。

さらに、人権尊重を基盤に一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を展開するとともに、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続や義務教育9年間を見通した系統的な教育を行う*小中一貫教育の推進が求められています。

市立小中学校の児童数・生徒数の推移



出典：大分市

基本方針

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

主な取組

》》 小中一貫教育の推進

- 学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実に努めます。

》》 確かな学力の定着・向上

- 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成及び学習意欲向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。
- 学校の実情や児童生徒の実態により、習熟度別指導や少人数指導等、個に応じた指導の充実に努めます。

》》 豊かな心の育成

- 道徳科を要とした、心に響く魅力ある道徳教育の充実に努めます。
- 自然体験や社会体験など、豊かな人間性や社会性をはぐくむ多様な体験活動の充実に努めます。
- 主体的・意欲的な読書活動を推進します。
- 郷土の歴史・文化・伝統を大切にする教育の充実に努めます。

》》 健やかな体の育成

- 体力の向上と健康の保持増進を図ります。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な健康教育の充実に努めます。
- 歯と口の健康づくりの推進を図ります。
- 食に関する指導の充実に努めます。



》》》 社会の変化への対応

- グローバル化の対応に向け、国際理解教育を充実するとともに、英語を使ってコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指す英語教育の推進に努めます。
- *ICTの日常的・効果的な活用やプログラミング教育等を通じた情報活用能力の育成など、情報教育の推進に努めます。
- 教科等横断的な視点等に立った*カリキュラム・マネジメントを実践するなど、主権者教育、消費者教育、環境教育などの現代的な諸課題に関する教育の充実を努めます。
- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた*キャリア教育の推進に努めます。



プログラミング学習

》》》 *特別支援教育の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。
- 教職員の専門的かつ実践的な指導力の向上に努めます。
- 就学相談等、障がいのある子どもへの早期からの相談支援体制の充実に努めます。

》》》 幼児教育・保育の充実

- 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、主体的な学びを促し、生きる力の基礎をはぐくみます。
- 小学校教育への円滑な接続を図るため、幼保小の連携を推進します。
- 預かり保育や子育て相談など、地域における子育て支援の充実に努めます。



園児と児童の交流活動

》》》 人権・同和教育の推進

- 部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進と充実に努めます。

関連計画 ▶ 『大分市教育ビジョン2017』『大分市幼児教育・保育振興計画』

目標設定

国・県・市主催の学力調査に
おける全国平均以上の教科の
割合

現状値 (2018年度調査)



目標値 (2024年度見込)



新体力テストにおける
※総合評価がC以上の児童生
徒の割合

現状値 (2018年度調査)



目標値 (2024年度見込)



12歳のむし歯本数
(一人当たり)

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



【用語解説】

※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※小中一貫教育

小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むこと。本市では、全ての中学校区で学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進している。

※ICT

ICTとは“Information and Communication Technology”の略。情報通信技術（情報・通信に関連する技術一般の総称）のこと。学校教育におけるICTとは、電子機器やデジタル教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などのこと。

※カリキュラム・マネジメント

学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

※キャリア教育

社会のなかで自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※総合評価がC以上の児童生徒の割合

記録と年齢に応じて点数化した児童生徒個々の体力合計点を、A～Eの5段階で評価したもののうち、上位3段階以上の児童生徒の割合。

第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

動向と課題

学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱えるさまざまな課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割が増すなか、より豊かな教育環境を創造することが重要となっています。

そのため、子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、支援の充実を図るとともに、安全対策の充実をはじめ、時代の変化に対応した教育環境を整備し、質の高い学びの場を提供することが必要となっています。

また、いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題への対応の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が目標や課題を共有し、一体となって取り組むなど、地域とともにある学校づくりを推進することが必要です。

さらに、教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実を図るなど、学校における働き方改革を推進することが重要です。

基本方針

時代の変化に対応し、子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域社会及び関係機関との連携・協働を図りながら、教育環境の整備・充実に努めます。



大分市立碩田学園

主な取組

》》 すべての子どもの学びの保障

- 経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高等学校・高等専門学校生や大学生に対する奨学制度の充実に努めます。
- 日本語指導や医療的ケア等、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の充実に努めます。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 不登校対策等、生徒指導上の諸課題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、課題解決に努めます。

》》 時代の変化に対応した教育環境の整備

- 学校施設の老朽化対策や長寿命化改修などにおいて、バリアフリー化、省エネルギー化、防災機能強化等の視点に立った学校施設環境の整備・充実に努めます。
- 小中学校の適正配置や通学区域の調整など、地域の実情に応じた教育環境の整備に努めます。
- 地域の実情に応じた学校施設の有効活用を図ります。
- 通学路の安全確保、子どもたちの生命に関わる犯罪や児童虐待等の未然防止など、関係機関等と連携し、学校内外における安全対策の充実に努めます。
- 防災教育・防災対策の推進に努めます。

》》 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進

- 各種調査・研究、教職員研修及び教育諸情報の収集・発信等の広範な機能の整備・充実に努めます。
- 教職員の職務遂行に必要な知識・技能の習得及び実践的指導力の向上を図る研修の充実に努めます。
- 教職員一人ひとりが自発的・主体的に参加できるように、研修環境を充実させ、学び続ける教職員の支援に努めます。
- 教職員研修や学校の教育活動への支援等において、大学との連携を推進し、教職員の養成や研修の各段階を通じて、キャリアステージで求められる資質能力の向上に努めます。
- 教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実を図るなど、学校における働き方改革を推進します。



教職員研修

》》 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校や地域の実情を踏まえた教育課程を編成、実施するとともに、学校評価等の活用を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
- *学校運営協議会制度等の活用により、保護者や地域住民等と目標を共有し、学校運営への参画等を進めます。
- 地域人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を推進します。

関連計画 ▶ 『大分市教育ビジョン2017』『第2期大分市公共施設等総合管理計画』『大分市教育施設整備保全計画』

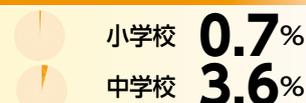
目標設定

※不登校児童生徒の出現率

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



小中学校のトイレ洋式化率

現状値 (2018年度末現在)



目標値 (2024年度見込)



学校運営協議会の設置校数 (累積)

現状値 (2018年度末現在)



目標値 (2024年度見込)



【用語解説】



※学校運営協議会制度

学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とするものであり、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる。

※不登校児童生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興

動向と課題

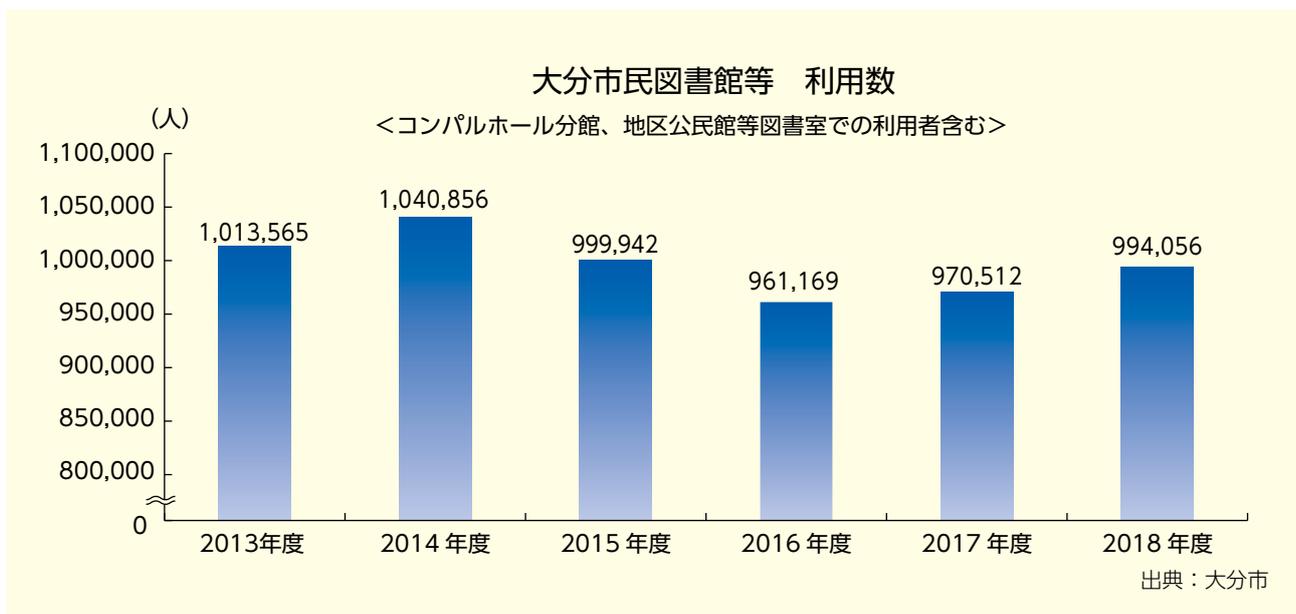
近年、人々が生涯にわたって学び、活動することへの期待が高まるなか、現代的・社会的課題や地域におけるさまざまな課題に対応するため、社会教育が果たす役割はますます大きくなっています。

このようななか、地域住民の多種多様な学習活動のニーズに応えるとともに、障がいの有無にかかわらずすべての人が生涯を通じて学び続けることができるよう取組を進めることが重要です。

このため、生涯学習社会の構築に向けて、社会教育関係団体等、多様な主体と連携・協働し、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が地域に生かされるよう、生涯学習の支援体制の充実を図る必要があります。

また、地域の子どもたちを健全に育成していくことが重要であることから、子どもの体験活動を通じて、豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、地域ぐるみで子どもたちを支援することが求められています。

さらに、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、さまざまな人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむことが強く求められています。



基本方針

生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実を図り、地域力の向上に努めます。

また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

主な取組

》》 生涯学習支援体制の充実

- 市民の幅広い学習ニーズに対応するため、社会教育施設の機能のさらなる充実に努めます。
- 生涯学習に関する情報を一元化し、効率的・効果的な生涯学習情報の提供に努めます。
- 読書活動を支援するため、環境整備の充実に努めるとともに、*レファレンス機能の強化やボランティア等との連携により、図書館サービスの充実に努めます。



絵本の広場

》》 学習機会や学習内容の充実

- 家庭の教育力の向上や生きがいづくりなど、多様なニーズに応じた教室・講座の充実に努めます。
- 学びの継続・学び直しを支援するため、学習機会の提供に努めます。
- 障がいのある人のニーズに応じた多様な学習機会の提供に努めます。
- 大学等との連携を通じて、知識・教養を深める場の提供に努めます。

》》 地域活動の充実

- 地域の連帯感や子育てを地域で支える気運の醸成に向けて、学校、家庭、地域の連携を促進し、地域力の向上に努めます。
- 地域活動を支える人材の育成や学習成果を地域で生かす場の提供に努め、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。



家庭の日推進事業

》》 地域における子どもの健全育成

- 子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、社会体験活動や自然体験活動の機会の充実に努めます。
- 社会教育関係団体等と連携し、地域における見守り活動や環境浄化活動等を通じて、子どもの健全育成を推進します。

》》 人権・同和教育の推進

- 部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、各地区人権教育（尊重）推進協議会など、関係団体との連携を強化し、市民の主体的な取組を促す多様な学習機会の提供に努めます。
- 多様化する人権問題を踏まえ、市民ニーズに応じて学習プログラム等を工夫改善し、市民の人権意識の高揚を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市教育ビジョン2017』『第2期大分市公共施設等総合管理計画』『大分市教育施設整備保全計画』『大分市子どもの読書活動推進計画』『大分市生涯学習推進計画』『大分市人権教育・啓発基本計画』

目標設定



【用語解説】

※レファレンス機能

図書館利用者の求めに応じて、必要な資料や情報を提供するサービスのこと。

※おおいたふれあい学びの広場（地域主体型）

地域の団体等が実行委員会を組織し、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもにさまざまな体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供するもの。

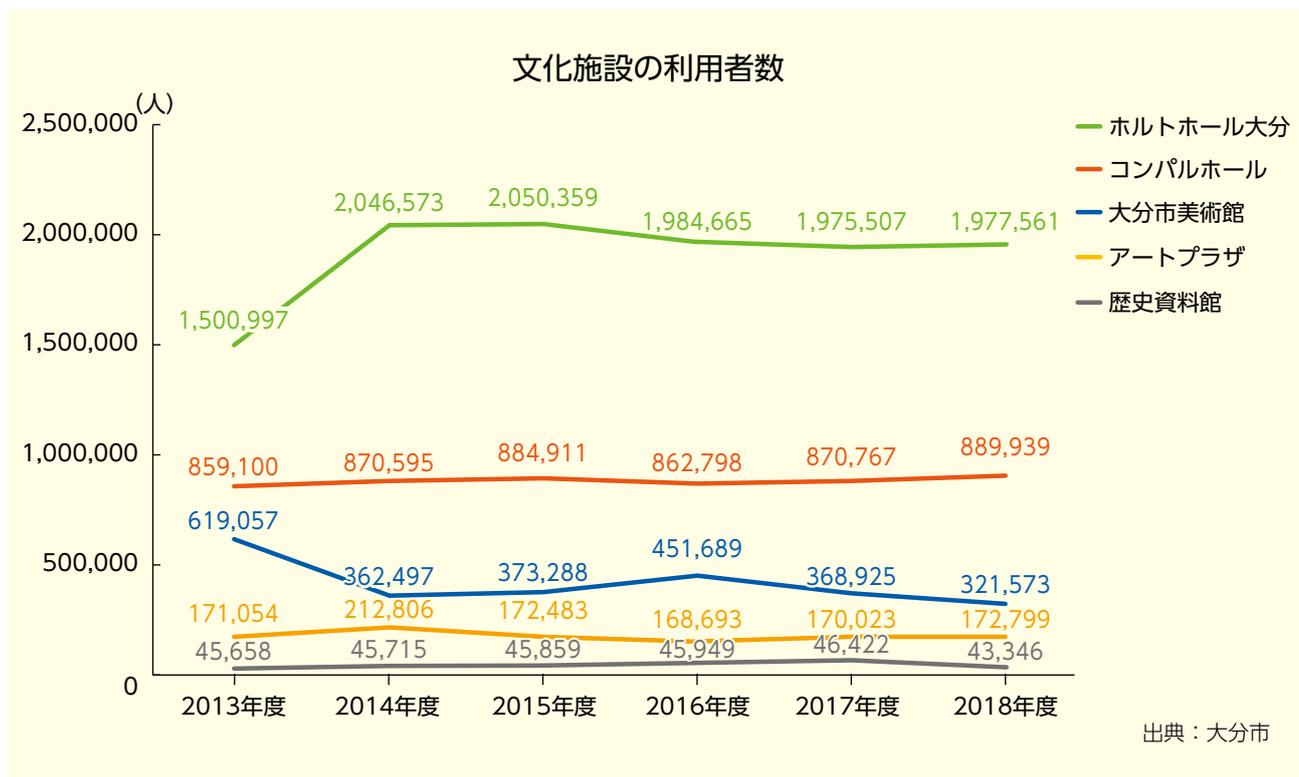
動向と課題

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。

近年、文化・芸術を中心にまちづくりを進める都市が増えるなか、都市のにぎわいづくりや地域経済の活性化など、新たな役割への期待が高まっています。

そのため、優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的な活動の場の創出に努めるとともに、文化・芸術により生み出されるさまざまな価値を幅広い関連分野へ活用する文化・芸術施策の推進が求められています。

また、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化の保存・活用に努め、着実に次世代へ継承し、地域の振興や活性化につなげることが重要となっています。



基本方針

優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成し、幅広い関連分野への活用に向けた文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

主な取組

》》独自の文化・芸術の創造と発信

- 国内外の多彩な文化・芸術交流を推進するとともに、さまざまな機会を通して、地域の特性を生かした本市独自の文化・芸術の創造と発信を進めます。
- 多くの市民が文化・芸術を鑑賞し、参加できるイベント等の充実に努め、にぎわいを創出し地域経済の活性化を図ります。
- 身近な場所で気軽に文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりに努めます。
- 大友氏遺跡や府内城址を新たな魅力発信の拠点として効果的に活用するなど、歴史的文化遺産を生かした創造的で活力ある地域づくりを進めます。
- 大分市の魅力ある文化・芸術資源を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの幅広い関連分野へ活用し、^{*}創造都市の実現を目指します。



おおいた夢色音楽祭

》》文化・芸術の振興と活用

- 市民の主体的・創造的な文化・芸術活動を支援します。
- 優れた文化・芸術に触れる機会や活動発表の場の提供を通して、豊かな人間性や創造性をかん養し、次世代の文化・芸術の担い手をはぐくむとともに、活動団体やアーティストの活用に努めます。
- 県や他都市、活動団体、民間事業者との連携を強化します。

》》》 文化施設の整備・充実

- 施設機能の整備・充実を図り、自主的な文化・芸術活動を促進します。
- 文化・芸術活動を行う多くの市民が交流できる場を提供します。
- 施設情報や文化・芸術活動など、さまざまな情報の提供に努めます。
- 資料の収集・保管、調査研究、教育普及などの機能の充実を図ります。



ホルトホール大分



平和市民公園能楽堂

》》》 文化財の保護・保存・活用

- 文化財の適正な保護・調査・収蔵・公開・活用を図ります。
- 文化財に関する情報提供機能の充実を図ります。
- 市民の学習・交流の場の提供に努めます。

》》》 伝統的な芸能、行事の保存・継承

- 伝統的に地域で受け継がれてきた民俗文化財の保存・継承に努めます。
- 伝統芸能や地域固有の行事などを通じ、地域に対する愛着をはぐくむとともに、市民相互の連携を深めて地域の活性化を図ります。



鶴崎おどり

関連計画 ▶ 『大分市教育ビジョン2017』『大分市文化・芸術振興計画』『史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）』

目標設定



※文化ホールとは、コンパルホール、ホルトホール大分の市民ホール及び平和市民公園能楽堂をいう。

【用語解説】

※創造都市

文化芸術から生み出されるさまざまな価値が、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野に生かされ、将来にわたり持続的に発展を続ける都市。

動向と課題

スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、楽しさや喜び等の精神的充足をもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさをはぐくむ文化です。

近年、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、スポーツに対する関心が一層高まっています。

こうしたなか、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様なニーズに応えるとともに、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、市民のだれもが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。

スポーツ施設の利用者数



出典：大分市

スポーツ少年団の加入団体数



出典：大分市

基本方針

市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参加できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。
また、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進します。

主な取組

》》 生涯スポーツの推進

- 広く市民が参加できる各種スポーツ事業の充実を図ります。
- 生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うため、幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めます。
- 障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加の推進を図るため、障がい者スポーツの振興に努めます。
- 校区・地区体育協会の各種活動を支援し、地域における多様なスポーツ活動を推進します。
- 総合型地域スポーツクラブの地域の実情に応じた創設や既存クラブの質的充実と地域の定着を支援するとともに、自主的運営の定着を図ります。
- さまざまな広報媒体を活用し、スポーツイベントや教室などの情報提供に努めます。
- 利用者の利便性向上のため、施設情報の提供や予約機能の充実にも努めます。

》》 競技スポーツの振興

- 各種競技団体の活動を支援します。
- 全国大会や国際大会に向けて選手の競技力向上に努めます。
- 県や大学・企業等との連携を強化し、競技スポーツの振興に努めます。



》》》 スポーツを指導・支援する人材の育成

- スポーツ指導者の養成や確保に向けて競技団体との連携を図ります。
- 指導者等を対象として、競技力向上やリスクマネジメント等に資する講演会や研修会を開催します。
- スポーツイベントにおけるボランティアの活用を促進します。

》》》 スポーツ施設の整備・活用

- 施設の計画的な維持管理と有効活用に努めます。
- 更新時期を迎える施設については、長期的な視点に立ち、計画的な整備・充実に努めます。
- 地域スポーツの交流拠点として、学校施設の効率的な利用を促進します。

》》》 スポーツによるまちづくり

- 本市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運を高めるとともに、選手と市民の交流を図ります。
- 各種スポーツ大会等の誘致、スポーツ交流の促進を図るとともに、これらの取組などから派生するスポーツの多面的効果を活用した施策を展開します。
- ラグビーワールドカップ2019日本大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、各種競技の普及・拡大を図るとともに、多くの市民が多様なスポーツに触れ合い、参加できる取組を推進します。



ラグビーワールドカップ 2019日本大会

関連計画 ▶ 『大分市教育ビジョン2017』『第2期大分市公共施設等総合管理計画』『大分市教育施設整備保全計画』『大分市スポーツ推進計画』

目標設定

週1回以上のスポーツ実施率

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



全国大会（小中学生においては九州大会）以上に出場した団体数

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



スポーツ指導者研修会の参加者数

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



動向と課題

近年、急速な※グローバル化の進展により、地球規模での交流が活発になるなか、世界の出来事がわたしたちの日々の生活にも大きな影響を与えています。

わが国では、超高齢社会、人口減少社会を迎え、経済を支える生産年齢人口の減少、市場の縮小が懸念されており、成長著しいアジア諸国をはじめとする世界とのつながりを見出そうとする動きが強まっています。

こうしたなか、本市が今後も持続的に発展していくためには、国際感覚を持ち、広い視野に立って考え活躍できるグローバル人材の育成や、あらゆる国籍の人々がそれぞれの持てる力を最大限に発揮できる人権尊重を基調とした※多文化共生によるまちづくりなど、より積極的な取組が必要とされています。

あわせて、国際協力や都市間連携など、本市が国際社会の一員としての役割を果たすことも求められており、広範な分野で体系的な国際施策を戦略的に推進していく必要があります。

大分市に住む外国人数



出典：大分市

基本方針

地域の発展や課題の解決に向け、国際交流・国際協力を推進するとともに、グローバル人材の育成や共生社会の実現に取り組みます。

また、民間の活動を積極的に支援するなど、市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進します。

主な取組

》》 多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの活力の創出

- 国際交流・国際協力を通じて、グローバル人材の育成や文化・芸術、スポーツなどの振興に努めます。
- イベントや地域の行事などにおいて、外国人が持つ活力や多様性を取り込み、まちの活性化を図ります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や大分国際車いすマラソン大会をはじめとしたさまざまな国際交流の機会を通じて、本市の魅力を世界に発信し、交流人口の創出に努めます。
- 国際関係団体や市民との連携により、国際協力の促進に努めます。



アペイロ市との交流事業

》》 *外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくり

- 人権教育・啓発と国際理解教育の推進等を目的とする講座やイベントを開催するなど、市民の多文化共生に関する理解を深めます。
- 表記の多言語化やサポート体制の充実などにより、外国にルーツを持つ人々にも快適な環境づくりに努めます。
- 市民間の交流機会の拡大を図り、外国にルーツを持つ人々もふるさとと思えるまちづくりに努めます。



防災訓練

関連計画 ▶ 『大分市国際化推進計画』

目標設定

外国人と直接触れ合える
事業に参加した子どもの数

現状値 (2018年度実績)

 41,959人

目標値 (2024年度見込)

 43,000人

国際化、多文化共生イベント
への参加者数

現状値 (2016~2018年度平均値)

 37,158人

目標値 (2020~2024年度平均値)

 38,000人

【用語解説】

※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

※外国にルーツを持つ人々

国際結婚に伴い日本国籍を取得した人や中国からの帰国者、海外で長期間暮らした経験を有する人など。



第3部

安全・安心を身近に 実感できるまちづくり

(防災安全の確保)



第1節 防災・危機管理体制の確立

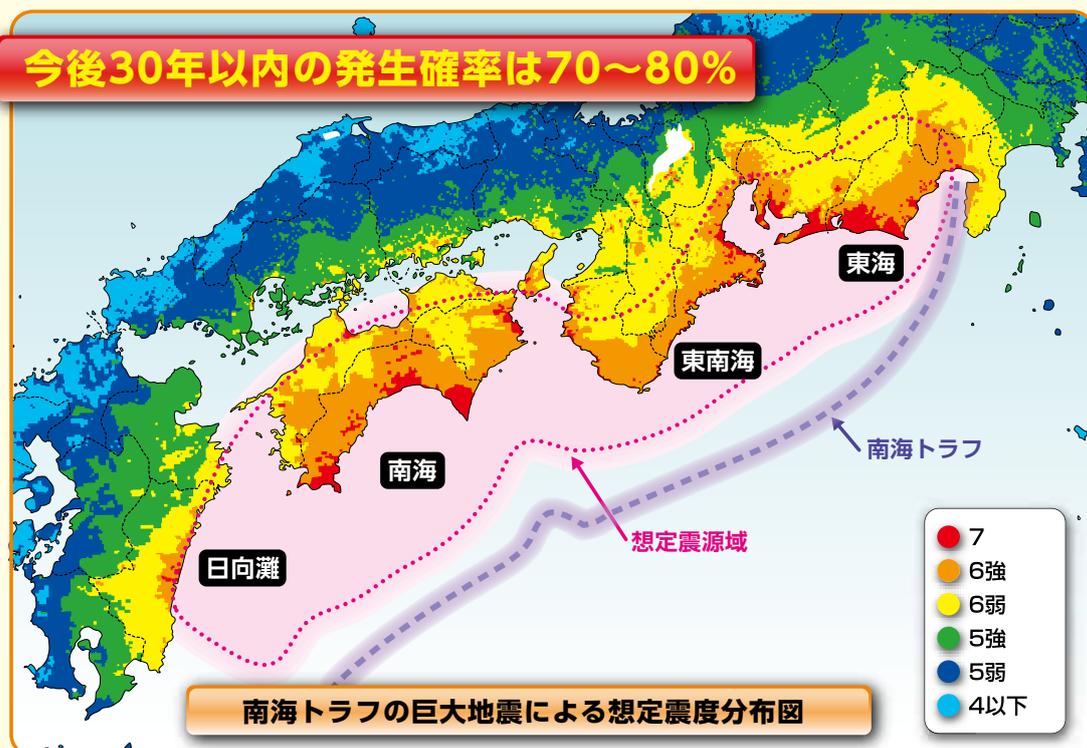
動向と課題

近年、雨の降り方は局地化、集中化、激甚化の様相を呈しており、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨のように、甚大な被害をもたらす水害や土砂災害が相次いで発生しています。また、南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率が今後30年以内で70～80%とされ、これによる甚大な被害の発生が想定されるとともに、平成28年（2016年）熊本地震のように、震源が浅く、大きな被害をもたらす活断層に伴う地震の発生も懸念されています。

このようななか、東日本大震災などの教訓から、国においては*国土強靱化基本法に基づき持続可能な国家機能、経済社会の構築に向けた施策が推進されており、また、中央構造線断層帯をはじめとした主要な活断層や海溝型地震に起因する各種被害想定に関する研究等を踏まえ、本市においても災害時の迅速な情報収集・伝達や*要配慮者への対応、女性へのきめ細かな配慮のほか、災害に備えた地域住民による自主防災活動の活性化などが喫緊の課題となっています。

また、テロや武力攻撃事態、原子力災害などの自然災害以外の危機にも対処できるよう、危機管理体制の一層の充実が求められています。

今後は、あらゆる不測の事態にも対応しうる、災害に強いまちづくりを進めるため、計画的な災害予防に取り組み、市民と行政、防災関係機関が一体となった危機管理対策を推進していく必要があります。



基本方針

国土強靱化基本法の理念を踏まえ、強靱な地域づくりを計画的に進めるなかで、市民と行政、防災関係機関が一体となった総合的な防災・危機管理体制の確立を目指し、防災・危機管理意識の高揚を図るとともに、ハードとソフトの適切な組み合わせによる災害予防対策を推進します。また、災害発生時に生命や身体の安全を確保するため、情報収集・伝達機能の強化や協力・支援体制の整備、ライフラインの確保に努めるとともに、これらをより効果的に機能させるために地域の防災力向上を図ります。

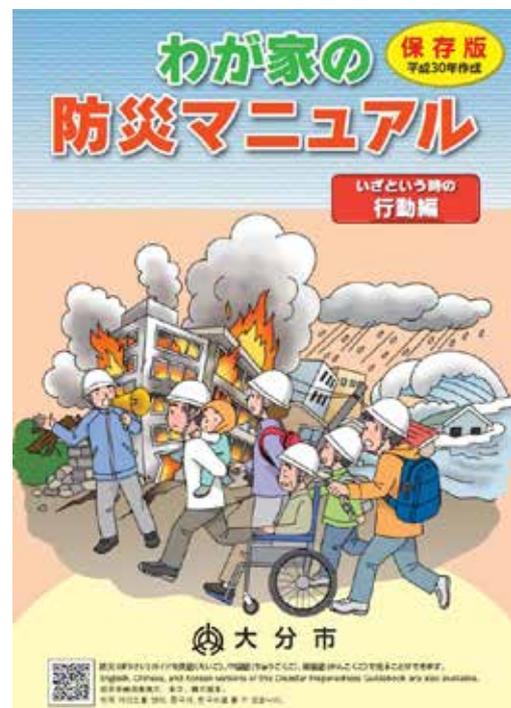
主な取組

》》 防災・危機管理意識の高揚

- 広報誌やメディア等を活用した広報、防災訓練、わが家の防災マニュアルやハザードマップの配布などを通じて、*自助及び共助の理念の普及啓発に努めることにより、市民一人ひとりの防災・危機管理意識の高揚を図ります。



避難所設営訓練の様子



》》》 災害予防対策の推進

- あらかじめ危険が予想される地域を明確にし、災害に応じた適切な避難場所や避難経路を確保します。
- 災害発生前の自主避難や災害発生直後の対応から避難に至る安全行動の周知に努めます。
- 効果的な防災対策を図るため、防災拠点となる施設の整備や見直しを進めるとともに、計画的に道路、河川、公園・緑地などの施設整備を進め、道路施設や*特定建築物等の耐震化を促進します。
- 防災情報の一元化を図り、正確な情報の発信機能を充実します。
- 災害対応を想定した訓練を定期的実施するとともに検証を行い、その結果を踏まえ計画やマニュアルの見直しを適時実施することにより、市職員の災害対応力の向上に努めます。
- 災害時の救助や平常時の活動支援などの市民への対応を迅速に行うため、地域に密着した各支所における防災体制の充実を図ります。



三佐命山

》》》 災害情報の収集・伝達手段の多重化及び迅速・的確化

- *MCA無線や衛星携帯電話等を活用することにより、災害情報の収集・伝達を迅速かつ確実にを行うとともに、大分県防災情報システムの活用を図ります。
- 大分市防災メールや緊急速報メール、*大分市同報系防災行政無線など多様な情報伝達手段を活用するとともに、民間通信事業者などとの連携を図り、災害・避難情報などを迅速に提供します。

》》》 緊急時協力体制の整備

- 災害や武力攻撃事態などの緊急時及び災害復旧時の対策が円滑に行えるよう、国、県をはじめ他の自治体や自衛隊、医療機関など関係機関との協力・支援体制の整備・充実に努めます。
- 災害発生時の応急対策等について協力を得るため、企業・団体等との応援協定を締結します。
- 災害時のボランティア受け入れ態勢の整備や活動拠点の提供など、ボランティアの活動支援に努めます。
- 災害時に地域活動ができる人材を確保するため、企業等と協働し企業内の防災力向上を図り、地域との連携構築に努めます。

》》》 ライフライン対策の充実

- あらゆる不測の事態に備え、計画的にライフライン施設の耐震化や*ブロック化、電線類の地中化などを促進します。
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、家庭内備蓄等を促進するとともに、非常食等の備蓄や関係機関等との応援体制の確立を進めることで応急食料や飲料水、資機材などの確保に努めます。

》》 地域防災力の強化

- 自主防災組織の活動の活性化を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯感に基づく防災意識の醸成に努めます。
- 地域における防災リーダーとなる*防災士等の育成強化に努めるとともに、防災士間の連携が強化されるよう*防災士協議会の設立を推進します。
- 地域防災を担う自主防災組織や消防団など、各種団体相互の連携強化に努めます。
- 地域や企業、学校等における防災訓練や研修会、啓発冊子の配布などを通じて、身近な災害リスクや災害への備え、災害発生時における適切な対応を周知するとともに、災害から得られた教訓の伝承を図ることにより、地域における災害対応力を強化します。
- 子どもたちが災害発生時において、自らの命を守る行動がとれるよう、防災教育を推進します。
- 地域との連携のもと、*避難行動要支援者の安否確認や避難支援などが行える体制づくりの促進や災害発生時における要配慮者へのきめ細かな対応に努めます。

関連計画 ▶ 『大分市地域防災計画』『大分市国民保護計画』『第2期大分市耐震改修促進計画』

目標設定

防災訓練を実施した
自主防災組織数

現状値 (2018年度末現在)

 **443** 組織

目標値 (2020~2024年度の累積)

 **全自主防災組織**
(*601 組織数)

自主防災組織における
風水害避難行動計画の策定率

現状値 (2018年度末現在)

 **63.0%**

目標値 (2024年度見込)

 **100%**

特定建築物の耐震化率

現状値 (2018年度末現在)

 **91.3%**

目標値 (2024年度見込)

 **95.0%**

※ 601 組織数には、自主防災組織を結成していない2自治区を含む。

【用語解説】

※国土強靱化基本法

正式名称は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」。いかなる災害等が発生しようとも、「人命の保護が最大限図られる。」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。」「国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。」「迅速な復旧復興を可能とする。」などを基本方針として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「強靱な国づくり」を推進することを定めた法律。

※要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人。

※自助及び共助

自分や家族の安全を自ら守ることを自助、地域や職場などで助け合い、被害の拡大防止や災害予防に努めることを共助という。また、自治体などの公的機関による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を公助という。

大規模災害発生直後は、公的機関も被災しているため、自助、共助、公助の割合は7対2対1になるといわれている。

※特定建築物等

災害時の拠点となる公共建築物や、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が利用するもの並びに緊急輸送道路沿道の建築物。

※MCA無線

MCA (Multi-Channel Access) 方式で通信する、災害に強いデジタル無線のこと。大分市では、災害時に主として行政機関内の通信手段の1つとしており、移動系防災行政無線に位置付けられる。

※大分市同報系防災行政無線

同報系（同時に複数の相手に通報する無線系統）と呼ばれる、屋外スピーカー等を介して、一斉に防災情報や行政情報を伝える無線通信システムのこと。

※ブロック化

供給区域をいくつかの独立した小ブロックに分割して、配管網の整備を行うこと。災害等による被害を最小限に抑えることができる。

※防災士

社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

※防災士協議会

自主防災組織等で防災活動にあたる防災士が、地域において連携して活動するために原則として校区単位で結成した団体。

※避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。

第2節 治山・治水対策の充実

動向と課題

森林や農地には、地表に降った雨を貯留し洪水や土砂災害を緩和する働きがありますが、近年では都市化の進展に伴う市街化の拡大に加え、農村部から都市部への人口流出による過疎化や高齢化に伴い、森林・農地の荒廃が進み、保水能力のさらなる低下が懸念されています。

また、本市域内には、大分川、大野川をはじめとして一級河川が43、二級河川が20、市管理河川が317、*防災重点ため池が166あるなかで、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨など、大雨特別警報が発表されるような豪雨や台風等による被害が全国的に増加傾向にあり、集中豪雨時には、河川の氾濫やため池の決壊等の被害が危惧されています。

市民の貴重な生命や財産を災害から守るため、*水源かん養等の機能を有する森林について上流地域や関係機関との連携を図りながら保全していくとともに、地域ごとの特性を踏まえた河川やため池の改修、砂防事業等を進めていく必要があります。

また、雨水による床上・床下浸水、道路冠水などを防除するための取組や災害のおそれのある区域における警戒避難体制の強化等の減災に向けたソフト面での対策が求められています。



基本方針

台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強い安全なまちづくりを目指し、森林や農地等の保全を図るとともに、河川・ため池の改修事業や砂防事業等を促進します。また、公共下水道を計画的に整備するとともに、雨水排水施設を効果的に整備し、浸水対策を推進します。さらに、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向けた取組を推進します。

主な取組

》》》 森林や農地等の保全

- 大雨による水害を防ぐため、水源かん養等の機能を有する森林や遊水機能を持つ農地の保全に努めます。

》》》 河川改修等の促進

- 国、県の管理する河川の護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進します。
- 市の管理する河川は、過去の被災状況の調査や住民の要請を受け、優先度に応じた効率的な改修を図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備を推進します。
- 県や地元関係者と連携を図り、災害時に決壊のおそれのあるため池の改修を促進します。

》》》 砂防事業等の促進

- 河川流域の土石による被害を防止するため、砂防事業を促進します。
- 住宅地や森林における土砂崩落を防ぐため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策を促進します。
- 土石流対策として危険区域の対策事業を促進します。

》》》 浸水対策の推進

- 道路や住宅地などに降った雨を河川へ流すため、道路側溝や公共下水道（雨水管渠）の整備を推進します。
- 浸水被害の発生状況等を考慮し、雨水排水施設の整備を推進します。



皆春雨水排水ポンプ場

》》》 減災に向けたソフト対策の推進

- *土砂災害警戒区域と*浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進します。
- *土砂災害特別警戒区域における住宅等立地の抑制や既存住宅の安全な構造への改修、移転支援等に努めます。
- ため池が決壊した場合の浸水想定区域を周知するため、ハザードマップを作成し、防災意識の向上に努めます。

目標設定

雨水排水ポンプ場の整備

現状値 (2018年度末現在)



目標値 (2024年度見込)



河川施設の整備 (整備延長 4,734m)

現状値 (2018年度末現在)



目標値 (2024年度見込)



関連計画 ▶ 『大分市国土利用計画』『大分市公共下水道事業基本計画』

【用語解説】



※防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

※水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

※土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※浸水想定区域

水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国及び県が指定する区域。

※土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

第1節 消防・救急体制の充実

動向と課題

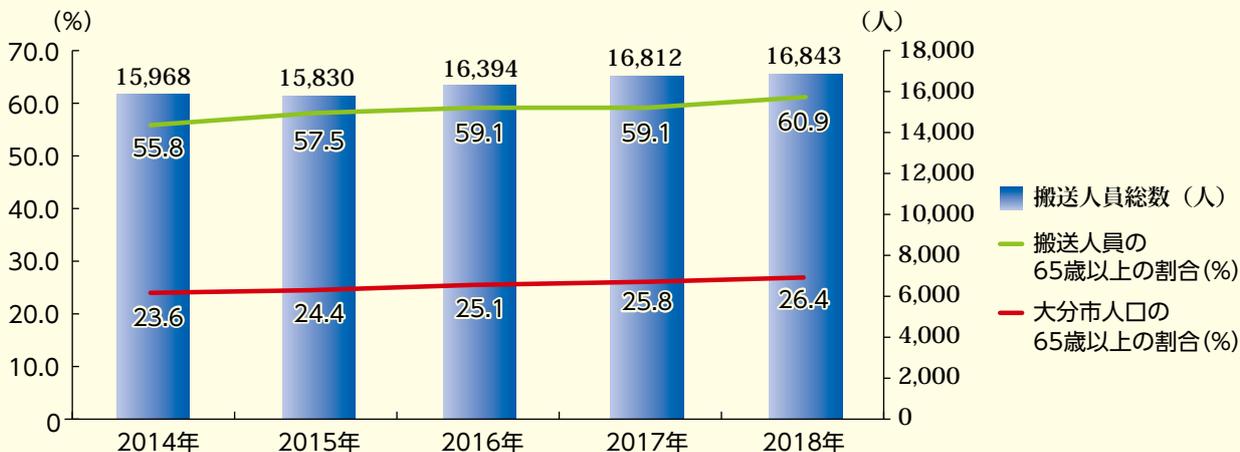
だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりにおいて、消防機関は車両や人員、資機材などを最大限に有効活用し、市民の生命・身体・財産を災害から守る責務を有していることから、災害の多寡にかかわらず、消防力の維持、確保は不可欠なものとなっています。

その一方では、少子高齢化による将来人口の減少や人口構成の変化などの影響で、地域の消防を担っている消防団員の確保にも大きな支障が生じるとともに、消防活動の多くを占める救急需要は、高齢者の増加によって2035（令和17）年頃まで増加することが予測されています。

こうしたことから、未然に火災を防ぐと同時に地震や風水害といった自然災害やテロ、武力攻撃事態などへ対応できるよう、大分県や周辺市町との連携を図ることにより、さらなる消防力の充実を図る必要があります。

さらに、高齢化の進展を背景とした救急需要へ、適切に対応することが求められています。

救急搬送人員の総数と高齢者人口



基本方針

市民生活の安全を確保し安心を身近に実感してもらうため、火災予防を推進するとともに、消防体制と救急・救助体制の充実を図ります。

また、被災時における人命救助を最優先にするとともに、被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携強化し、*緊急消防援助隊等の体制の充実を図ります。

主な取組

》》 火災予防の推進

- 幼少年期における防火意識の醸成を図るとともに、消防団や少年婦人防火委員会などの関係団体と連携して、地域における防火知識の普及啓発に取り組みます。
- 住宅火災の減少を目的とした、防火講話や訓練指導などを継続するとともに、高齢化社会に対応した取組を踏まえた住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、消防団や少年婦人防火委員会などの関係団体と連携し、積極的な広報に取り組みます。
- 病院や社会福祉施設などの防火対象物及びコンビナート地区内やガソリンスタンドなどの危険物施設の査察を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進します。
- 出火・事故原因の調査・分析を行い、より効果的な火災抑止対策を推進します。

》》 消防体制の充実

- さまざまな災害に対応するため、装備を充実させるとともに、地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。
- 消防団の強化を図るため、活動しやすい環境づくりや実践的な訓練と研修の充実に努めます。
- 消防団の充実を図るため、効果的な広報や組織の魅力を高めることで、多様な世代からの人材確保に努めます。
- 災害情報を迅速かつ的確に収集し、及び伝達するため、高機能通信指令システムを活用するとともに、多様な情報ツールへ対応できるよう積極的にICTの利用を推進します。
- 災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境整備の充実を図ります。
- 災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めます。
- 安定した消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備を推進します。



消防団の纏と豊後八纏会
まとい ふんごはってんかい

》》 救急救助体制の充実

- 救命効果のさらなる向上を目指し、より高度な救命処置が行える救急救命士の育成や*メディカルコントロール体制の充実強化及び資機材の整備を図ります。
- 現場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう、AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の普及啓発に積極的に取り組みます。
- 救急需要の増加に対応するため、病院救急車等との連携に取り組むとともに、人口動態等を踏まえた救急車の適正な配置と救急車の適正な利用の啓発に努めます。
- さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練の実施や研修会への参加、関係機関との連携訓練などを行うなかで、知識及び技術の向上を図り、救助活動対応力を強化します。



救命講習

》》 緊急消防援助隊等の体制の充実・強化

- 被災時における緊急消防援助隊等の受援体制の充実・強化を図ります。
- 緊急消防援助隊等の応援体制の充実・強化を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市消防団ビジョン』

目標設定

住宅火災の出火率

現状値 (2016~2019年の平均)

 1.275

目標値 (2024年度見込)

 **現状値以下**

消防団員数

現状値 (2019年度当初)

 2,175人

目標値 (2024年度見込)

 **2,175人以上**

救急隊が到着するまでに、
市民が心肺蘇生を実施した割合
(応急手当実施率)

現状値

 **53.2%**
(2009~2013年累積)

 **60.1%**
(2014~2018年累積)

目標値 (2020~2024年累積)

 **64.0%**

【用語解説】

※メディカルコントロール体制

救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導・助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制のこと。

※緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。

第2節 交通安全対策の推進

動向と課題

全国的には、運転免許保有者数が増加し、さらに高速道路網の拡大など、交通アクセスの利便性が高まったことにより交通量が増加していますが、道路交通環境の整備など、交通安全対策の取組により、交通事故発生件数は減少しています。

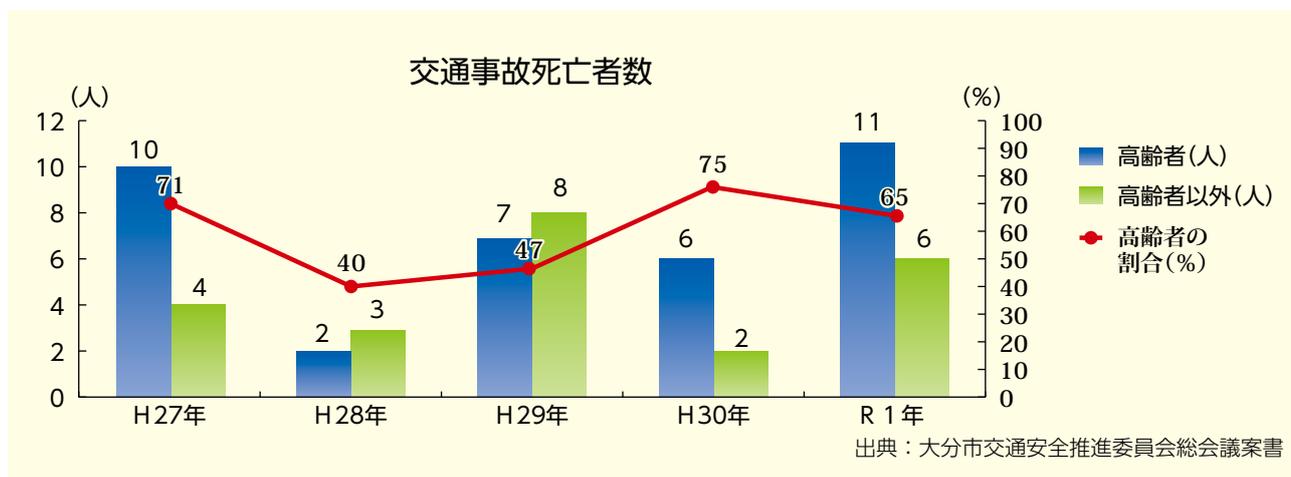
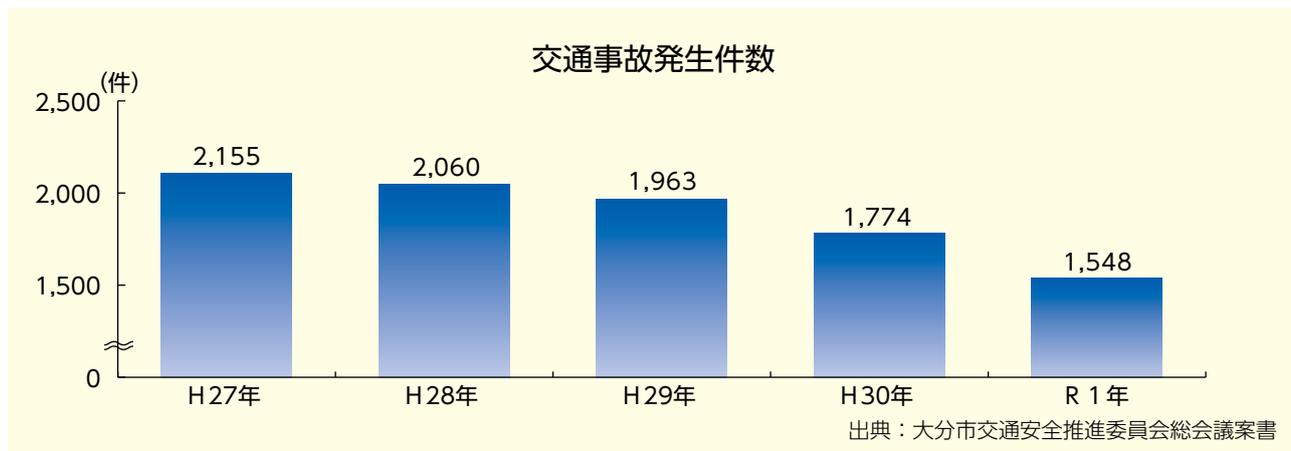
本市においても、交通事故発生件数は減少傾向となっておりますが、交通事故死亡者においては高齢者が高い割合を占めており、歩行者が犠牲となる交通事故が多発しています。

また、交通事故発生原因では、自動車や自転車等の運転者の前方不注視や安全不確認などが大半を占めています。

最近では全国的に、高齢運転者が加害者となる重大交通事故も発生していることに加え、自動車・自転車の運転中や歩行中にスマートフォン等を操作することによる事故も頻発しています。

このようなことから、子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての市民の安全を守るため、交通事故の未然防止に努めるとともに、特に高齢者の交通事故防止を重点に、関係機関・団体や地域との連携を図りながら、市民の理解と協力のもと、広範な交通安全対策を推進していく必要があります。

また、交通事故にあわれた方への支援も必要になっていきます。



基本方針

人と車の調和のとれた安全で快適な交通社会の実現を目指し、人優先の交通安全思想の普及・徹底や交通安全環境の整備など、広範な交通安全対策を推進します。

主な取組

交通安全思想の普及・徹底

- 関係機関・団体などと連携を図り、ながらスマホの防止や横断歩道のマナーアップをはじめ、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を広く呼び掛けるなど、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。
- 小学生、中学生、高校生及び大学生に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。
- 老人会や自治会等を通じ、高齢者体験型交通安全教室などを開催し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努めます。
- 高齢者が加害者となる交通事故の防止と公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許の自主的な返納を促します。また、安全運転サポート車の普及の推進等を図っていきます。
- 交通安全協会、幼児交通安全クラブ（通称モンキークラブ）、女性ドライバー協議会などの交通安全団体の育成を図り、地域に密着した交通安全活動を推進します。



高齢者体験型交通安全教室



幼児交通安全クラブ（モンキークラブ）

交通安全環境の整備

- 歩行者及び自転車通行の安全確保を図るため、歩道の改良や自転車走行空間の整備などを促進し、また放置自転車対策にも取り組みます。
- 安全な通行空間を確保するため、道路状況等に応じて、必要とされる道路改良やカーブミラーなどの整備を図ります。
- 通学路や生活道路、事故多発地点などにおいて、信号機や横断歩道などの交通安全施設の設置について関係機関と協力し、安全で円滑な交通の確保に努めます。

》》 交通事故にあわれた方への支援の充実

- 交通事故相談業務など交通事故にあわれた方への支援の充実に努めます。
- 交通遺児への支援制度などについて、広く市民への周知を図ります。

関連計画 ▶ 『第10次大分市交通安全計画』『大分市自転車活用推進計画』
『大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画』

目標設定

年間交通事故死傷者数

現状値 (2018年実績)

 **2,240**人

目標値 (2024年見込)

 **2,000**人以下

年間交通事故死者数

現状値

(2015~2019年9月末までの平均)

 **10.5**人

目標値 (計画期間中)

 **10**人以下

第3節 犯罪のないまちづくりの推進

動向と課題

現代社会においては、市民の連帯意識の希薄化と他人に対する無関心化が進み、地域における犯罪抑止力の脆弱化が懸念されています。

本市における刑法犯認知件数は、2015（平成27）年に比べ2018（平成30）年は3割減少しています。しかしながら、依然犯罪の約70%は窃盗犯で、そのうち5割強は被害者の鍵のかけ忘れによるものです。また、高齢者などを狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害のほか、インターネットなどを利用したネットワーク利用犯罪や少年犯罪も憂慮すべき状態にあります。

さらに、高齢化や共働き世帯の増加等による地域における防犯活動の担い手不足等が課題となっています。

子どもや高齢者、女性をはじめすべての市民を犯罪から守るため、地域における安全対策がますます重要になってきており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と地域に密着した防犯活動の推進、防犯に配慮した住環境の整備が求められています。

また、*犯罪被害者等への支援についても必要とされています。

大分市の刑法犯認知件数

	R1年	割合
窃盗犯	999	68.7%
粗暴犯	126	8.7%
知能犯	52	3.6%
風俗犯	18	1.2%
凶悪犯	17	1.2%
その他	242	16.6%
合計	1,454	100%

窃盗犯のうち被害者の鍵かけ状況

	施錠なし	施錠あり
乗り物盗難	240	166
車上狙い	43	67
住居侵入窃盗	11	21

基本方針

安全で住みよい地域社会を実現するため、広報活動や地域における防犯活動を通じて、防犯意識の啓発と高揚に努めます。また、各種防犯活動団体との連携や防犯灯の設置などの防犯環境の整備を進め、行政、地域、関係機関が一体となった犯罪のないまちづくりを目指すとともに、犯罪被害者等の支援を総合的に推進します。

主な取組

》》》 防犯意識の高揚

- 広報誌の発行や防犯イベントの開催などによる広報を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- 関係機関と連携して暴力絶滅運動を推進し、市民の暴力犯罪絶滅及び暴力団排除の気運を高めます。
- 振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法などの被害を未然に防止するため、啓発活動を推進します。
- インターネットなどのネットワークの適切な利用を呼び掛けるとともに、市民への情報提供活動の充実を図ります。

》》》 犯罪のないまちづくり

- 自主防犯パトロールや子ども見守りパトロール等を所管する関係機関との連携を図りながら、各種防犯活動により地域の連帯意識の強化を図るとともに、地域に密着した活動に努めます。
- 防犯カメラや防犯灯・街路灯の設置等により犯罪を誘発するおそれのある場所の解消に努めるなど、防犯環境の整備を行います。



子ども見守りパトロール



防犯パトロール

》》》 犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるように相談に応じ、必要な情報提供を行い、関係機関と連携して問題解決に努めます。
- 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。
- *二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について広報及び啓発に努めます。

目標設定

刑法犯認知件数

現状値 (2018年実績)

1,548 件

目標値 (計画期間中)

2018年実績の1割以上減

【用語解説】



※犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族、遺族のこと。

※二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失などの被害のこと。



第4部

にぎわいと活力あふれる 豊かなまちづくり

(産業の振興)



第1節 工業の振興

動向と課題

本市は、鉄鋼や化学、半導体、電子・電気機器など最先端の技術を持つ多種多様な企業が立地し、活発な産業経済活動を展開しています。これらの企業は裾野が広く、関連する産業が集積し、国内でも有数の工業都市として発展してきたことにより、九州における第1位の製造品出荷額を誇っています。

その一方で、近年の本市における製造業は、高齢化の進展、生産年齢人口の減少をはじめとするさまざまな要因により、後継者不足や人手不足の問題が深刻化するとともに、事業所数や従業員数に減少傾向が見られ、事業活動の維持が重要な課題となっています。

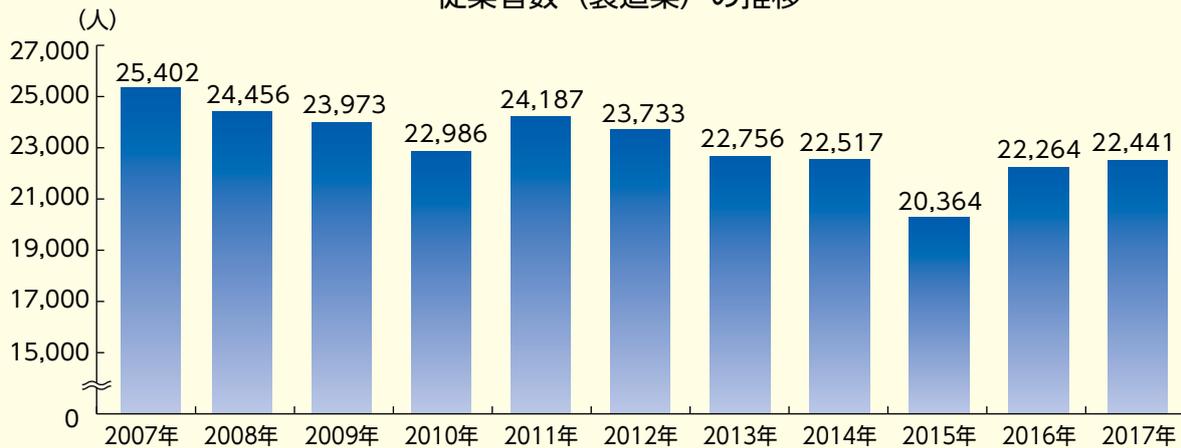
このようななか、生産活動を活発化し、新たな雇用や工業全体の活力を生み出していくには、既存企業に対する支援はもとより、企業誘致や創業支援及びその後の成長・安定化の支援が必要となっています。加えて、成長産業として市場の拡大が見込まれるIoTやAIなどの第4次産業革命に関連する高度技術に立脚した産業の集積と、こうした技術を活用した生産性の向上、人材の育成や技術力の向上などによる地域産業の活力の維持と競争力の強化が求められています。

事業所数（製造業）の推移



出典：経済産業省「工業統計調査」

従業者数（製造業）の推移



出典：経済産業省「工業統計調査」

基本方針

既存産業の振興を機軸としながら、企業誘致の推進やさまざまな創業支援機関と連携し、幅広い産業の集積を推進します。また、中小企業における技術の高度化や経営の効率化の促進、企業活動を支える人材の確保と育成、国内の販路拡大のみならず海外展開の支援などを実施することで、企業の競争力の強化を図ります。

主な取組

》》 高度技術に立脚した産業集積の推進

(1) 企業立地の推進

- 地域経済の活性化や雇用の創出につながる企業の立地を促進します。
- 市内企業の事業継続・拡大につながる設備投資等を支援します。
- 副生成物の利用等による省エネ・低炭素化社会に貢献する技術を有する企業の立地を促進します。
- 市場の拡大が見込まれる医療やIT関連産業、ドローンなどの小型無人機や自動走行分野など、新製品・新技術の開発につながる先端技術産業や研究開発型産業の立地を促進するとともに、これらの技術を活用した新たな産業の創出に取り組みます。

(2) * インキュベーション機能の充実

- 産業振興の拠点となる施設機能の充実を図るなかで、今後、成長が期待される産業や*都市型産業への支援、人材育成と人的ネットワークの形成など、起業や新事業の展開をサポートします。
- 大学等教育機関や金融機関などのさまざまな創業支援機関と連携して支援体制を強化し、創業しやすい環境の整備に努めます。

》》 中小企業の競争力の強化

(1) 高度化・効率化の促進

- 企業と大学等による新事業・新技術の共同研究等を円滑にする大学等教育機関や金融機関等との連携体制の整備のほか、事業の共同化や新技術の共同開発などにつながる異業種間・企業間における交流を促進し、中小企業の技術力を高め、生産力の向上を図ります。
- 市内中小企業の経営基盤の強化につながる設備投資や販路拡大等を支援します。
- 融資制度の充実などにより資金調達の円滑化を図るとともに、経営診断、経営・技術相談などを行うことにより中小企業の経営基盤の強化を促進します。

(2) 人材の育成・確保

- 大学や関係機関等と連携し、講演会や研修会などの内容・実施体制の充実を図り、企業活動の活性化を担う人材の育成・確保、事業承継の支援に努めます。
- 自主研修の開催に対する支援など企業が人材育成に取り組みやすい環境の整備を行います。

(3) グローバルな事業展開の支援

- グローバルな事業展開の必要性が高まるなか、*ジェトロ等の支援機関と連携し、海外への販路開拓を目指す企業を支援します。
- 友好都市間において、これまで培った本市の知名度と信用力を生かし、新たなビジネスチャンスの創出を図ります。



中国国際輸入博覧会

関連計画 ▶ 『第2次大分市商工業振興計画』『大分市創業支援等事業計画』

目標設定



【用語解説】

※ **インキュベーション機能**

自力では難しい起業に関して、事業化のスケジュールや資金等の相談、安価な賃貸スペースの提供等、幅広く支援すること。

※ **都市型産業**

都市の機能集積を活用することにより都市に立地することが比較的優位となるソフトウェア業や情報処理業などの産業。

※ **ジェトロ**

独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization）の略称。諸外国との貿易拡大及び対日投資の支援などによる経済協力の促進と、開発途上国の調査・研究を通じて、日本の経済・社会のさらなる発展に貢献することを目指す。

第2節 農業の振興

動向と課題

本市においては、平野部、中山間部の広い範囲にわたり水稲・野菜・果樹・畜産などの多彩な農業が営まれています。

特に、施設園芸や酪農などで法人化による大規模な企業的経営が行われており、なかでも、「おおば」「にら」「みつば」「水耕せり」などの施設野菜は全国でも有数の産出額を誇る産地になっています。

一方で農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の増加、さらには有害鳥獣による農作物被害の増大などにより、農業を取り巻く環境は厳しくなっています。

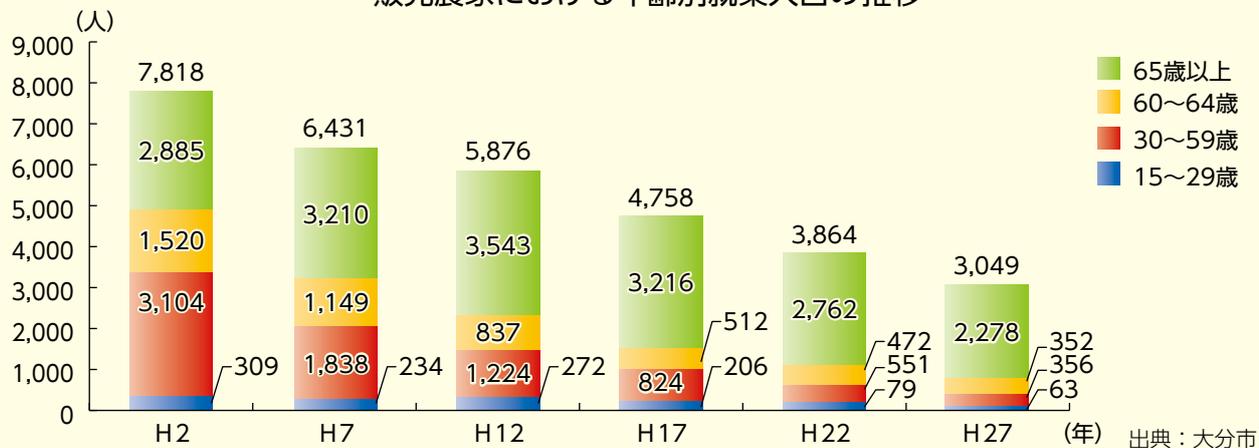
また、社会構造やライフスタイルの変化による農産物に対する消費者ニーズの多様化や高度化のさらなる進展、人口減少社会の到来による食に関する市場規模の縮小が懸念されています。

このため、各地域の農業の担い手を明確化することで、生産基盤の強化や*優良農地の集積によるコスト低減を推進するなど、農地利用の最適化や競争力のある産地の育成を図ることが必要となっています。

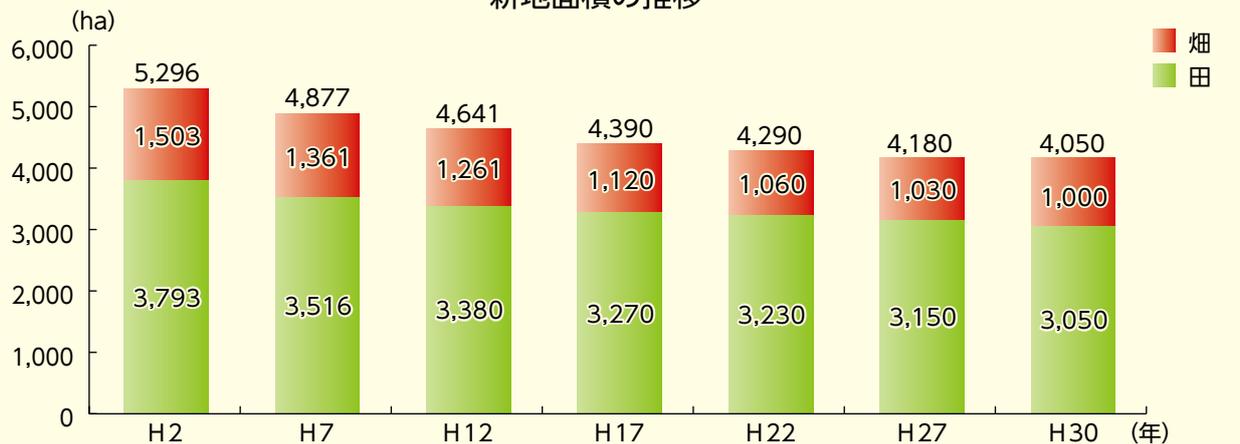
さらに、農業者の所得向上も課題となっており、*6次産業化や*農商工連携などの取組を強化する必要があります。

こうしたことから、多彩な農業が営まれる本市の強みを、将来にわたって持続的に発展させるため、農畜産物を育てる喜びなど農業の持つ魅力を発信するとともに、新たな担い手を確保・育成し、次世代に継承する仕組みづくりが必要です。

販売農家における年齢別就業人口の推移



耕地面積の推移



基本方針

優良農地の担い手への集積をはじめとする効率的な経営基盤の整備と安全・安心で魅力あふれる農畜産物の生産により、農業者の所得向上と競争力のある産地の育成を図ります。
また、観光や教育など多様な分野と連携し、食を通じた農畜産物のPRや*地産地消による消費拡大を進め、持続可能な農業振興を図ります。

主な取組

》》 都市型農業を支える人づくり

- 就農研修制度の拡充や生産基盤への支援等を通じて、就農希望者、他産業から参入する企業、*障害福祉サービス事業者など新たな担い手の確保・育成を図ります。
- 地域の主要な担い手である*認定新規就農者、*認定農業者や集落営農組織等の経営規模の拡大に伴う農地の集積・集約化を支援します。
- 高齢農業者や女性農業者などが行う農産物の直売や加工品の製造・販売などの地域の農業を支える活動を支援します。
- 関係機関・団体と連携し、融資・価格安定制度や*収入保険制度など各種制度の積極的な利用を促進することで、担い手の経営の改善及び安定を図ります。
- 消費者と生産者・食品関連事業者などとの交流促進や食育活動を行い、地産地消の一層の推進を図ります。



地産地消授業



就農研修

》》》 信頼され魅力あふれるものづくり

- 地域の特性を生かし、多様化する消費者ニーズに即した付加価値の高い農畜産物の生産振興と供給体制の整備を図ります。
- 省力化やコスト低減に向けたICTなどの先進技術の導入などにより、競争力のある産地づくりを推進します。
- *GAPなどの認証制度への取組推進や農畜産物の生産履歴の開示、家畜伝染病に係る衛生対策などにより、安全・安心な農畜産物の生産、供給を図ります。
- 農業用廃プラスチックなどの適正処理や堆肥としての家畜排せつ物の有効活用など、環境に配慮した農業の推進を図ります。
- 消費者や食品関連事業者等への地元農産物に関する情報の発信や各種イベントの開催などにより地産地消を促進します。
- 6次産業化や農商工連携等による地域ブランド化を促進し、地域資源を生かした魅力ある加工品の開発を図るとともに、ジェットロ等の支援機関と連携し、海外展開や販路拡大を図ります。



大葉栽培

》》》 特性を生かした活力ある地域づくり

- 優良農地を明確にし、担い手への農地の集積など農地の生産性を高めるとともに、地域の特性に応じた土地利用を図ります。
- 農道、用排水路などの生産基盤の整備を促進し、農業者の持続的な生産体制と快適な農村環境の整備を図ります。
- 都市と農村の交流活動や道の駅などの交流拠点施設を活用し、地元産品の消費拡大を促進することにより農村の活性化を図ります。
- 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図るため、地域の共同活動を支援し、農地や水路など地域資源の適切な管理を推進します。
- 有害鳥獣の被害防止対策として、地域ぐるみで行う防護柵の設置等の活動を支援し、良好な営農環境の保全を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市農林水産業振興基本計画』『大分農業振興地域整備計画』『大分市国土利用計画』

目標設定



【用語解説】

※優良農地

一団のまとまりのある農地やほ場、農道、水路などの基盤整備がなされているなど良好な営農条件を備えた農地。

※6次産業化

生産者自らが加工や流通・販売に取り組み、経営の多角化を行うことで、農山漁村における雇用の創出や生産者の所得向上を目指すこと。

※農商工連携

生産者と商工業者が連携し、新商品の開発や販売促進に取り組むこと。

※地産地消

地域で生産された農産物を、その地域で消費する活動。

※障害福祉サービス事業者

障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業者のこと。

※認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「青年等就農計画」（5年後の目標）を市長に提出して認定を受けた農業者のこと。

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」（5年後の目標）を市長に提出して認定を受けた農業者のこと。

※収入保険制度

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補償する制度。

※GAP（農業生産工程管理）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

※主要品目

おおば、にら、みつば、いちご、水耕せり、パセリ、ピーマン、乳用牛（生乳）、肉用牛（和牛子牛、雑子牛）

※共同活動に取り組む集落数

農地を守るため、共同活動を行っている集落数。*中山間地域等直接支払制度取組集落数+*多面的機能支払制度取組集落数

※中山間地域等直接支払制度

傾斜地が多く農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動などに対して助成することで平坦地との条件不利の補正を行う制度。

※多面的機能支払制度

多面的機能とは、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの機能のこと。これらの機能を維持・発揮するための地域共同活動に対して一定の助成を行う制度。

第3節 林業の振興

動向と課題

森林は木材などの森林資源の供給のほかに、水源のかん養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を有しています。今後、これらの森林資源の維持や多面的機能を発揮していくためには、自然環境に配慮した適正な*間伐等による森林の整備・保全が必要となってきます。

近年、戦後に植林したスギやヒノキなどの人工林が利用時期を迎え、木材として供給が可能な状態となっているにもかかわらず、長期にわたる価格の低迷や森林所有者の高齢化などにより、十分な利用に至っていない状況です。

このようなことから、森林組合等の*林業事業体の担い手の確保・育成や木材の安定供給に向けた体制の整備、木材の利用拡大が課題となっています。

また、林業を営む上で、重要な生産基盤である林道については、未舗装箇所の一層の整備を進めるとともに、生活道としての役割を担うなど、多目的な活用が期待されており、災害に強い基盤としての整備が必要となります。

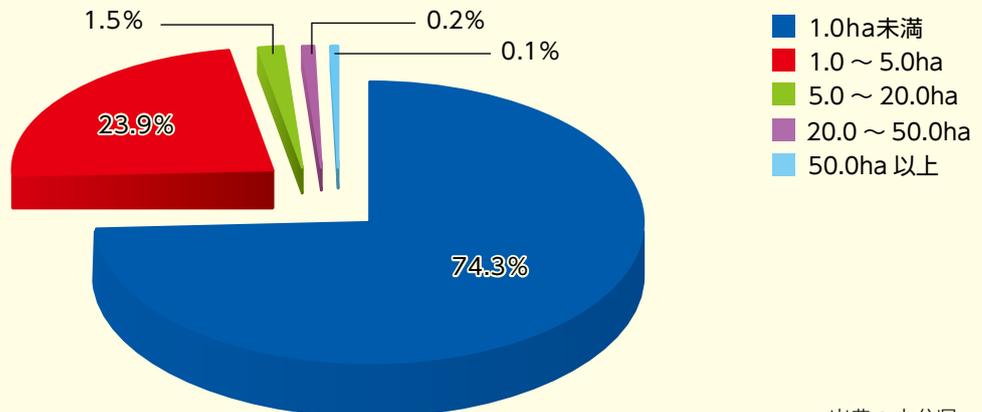
保有形態別森林面積

(ha)

保有形態	総面積		立木地		人工林率	
	面積 (A)	比率 (%)	人工林 (B)	天然林	(B/A) (%)	
私有林	21,009	86.0	7,793	10,830	37.1	
公有林	県有林	2,029	8.3	1,568	325	77.3
	市有林	791	3.2	382	372	48.3
	計	2,820	11.5	1,950	697	69.1
国有林	618	2.5	472	108	76.4	
計	24,447	100.0	10,215	11,635	41.8	

出典：大分県

山林の規模別所有戸数 (戸)



出典：大分県

基本方針

森林が有する多面的機能が維持、発揮できるよう、^{*}森林環境譲与税を活用し、^{*}森林経営管理制度に基づいた森林の整備や保全を計画的に行います。

また、林業経営の安定化に向け、生産基盤と供給体制の整備や^{*}木質バイオマスの利用など木材の利用拡大を図ります。

主な取組

》》 健やかな森林をはぐくむ人づくり

- ^{*}林業作業士の確保・育成や^{*}森林施業プランナーの技術向上などを支援することにより、森林組合等の林業事業体の強化に努めます。
- 持続的な森林経営の確立を図るため、地域ごとに森林所有者の連携・共同による^{*}森林経営計画の策定を促進します。
- 森林整備や加工流通体制の強化を推進するため、林業や木材産業の関係団体によるネットワークを構築します。

》》 森からの恵みがあふれるものづくり

- 民有林において森林経営計画に基づいた適正な間伐等の育林と^{*}主伐及び主伐後の^{*}再造林を推進します。
- 森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づいた適切な森林の整備や木材利用を促進し、森林の多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 作業の効率化のため整備が必要な森林の集約化や高性能林業機械の導入による低コスト化を促進し、^{*}市産材の安定供給体制を構築します。
- 市産材を活用し、教育施設等の公共施設の木造化や内装の木質化を図るとともに、一般住宅における木材利用を促進します。
- 森林整備の際に発生する未利用材等の有効活用を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。
- 重点推進品目であるしいたけについては、気候に左右されない生産施設や機械設備等の導入を支援し、安定した供給体制の整備に努めます。



竹林整備

》》 次世代につなぐ地域づくり

- NPO法人や地域住民等との連携により、都市と山村との交流を促進することで、荒廃竹林の整備など里山の保全を図ります。
- 市有林については、市民共有の財産として、計画的に間伐等を行い、適正に管理することで、災害に強い優良林の造成に努めます。
- *森林セラピーなど、市民の健康やいやしを促進する機会を提供します。
- 効率的な森林整備や地域住民の利便性などを備えた林道の整備を図ります。



森林セラピー

関連計画 ▶ 『大分市農林水産業振興基本計画』『大分市国土利用計画』『大分市森林整備計画』

目標設定



【用語解説】

※間伐

良質な木材の生産と森林を健全な状態に維持していくため、木を伐採し適正な密度にすること。

※林業事業体

間伐や枝打ち、主伐などの森林の整備を行う林業の経営体。森林整備のほかに、森林の調査や施業提案、森林計画制度管理・実行なども行い、森林所有者に代わって地域の森林管理を担う。

※森林環境譲与税

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用等に充当するための目的税。

※森林経営管理制度

森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる制度のこと。

※木質バイオマス

家畜排せつ物や下水汚泥など生物由来の再生可能な資源（バイオマス）の一つで、チップや製材端材、樹皮、間伐材、木質ペレットなどのこと。発電用燃料としての利用が期待されている。

※林業作業士

主に林業事業体に属しており、間伐や枝打ちなどの森林整備を担う作業員のこと。

※森林施業プランナー

森林所有者に対して森林の整備方針や経費などについて提案する技術者のこと。また、効率的な森林整備を行うために個々の森林の集約化についても提案する。

※森林経営計画

森林所有者などが、経営を行う森林における施業や保護について作成する計画。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多面的機能を発揮させることを目的としている。

※主伐

木材として利用できる時期にきた木を伐採・収穫すること。

※再造林

スギやヒノキ林などの伐採跡地に再び植栽すること。

※市産材

市内の森林から産出された木材または市内の加工業者等から出荷された国産材。

※森林セラピー

森林内での保養活動を指し、リラクゼーション効果や免疫機能改善等の予防医学的な効果を期待するもの。

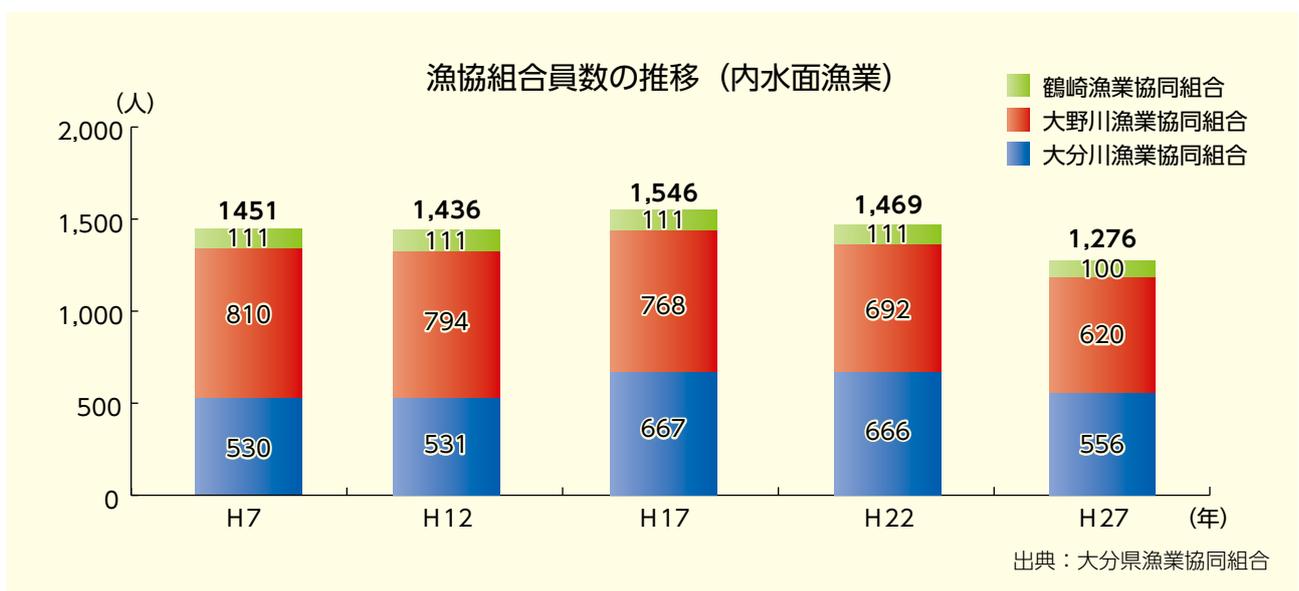
第4節 水産業の振興

動向と課題

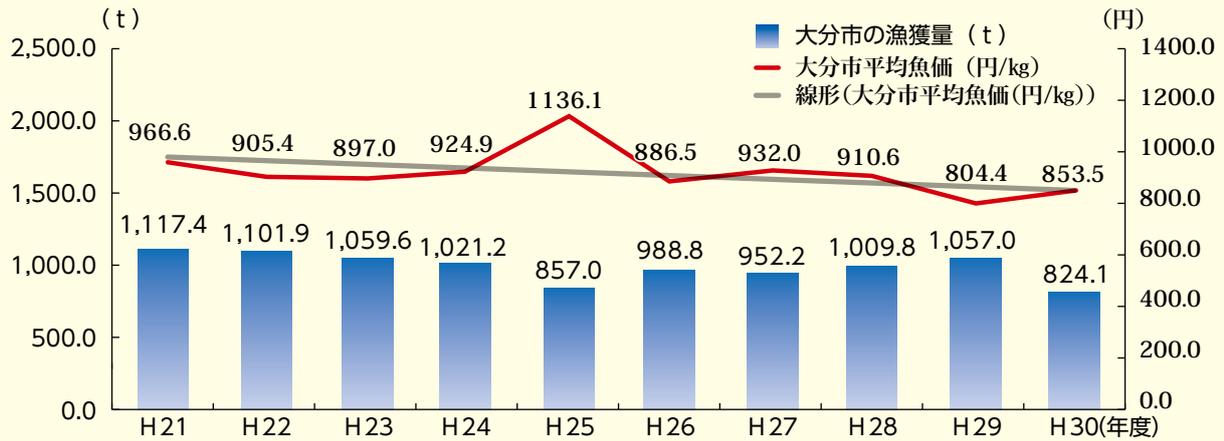
本市の水産業は、別府湾・豊後水道域における海面漁業と、県内の2大河川である大分川・大野川での内水面漁業に大別され、海面漁業では、5t未満の動力船・船外機船など小規模な漁船による一本釣りや各種*刺し網漁業等を中心とした沿岸漁業、内水面漁業では、アユ・ウナギなどを対象とした漁業が営まれています。

しかし、海岸線の埋立て後の漁場環境の変化に伴う藻場の減少や高齢化が進むなか、後継者不足による漁業者の減少は深刻であり、さらに、安価な輸入水産物の増加などによる魚価の低迷が続く影響で、漁業経営が悪化しています。

そのため、担い手の確保・育成や水産資源の保全を図るとともに、生産性の向上に向けた取組が必要となっています。さらに、消費者ニーズの多様化などに対応した流通体制の整備や消費拡大に向けた取組が必要です。



大分市の魚類の漁獲量と平均単価（海面漁業）



出典：大分県漁業協同組合

基本方針

豊かな水産資源を守り育てるための良好な漁業環境の保全や漁港・漁場などの基盤整備を行うとともに、後継者の確保・育成に取り組み、生産性が高く持続可能な漁業の振興に努めます。

また、地産地消による消費拡大を進めるとともに、多様化する消費者ニーズに即した流通体制の充実など、市民が安心できる水産物の安定供給を目指します。

主な取組

》》 明日の漁業を開く人づくり

- 研修制度をはじめとする新規就業者支援により、担い手の確保・育成に努めます。
- 地産地消による消費拡大を進めるとともに、各種イベントの開催や食育活動の推進などにより、地場水産物のPRや魚食の普及に努めます。

》》 信頼され魅力あふれるものづくり

- 水産資源を増大させるため、海面漁業ではイサキ、カレイ、アワビなど、内水面漁業ではアユなどの*種苗放流を促進します。
- 水産物の安定供給を図るための養殖や畜養の取組を支援します。
- 「関あじ」「関さば」などのブランドの維持・向上や消費者ニーズに即した安全・安心な水産物の供給に努め、消費拡大を図ります。
- 漁業者や関係団体が主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進し、新たな商品開発と販路の拡大を図ります。
- 違反操業の監視強化などの取組を支援し、水産資源の保全を図ります。

》》 豊かな海をはぐくむ地域づくり

- 水産資源を維持・増大させるために、*魚礁の設置や*増殖場の造成を推進します。
- 漁業の拠点となる漁港施設や漁港海岸保全施設の計画的な整備や長寿命化・災害対策の強化を推進します。
- 荷捌き施設、*蓄養施設など、流通関連施設の整備や更新を促進します。
- 関係機関・団体と連携して漁場環境や海岸線の保全に努めます。
- 関係機関・団体と連携して水辺でのレジャー・レクリエーション需要に対応した漁港や海岸・河川の適正利用を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市農林水産業振興基本計画』『大分市国土強靱化地域計画』

目標設定



【用語解説】

※ 刺し網漁業

魚の回遊を遮るように網を張り、網目に刺さった魚やからまった魚を漁獲する漁業。

※ 種苗放流

種苗生産(人工的に卵をふ化させて稚魚や稚貝をつくること)、中間育成(天然種苗や人工種苗を放流できる大きさまで育てること)、放流(適正サイズまで中間育成した種苗を、生息に適した海域に放すこと)の一連の作業。

※ 魚礁

魚を集めて効率的に漁獲することを目的にコンクリート製や鋼製の人工の構造物を海底に設置したもの。稚魚の保護や育成の効果もある。

※ 増殖場

産卵場所や稚魚の隠れ家となる藻場を造成するために海底に自然石やコンクリートブロックを設置した場所。

※ 蓄養施設

漁獲された魚介類の出荷調整を行ったり、漁獲によるダメージを回復させたりするための水槽や生けすなどの施設。

第1節 商業・サービス業の振興

動向と課題

本市の商業・サービス業は、新産業都市建設の進展によりもたらされた人口の増大や市民生活の質の向上を受け、大きく発展してきました。

一方、近年、大型商業施設の進出やコンビニエンスストアの増加、高速交通体系の整備に加え、スマートフォンなどの情報通信機器やSNSの急速な普及により、インターネット通信販売市場が拡大するなど、小売業を中心に商業・サービス業を取り巻く環境は大きく変化し、市場競争が激化しています。

こうしたなか、高齢化などによる後継者不足が深刻化するとともに、地域の商店街では空き店舗が増加しており、市民生活を支える「地域商業の振興」や「雇用機会の創出」「地域コミュニティの担い手」などの商店街に求められる機能の低下が危惧されています。

今後は、人口減少の影響により市場規模の縮小が進むなか、人材の育成や後継者の確保、キャッシュレス化や外国語表記への対応などの経営基盤の強化や創業支援、さらには商業集積地におけるにぎわいの場づくりなど、商業・サービス業の振興を図るための多様な施策の展開が求められています。



出典：大分市

基本方針

商業・サービス業の活性化に向けて、人材育成などの支援を通じ経営基盤の強化を図ります。また、創業支援などにより、店舗の集積を促進し、商店街の機能が最大限発揮できるように、商店街組織の機能強化を図ります。

さらに、刻々と変化する商業・サービス業の動向や課題を的確に把握するため、個々の事業者との意見交換の場を積極的に設けるとともに、商工会議所などの中小企業支援団体との連携を強化します。

主な取組

》》 特色ある個店づくり

- 商店の独自性、専門性など個性化を支援するとともに、ICTの活用など、多様化、高度化する消費者ニーズに対応した個店づくりを促進します。

》》 魅力ある商店街づくり

- 消費者の利便性の向上、快適な買物空間の創出のための施設等の設置・運営や、にぎわい・憩いの場の創出のためのイベントなどに対し支援を行うことにより、地域特性を生かした商店街の活性化や地域コミュニティの拠点としての機能の充実を図ります。



歩行者天国

》》 経営基盤の強化

- 高度な専門的知識、技能を有する人材の育成・確保に努めるとともに、経営相談や経営診断体制の充実を図ります。
- 業務の高度化・効率化や新分野・新業態への事業展開のための支援を行います。
- 同業種間の連携、異業種間交流などによるネットワークづくりを促進します。
- 中小企業・小規模事業者の販路拡大のための支援制度の充実に努めます。

》》 創業支援

- 融資制度等の充実を図り、さまざまな価値観に対応した新たな商業・サービス業の創業を支援します。

》》》 意見交換の場の充実

- 企業訪問や各種団体の会合等への参加を通じて、課題やニーズの把握に努めます。
- 中小企業支援団体と積極的な情報交換を行い、効果的な施策の展開に努めます。
- さまざまな事業者の出会いと意見交換の場を提供することで、取引の拡大や事業承継につなげるなど、企業間のマッチングを支援します。

関連計画 ▶ 『第2次大分市商工業振興計画』『大分市創業支援等事業計画』『第3期大分市中心市街地活性化基本計画』

目標設定

小売商業の年間商品販売額

現状値 (H28経済センサス)

 **5,551** 億円

目標値 (2024年度見込)

 **5,700** 億円

卸売商業の年間商品販売額

現状値 (H28経済センサス)

 **9,127** 億円

目標値 (2024年度見込)

 **9,900** 億円

中心部商店街の空き店舗率

現状値 (2019年3月時点実績)

 **9.8%**

目標値 (2024年度見込)

 **4.6%**

第2節 流通拠点の充実

動向と課題

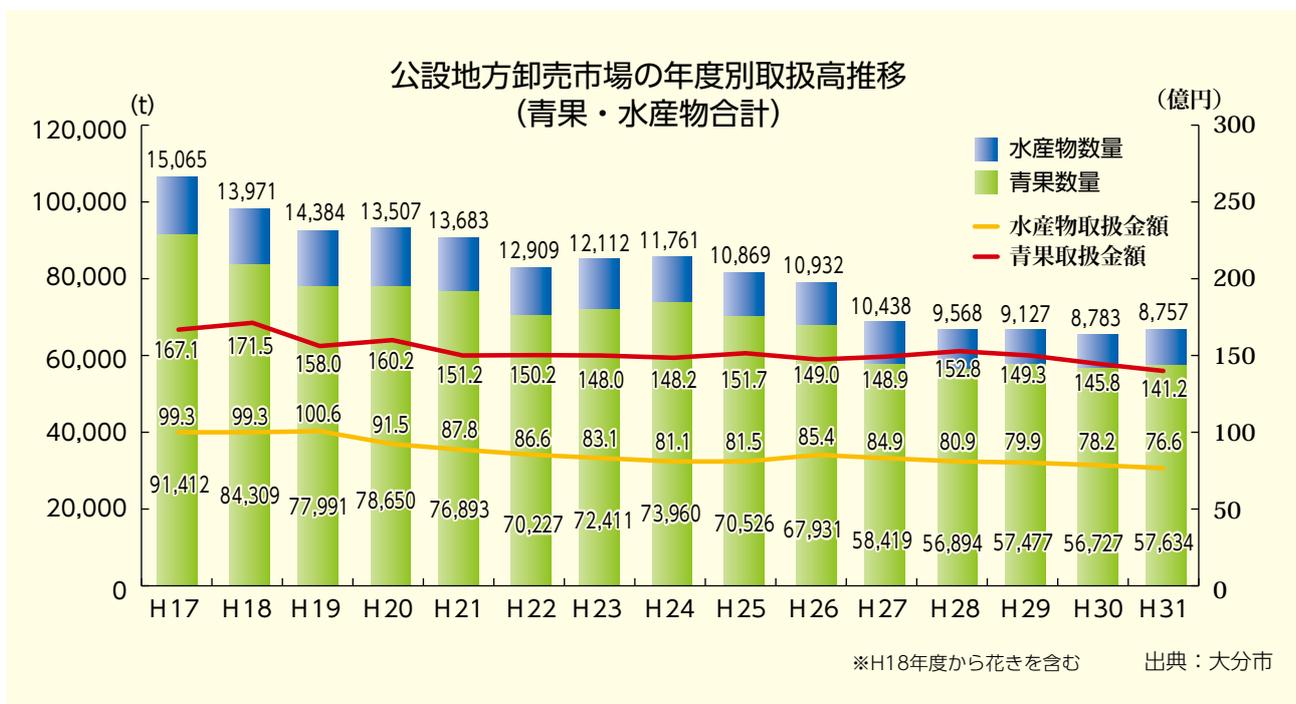
近年、市場を取り巻く状況については、急速に進む少子高齢化に伴う人口減少や消費者ニーズの多様化、流通形態の変容に起因する取扱量の減少等が大きな課題となっています。また、本市の公設地方卸売市場は、開場後40年が経過するなかで施設の老朽化が顕著になってきています。

今後、市民の「食」の安全・安心に対する意識が高まるなか、このような課題の解決に向けて、施設整備や市場の活性化、管理運営体制などについて、中長期的な市場の方針を明確化し、生鮮食料品の流通拠点として健全に発展していくことが求められています。

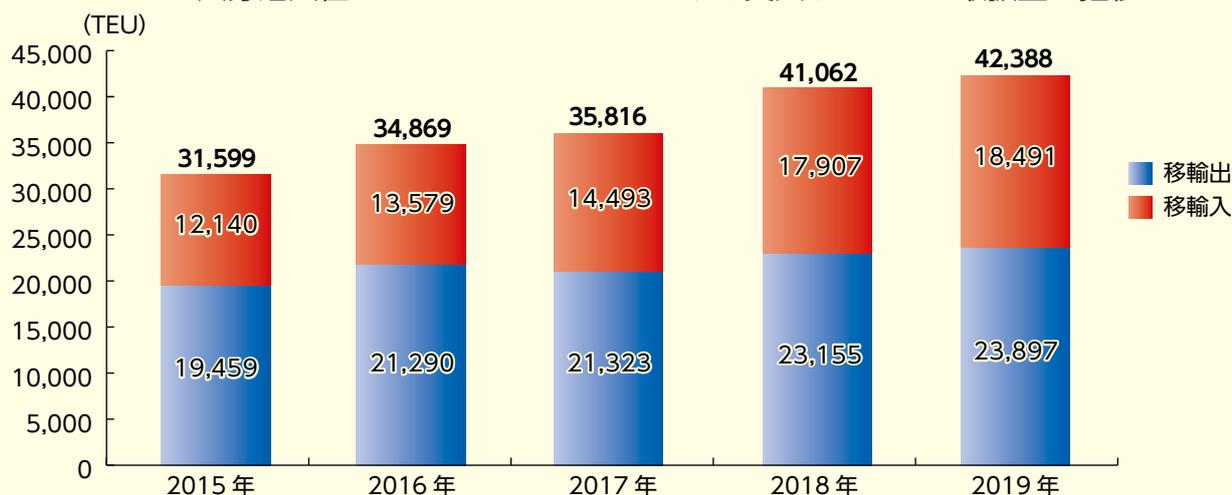
また、本市では、*大分港大在公共埠頭を中心とする地域が、輸入促進地域として指定されたことに伴い、流通港湾として整備されてきました。あわせて、東九州自動車道の開通による高速道路網の充実により、東九州の玄関口として、人の流れ、物の流れが活性化しており、海路と陸路の結節点となる大分港大在公共埠頭では、国内航路は*RORO船が、外国航路はコンテナ船が運航しています。

近年、トラック輸送における運転手不足などを背景に、陸路から海路へ輸送手段を転換する*モーダルシフトが進行しており、大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の重要性がさらに増しています。

このような状況を踏まえ、引き続き、広域流通拠点の整備に取り組む必要があります。



大分港大在コンテナターミナルにおける実入りコンテナ取扱量の推移



出典：大分県ポートセールス実行委員会

基本方針

公設地方卸売市場は、市民へ生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給するための重要な流通拠点であることから、市場の整備や活性化に向けた中長期的な方針に基づいて市場機能の充実を図ります。

また、本市が東九州の玄関口として、広域流通拠点としての整備を促進するため、関係機関と連携し、大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の機能の向上や活用促進に取り組むとともに、大分流通業務団地の活用促進を図ります。

主な取組

》》 公設地方卸売市場の機能向上

- 中長期的な方針に沿って、市場の機能向上に努めます。
- 市民の「食」の安全・安心に対する意識の高まりのなか、関係機関と連携して品質管理を徹底し、市場の信頼性の向上に努めます。
- 市場の市民への一般開放やホームページを利用した情報発信等を通じて、地元産食材をはじめとした生鮮食料品等の消費拡大を推進します。

》》 大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の活用促進

- 良好な流通環境を活用し、定期航路の路線数・便数の充実や港湾の機能強化を図るとともに、関係機関と連携し国内外への広報活動やポートセールスを行い、大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の活用を促進します。

》》 大分流通業務団地の活用促進

- 融資・助成制度の活用や関係機関との連携による企業誘致の促進を通じ、物流の集団化・共同化等による効率的な流通システムの構築を行い、大分流通業務団地の活用促進を図ります。



公設卸売市場せり



流通業務団地

関連計画 ▶ 『第2次大分市商工業振興計画』

目標設定

※大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数(外貿及び内貿)

現状値(2016~2018年実績平均)

37,249*TEU

目標値(2024年度見込)

38,000TEU

公設地方卸売市場における取扱金額(青果部)

現状値(2018年度実績)

149億円

目標値(2024年度見込)

149億円

公設地方卸売市場における取扱金額(水産物部)

現状値(2018年度実績)

79億円

目標値(2024年度見込)

85億円

【用語解説】

※大分港大在公共埠頭

国内航路のRORO船並びに外国航路のコンテナ船が運航している海上貨物航路を有する流通拠点港湾。

※RORO船(Roll-on roll-off ship)

ロールオン・ロールオフ船の略。船体と岸壁を結ぶ出入路を備え、貨物を積んだトラックが、そのまま船内外へ自走できる貨物専用フェリー。

※モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

※大分港大在コンテナターミナル

東アジアをはじめとする環太平洋諸国との物流拠点港を目指して大在公共埠頭に整備され平成8年に供用開始。現在(令和元年)コンテナ船による外国航路は韓国、中国、台湾に、国内は神戸に運航している。

※TEU

「Twenty-foot Equivalent Unit」の略で、20フィート(長さ約6m)のコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

動向と課題

近年、本市の雇用情勢は改善し、有効求人倍率は高い水準で推移しています。しかし、「雇用のミスマッチ」や生産年齢人口の減少による働き手の確保が全国的な課題となるなか、本市においても企業の人手不足が深刻化しています。

また、雇用形態としては、正規雇用者の割合は減少し、非正規雇用者の割合は増加傾向にあります。

このようななか、地域経済をより活力あるものへと発展させていくためには、働く意欲がある人の、希望する働き方と適性に応じた就労機会の拡大や企業の人材確保・育成の支援、若者の職業意識の醸成、女性・高齢者・障がい者のさらなる社会進出の促進、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進などが必要となっています。

さらに、すべての勤労者が、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など、「働き方改革」の推進が求められており、雇用労働環境の変化に応じて、国や県などの関係機関と連携し、課題の解決に向け取り組む必要があります。



基本方針

※ UIJターンの促進や「雇用のミスマッチ」の解消に努めるとともに、若者・女性・高齢者・障がい者などが意欲と能力に応じて働けるよう就労機会の拡大を図ります。

また、国や県、関係機関と連携しながら、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進、企業の人材確保・育成を支援することで、安定した雇用の確保に努めます。

あわせて、長時間労働の是正や中小企業の福利厚生充実など、労働環境の整備を推進します。

主な取組

》》 就労支援

(1) 就労機会の拡大

- 企業誘致、新規・成長産業の育成・支援、既存企業の振興などを促進し、多様な就労の場と安定した雇用の確保に努めます。
- 関係機関と連携し、若者・女性・高齢者・障がい者など働く意欲のあるすべての人々を対象とした就労支援セミナーを開催します。
- 市外で働く人や求職者が、本市で就職する機会を広げることでU/Iターンを促進します。
- 企業の人材確保・育成への支援を積極的に推進することにより、若者・女性・障がい者などの就労機会の拡大や早期離退職防止に取り組みます。
- (公社)大分市シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労機会の拡大に努めます。
- 国や県、関係機関と連携し、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進に取り組みます。

(2) 技能奨励と若年者の職業意識の早期醸成

- 技能尊重の気運の醸成に努めるとともに、異業種の技能者間の交流を促進します。
- 中学生を中心とした若年者を対象として、「仕事・働くこと」について考える機会を提供します。

(3) 相談体制の充実

- 関係機関と連携し、若年者などへ就労に関する情報の提供やキャリアカウンセリング等を行い、相談体制の充実に努めます。



ヤングキャリアアドバイザー講演会



就労応援セミナー

》》 勤労者福祉の充実

(1) 福利厚生の充実

- 中小企業等における勤労者向けの融資制度の充実や退職金制度の普及促進など、企業規模による福利厚生面での格差の解消に向けた取組を推進します。
- (一財) おおいた勤労者サービスセンター等の関係機関と連携し、中小企業で働く勤労者、パート・アルバイト、派遣労働者などの勤労者福祉の充実に努めます。

(2) 労働環境の整備促進

- 関係機関と連携し、労働災害や職業病の未然防止を図るなど、外国人材を含むすべての勤労者が安心して働ける環境の整備を促進します。
- 関係機関と連携し、年間総労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発に努めます。

(3) 融資制度の活用促進

- 勤労者の病気療養や出産、教育などに関する融資制度の適切な活用を推進します。

(4) 余暇などへの支援

- 勤労者の地域活動や文化・スポーツ活動などを行う各種協議会への支援や情報提供に努めます。
- レクリエーションや異業種・異文化体験などを通じた勤労者の相互交流を推進します。

関連計画 ▶ 『第2次大分市商工業振興計画』

目標設定

(公社) 大分市シルバー人材センターの事業実績金額

現状値 (2018年度実績)

 6億7,992万円

目標値 (2024年度見込)

 8億3,500万円

(一財) おおいた勤労者サービスセンターの会員数

現状値 (2019年3月末現在)

 20,847人

目標値 (2025年3月末見込)

 22,500人

UIターン就職者数 (*おおいた産業人材センターの登録者のうち、大分市へ就職した人数)

現状値 (2016~2018年度の累計)

 289人

目標値 (2020~2024年度の累計)

 475人

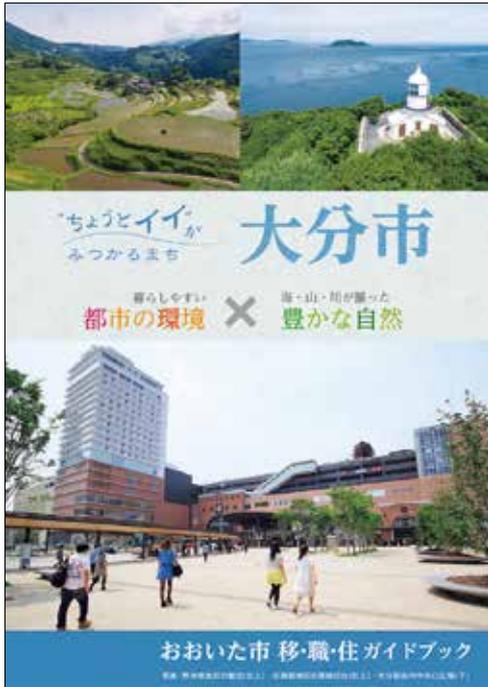
【用語解説】 🔍

※ UJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

※ おおいた産業人材センター

県が開設した、地域経済や雇用を支える県内中小企業の自立・挑戦を応援するために、企業における人材確保・定着を支援する拠点。



おおいた市 移・職・住 ガイドブック



おおいた都市広域圏 移住ガイドブック

動向と課題

国は、国内外からの交流人口の増加や地域経済への大きな波及効果が期待される観光をわが国の成長戦略の柱、地方創生への切り札ととらえており、観光を基幹産業へと成長させ、観光先進国の実現を図るため、訪日外国人旅行者の地方への誘客を増大させていくための取組を進めています。

また、県においては、源泉数、湧出量ともに日本一を誇る温泉と多彩な食の魅力により他地域との差別化を図りながら、地域資源を生かした魅力的な観光地づくりや国内外からの誘客促進に向けた取組を進めています。

東九州の拠点都市として発展してきた本市は、高崎山自然動物園や水族館などの観光施設や約600～800mの地下から湧き出る深層熱水である大深度地熱温泉、関あじ・関さばやとり天をはじめとする豊かな食など、さまざまな観光資源を有しており、ラグビーワールドカップ2019日本大会等を契機に、訪日外国人旅行者に対する受入環境整備が進んだほか、「ななせダム」や「道の駅のつはる」の完成、大友氏遺跡を中心とした歴史公園整備の進展など、地域資源や歴史文化を生かした新たな観光施設が着々と整備されています。

今後は、本市の特性を生かしながら国内外からの観光誘客を推進するため、観光資源のさらなる魅力向上に努めるとともに、刻々と変化する旅行者ニーズに的確に対応した情報発信や、さらなる増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入態勢整備に取り組む必要があります。



基本方針

本市が有する観光資源の磨き上げや新たな資源の発掘を行うことでブランド力の向上に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組めます。

また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関と協力し効果的な情報発信や誘客を国内はもとより、海外にも積極的に展開することで、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。

主な取組

》》 観光資源の魅力向上

- 美しい自然や点在する観光スポットをはじめとして、まつり、スポーツ等各種イベントといった本市が備える多彩な観光資源の魅力向上に努めます。
- 「関あじ・関さば」「大分ふぐ」「とり天」「りゅうきゅう」など、地元の食材や郷土料理等を生かした食観光の推進を図ります。
- 本市の歴史や文化を学ぶ観光や参加体験型の観光、さらには本市の産業を活用した産業観光など、地域の観光資源の磨き上げや掘り起こしに取り組みます。
- ビジネスや^{*}MICEなど多様な旅行目的に対応する環境づくりに取り組みます。
- 外国人を含め、本市を訪れた人が快適に過ごすことができるよう、観光施設等における^{*}ユニバーサルデザインの推進や多言語対応をはじめとする受入態勢の整備・充実に努めます。



とり天



高崎山自然動物園（令和第1号赤ちゃんザル レイワちゃん）

》》 豊の都市おおいたの魅力発信

- 観光パンフレットやホームページはもとより、^{*}SNSや映像等のさまざまな情報発信ツールを効果的に活用しながら、本市の観光資源について戦略的な情報発信に努めます。
- 観光大使など発信力のある人材との連携・協力による情報発信を行い、話題性のあるプロモーション展開を図ります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年の大阪・関西万博等多くの集客が望めるイベントの開催を好機ととらえ、アジアをはじめ、世界の多くの国々に向けた本市の魅力発信に努めます。

》》 観光振興に向けた連携

- 個人や団体、事業者、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。
- 県下の市町村や九州各都市、歴史的・文化的なつながりを持つ都市などとの広域的な交流・連携を強化し、訪日外国人旅行者も視野に入れた広域的な観光ルートの確立など、さらなる誘客に向けた戦略的な取組に努めます。

関連計画 ▶ 『大分市観光戦略プラン』

目標設定

観光入込客数

現状値 (2018年実績)

 3,659,141人

目標値 (2024年見込)

 4,880,000人

観光宿泊客数

現状値 (2018年実績)

 998,330人

目標値 (2024年見込)

 1,050,000人

外国人観光宿泊客数

現状値 (2018年実績)

 64,468人

目標値 (2024年見込)

 82,000人

【用語解説】

※ MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

※ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※ SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

会員制のウェブサイト上で職業・趣味・写真・文章などを公開し、会員同士で交流できる機能を提供するサービス。



第5部

将来にわたって持続可能な 魅力あふれるまちづくり

(都市基盤の形成)



第1節 計画的な市街地の形成

動向と課題

本市では、これまでに新産業都市の建設を機軸に後背地等の整備をはじめ、良好な市街地の形成を進めてきました。しかし、人口増加に伴う郊外の大規模開発などによる急激な市街地の拡大は、中心市街地の空洞化を加速させるなどの問題を生じさせてきました。

現在は、東九州自動車道などの整備に伴い、都市・地域間の経済・産業活動及び市民活動の活発化・広域化が進むなか、都市の国際化や情報化、超高齢社会を踏まえた都市基盤の形成に加え、自然と調和した景観や歴史・文化を生かした市街地の形成並びに中心市街地の再生・活性化に向けたまちづくりを進めています。特に大分駅周辺を中心市街地においては、南北市街地の一体化の実現や新たに生活サービス機能の整備が行われるなど、県都・中核市としてふさわしいまちづくりが進んでいます。

これからは、「潤い、美しさ、豊かさ」で満たされるバランスのとれた都市の創造を目指して、各地域の特性を生かした均衡ある発展と秩序ある市街地の形成が重要となります。そのためには、市民の意向を把握するとともに、人口推計や年齢構成及び産業構造の変化や市街化の動向など、都市を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、地区の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと交通ネットワークとの連携による長期的なビジョンに立った持続可能なまちづくりが必要となります。

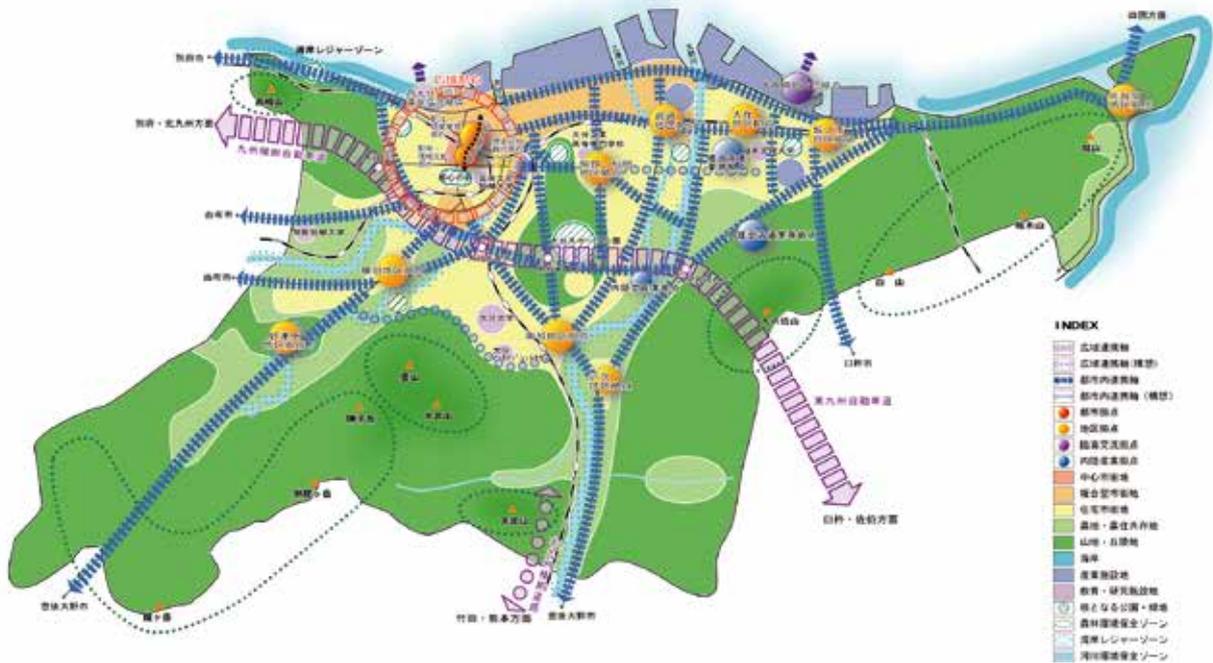
また、高度経済成長期において集中的に整備された橋梁、トンネルなどの都市基盤施設の老朽化が進んでおり、適切な時期に維持管理を行っていく必要があります。

基本方針

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、*多極ネットワーク型集約都市の形成に向け、多様な生活サービス機能が集積した県都にふさわしい風格ある広域都心と自然・歴史・文化など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図ります。

あわせて、これらの拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進します。また、市民とともに、新たな魅力の創出、地域の活力維持・増進に向けたまちづくりを図るとともに、人にやさしく美しい都市空間の創造を推進します。

老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの都市基盤施設は、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を行い、長寿命化を推進します。



将来都市構造図

資料：大分市都市計画マスタープラン

主な取組

》》 風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成

- 県都・中核市として、また、東九州の政治・経済、文化、交通などの拠点として、広域都心の総合的な整備を推進します。
- 多様な生活サービス機能を集積した、便利で暮らしやすい環境の整備を進めるなど、大分駅周辺における中心市街地の活性化を図り、風格とにぎわいのある都心拠点の形成を目指します。
- 地域の自然・歴史・文化などの特性を生かした個性的で魅力のある暮らしやすい地区拠点の形成を目指します。
- 既存ストックを有効に活用した環境負荷の小さいまちづくりを推進します。

》》 計画的な土地利用の推進

- 自然・歴史・文化に配慮し、商業・工業、住居・田園などのバランスを保った、将来にわたり持続可能な魅力ある都市の形成を目指すため、社会情勢の変化や地域特性を考慮した土地利用の規制や誘導策を検討します。
- 良好な市街地の形成を目指し、区画整理や住環境の整備、市街地再開発など、地域の特性に応じた事業の推進を図ります。
- 市街地の整備等に当たっては、低・未利用地の有効活用など、効率的かつ都市の健全な発展に資する土地利用を図るとともに、緑の保全や創造、景観、防災などに配慮し、周囲の環境との調和、宅地等の安全性の確保に努めます。
- 都市基盤の整備や大規模災害時の復旧復興に備え、地籍整備のさらなる推進を図ります。



》》 産業や生活を支える道路体系の確立

- 県及び東九州における産業や生活などの拠点都市として、平常時の物流や交流及び災害時の多重性・代替性を考慮した広域的な連携に資する道路体系の整備を促進するとともに、地域の都市活動を円滑にするため、拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ道路網を構築します。

高規格道路	大分中央幹線道路や中九州横断道路など、本市と九州圏内各地の拠点都市間を連絡し、本市の拠点性を高める道路を高規格道路として位置付け、整備に向けた取組を進めます。
広域幹線道路	国道10号、197号、210号、442号など、本市と周辺市との連絡を果たし、本市の都市構造の主要な骨格を形成する道路を広域幹線道路として位置付け、整備に向けた取組を進めます。
都市幹線道路	(都) 上野丘南大分線など、広域幹線道路の機能を補完して地区間の道路網を形成し、本市の都市構造の骨格をなす道路を都市幹線道路として位置付け、整備に向けた取組を進めます。
幹線市道	主要施設や集落間の連絡、また、幹線道路網との連携など、日常生活の根幹的な役割を担う市道として位置付け、整備に向けた取組を進めます。
一般市道	市民生活と密着した道路として位置付け、地域の生活環境改善のための道路や幅員が狭く緊急車両の通行困難な道路などの改良に向けた取組を進めます。

- 市域の均衡ある発展と経済・産業活動の活性化、交通渋滞の緩和などのため、道路、橋梁の拡幅や新規橋梁、休憩施設等の整備を促進します。



宗麟大橋

》》 人にやさしく美しい都市空間の創造と整備

- 高齢者や障がいのある人をはじめとするだれもが円滑に移動ができ、安全・安心に都市施設の利用ができるよう、段差の解消や点字ブロックの適正配置、無電柱化の推進などユニバーサルデザインに配慮した都市空間の整備に取り組みます。
- 災害時の延焼遮断帯や避難・輸送路、避難場所など災害に強い都市空間の整備を進めます。
- 風格のある質の高い都市景観づくりや地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、歴史・文化・芸術を生かした観光拠点の整備を推進し、回遊性の高い、魅力的で歩いて楽しい都市を創造します。
- 森林・緑地や河川などは、都市に残された貴重な自然であり、市民の憩いの空間として環境に配慮した整備に取り組みます。



線路敷ボードウォーク広場

》》 既存都市施設の計画的な維持管理

- 道路、橋梁、トンネルなどのインフラ施設は、将来にわたり機能と安全性を確保するため、重要度に応じた維持管理レベルの設定や新技術活用についての検討、点検等による予防保全型維持管理への移行などに取り組み、計画的な維持管理を推進するなかで、施設の長寿命化や*ライフサイクルコストの縮減を図ります。

関連計画 ▶

『大分市都市計画マスタープラン』『大分市立地適正化計画』『大分市国土利用計画』
『大分市景観計画』『第2期大分市公共施設等総合管理計画』『大分市バリアフリーマスタープラン』
『大分市地籍調査実施基本計画』『大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画』
『第3期大分市中心市街地活性化基本計画』『大分市西部海岸地区魅力創造拠点施設形成基本構想』
『大分市歴史的風致維持向上計画』『大分市街路樹景観整備計画』
『大分市中心市街地公有地利活用基本構想』

目標設定

*幹線道路整備延長（累積）

現状値（2018年度末現在）

 266.1 km

目標値（2024年度見込）

 268.8 km

*無電柱化延長（累積）

現状値（2018年度末現在）

 41.2 km

目標値（2024年度見込）

 44.0 km

*都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合（大分都心拠点）

現状値（2018年度末現在）

 87%

目標値（2024年度見込）

 増加

【用語解説】

*多極ネットワーク型集約都市

教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者や子どもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

*ライフサイクルコスト

構造物などの建設費・維持管理費・改築費をトータルして考えたもの。

*幹線道路整備延長

高規格道路、広域幹線道路、都市幹線道路、幹線市道の整備延長の合計。

*無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないよう配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。

*都市機能誘導区域

都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設など都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域。

*誘導施設

都心拠点および各地区拠点に設定した都市機能誘導区域内において、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

第2節 交通体系の確立

動向と課題

少子高齢化の進展や地球温暖化等の環境問題、情報通信技術（ICT）の劇的な進歩による技術革新など、交通を取り巻く環境が大きく変化しています。

これらの変化に的確に対応し、将来にわたってまちづくりを支える交通体系を構築していくために、国や自治体、交通関連事業者、交通施設管理者、利用者、地域住民等の幅広い関係者が十分な連携・協働により交通施策に取り組むことが求められています。

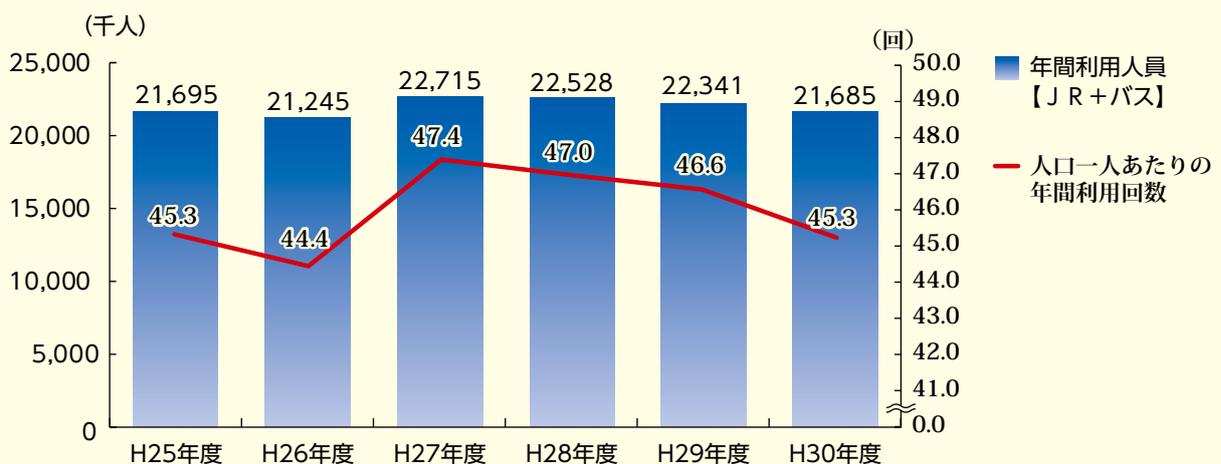
一方、本市では車社会の進展と市街地の拡大により、日頃の交通手段として車利用が広く定着するなか、公共交通の利用者の減少や運転手不足などにより交通事業者の経営環境は厳しさを増し、路線廃止や便数の減少といったサービスの縮小が行われ、車を使える人と使えない人との間に移動の自由の格差が生じています。

また、人口減少社会の到来により、公共施設や商業施設など、まちの機能をコンパクトに集約し、利便性の高いまちづくりが必要とされており、こうしたまちづくりを支える道路整備とあわせ、だれもが快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築が求められています。

さらに、国際化の進展や広域交流の拡大に対応するため、広域的な移動を支える交通ネットワークの強化が求められています。

交通渋滞の緩和や公共交通ネットワークを補完する役割も担う自転車に関しては、安全で快適な利用環境の創出が求められています。

公共交通利用者数の推移



出典：大分市

基本方針

市民、交通事業者、行政等の幅広い関係者が十分な連携・協働のもとで、だれもが利用できる持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るとともに、自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組合せにより、まちづくりを支える交通体系の確立を図ります。

主な取組

》》 公共交通ネットワークの構築

- 交通事業者等と連携し、利用者により分かりやすく利用しやすい環境の整備を進めるとともに、効率的で効果的なバス路線網の構築を目指します。
- 交通事業者等と連携し、各鉄道駅における駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備をはじめ、新駅の設置、日豊本線の高速・複線化などを促進するとともに、バスやタクシーをはじめとする交通機関との乗り換えなど、交通結節機能の強化を目指します。
- 地域の関係者との協働や交通事業者との連携により、公共交通の不便地域等における日常生活に必要な生活交通路線の確保を図ります。
- 市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができる*多極ネットワーク型集約都市の形成に向け、まちづくりと連携した持続可能な公共交通の在り方を検討します。
- 自動運転車両など新たな公共交通システム導入の必要性等について検討します。



ふれあい交通



自動運転車両の実証実験 (eCOM-10)

》》 公共交通の利便性の向上と利用促進

- 高齢者や障がいのある人等の移動制約者や訪日外国人旅行者、来訪者等の公共交通機関を利用した移動の安全性及び利便性の向上を図るため、市民、交通事業者、行政が一体となり、ハード・ソフトの一体的な取組のもと利用環境のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を促進します。
- 公共交通の利用促進を図るため、過度に自動車に頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促すモビリティ・マネジメント（MM）の取組を推進します。

》》 自転車等利用環境の充実

- 国、県等の関係機関と連携し、連続性のある自転車走行空間の整備を進めるなど、自転車を安全・快適に利用できる環境づくりに努めます。
- 駐輪場の整備やシェアサイクルの導入、自転車利用者の安全対策に関する取組を進めます。



》》 広域交通ネットワークの強化

- 地域間の連携や交流の促進、*リダンダンシーの確保、物流の機能向上等を図るため、港湾、空港の機能充実や道路の整備を促進するとともに、公共交通ネットワークの維持・利用促進に努め、有機的な広域交通体系の確立を関係機関等と連携して進めます。
- 東九州新幹線の整備実現に向けて、国や九州各県、関係機関などと連携して事業の推進を図ります。
- 豊予海峡ルート of 整備など本市と四国・関西方面を結ぶ太平洋新国土軸構想の実現に向けて、国や九州・四国各県、関係機関などと連携し、相互に情報共有や交流を行うなかで、事業の推進を図ります。

》》 交通渋滞の解消・緩和

- 国、県等の関係機関と連携し、公共交通への利用転換及びノーマイカーデーや時差出勤、*パークアンドライドなど、交通の円滑化を図る取組を促進し、渋滞等の交通問題の解消・緩和に努めます。

『大分都市圏総合都市交通計画』『大分市地域公共交通網形成計画』『大分市バリアフリーマスタープラン』
関連計画 ▶ 『大分市自転車活用推進計画』『大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画』
 『大分市自転車等駐輪場整備計画』

目標設定

人口1人当たりの年間公共交通（鉄道・バス）利用回数

現状値（2018年度末現在）

 **45.3**回

目標値（2024年度見込）

 **48.0**回

市が設置する中心市街地における駐輪場の収容台数

現状値（2018年度末現在）

 **4,063**台

目標値（2024年度見込）

 **4,750**台

【用語解説】

※多極ネットワーク型集約都市

教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、高齢者や子どもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※リダンダンシー

国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予備交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

※パークアンドライド

都心部への自動車交通の削減と公共交通利用促進のため、自宅から車で最寄りの駅またはバス停周辺に駐車し、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう移動形態。

第3節 地域情報化の推進

動向と課題

近年、わが国の*ICTの急速な進歩はさまざまな分野において大きな影響を与えており、社会生活に必要な不可欠なものとなっています。

スマートフォンやタブレット端末による情報発信や、あらゆるモノがインターネットにつながる*IoTなどにより、情報のデジタルデータ化がこれまで以上に進んできたことから、情報を適正に管理することがより一層重要視されるとともに、行政や企業だけでなく市民一人ひとりが情報セキュリティやモラルに対して高い意識を持つことが重要となっています。

また、一段と少子高齢化が進展するなか、福祉、教育、防災、観光、文化などさまざまな分野において、ICTの利活用を促進し、価値ある情報をいかに地域経済の活性化や産業の振興、市民サービスの向上につなげていくかが問われています。

本市では、これまでホームページやSNS、電子申請などのインターネット技術を通じて、市民との双方向性の確保に努めるとともに、ICTによって行政内部の事務の効率化を進めながら、質の高い行政サービスの提供を行ってきました。

今後も、市民の利便性向上のため、行政サービスのデジタル化を推進するとともに、行政が保有する各種データを*オープンデータ化し二次利用を促進することで、地域の活性化を図るなど、新たな行政サービスについて検討していきます。

また、マイナンバーカードの一層の普及や利活用範囲の拡大に努めるとともに、*AIなどの最新技術を活用した行政事務のさらなる効率化への取組を進める必要があります。

一方で、プライバシー侵害や個人情報等の不当な利用、改ざん、情報漏えいなどの問題、*情報格差の拡大が懸念されることから、最新の情勢に対応したセキュリティ対策を実施するとともに、市民が安全に安心してICTの恩恵を享受できる体制の構築が求められています。

基本方針

ICTを活用し、国、県や他の自治体と連携しながら、安全で快適な市民生活の実現と活力ある地域経済・産業の育成を図ります。

また、情報格差の是正に向けた取組を行うとともに、重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティのより一層の充実を図ります。

主な取組

》》 オンライン化の推進

- 市民が行う手順の簡素化や市民の利便性の向上のため、行政手続のオンライン化や行政が発信する情報のオンライン化を推進します。また、行政事務の効率化のために事務のオンライン利用を推進します。

》》 オープンデータの推進

- 地域経済の活性化のために、行政が保有するデータのオープンデータ化を推進します。
- 地域経済の活性化を促すために、産学官と連携し、オープンデータを活用したサービスの提供を促進します。

》》 マイナンバーカードの普及・活用

- 市民の利便性の向上や事務負担の軽減を図るため、マイナンバーカードの一層の普及と活用範囲の拡大に取り組みます。



大分市公式アプリ

》》 情報格差の是正

- 観光客や市民がいつでも、どこでもICTを利活用できる環境づくりのため、公衆無線LAN環境の整備・拡充に取り組みます。
- 市民が情報通信サービスを楽しむことができるよう、地域ニーズに基づいた情報通信基盤の整備に努めます。
- 市民が等しく安全・安心にICTを利活用し、その恩恵が得られるよう、ICT講習や情報モラルに重点を置いた情報教育を実施します。



大分市無料公衆無線LAN



》》 ICTによる業務効率化・最新技術の調査研究

- 行政事務のさらなる効率化や経費削減のため、システムの最適化に取り組みます。
- 今後のデータ利活用及び地域情報化を推進するため、ビッグデータの活用やAIをはじめとした最新技術の利活用に向けた調査・研究に取り組みます。

》》 情報セキュリティ対策

- 市民が安心して行政サービスを受けることができるよう、個人情報の保護や情報セキュリティのより一層の強化を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市情報化推進計画』

目標設定

オープンデータ公開件数

現状値 (2018年度実績)

 **650** 件



目標値 (2024年度見込)

 **1,500** 件

大分市無料公衆無線 LAN
アクセスポイント数 (累積)

現状値 (2018年度実績)

 **79** アクセスポイント



目標値 (2024年度見込)

 **100** アクセスポイント

ICT 講習会受講者数 (累計)

現状値 (2018年度実績)

 **57,650** 人



目標値 (2024年度見込)

 **76,000** 人

【用語解説】

※ **ICT (Information and Communication Technology)**

情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。

※ **IoT (Internet of Things)**

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※ **オープンデータ**

コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用（加工、編集等）するのに適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

※ **AI (Artificial Intelligence)**

コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

※ **情報格差**

ICT を利用する能力や機会を持つ人と持たない人の間で、ICT 活用により受けられるさまざまな利益に格差が生じること。

第1節 水道の整備

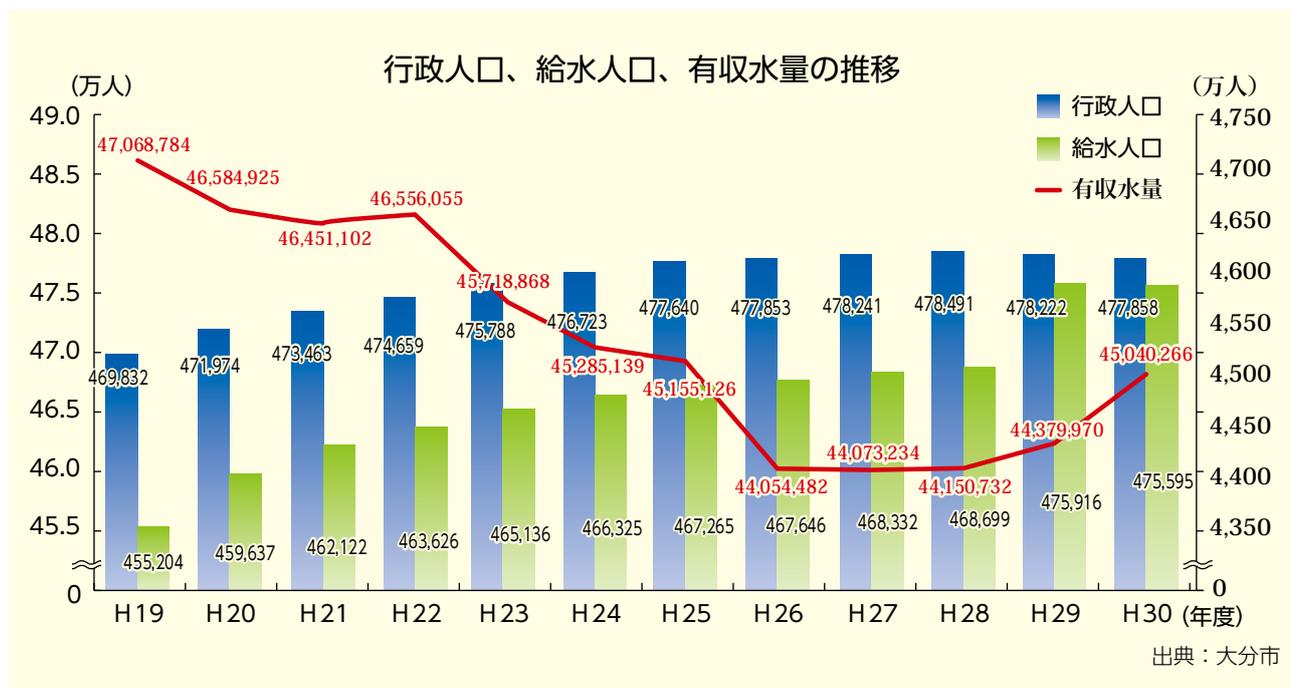
動向と課題

水道は、市民生活や産業基盤を支える重要なライフラインであり、本市ではこれまで計画的な水道施設の整備や拡張事業を推進し、その普及率は99.5%を超えるまでになりました。

今後は、人口減少社会の到来に伴う料金収入の減少が見込まれることに加え、高度経済成長期に整備された管路や施設の更新需要への対応、災害に備えた水道施設の強靱化など、水道を取り巻く環境は大変厳しくなることが予測されています。

このようななか、2017（平成29）年4月には水道料金の改定や大口使用者等特別料金制度の導入を行うなど、利用者の使用実態や社会環境の変化に応じた取組を進めていき、水道水の需要の喚起に努めています。さらに、効率的かつ計画的な事業経営に努め、経営環境の大きな変化の下でも健全な経営を維持するための取組を進めていくことが重要となります。

また、安心しておいしく飲める水を提供するために、水道水源である河川の水質保全とともに浄水施設能力や水質管理体制の充実・強化を図っていくほか、地震や津波、台風などの自然災害や濁水などさまざまなリスクを想定し、危機管理体制を強化していく必要があります。



基本方針

快適で安定した生活を支えるライフラインとして、安全で良質な水の安定供給を図るための諸施策を着実に展開するとともに、危機管理体制のより一層の強化を推進します。

また、経費縮減と安定した料金収入の確保などにより経営基盤の強化を図るとともに、管路耐震化など水道施設の強靱化を進めることで、将来にわたり安全・安心で持続可能な水道事業の確立を推進します。

主な取組

》》 安全・安心な水道サービスの提供

- 給水区域内に点在する未普及地区に対して、地域の特性に応じた整備手法の検討を進めます。
- 大分川、大野川など、水道水源の水質保全のため、河川流域の住民や国・県・関係自治体との連携を図ります。
- 安全で安心して飲める、よりおいしい水を提供するため、浄水処理技術や施設機能の向上に努めるほか、凍結防止など給水装置の適切な維持管理の方法を広報します。

》》 経営基盤の強化

- 大分川ダム建設参画で取得した安定水利権により安定的な給水体制が確立されたことから、地下水転換者の水道水回帰など水道水の需要の拡大を促進します。
- 配水管等の維持管理業務の委託や産学官の共同研究など民間活力の導入を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用や資産の有効活用などを図ります。
- 水道施設の総合的な配水管理システム及び浄水場監視制御システムを活用し、施設の効率的運用と監視機能の向上を図り、水の有効利用を推進します。
- 将来にわたって安定的な経営基盤を確立するため、中長期的な視点に立って効率的・効果的な事業運営に努めます。



ななせダム（大分川ダム）

》》 水道施設の強靱化

- 主要配水池や重要給水施設とつながる* 基幹管路等から優先して整備・更新を進めます。
- 耐震性が低い管種等の更新を前倒しして行うとともに、漏水の多い管種等を優先して更新し、水道施設の適正な維持管理や長寿命化など計画的な更新に努めます。



水道基幹管路耐震化

》》 危機管理体制の強化

- * 上下水道局業務継続計画（上下水道BCP）などに基づく訓練を行うとともに、施設のバックアップ機能の強化など災害や緊急時に迅速な応急給水、応急復旧活動が行えるよう危機管理体制の強化を図ります。
- 民間事業者や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行い、連携・協力体制の充実を図ります。



応急復旧訓練

関連計画 ▶ 『大分市水道事業基本計画』『大分市上下水道事業経営戦略』『大分市主要浄水場等再構築基本計画』

目標設定

基幹管路の*耐震適合率

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



*建設改良積立金

現状値 (2018年度実績)



目標値 (2024年度見込)



【用語解説】

*基幹管路

導水管、送水管、口径400mm以上の配水本管のこと。

*上下水道局業務継続計画（上下水道BCP）

大規模な災害、事故等で職員、庁舎や上下水道局が管理する設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断せず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧するための計画。

*耐震適合率

強い地盤に布設された耐震適合性のある管や耐震性能のある管の管路全体に占める割合。

*建設改良積立金

将来の建設または改良工事等を行うための財源とする目的で利益から積み立てる積立金。

第2節 下水道の整備

動向と課題

下水道は、市民の健康で快適な生活環境の確保及び河川、海域など公共水域の水質保全を図る汚水処理機能と降雨時における市街地の雨水排除機能を備えており、安全で豊かな市民生活の実現を図るためには欠くことのできない都市基盤施設の一つです。

近年の都市化の進展や生活様式の多様化などに伴い、より快適で衛生的な生活環境の確保が求められています。また、近年急増しているゲリラ豪雨などによる浸水被害軽減のため、雨水排水ポンプ等を設置し強制的に排水を行うなどの対策強化が求められており、公共下水道の果たす役割はますます重要となっています。

このようななか、将来にわたり安全・安心な下水道サービスを提供するため、汚水処理施設の整備促進などにより経営の健全化を図るとともに、浸水対策のための雨水排水ポンプ場等の整備や老朽化が進む施設の計画的な改築・更新を進めていく必要があります。

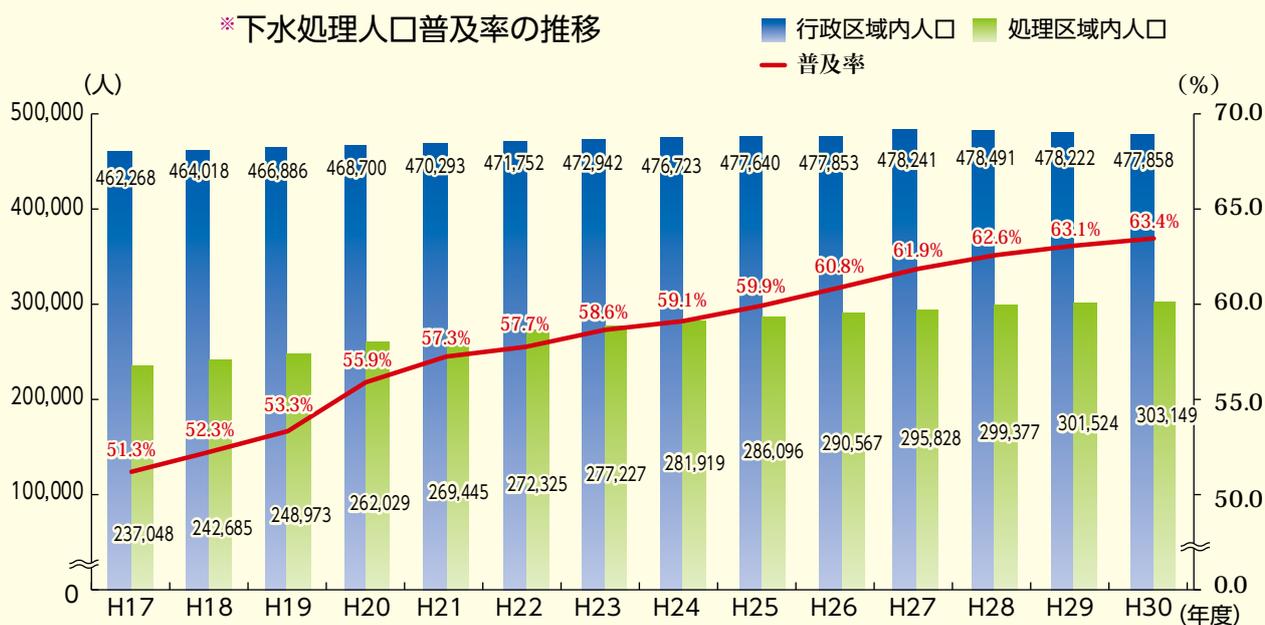
基本方針

汚水処理及び雨水排除の都市基盤施設としての公共下水道の計画的、効率的な整備に努めます。

あわせて、経営の健全化などに取り組み、安全・安心な下水道サービスを提供します。

また、公共水域の水質保全のため、公共下水道の整備とともに、浄化槽などの汚水処理施設の普及を促進します。

※ 下水処理人口普及率の推移



出典：大分市

主な取組

》》 公共下水道の整備促進

- 住宅の密集した地区からの優先的な整備に取り組み、設計・施工一括発注方式を導入するなど、効率的・効果的に管渠の整備を進めます。
- 集中浄化槽団地の処理施設を引取り管理するとともに、周辺地区の排水処理への活用についても検討を進めます。
- 効率的な雨水管渠や雨水排水ポンプ場等の整備を進め、浸水被害の軽減を図ります。



元町雨水排水ポンプ場

》》 経営の健全化

- 公共下水道への早期接続と未接続解消に向けて新たな助成制度を導入するとともに、未接続者への接続依頼・指導を行います。
- 下水汚泥の燃料化を行います。
- 整備促進を図りつつ企業債発行額を企業債償還額以内に抑え企業債残高の削減に努めます。
- 農業集落排水事業等との共同化やその管理手法として官民連携の検討を進めます。
- 各水資源再生センターの施設利用率の偏りを改善するため処理区の見直しを行います。

》》 安全・安心な下水道サービスの提供

- 管更生等により長寿命化を図るなど、下水道施設の計画的、効率的な更新を行います。
- 水資源再生センターにおいて水質監視及び適正な運転管理を行うなど、放流水の水質基準を満たすことにより公共用水域の保全を図ります。

》》 浄化槽の普及促進と適正な維持管理の指導

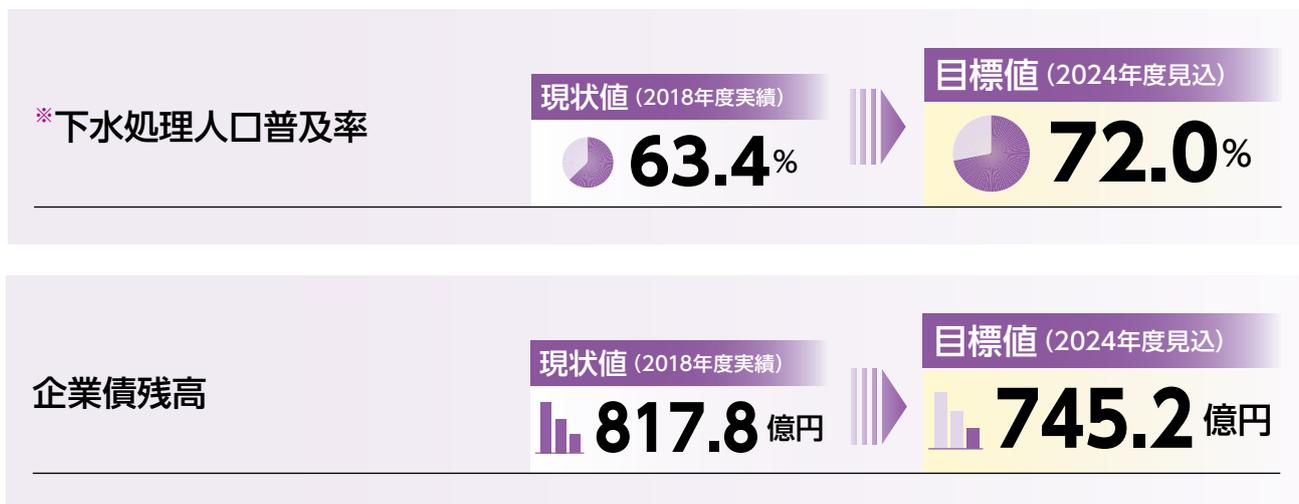
- 公共下水道等の整備計画区域外において、浄化槽の普及促進について啓発活動を行います。
- 浄化槽の適正な維持管理のため、保守点検、清掃及び法定検査受検の指導を行います。

》》 危機管理体制の強化

- 緊急時における下水道機能を確保するため、施設等の耐震性向上や災害・緊急時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、* 上下水道局業務継続計画（上下水道BCP）などに基づく訓練を行います。
- 民間事業者や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行い、連携・協力体制の強化を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市公共下水道事業基本計画』『大分市上下水道事業経営戦略』

目標設定



【用語解説】

* 上下水道局業務継続計画（上下水道BCP）

大規模な災害、事故等で職員、庁舎や上下水道局が管理する設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断せず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧するための計画。

* 下水処理人口普及率

本市の総人口に対して、公共下水道を利用することができる人口の割合。（公共下水道処理人口／総人口）

第3節 安全で快適な住宅の整備

動向と課題

住宅は、人々が健康で快適な生活を送る上で最も基本的な条件の一つです。

近年は、安全・安心に対する市民意識の高まりや生活様式の多様化を反映し、住宅に関するニーズも、より質的な充実を求める傾向にあります。

本市における住宅をめぐる具体的な問題としては、火災等の際に延焼が危惧される密集市街地の存在や耐震性等に問題がある老朽住宅の存在、また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展による空き家の増加に伴う居住環境の悪化などが挙げられます。

このため、良好で災害に強い住宅市街地の形成を促すほか、*住宅ストックを活用した居住環境の質を向上させる整備・誘導を進め、活気のある健全な地域社会の形成を目指す必要があります。

また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の*住宅確保要配慮者が安心して生活できるよう、良好な居住環境の整備や*住宅セーフティネットの構築を推進していく必要があります。

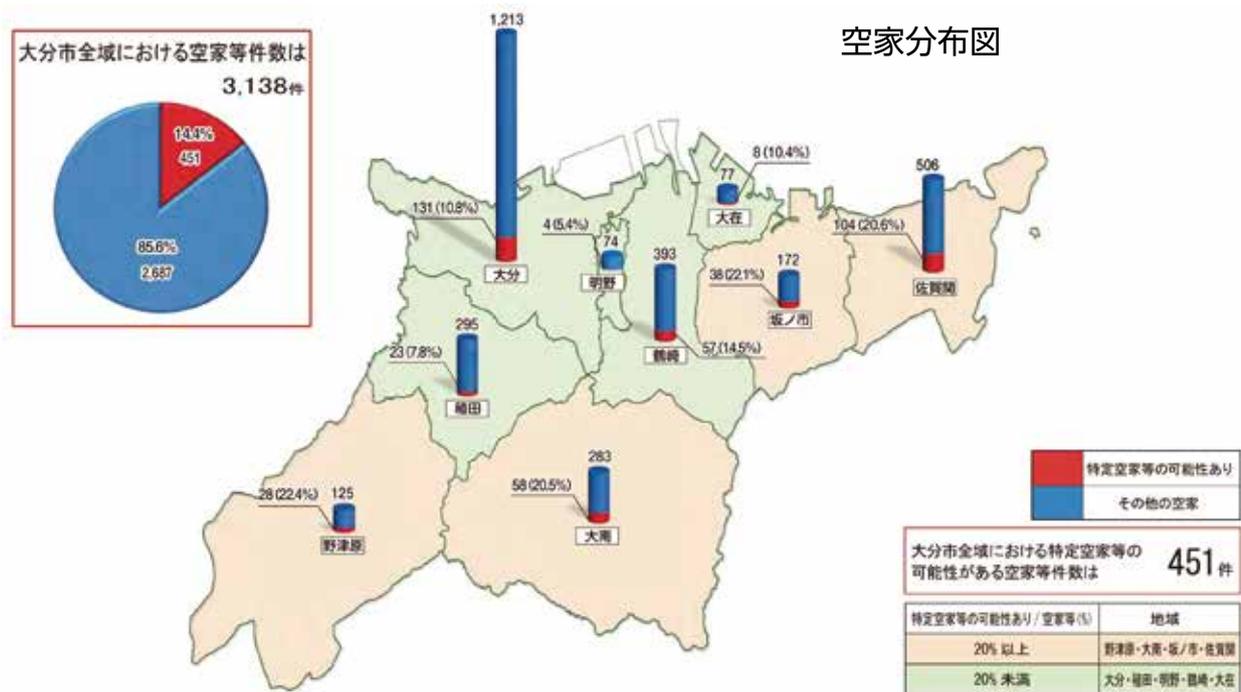
基本方針

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

主な取組

》》暮らしを支える良好な居住環境づくり

- 土地利用計画に整合した住宅地開発等の規制・誘導を行い、良好な居住環境の創出に努めます。
- 中心市街地や郊外住宅地における居住環境の変化に対応するため、多様な市民ニーズを把握し、それぞれの地域の特性に応じた暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- 地域の歴史や特性を生かした地区計画や建築協定による規制・誘導を図り、良好な居住環境の形成に努めます。
- 狭あい道路や行き止まりが多いなど、都市基盤の整備が不十分な地区については、居住環境の整備・改善を推進し、安全で快適な住環境の整備に努めます。
- 住宅地での緑化を推進し、緑豊かな居住環境づくりに努めます。
- 市街地の住居表示整備事業を推進し、暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- 住宅ストックを有効活用し、多様なニーズに対応した良好な居住環境づくりに努めます。
- 空き家等については、移住者などの住み替え支援として活用するほか、地域コミュニティの維持及び活性化のため、公民館など地域の財産として利活用を図ります。
- 良好な居住環境を阻害する老朽危険空き家の除却を促進します。



》》 安全・安心で快適な住宅の確保

- 地震発生時の建物などの倒壊等による人的、物的被害を未然に防止するため、既存の住宅の耐震化や危険なブロック塀等の除却を促進します。
- 建材等から発散する化学物質の抑制や解体・補修工事等に伴うアスベストの飛散防止対策を進め、快適で安全な居住空間の確保に努めます。
- 高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化を進めるなど、良好な住宅の確保に努めます。
- 子育て世帯が安心して子育てできる住宅を確保できるよう、住宅の改善支援や子育て世帯向け住宅に関する情報提供等に取り組みます。

》》 公営住宅等の計画的な整備

- 人口動向や民間を含めた住宅ストック総量を踏まえ、公営住宅等の適正な配置に努めます。
- 公営住宅等の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。



小屋鶴住宅

関連計画 ▶ 『大分市住宅マスタープラン』『大分市公営住宅等長寿命化計画』
『第2期大分市耐震改修促進計画』『大分市空家等対策計画』

目標設定

住宅の耐震化率

現状値 (2018年度実績)

84.2%

目標値 (2024年度見込)

97.9%

※大分市住み替え情報バンク の登録数 (累積)

現状値 (2018年度実績)

169件

目標値 (2024年度見込)

380件

【用語解説】

※住宅ストック

既に建っている既存の住宅のこと。

※住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

※住宅セーフティネット

住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるようなさまざまな仕組みのこと。

※大分市住み替え情報バンク

空き家等の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて、当該空き家等に係る情報を公開する制度のこと。

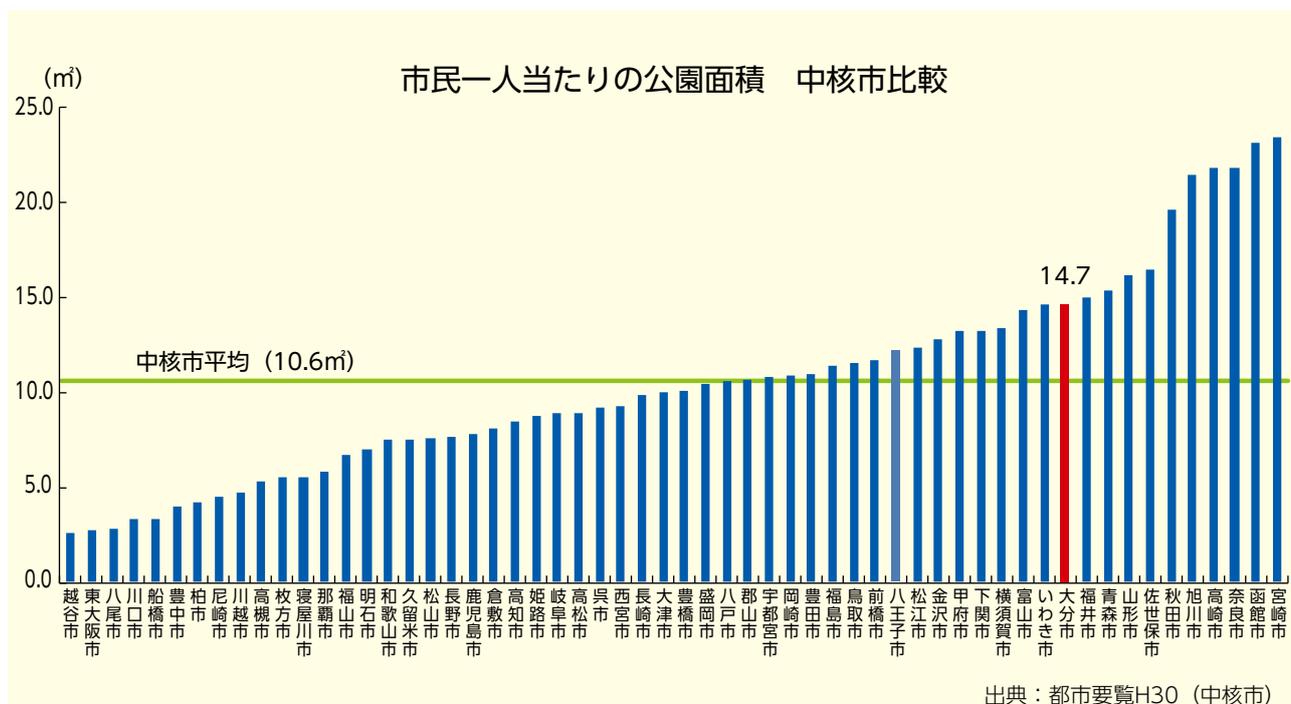
第4節 公園・緑地の保全と活用

動向と課題

本市では、都市化の進展や、心のゆとりや豊かさを求める市民のニーズを背景にして、公園・緑地の量、質ともに充実を図ってきました。現在、市民一人当たりの都市公園の面積は14.7㎡で全国平均の11.9㎡を上回っています。

また、市街地においても環境保全、景観形成、防災、レクリエーションなど、緑の持つさまざまな役割と機能に十分配慮し、都市緑化の取組を推進するなど、人と自然が共生する地域づくりを進めてきました。

地域の特性や市民の生活様式等も変化してきており、今後は、新たなニーズに対応した公園の活用を検討し、公園・緑地の整備や保全、適正な維持管理を進めていくことが求められています。



都市公園状況

種類	種別	箇所数	面積 (㎡)	備考	
市	公住区基園幹	街区公園	554	1,063,034	若草公園 外553箇所
		近隣公園	24	432,020	向原公園 外23箇所
		地区公園	4	205,619	大分城址公園 外3箇所
	幹都市基園	総合公園	7	674,808	平和市民公園 外6箇所
運動公園		2	126,358	駄原総合運動公園 外1箇所	
営	緩衝緑地等	特殊公園	8	266,472	佐野植物公園 外7箇所
		緩衝緑地	3	962,054	松原緑地 外2箇所
		都市緑地	136	1,143,598	明野緑地 外135箇所
		緑道	14	177,288	三佐緑道 外13箇所
その他の都市公園		4	1,982,545	大分スポーツ公園 外3箇所	
計		756	7,033,796		

(2018年3月31日現在)

基本方針

市民の健康維持やコミュニティ活動・文化創造活動・スポーツ・レクリエーション等に活用できる良好な都市空間を確保するため、幅広いニーズに対応した利用しやすい公園・緑地の整備や保全、適正な維持管理に努めます。

主な取組

》》公園・緑地の整備と保全

- 利用者に配慮し、地域の特性や市民ニーズに対応した魅力的で活気のある公園を適正な規模で配置するなど、計画的な整備に努めます。
- 環境、防災対策や都市の景観の向上を図るため緑地の整備と保全を図ります。
- 大友氏遺跡歴史公園や大分城址公園など、歴史的文化遺産を生かした公園の整備促進に努めます。
- 災害時、避難所となる公園においては、防災機能をもった公園整備を進めます。

》》公園施設の維持管理と美化活動の促進

- 遊具等の公園施設については、予防保全の観点を取り入れた長寿命化を図り、計画的な保守点検、修繕に取り組み、適切な維持管理に努めます。
- 多目的トイレの設置や出入口の段差解消など、公園施設のバリアフリー化を進めます。
- *公園愛護会やボランティア団体、NPO団体等と市の連携を密にするなかで、市民協働のもと、トイレ等を含めた公園内の美化活動などに取り組みます。



七瀬川自然公園

》》公園の有効活用

- 地域の特性や市民ニーズに対応するため、公園の有効活用において、*Park-PFIの導入などを検討します。

目標設定

市民一人当たりの都市公園
面積

現状値 (2018年度末現在)

 **14.72**㎡

目標値 (2024年度見込)

 **15.03**㎡

多目的トイレの設置数
(累積)

現状値 (2018年度末現在)

 **141** 箇所

目標値 (2024年度見込)

 **165** 箇所

公園愛護会 (清掃・トイレ)
の結成数

現状値 (2018年度末現在)

 **420** 団体

目標値 (2024年度見込)

 **420** 団体以上

【用語解説】

※公園愛護会

公園が楽しく憩いの場となるよう清掃・除草活動等を行う、自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織。

※Park-PFI

2017 (平成 29) 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。



第6部

自然と共生する潤い豊かな まちづくり

(環境の保全)



動向と課題

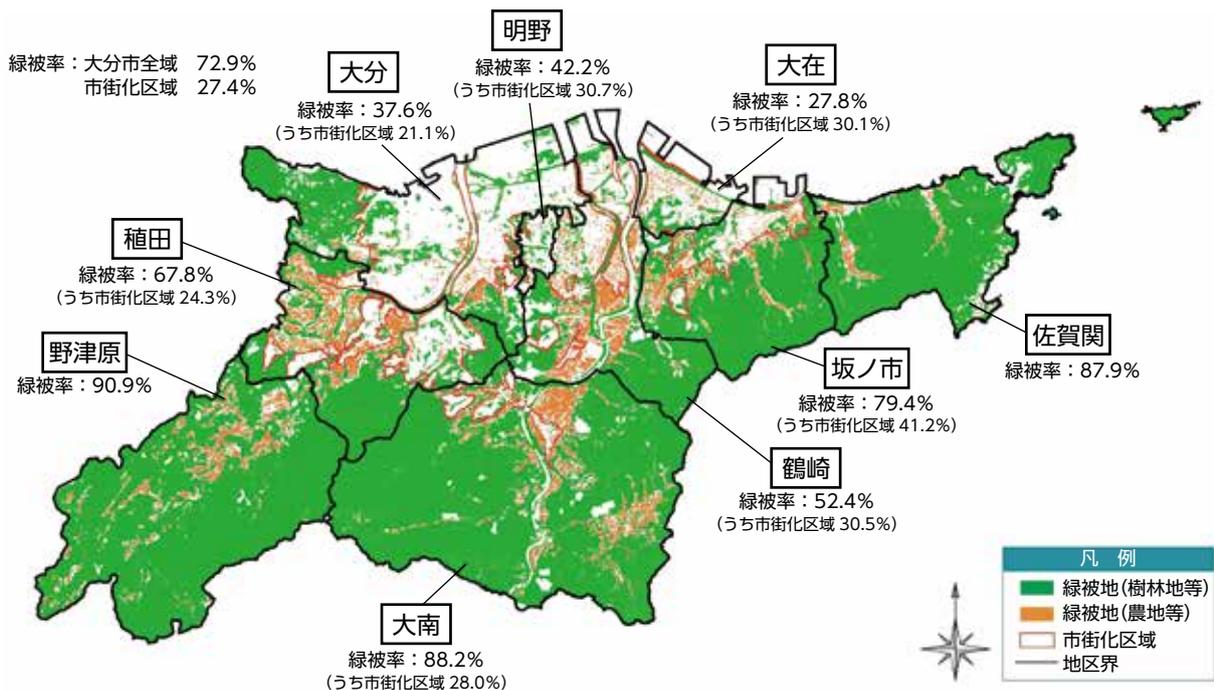
豊かな自然は、すべての生物の生存基盤であり、かけがえのない財産です。

本市では、都市化の進展などにより、豊かで多様な自然が減少してきたため、市民、事業者、NPO等と連携しながら、河川の浄化や緑の創出などさまざまな取組を行い、自然環境の改善を図ってきました。

さらに、近年では、人為的に持ち込まれた外来生物による地域の生態系への影響や市街地における*ヒートアイランド現象の発生等による生活環境への影響が懸念されることから、*生物多様性の確保の重要性について理解を深めるとともに、さらなる緑地の保全や緑の創造を行い、緑との共生を図る必要があります。

このため、自然が有する役割や機能を再認識するとともに、市民、事業者、NPO等との連携をこれまで以上に深め、緑の創造や生態系の保全、自然保護意識の啓発を行うなど、官民一体となった取組の推進が求められています。

緑で被われた土地の現況図



資料：大分市緑の基本計画

基本方針

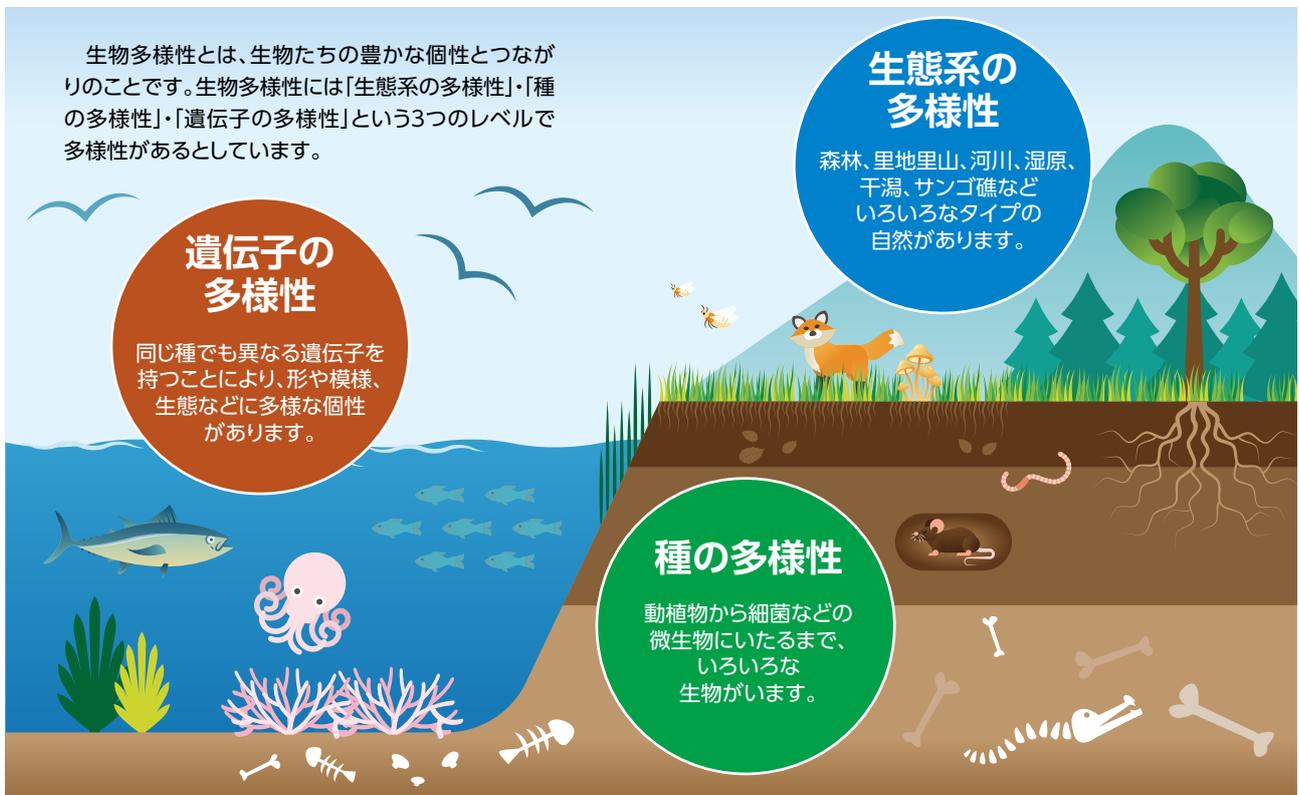
生命と暮らしを支える豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、自然は貴重な財産であるとの認識の普及に努め、保全を進めます。

また、市街地の緑化を進めることにより、身近に自然を感じられる環境を整えるなど、緑を活用した多様な空間づくりを推進します。

主な取組

》》 自然の保全

- 多様な性質を持つ自然は、すべての生物の生存基盤となっていることから、生物多様性の確保の重要性を認識し、自然の保全に努めます。
- *特定外来生物に指定されているアライグマやセアカゴケグモ等の動物について、適切かつ効果的な防除を行うとともに、オオキンケイギク等の植物についても防除の必要性を周知・啓発します。
- 豊かな自然を次の世代に継承するため、自然環境の保全を目的とした地区指定や自浄作用を持つ自然護岸の保全を行います。
- 自然環境の創出や地域を守ることを目的として整備された*樹林帯を市民と協働で保全します。
- 豊かな河川環境を利用した学びの場や市民の憩いの場、コミュニティの場等の形成を促進するとともに、川を守り育てる活動を支援します。



》》 緑の創出

- 道路、河川、学校などの公共公益施設や民有地の緑地の拡充及び適切な管理などにより、市街地の緑地の確保を図ります。
- 街路樹、生垣、壁面緑化などを活用し、人の視点からの緑の見え方を工夫することによって、効果的に緑化を推進していきます。
- 山や丘陵地などの緑豊かな自然を、河川や街路樹など市街地に広がる緑とつなぐことで*緑のネットワークを形成し、市民と協働で市域全体の緑化を推進します。

》》》 自然保護意識の醸成

- 自然体験キャンプ・自然観察会などのレクリエーション等自然と触れ合う機会や場の確保に努めます。
- 市民ボランティアや環境保全活動団体等による自然保護活動を推進します。
- 環境教育副読本やまちづくり出張教室等を活用し、環境教育・環境学習の充実を図ります。



身近な自然観察会

関連計画 ▶ 『大分市環境基本計画』『大分市緑の基本計画』『大分市景観計画』『大分市街路樹景観整備計画』
『大分市国土利用計画』

目標設定

「*郷土の緑保全地区」区域
指定面積

現状値 (2018年度実績)

 78.2ha

目標値 (2024年度見込)

 90.0ha

【用語解説】

※ヒートアイランド現象

地表面の被覆域の人工化（建物、道路等）、緑の減少や、多様な産業活動や社会活動に伴う熱の排出などが原因となり、都市の気温が周囲に比べて高くなる現象。

※生物多様性

生態系・種・遺伝子の3つのレベルで地球全体に多様な生物が存在していること。生物の生命には一つひとつに個性があり、すべての生物は直接的又は間接的に支え合って生きている。

※特定外来生物

海外から持ち込まれた外来生物の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。指定された場合、飼育、運搬などさまざまな行為が規制される。

※樹林帯

河川の堤防から居住地側に沿って設置する帯状の樹林のこと。万一堤防から水が溢れたときの深掘れの防止と堤防決壊時に氾濫流の流入抑制による堤防決壊部の拡大の防止を図り、洪水による被害を軽減するもの。

※緑のネットワーク

主要幹線道路における街路樹や河川における河畔林などの整備を行い、核となる公園や緑地等を結ぶことで、環境保全や防災機能、やすらぎや快適性を高める、緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組のこと。

※郷土の緑保全地区

「大分市緑の保全及び創造に関する条例」に基づき、環境保全、レクリエーション、防災、景観保全のために必要な緑地を市民とともに保全する地区。

第1節 廃棄物の適正処理

動向と課題

これまでの社会経済活動において、わたしたちは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を繰り返してきました。その結果、ごみの処理が地球規模の課題となっています。

環境への負荷のない循環型社会の形成に向けた取組は、社会全体で行われており、本市においては、資源物の分別収集を行い、家庭ごみ有料化を実施するなど、ごみの減量やリサイクルの推進に取り組んできました。

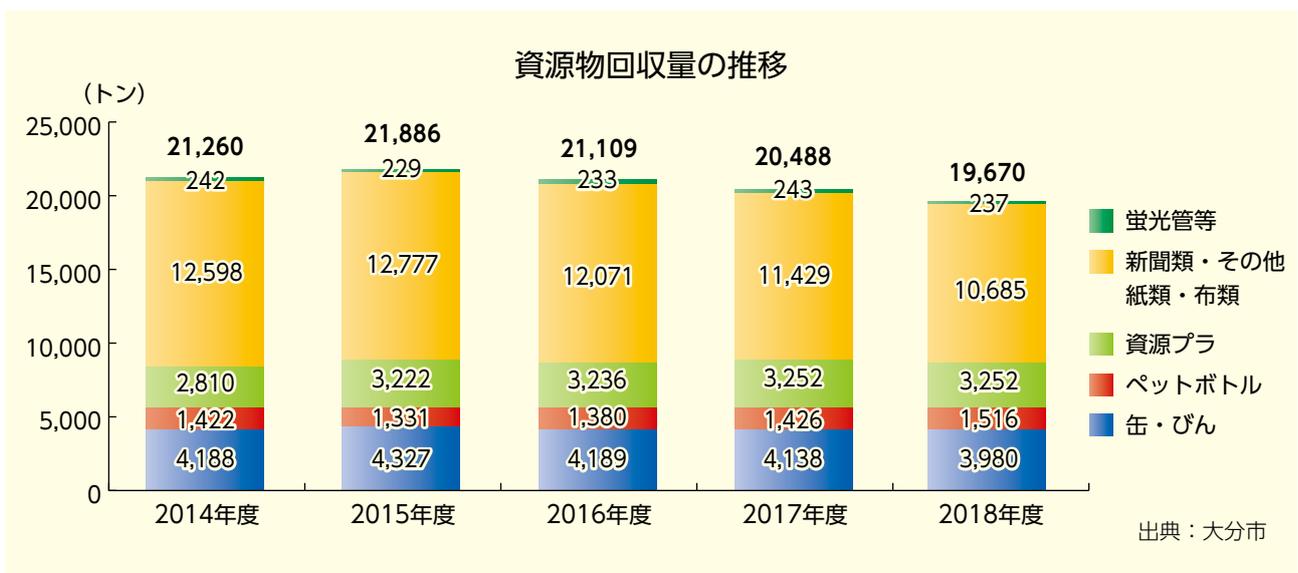
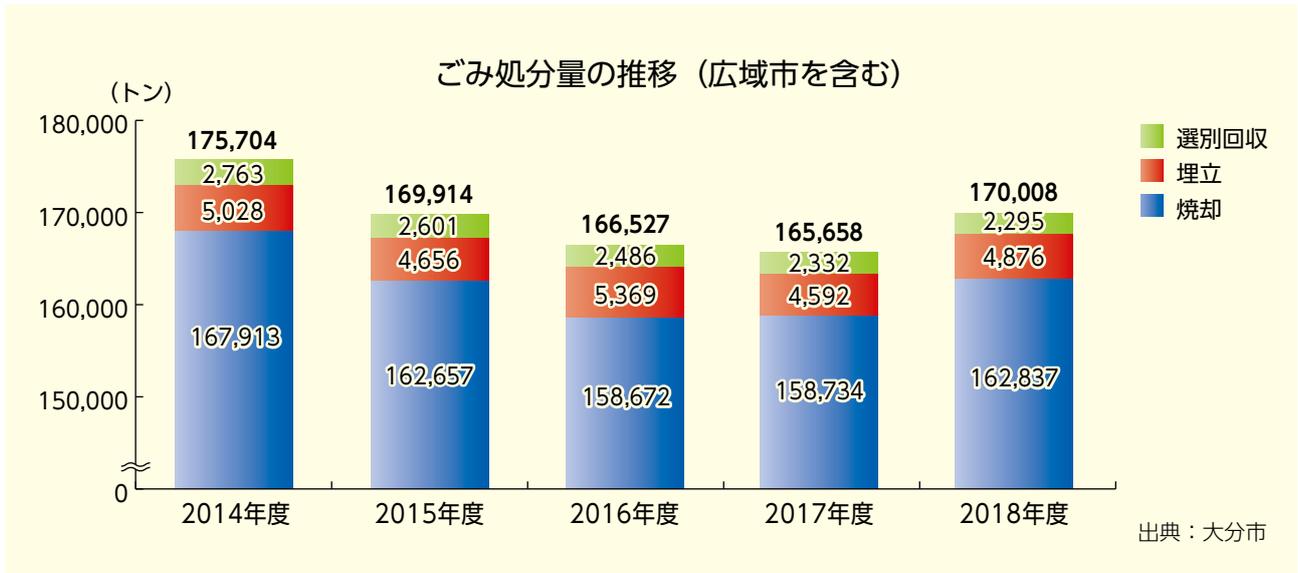
しかしながら、近年、*食品ロスや*マイクロプラスチック等を含む海洋ごみの問題について、国際社会全体で取り組むべき課題となっており、これまで以上にごみの減量と適正処理が求められています。

さらに、国内で頻発している地震や台風等の自然災害による災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理を図ることが重要な課題となっています。

豊かな自然や快適な生活環境を保全し、将来にわたって、清潔で美しいまちを維持するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でお互いに協力し、ごみの減量とごみを可能な限り資源として再生・再利用していく取組が必要です。

また、ごみの適正な処理を図るため、総合的かつ計画的なごみ処理行政を推進するなど、循環型社会の形成に向けたより一層の取組が求められています。





基本方針

ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再資源化を基本とし、廃棄物の適正処理に努め、循環型社会の形成を図ります。また、豊かな自然や快適な生活環境を保つため、市民・事業者等との協働による地域に密着した美化運動を展開します。

主な取組

》》 循環型社会の形成

(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

- 家庭ごみ有料化の効果を検証するなか、有料化の目的である家庭ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、費用負担の公平性を確保します。
- ごみの減量化を推進するための*4R運動の必要性について、大分エコライフプラザの活用や地域での説明会等を通じ、周知・啓発に努め、市民意識の高揚を図ります。
- マイバッグ運動をはじめ、過剰包装抑制等を促すなど、ごみの発生を回避するための施策を推進します。(リフューズ)
- 「*3きり運動」を推進し、生ごみ処理容器等の利用促進などにより、減量化を推進します。(リデュース)
- フリーマーケットなどさまざまな機会を通じて、再使用を促進します。(リユース)
- 適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発などにより分別排出の徹底を図り、再資源化を推進します。(リサイクル)

(2) 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

- 4Rに基づく取組を推進するよう市内事業所へ働きかけます。

(3) 処理施設の整備

- 計画的に廃棄物処理施設の整備を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めます。
- 新たな廃棄物処理施設の整備に向けて、大分都市広域圏の関係自治体と連携を図り、取組を進めます。
- 最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(4) 収集体制の検討

- 家庭ごみの効率的な収集体制の在り方について検討を進めます。

(5) 関係自治体との連携

- ごみの広域処理を行うため、関係自治体との連携を図ります。

(6) 災害廃棄物の処理

- 万全な処理体制を構築し、迅速かつ適正な処理を図ります。

(7) 産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進

- 排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、排出段階での減量化・再資源化を促進します。
- 産業廃棄物処理施設の監視、指導を行い、適正処理を推進します。
- 不法投棄等の不適正処理に対する監視、指導を徹底し、清潔な生活環境の保全を推進します。
- *おおいた優良産廃処理業者評価制度等により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進します。
- 産業廃棄物処理施設設置者と周辺地域住民による環境保全等についての協議や説明会の開催により、相互理解を促進します。

》》 まちの美化対策の推進

- 「日本一きれいなまちづくり」を推進し、まちの美化に関する意識の向上を図ります。
- ボランティア清掃団体を支援するなど、地域に密着した美化運動を推進します。

関連計画 ▶ 『大分市環境基本計画』『大分市一般廃棄物処理基本計画』『大分市産業廃棄物適正処理指導計画』
『第2期大分市公共施設等総合管理計画』『大分市災害廃棄物処理計画』『一般廃棄物処理施設整備基本計画』



大分エコライフプラザ

目標設定

ごみ排出量

現状値 (2018年度実績)

160,153 t

目標値 (2024年度見込)

153,465 t

おおいた優良産廃処理業者
認定数

現状値 (2018年度実績)

14 事業者

目標値 (2024年度見込)

30 事業者

きれいにしようえおおいた
推進事業活動団体登録数

現状値 (2018年度実績)

269 団体

目標値 (2024年度見込)

280 団体

【用語解説】

※食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品。

日本の「食品ロス」量は、2016（平成28）年度推計で年間643万トン発生しており、日本人1人当たり、毎日、茶碗1杯分のごはんを捨てていることになる。

その約半数は、家庭の食べ残しなどから出ていると推計される。

※マイクロプラスチック

サイズが5mm以下の微細なプラスチック。

含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

※4R運動

- ・リフューズ（Refuse）ごみになるものは断る
- ・リデュース（Reduce）ごみの発生を減らす
- ・リユース（Reuse）再使用する
- ・リサイクル（Recycle）再資源化する

※3きり運動

食材を上手に使い切る「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみはしっかり水を切る「水きり」の「3きり」を実践することで、生ごみの発生を抑制し、減量化を図る活動。

※おおいた優良産廃処理業者評価制度

産業廃棄物処理業者が、市独自の評価基準に適合する場合に、おおいた優良産廃処理業者に認定する制度であり、産業廃棄物処理業者のレベルアップを図り、さらに、廃棄物処理法に基づく優れた能力及び実績を有する者の基準に適合した「優良産廃処理業者認定」へのステップアップを促進することを目的とする。

第2節 清潔で安全な生活環境の確立

動向と課題

市民の日常生活の安全を大きく左右する問題として、食品への異物混入、食品の偽装表示、野菜等の残留農薬、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害といった食の安全に関する問題に注目が集まっています。

また、ペットによるいやしが注目されるなか、一部の飼い主のモラルの欠如による糞尿や鳴き声の苦情、動物由来感染症の問題などが発生しており、衛生的で安全な生活環境の保持に対する市民の関心が高まっています。市と県と共同で設置したおおいた動物愛護センターにおいて、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進しています。

清潔で安全な生活環境を創出するためには、食の安全の確保や公衆浴場・ホテルなどの*生活衛生施設での適正な衛生水準の維持・向上はもとより、ペットの適正な飼養と管理など日常生活における衛生意識の高揚を図ることが重要です。

基本方針

食品関連施設や生活衛生施設等の衛生を確保し、食の安全や衛生意識の高揚を図るとともに、動物愛護思想、ペットの適正な管理や飼育マナーについて啓発を行い、市民が清潔で安全に暮らせる生活環境の創出に努めます。

主な取組

》》 衛生的な生活環境の確保

(1) 食の安全の確保

- 食品関連施設の監視、指導を計画的に行い、流通食品の安全の確保と不良食品の排除に努めます。
- 事業者等に対する衛生教育と*リスクコミュニケーションの活用を推進します。
- 事業者に対する*HACCPに沿った衛生管理の導入支援に取り組めます。
- 食中毒の原因究明や食品の安全を確保するため、検査体制を充実させます。
- 食の安全に対する正しい知識の普及を促進するため、情報の確かな把握と提供を行います。

(2) 動物の愛護と管理

- 関係団体等と連携を強化し、ペットの適正飼養・終生飼養の啓発、飼い主マナーの向上を図ります。
- 人と動物の関係や、いのちの尊厳などについての教育プログラムを実施し、人と動物が共生するまちづくりを推進します。
- 動物由来感染症についての正しい理解を促進し、感染症の発生の防止を図ります。



犬の検査の様子

(3) 生活衛生施設・水道施設の衛生管理

- 公衆浴場やホテルなどの生活衛生施設や水道施設における衛生状況の監視、指導を行い、生活環境の保持に努めます。
- 施設管理者等に対して、施設の衛生管理に必要な情報を提供し、衛生意識の向上と快適な生活環境保持のための啓発を行います。

》》 清潔な地域環境づくり

- 感染症の媒体となる衛生害虫（蚊、ハエなど）等の駆除に努めます。
- 雑草等が繁茂するなど、不良状態にある空き地の所有者または管理者に対して、適正な管理を指導します。

》》 墓地の適正配置

- 多様化する墓地等へのニーズに応えるため、周辺環境への配慮等を行いながら、民営墓地の適正配置を図ります。
- 社会情勢の変化や市民ニーズに対応した市営墓地等の再整備を図ります。

関連計画 ▶ 『大分市食品衛生監視指導計画』

目標設定



【用語解説】

※生活衛生施設

生活衛生関係営業六法（クリーニング業法、理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法）による理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業関係施設、公衆浴場の施設をいう。

※リスクコミュニケーション

「食の安全・安心」を確保するため、生産者、流通・販売業者、消費者、研究者及び行政等が情報を共有して、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考え、そのなかで信頼関係を醸成して、リスクを低減する社会的な合意形成を図ること。

※HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point)

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程のなかで、それらの危害要因を食品衛生上問題のないレベルにまで除去、または低減させるために、特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法。

第3節 公害の未然防止と環境保全

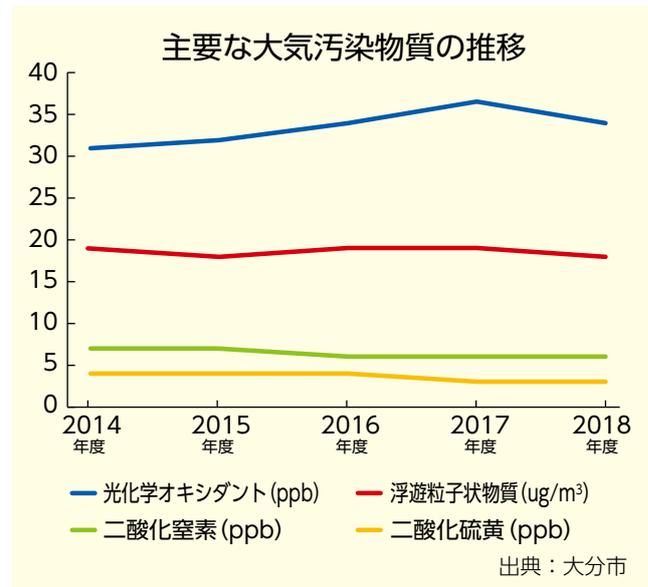
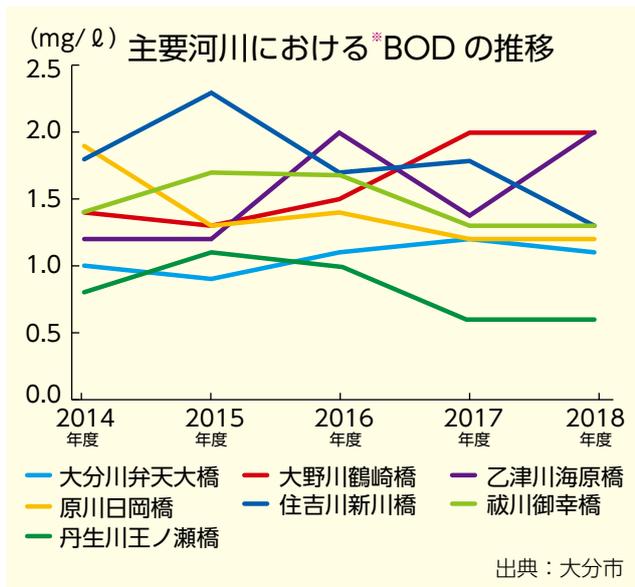
動向と課題

本市は、新産業都市として重化学工業型の産業が立地し、近年では精密機器、電気機器等の組立産業が進出するなど、さまざまな産業が集積し発展を遂げてきました。

企業の立地に際しては、地域の実情に即した公害防止対策を確立するため、主要企業と公害防止協定を締結するとともに、環境関連法令に基づく各種の施策を推進しています。一方、近年では、都市化の進展や生活様式の変化に起因する都市内河川汚濁、生活騒音などの都市・生活型公害が問題となっています。

このようななか、大気、水質、騒音については、いずれもおおむね環境基準を達成していますが、微小粒子状物質（PM2.5）など国外を含む広域的な環境保全対策が今後の課題となっています。

また、今後、耐用年数を迎えるアスベスト（石綿）を使用した建築物の解体等工事の増加が見込まれることから、アスベスト（石綿）の飛散防止対策の強化が課題となっています。



基本方針

公害の未然防止と環境保全に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

主な取組

》》 環境保全対策の推進

- 大気や水、騒音、土壌等の一般環境調査を行い、汚染状況等の正確な把握に努めます。
- 工場・事業場等の立入検査等による実態把握に努め、規制の徹底と適切な管理の指導を行います。
- 必要に応じて、公害防止協定の締結や見直しを行います。
- 国境を越えるなどの広域的な原因が考えられる微小粒子状物質（PM2.5）や酸性雨等を監視するとともに、測定値等について市民への情報提供の充実を図ります。
- 生活に伴う騒音や悪臭等の防止について、市民意識を向上するため、普及啓発に努めます。

》》 大気汚染・悪臭対策

- 工場・事業場等の有害大気汚染物質や悪臭の発生源に対する調査体制を充実させます。
- 工場・事業場等に対して、規制の徹底と排出の抑制、必要に応じた施設の改善等を指導します。
- 自動車排出ガス測定結果や規制の動向を踏まえ、自動車排出ガス対策を関係機関と協力して行います。また、市民にはアイドリングストップ等の啓発を行います。
- アスベスト（石綿）の飛散防止対策として事業者には建築物の解体等工事の作業基準等について適切な指導を行います。
- 光化学オキシダント注意報発令時等の広報体制の充実を図ります。

》》 水質汚濁対策

- 公共用水域等の水環境の保全対策を関係機関と協力して推進します。
- 家庭における生活排水対策の普及啓発に努めます。
- 工場・事業場等に対して、適正な排水処理を指導します。

》》 騒音・振動対策

- 工場や事業場、建設作業等における防音、防振対策を促進します。
- 自動車交通騒音、道路交通振動の測定結果を踏まえ、必要に応じて、道路環境の整備改善などを関係機関へ働きかけます。

》》 土壌汚染対策

- 工場・事業場等に対して、土壌の調査及び有害物質の地下浸透防止などについての適切な指導を行います。

関連計画 ▶ 『大分市環境基本計画』

目標設定

大気汚染物質に係る
環境基準達成項目数
(全 11 項目)

現状値 (2018年度実績)

10 項目

目標値 (2024年度見込)

11 項目

公共用水域の環境基準
(*BOD、*COD) 達成率

現状値 (2018年度実績)

94.7%

目標値 (2024年度見込)

100%



府内大橋 (河川調査地点)



水質調査



騒音・振動測定調査

【用語解説】

※ BOD (生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand)

微生物が有機物を酸化・分解するのに使われる酸素量のこと、河川の代表的な有機汚濁指標。

※ COD (化学的酸素要求量 : Chemical Oxygen Demand)

有機物を酸化材で酸化するときに消費される酸素量のこと、海域や湖沼の代表的な有機汚濁指標。

第4節 地球環境問題への取組

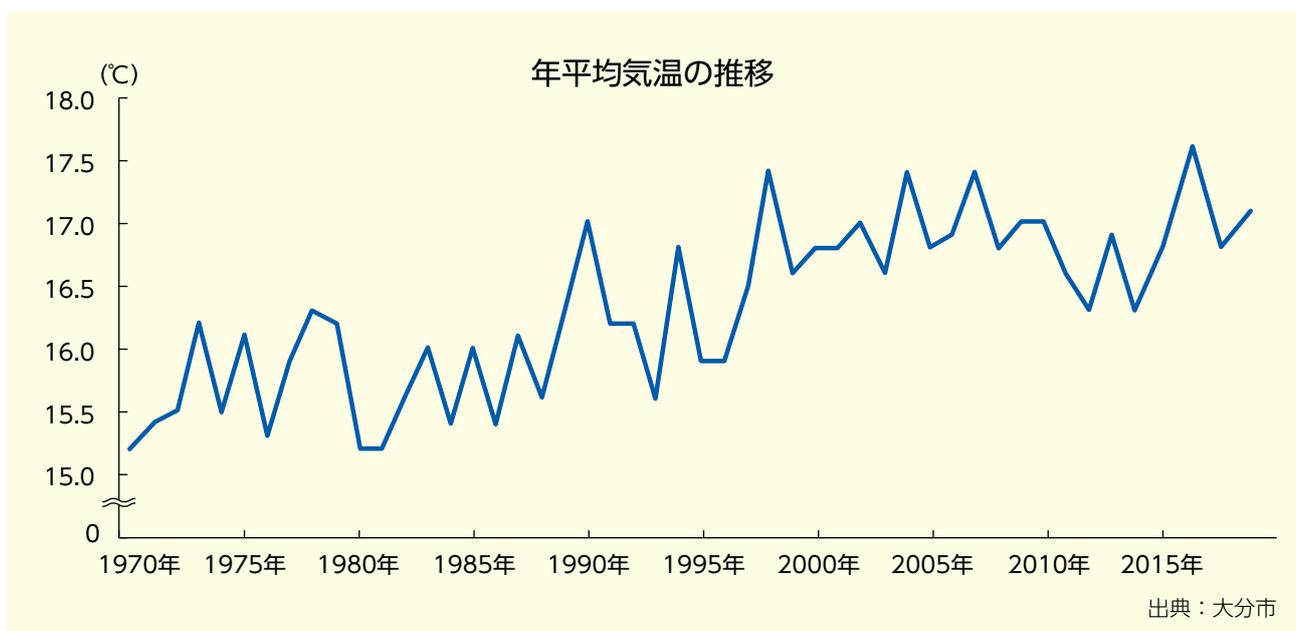
動向と課題

わたしたちは、豊かな生活を実現するため、石油や石炭といった化石燃料を大量に使用してきましたが、そのことは同時に温室効果ガスの増加を招き、いまや世界共通の課題である地球温暖化の原因となっています。

地球温暖化は異常気象や自然災害を引き起こし、食料生産や生態系への影響、熱中症の多発など人の健康への影響も懸念されています。

こうしたなか、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減の新たな目標に向けて、現在国際間の合意に基づく取組が進められており、国内では、東日本大震災以降、従来のエネルギー政策からの転換が課題となっています。

本市においても、省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動への見直しを促進すること、温室効果ガス排出量の少ない再生可能エネルギーや水素エネルギーなどの導入を促す環境づくりを推進することなどが必要であり、市民、事業者、NPO等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な取組が求められています。



基本方針

かけがえのない地球環境を次世代に継承するため、市民、事業者、NPO等と連携しながら、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動など、温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進します。

また、国際社会の新しい温暖化対策の枠組みの合意を踏まえ、広域的・国際的な連携のもと、長期的・戦略的な取組により*低炭素社会の構築を目指します。

主な取組

》》 地球環境への配慮と市民意識の高揚

- 市民、事業者が地球環境に配慮した具体的な行動を展開していけるよう、省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動への見直しを促進します。
- 地球環境への負荷の少ない省エネ機器・省エネ住宅等への転換を促すための啓発を行います。

》》 地球温暖化対策

- 家庭や事業場等において、節電など自主的な省エネルギーの取組を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。また、本市も、一事業者として、事業に伴い排出される温室効果ガス削減に向けた率先的な取組を行います。
- 市民、事業者、NPO等と連携して、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーをはじめ、再生可能エネルギー由来水素等の新たなエネルギーの導入を促進します。
- 移動や輸送によって排出される温室効果ガスを削減するため、公共交通機関の利用やエコドライブの促進に努めます。
- 地球温暖化問題への理解を深め、自ら進んで行動することができるよう、省エネ懇談会や小中学生への出前授業等を通じて、環境教育・環境学習の充実を図ります。
- 温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林を保全するとともに、市民参加の森林づくり等の取組を促進します。

》》 オゾン層保護対策

- フロン排出抑制法等の関係法令に基づき、オゾン層破壊の原因物質とされるフロン類の適正な再資源化や処理を行うよう、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

》》 連携体制の整備

- 地球環境問題に関する施策をより効果的に推進するため、市民、事業者、NPO等との連携を強化します。

関連計画 ▶ 『大分市環境基本計画』『大分市地球温暖化対策実行計画』『大分市水素利活用計画』



省エネ懇談会



出前授業

目標設定

大分市全域の
温室効果ガス排出量
《※基準年度（2013年度：
26,915千t-CO₂）との比較値》

※現状値（2015年度実績）

24,284千t-CO₂
(9.8%減)

※目標値（2024年度見込）

24,528千t-CO₂
(8.9%減)

- ※基準年度：国の「地球温暖化対策計画」において、2013年度値を基準年度として設定しており、本市でも同様に基準年度として設定している。
- ※現状値：最新の2015年度実績については、全体の中で大きな割合を占める産業部門の排出量が大幅に減少したことが影響し、目標を上回る削減となっている。
- ※目標値：国の計画を踏まえ、本市で策定した地球温暖化対策実行計画において設定した削減目標としている。

【用語解説】

※低炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

資料編

Oita Creation Vision 2024



1.まち・ひと・しごと創生

第2期大分市総合戦略（概要版）

【基本目標】

- I しごととにぎわいをつくる
- II 人を大切にし、次代を担う若者を育てる
- III いつまでも住み続けたいまちをつくる
- IV 安全・安心な暮らしを守り、未来をつくる

I しごととにぎわいをつくる

【基本的方向】

企業の経営基盤の強化や製品の供給体制の充実など、地域の発展を支える各種産業の機能強化を図り、県外転出の女性やUIJターンによる転職者を含むあらゆる労働者が、さまざまな分野で働けるよう魅力ある仕事づくりを進めます。

また、関係機関との連携を強化し、住む人や訪れる人たちにとっての新たな魅力を創出することで、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを進めるとともに、ICTを快適に活用できるよう、情報基盤の整備・充実を図ります。

【基本的な施策】

①工業・商業・サービス業の振興

- 工業の振興
 - 高度技術に立脚した産業集積の推進
 - 中小企業の競争力の強化
- 商業・サービス業の振興
 - 特色ある個店づくり
 - 魅力ある商店街づくり
 - 経営基盤の強化
 - 創業支援
 - 意見交換の場の充実
- 流通拠点の充実
 - 公設地方卸売市場の機能向上
 - 大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の活用促進
 - 大分流通業務団地の活用促進

②農林水産業の振興

- 農業の振興
 - 都市型農業を支える人づくり
 - 信頼され魅力あふれるものづくり
 - 特性を生かした活力ある地域づくり



○林業の振興

- 健やかな森林をはぐくむ人づくり
- 森からの恵みがあふれるものづくり
- 次世代につなぐ地域づくり

○水産業の振興

- 明日の漁業を開く人づくり
- 信頼され魅力あふれるものづくり
- 豊かな海をはぐくむ地域づくり

③雇用とにぎわいの創出

○安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

- 就労支援
- 勤労者福祉の充実

○魅力ある観光の振興

- 観光資源の魅力向上
- 豊の都市おおいたの魅力発信
- 観光振興に向けた連携

④ICTの利活用

○地域情報化の推進

- オンライン化の推進
- オープンデータの推進
- マイナンバーカードの普及・活用
- 情報格差の是正
- 最新技術の調査研究
- 情報セキュリティ対策



【数値目標】

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
誘致企業件数	57件 (2016～2018年度の累積)	60件 (2020～2024年度の累積)
小売商業の年間商品販売額	5,551億円 (H28経済センサス)	5,700億円 (2024年度)
観光宿泊客数	998,330人 (2018年)	1,050,000人 (2024年)

Ⅱ 人を大切にし、次代を担う若者を育てる

【基本的方向】

若い世代が希望どおりに結婚し、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚から子育てに至るまで切れ目のない支援を充実するとともに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えます。

また、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、自ら学び自ら考えるなどの生きる力をはぐくむ教育の創造に努め、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。

さらに、人権を尊重し、互いに認め合うなかで、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健康で安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

【基本的な施策】

①結婚から子育てまでの切れ目のない支援

- 子ども・子育て支援の充実
 - 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実
 - 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実
 - 乳幼児期における教育・保育の提供
 - 子どもと家庭へのきめ細かな支援
 - 子どもと子育てを支える社会づくり
 - 仕事と子育ての両立支援

②豊かな人間性の創造

- 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
 - 小中一貫教育の推進
 - 確かな学力の定着・向上
 - 豊かな心の育成
 - 健やかな体の育成
 - 社会の変化への対応
 - 特別支援教育の充実
 - 幼児教育・保育の充実
- 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
 - すべての子どもの学びの保障
 - 時代の変化に対応した教育環境の整備
 - 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進
 - 地域とともにある学校づくりの推進
- 社会教育の推進と生涯学習の振興
 - 生涯学習支援体制の充実
 - 学習機会や学習内容の充実
 - 地域活動の充実
 - 地域における子どもの健全育成

③男女共同参画社会づくり

- 男女共同参画社会の実現
 - 男女共同参画社会に向けた意識づくり
 - だれもが暮らしやすい環境づくり
 - 推進事業の充実

④高齢者や障がい者が活躍できる社会づくり

- 高齢者福祉の充実
 - 高齢者が生きがいを持って元気に暮らすための支援
 - 介護予防・重度化防止の推進
 - 認知症高齢者支援対策の推進



- 健康づくりの推進
 - 健康寿命の延伸に向けた支援
 - 健康づくり活動への支援
 - 地域に密着した活動の強化
- 障がい者（児）福祉の充実
 - 雇用・就労の促進
 - 地域生活への移行の促進

⑤医療体制の充実

- 地域医療体制の充実
 - 地域医療体制の整備
 - 在宅医療体制の整備
 - 救急医療体制の充実
 - 災害時医療救護体制の拡充
 - 健康危機管理体制の強化

【数値目標】

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.58 (2017年)	1.77 (2024年)
保育施設利用待機児童数	25人 (2019年4月現在)	0人 (2024年度)

Ⅲ いつまでも住み続けたいまちをつくる

【基本的方向】

市民総参加と協働のもと、市民と行政との信頼関係をより高めながら、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図るなか、だれもが住み続けたいまちづくりを進めます。

また、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めるなど、本市の魅力づくりと情報発信に努めるとともに、移住・定住を促進するため、豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。

さらに、豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、環境の保全に努めます。

【基本的な施策】

①コミュニティの活性化

- 地域コミュニティの活性化
 - 地域コミュニティ活動の促進
 - 地域を担う人材の育成・確保
 - 地域コミュニティ活動の場の整備
 - 地域愛護意識の高揚



②大分市の魅力発信と移住・定住の促進

- 安全で快適な住宅の整備
 - 暮らしを支える良好な居住環境づくり
 - 安全・安心で快適な住宅の確保
- 個性豊かな文化・芸術の創造と発信
 - 独自の文化・芸術の創造と発信
 - 文化・芸術の振興と活用
 - 文化施設の整備・充実
 - 文化財の保護・保存・活用
 - 伝統的な芸能、行事の保存・継承
- スポーツの振興
 - 生涯スポーツの推進
 - 競技スポーツの振興
 - スポーツ施設の整備・活用
 - スポーツによるまちづくり
- 国際化の推進
 - 多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの活力の創出
 - 外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくり



③環境の保全

- 豊かな自然の保全と緑の創造
 - 自然の保全
 - 緑の創出
- 快適な生活環境の確立
 - まちの美化対策の推進

【数値目標】

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
県外への転出者と 県外からの転入者の均衡を目指す	△1,249人 (2018年)	±0 (2024年)

Ⅳ 安全・安心な暮らしを守り、未来をつくる

【基本的方向】

自然災害などあらゆる不測の事態に対応するため、市民と行政、防災関係機関が連携・協力して、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めます。

また、各地域の現況や特性に配慮し、魅力ある地区拠点の形成を図るなど、均衡ある発展と秩序ある市街地の整備を進め、バランスのとれた都市の創造を目指します。

さらに、総合的な交通ネットワークの形成を図るとともに、県や周辺市町等、さまざまな団体と連携を図り、未来へ向けたまちづくりを進めます。

【基本的な施策】

①安全・安心なまちづくり

- 防災・危機管理体制の確立
 - 防災・危機管理意識の高揚
 - 災害予防対策の推進
 - 災害情報の収集・伝達手段の多重化及び迅速・的確化
 - 緊急時協力体制の整備
 - ライフライン対策の充実
 - 地域防災力の強化
- 治山・治水対策の充実
 - 森林や農地等の保全
 - 河川改修等の促進
 - 砂防事業等の促進
 - 浸水対策の推進
 - 減災に向けたソフト対策の推進
- 消防・救急体制の充実
 - 消防体制の充実
 - 救急救助体制の充実



②快適な都市構造の形成

- 計画的な市街地の形成
 - 風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成
 - 計画的な土地利用の推進
 - 人にやさしく美しい都市空間の創造と整備
 - 既存都市施設の計画的な維持管理
- 交通体系の確立
 - 公共交通ネットワークの構築
 - 公共交通の利便性の向上と利用促進
 - 自転車等利用環境の充実
 - 広域交通ネットワークの強化
 - 交通渋滞の解消・緩和



③未来へ向けたまちづくり

- 持続可能な地域社会づくり
 - 既存ストックのマネジメント強化
 - 地域連携による経済・生活圏の形成

【数値目標】

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
防災訓練を実施した 自主防災組織数	443組織 (2018年度末現在)	全自主防災組織 (601組織数 [※]) (2020～2024年度の累積)
広域連携事業数	43事業 (2018年度)	80事業 (2020～2024年度の累積)

※ 601組織数には、自主防災組織を結成していない2自治区を含む

2.持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指しています。

地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としているSDGsの理念は、笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市を目指す本市の取組と軌を一にするものであり、引き続き、「市民福祉の向上」「教育・文化の振興」「防災安全の確保」「産業の振興」「都市基盤の形成」「環境の保全」の6つの基本的な政策を進めることにより、持続可能な社会の実現を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(参照) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (国際連合広報センター)

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9 （インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

大分市総合計画「おおいた創造ビジョン 2024」第2次基本計画とSDGsの関連表

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
総合計画の19の具体的な政策							
第1部 市民福祉の 向上	1 社会福祉の充実						
	2 健康の増進と医療体制の充実						
	3 人権尊重社会の形成						
	4 地域コミュニティの活性化						
	5 健全な消費生活の実現						
第2部 教育・文化の 振興	6 豊かな人間性の創造						
	7 個性豊かな文化・芸術の創造と発信						
	8 スポーツの振興						
	9 国際化の推進						
第3部 防災安全の 確保	10 防災力の向上						
	11 安全・安心な暮らしの確保						
第4部 産業の振興	12 特性を生かした生産業の展開						
	13 活気ある流通・サービス業の展開						
	14 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実						
	15 魅力ある観光の振興						
第5部 都市基盤の 形成	16 快適な都市構造の形成と機能の充実						
	17 安定した生活基盤の形成						
第6部 環境の保全	18 豊かな自然の保全と緑の創造						
	19 快適な生活環境の確立						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										

3.関連計画一覧表

部	施策名	関連計画	計画の概要
1部 市民福祉の向上	第1章 第1節 地域福祉の推進	第4期大分市地域福祉計画・ 第5次地域福祉活動計画 (みんなが主役の支え合いプラン)	本市と大分市社会福祉協議会との合同計画として、地域福祉を推進していくための基本的な方向性を定めるものとして策定しています。「支え合って 共に生きる みんなが主役のまちづくり」を基本理念とし、「地域のつながりをつくる」「地域で支え合う体制をつくる」「地域課題を解決できる体制をつくる」「安全・安心をつくる」の4つの基本目標に沿って様々な取組を進めることとしています。
	第1章 第2節 子ども・子育て支援の充実	第2期すくすく大分っ子プラン	「大分市子ども条例」に基づく、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画であると同時に、「子ども・子育て支援法」に基づく、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保およびその推進を図るための計画です。社会全体で子育てや子どもの育ちを支援することで、「すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市」の実現をめざしています。
		大分市幼児教育・保育振興計画	乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、本市における幼児教育・保育の振興に向けた施策を明らかにするものとして策定した計画で「笑顔かがやくたくましい大分っ子～いきいきのびのびすくすく～」を、めざす子ども像として掲げ、5つの基本方針に沿って15の重点施策、70の具体的取組を展開することとしています。
	第1章 第3節 高齢者福祉の充実	大分市高齢者福祉計画及び第7期大分市介護保険事業計画（おおいた市地域包括ケアシステム推進プラン）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進め、認知症などになっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備の実現をめざすものです。
	第1章 第4節 障がい者（児）福祉の充実	第三期大分市障がい者計画改訂版	障がい者施策の基本的方向と具体的方策を明らかにする計画です。この計画は、「大分市総合計画」の個別計画であるとともに、障がい者基本法の規定による「市町村障がい者計画」でもあります。
		第5期大分市障害福祉計画・ 第1期大分市障害児福祉計画	国の定める基本指針に即し、障がい者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る数値目標の設定と障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう、各年度のサービス量の見込みや地域生活支援事業の実施に関する事項について策定するとともに、障害者総合支援法・児童福祉法の規定による「市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画」です。
		大分市バリアフリーマスタープラン	改正バリアフリー法において作成が示されている旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示し、広くバリアフリーについて考えを共有するものです。市民の皆さま、関係機関と連携しながら、県都にふさわしいゆとりと豊かさを実感できるバリアフリーのまちづくりについて定めています。
	第1章 第5節 社会保障制度の充実	第4期大分市国民健康保険事業財政健全化計画	本市の国民健康保険事業における財政の健全化を図ることを目的として策定された計画です。国保財政の累積赤字解消を図るため、具体的な数値目標を掲げる中で医療費の適正化対策、収納率の向上対策などの取組を計画的に推進します。
		第2期大分市保健事業実施計画（データヘルス計画）	健康・医療情報等を活用しPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。具体的な数値目標を掲げる中で、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病対策をはじめ、健康増進・重症化予防に関する取組を計画的に推進します。
	第2章 第1節 健康づくりの推進	第2期いきいき健康大分市民21	平成14年に策定した「いきいき健康大分市民21」の継続計画です。この計画は全ての市民が心豊かで満足できる人生を全うすることができるように、市民一人ひとりの力と社会全体の力を合わせて、健康で生きがいあふれる健康都市大分の実現をめざすことを基本理念に、令和4年度を目標年次とし、これまでの取り組みからの課題を踏まえ、5つの基本的な方向性ごとに今後の取り組みや目標設定についてまとめています。
		第3期大分市食育推進計画	食育基本法に基づく市町村食育推進計画として、食育活動を総合的に推進するために策定したものです。
		大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画	平成27年に「大分市民のこころといのちを守る条例」を制定し、この条例に基づいて「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進することとしました。本計画では、自殺対策に係る現状と課題を明らかにするとともに、この計画を指針とし、市民、各関係機関・団体等と連携をしながら様々な自殺対策の施策を推進し、市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市の実現をめざします。
	第2章 第2節 地域医療体制の充実	大分市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護しながら、市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、国、県、事業者等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進するために策定しています。
	第3章 第1節 人権教育・啓発及び同和対策の推進	大分市人権教育・啓発基本計画	人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組などを明らかにするものです。市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、あらゆる人権問題の課題解決に向けた計画的かつ効果的な施策の推進を図ることとしています。
第3章 第2節 男女共同参画社会の実現	大分市男女共同参画基本計画（第3次おおいた男女共同参画推進プラン）	男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ具体的に展開するための基本となる計画です。市民と行政が協働して、本計画に掲げた各種施策に取り組むことで男女共同参画社会の実現を推進するものです。	
第5章 健全な消費生活の実現	大分市消費生活推進プラン	消費者の権利の尊重と自立支援を基本理念とした「大分市消費者条例」の制定を受け、今後の取り組むべき消費生活に関する施策の概要を定め、総合的かつ計画的な消費生活の推進を図ることを目的としています。「大分市総合計画」に即し、今後の消費者施策の方向性や取組を明らかにするものです。	

部	施策名	関連計画	計画の概要
2部 教育・文化の振興	第1章 第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興 第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 第3章 スポーツの振興	大分市教育ビジョン2017	「大分市総合計画」の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けるものです。本市教育の一層の振興を図るために必要な施策を総合的・体系的に示した計画です。
	第1章 第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	大分市幼児教育・保育振興計画	(再掲)
	第1章 第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興 第3章 スポーツの振興	第2期大分市公共施設等総合管理計画	公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理ができるよう、本市の公共施設等の基本的な方向性を示す計画です。
	第1章 第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興 第3章 スポーツの振興	大分市教育施設整備保全計画	「大分市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、教育施設を対象に、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保することを目的とした計画です。
	第1章 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	大分市子どもの読書活動推進計画	子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づいて策定された、子どもの読書活動の推進を図る計画です。家庭、地域、保育施設・幼稚園、学校、市民図書館における子どもの読書活動の推進に向けたこれからの取組を示した計画です。
	第1章 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	大分市生涯学習推進計画	生涯学習を支える社会教育施策を総合的、計画的に推進するための指針となる計画です。本市の社会教育の推進と生涯学習の振興を目指すものであり、「大分市教育ビジョン」の分野別計画として位置づけられます。
	第1章 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	大分市人権教育・啓発基本計画	(再掲)
	第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	大分市文化・芸術振興計画	本市の文化・芸術振興の指針となる計画です。市民と行政が一体となって、本市の多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとともに、様々な生活シーンに、文化・芸術の有するパワーを最大限に生かすことで、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりを目指すこととしています。
	第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）	『史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）』において短期整備として位置づけた大友氏館跡庭園整備の完了を踏まえ、事業計画を見直し、『史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）令和元年度改訂版』としてまとめました。新たな第1期計画（中期整備）では、館の中心建物等の復元や出土品の重要文化財指定への取組などを行い、大友宗麟公生誕500年にあたる令和12（2030）年までに、大友氏館跡の歴史公園整備の完成を目指すこととしています。
	第3章 スポーツの振興	大分市スポーツ推進計画	「する」「みる」「ささえる」の3つの視点をスポーツの関わり方の基本としてとらえた施策を幅広く展開し、競技スポーツの振興と生涯スポーツの推進に努めるとともに、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進することを目的とした計画です。
第4章 国際化の推進	大分市国際化推進計画	市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するための計画です。広く市民がグローバル化のメリットを享受できるよう、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生や国際交流、国際協力を通じて国際化を担う人づくりに努めることとしています。	

部	施策名	関連計画	計画の概要
3部 防災安全の確保	第1章 第1節 防災・危機管理体制の確立	大分市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、大分市域における災害対策を定める計画です。防災関係各機関の協力のもと総合的な計画を定め、災害対策諸活動の一元化と円滑化を図り、もって防災の万全を期することを目的としています。
		大分市国民保護計画	国民保護法第35条の規定に基づき、市の責務を明確にし、関係機関との連絡体制の統一を図り、国民保護措置を的確かつ迅速に行うことを目的とした計画です。
		第2期大分市耐震改修促進計画	平成7年の阪神・淡路大震災以来、全国各地で大規模な地震が頻発しており、昭和56年6月1日に施行された「新耐震基準」に適合していない建物の被害が懸念されることから、安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的としています。
	第1章 第2節 治山・治水対策の充実	大分市国土利用計画	大分市の市域における土地利用の基本的な方針を定めた計画であり、土地利用の長期的構想として、土地利用行政の指針となるものです。土地利用のニーズと課題を踏まえ、持続可能で均衡ある発展に資する土地利用を目指します。
		大分市公共下水道事業基本計画	個々の地域に関する自然的条件や社会的条件を考慮し、将来の地域の状況に対応した長期的な下水道の骨格を定めた計画です。具体的には、施設計画（管きよの口径、ポンプ場・処理場の大きさ等）を決定する際に必要となる、計画諸元（計画人口、計画区域、計画汚水量、計画汚濁負荷量、降雨強度式及び流出係数など）等を定めています。
	第2章 第1節 消防・救急体制の充実	大分市消防団ビジョン	大分市消防団が時代の変化へ柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的に策定した計画です。
	第2章 第2節 交通安全対策の推進	第10次大分市交通安全計画	「大分市交通安全対策会議条例」において、大分市における道路交通並びに鉄道交通、踏切道における交通の安全を確保するための計画として位置づけられ、市が行う事業の推進を図り、交通安全の確保に努めるための計画として策定したものです。
		大分市自転車活用推進計画	自転車活用推進法に基づき、「バイシクルフレンドリータウン～自転車が似合うまち～の創造」を基本方針として、「都市環境」「健康」「観光」「思いやり（安心・安全）」の各分野における施策に取り組み、自転車を活かした特色あるまちづくりの推進を図ることを目的に策定した計画です。
		大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画	「大分市自転車活用推進計画」に基づき、自転車で安心・安全・快適に走行できる環境づくりと意識づくりをハード、ソフト両面から進めることを目的に策定した計画です。

部	施策名	関連計画	計画の概要
4部 産業の振興	第1章 第1節 工業の振興 第2章 第1節 商業・サービス業の振興 第2章 第2節 流通拠点の充実 第3章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	第2次大分市商工業振興計画	市政運営の最上位計画である「大分市総合計画」及び「大分市中小企業振興基本条例」に基づき、本市の商工業振興を総合的かつ計画的に推進するための具体的な指針を定めたものです。
	第1章 第1節 工業の振興 第2章 第1節 商業・サービス業の振興	大分市創業支援等事業計画	産業競争力強化法に基づき、創業支援等事業者（公益財団法人大分県産業創造機構、金融機関などの創業支援機関）等と連携して実施する、創業相談窓口の設置や創業セミナー等の創業支援等事業について記載した計画です。
	第1章 第2節 農業の振興 第1章 第3節 林業の振興 第1章 第4節 水産業の振興	大分市農林水産業振興基本計画	市政運営の基本となる「大分市総合計画」、国が策定している「食料・農業・農村基本計画」、大分県が策定している「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」等の内容を踏まえ、本市の農林水産業を総合的かつ計画的に推進するための指針です。
	第1章 第2節 農業の振興	大分農業振興地域整備計画	県が農業振興地域の整備に関する法律に基づき定めた農業振興地域の区域内にある市町村が、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、当該地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を定めたもの。
	第1章 第2節 農業の振興 第1章 第3節 林業の振興	大分市国土利用計画	(再掲)
	第1章 第3節 林業の振興	大分市森林整備計画	森林法第10条の5第1項の規定に基づき、森林の整備に関する基本的事項や森林施業の共同化の促進に関する事項等について定めた計画です。
	第1章 第4節 水産業の振興	大分市国土強靱化地域計画	本市において、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまでの経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するためのものです。
	第2章 第1節 商業・サービス業の振興	第3期大分市中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する基本的な方針を定め、実施する計画です。中心市街地の商業の活性化、回遊性の向上、交流機会の拡大を目標とし、中心市街地の魅力が伸展するまちづくりを総合的かつ一体的に推進します。
	第4章 魅力ある観光の振興	大分市観光戦略プラン	本市が有する観光資源の魅力再発見に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関と協力し新たな魅力の創出に努めます。こうした取組の中で醸成された本市の魅力を戦略的に発信し、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。

部	施策名	関連計画	計画の概要
5部 都市基盤の形成	第1章 第1節 計画的な市街地の形成	大分市都市計画マスタープラン	大分市の将来像を描き出し、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めた計画です。都市づくりの基本理念及び将来像、都市づくりの方針、目標年次、目標人口を明らかにして、土地利用や都市施設の整備、市街地整備、自然環境の保全、都市環境・景観形成、都市防災など都市づくりに関する基本的な方針を定めています。
		大分市立地適正化計画	住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のための施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図る計画です。将来における市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らし続けることができる居住環境づくりを進めます。
		大分市国土利用計画	(再掲)
		大分市景観計画	景観に関する基本的な方針を定める計画です。本市の良好な景観の保全、これと調和した美しく風格のあるまちづくりの推進及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。
		第2期大分市公共施設等総合管理計画	(再掲)
		大分市バリアフリーマスタープラン	(再掲)
		大分市地籍調査実施基本計画	災害時における円滑な復旧・復興のため、計画的に地籍調査の実施方針を定めた計画です。国土調査法に基づく地籍調査事業の再開に伴い、地震による津波災害が想定される地域から優先的に実施することで、効率的な事業の推進をすることを目的としています。
		大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画	大分市が管理する道路インフラ（橋梁・横断歩道橋・トンネル・大型ボックスカルバート・道路附属物）の長寿命化に向けて、対策優先順位や対策方法を明確にする計画です。
		第3期大分市中心市街地活性化基本計画	(再掲)
		大分市西部海岸地区魅力創造拠点施設形成基本構想	高崎山やうみたまごなど多くの既存観光施設のある西部海岸地区において、この地区に呼び込んだ観光客の方々に市内中心部や本市の観光スポットへ周遊していただくための情報発信などを行う拠点施設の形成が必要であり、西部海岸地区の魅力さをさらに高め、観光客の増加などの新たな活力を呼び込むための施設整備に向けた基本構想です。
		大分市歴史的風致維持向上計画	重要文化財作原八幡宮や史跡大友氏遺跡などの歴史的風致の維持・向上を図り、より多くの市民に歴史的・文化的資産の再認識を推進するとともに、理想とする未来に思いを馳せ、個性のある、活力に満ちたまちづくりを進めるための計画です。
	大分市街路樹景観整備計画	街路樹の整備方針を定める計画です。緑の保全や都市景観、そしてまちづくりの上からも街路樹の果たす役割はとて重要で、切り込みすぎている樹形の回復を図り、街路樹の植えられていない道路に計画的に植樹するなど、街路樹のきれいなまちづくりを進めるための方針を定めています。	
	大分市中心市街地公有地活用基本構想	大分市の中心市街地に位置する荷揚町小学校跡地、JR大分駅東側の大規模公有地（22街区・54街区）の活用により、中心市街地のさらなる魅力創造を図ることが必要であることから、これら中心市街地に位置する公有地の整備方針を示し、各公有地に導入することが望ましい機能を整理するとともに、民間のノウハウや資金を活用することによる効率的・効果的な事業手法の検討等を取りまとめたものです。	
	第1章 第2節 交通体系の確立	大分都市圏総合都市交通計画	現在の交通状況や課題を踏まえ、解決に向けた長期的な将来像と、その実現に向けた基本的な方針を定めた計画です。計画全体の将来像や実現に向けた基本方針、施策展開、目標年次、指標などを明らかにして、幹線道路網の整備や公共交通サービスの向上など、これからの都市交通に関する基本的な方針を定めています。
		大分市地域公共交通網形成計画	平成26年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法に基づき、持続可能な地域公共交通網を形成することを目的に、「大分市にとって望ましい公共交通のすがた」を明らかにするマスタープランとして策定した計画です。
		大分市バリアフリーマスタープラン	(再掲)
		大分市自転車活用推進計画	(再掲)
		大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画	(再掲)
	大分市自転車等駐車場整備計画	「大分市自転車活用推進計画」に基づき、安心・便利に停められる空間づくりをめざし、駅周辺等の放置自転車対策や駐輪場需要のある中心市街地等の自転車等駐車場整備を進めることを目的に策定した計画です。	
第1章 第3節 地域情報化の推進	大分市情報化推進計画	大分市総合計画における情報化の具体的取組を示すと同時に、大分市における市町村官民データ活用推進計画として策定した計画です。これまで推進してきた「第4次大分市地域情報化計画」における取組と国・県の取組を踏まえ、市民ニーズの多様化や情報通信技術（ICT）の高度化など、様々な外部環境の変化に対応するために取り組むべき情報化施策を掲げています。	

部	施策名	関連計画	計画の概要
5部 都市基盤の形成	第2章 第1節 水道の整備	大分市水道事業基本計画	将来にわたって安全・安心、信頼の水道を維持し持続可能な事業運営を確立するために、水道事業のあるべき姿と進むべき方向性を示した計画です。基本理念である「未来へ！安心を引き継ぐしなやかな大分の水道」の実現をめざし、「安心」「強靱」「持続」の3つの視点から具体的な取組を示しています。
		大分市上下水道事業経営戦略	上下水道事業の経営の健全化と経営基盤の強化による事業経営の持続を基本方針とし、将来にわたって安心・安全で持続可能な事業の確立を目指すものです。具体的な取組項目として、水道事業において9項目、下水道事業において14項目を定めています。
		大分市主要浄水場等再構築基本計画	古国府浄水場、えのくま浄水場、横尾浄水場の主要3浄水場および関連施設の最適な更新や施設保全についての基本方針を定めた計画です。経済的で効果的な更新を行うことで、将来にわたり質の高い水道サービスを継続して提供することを目的としています。
	第2章 第2節 下水道の整備	大分市公共下水道事業基本計画	(再掲)
		大分市上下水道事業経営戦略	(再掲)
	第2章 第3節 安全で快適な住宅の整備	大分市住宅マスタープラン	今後10年間の住宅施策を「居住者」「地域」「住宅ストック」「産業」の4つの視点から基本目標を定め、9つの基本施策のもと関連する施策を展開するよう策定したものです。
		大分市公営住宅等長寿命化計画	公営住宅の需要に的確に対応できるよう、老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行うための計画です。公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するとともに、安全で快適な住まいを長期的にわたって確保することを目的としています。
		第2期大分市耐震改修促進計画	(再掲)
	第2章 第4節 公園・緑地の保全と活用	大分市空家等対策計画	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とし計画を策定しています。空家等の発生予防や空家の利活用、管理不全な空家等の解消など、4つの基本目標に伴う「予防」「活用」「管理」の各種施策を実施することにより、基本理念である「市民の暮らしを支える豊かで良好な居住環境づくり」の実現をめざします。
		大分市緑の基本計画	緑に関する総合的な計画です。緑の持つ、環境保全、防災、景観形成などの役割を十分認識する中で、市民の参加のもと策定された計画です。緑地の保全、緑化の推進、市民参加を3つの柱としてそれぞれの方針、施策を定めています。
		大分市公園施設長寿命化計画	本市における公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的としています。

部	施策名	関連計画	計画の概要
6部 環境の保全	第1章 豊かな自然の保全と緑の創造 第2章 第1節 廃棄物の適正処理 第2章 第3節 公害の未然防止と環境保全 第2章 第4節 地球環境問題への取組	大分市環境基本計画	環境の保全と創造に向けた施策の総合的・計画的な推進、役割分担に基づいた市民、事業者、行政の取組を推進するための基本指針を定めたものです。
	第1章 豊かな自然の保全と緑の創造	大分市緑の基本計画	(再掲)
		大分市景観計画	(再掲)
		大分市街路樹景観整備計画	(再掲)
		大分市国土利用計画	(再掲)
	第2章 第1節 廃棄物の適正処理	大分市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物の処理に関する計画です。ごみの発生回避、発生抑制、再利用、再資源化の4Rを推進するため、市民・事業者・行政が一体となった総合的かつ計画的な事業展開の指針となるごみ処理行政の方針と手順を定めています。
		大分市産業廃棄物適正処理指導計画	産業廃棄物の適正処理を推進するための計画です。県の廃棄物処理計画との整合性を図りながら、「大分市総合計画」や「大分市環境基本計画」を推進するために、より具体的な施策を示した計画として位置付けています。
		第2期大分市公共施設等総合管理計画	(再掲)
		大分市災害廃棄物処理計画	今後発生が予測される災害に備え、その被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したものです。
		一般廃棄物処理施設整備基本計画	新たな一般廃棄物処理施設（新環境センター）を整備するための計画です。「大分市一般廃棄物処理基本計画」における「安定した中間処理体制の確保」を達成するため、新環境センター整備にあたっての施設規模やごみの処理方式等の基本的な方針を整理したものです。
	第2章 第2節 清潔で安全な住環境の創出	大分市食品衛生監視指導計画	食品衛生の向上や食品の安全性を確保するために実施する食品衛生監視指導に関する計画。重点的かつ効果的な監視指導の実施を通じて、食品衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品の安全性を確保することにより、市民等の健康の保護を図ることを目的としたものです。
	第2章 第4節 地球環境問題への取組	大分市地球温暖化対策実行計画	地域の温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、市民・事業者・行政の取組を示すとともに、その取組を後押しするために本市が進める施策を明らかにした計画です。
		大分市水素利活用計画	本市の目指すべき水素社会の将来像、目標を共有し、その実現に向けて計画的かつ総合的に取り組むべき施策を定めたものです。

4.目標設定一覧表

部	章	節	指標名	現状値 (2018年度実績)	目標値 (2024年度見込)
1	1	1	福祉協力員を配置している校(地)区社会福祉協議会の数	6校区	20校区
1	1	2	保育施設利用待機児童数	25人 (2019年4月現在)	0人
1	1	2	大分市子育て支援サイト「naana」アクセス数	467,022件 (2018年度末現在)	500,000件
1	1	2	放課後児童クラブを利用できなかった児童	5人 (2019年4月現在)	0人
1	1	2	3歳児健診でのむし歯保有率	15.8% (2018年度末現在)	10.0%以下
1	1	3	認知症サポーター養成講座受講者数(累積)	41,025人	65,000人
1	1	3	地域ふれあいサロン利用登録者数	11,953人	14,300人
1	1	3	短期集中予防サービス(パワーアップ教室)利用者数	690人	830人
1	1	4	就労支援サービス利用者数	2,122人	2,600人
1	1	4	就労支援サービス利用から一般就労への移行者数	71人	100人
1	1	4	共同生活援助(グループホーム)の利用者数	540人	600人
1	1	4	手話通訳者を配置(巡回を含む)している市有施設数	4箇所 (2018年度末現在)	9箇所
1	1	4	大分市障がい者相談支援センター相談者数	20,080人	21,800人
1	1	5	国民健康保険加入者の特定健康診査受診率	38.0%	60.0%
1	1	5	国民健康保険加入者の後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用率	74.2% (2018年12月診療分)	80.0%
1	1	5	生活保護受給者就労支援事業により3カ月以上の就労自立期間のあった人の数	110人	500人 (2020~2024年度の累積)
1	2	1	食生活改善推進員養成講座修了者数(累積)	547人	675人
1	2	1	大分市健康推進員配置自治区数	652自治区	全自治区
1	2	1	健康づくり運動指導者認定者数(累積)	926人	1,137人
1	2	1	MR(麻しん・風しん混合)ワクチンの1期(生後12~24月)・2期(小学校就学前1年間)の各接種率	1期 99.9% 2期 94.8%	1期、2期の接種率95.0%以上の達成・維持
1	2	2	「かかりつけ医」のいる60歳以上の市民の割合	58.1%	70.0%
1	3	1	人権啓発センター(ヒューレおおいた)利用者数	48,652人	56,000人
1	3	1	人権啓発研修等への講師派遣回数(参加者数)	195回 (7,096人)	200回 (8,000人)
1	3	2	固定的な性別役割分担に反対する人の割合	76.5%	88.9%
1	3	2	男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合	71.1%	100.0%
1	4		おおむね小学校区単位で取り組むまちづくり推進組織の数	18校区 (2018年度末現在)	35校区
1	4		市民と行政が協働でまちづくりを行っていると思う市民の割合	34.9% (2018年度調査)	50.0%
1	5		消費者啓発講座の受講者数	3,620人	4,000人

部	章	節	指標名	現状値 (2018年度実績)	目標値 (2024年度見込)
2	1	1	国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	小学校 94.1% 中学校 88.0% (2018年度調査)	小学校 100% 中学校 100%
2	1	1	新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小学校 85.5% 中学校 88.8% (2018年度調査)	小学校 88.0% 中学校 91.0%
2	1	1	12歳のむし歯本数（一人当たり）	1.1本	0.7本
2	1	2	不登校児童生徒の出現率	小学校 0.9% 中学校 5.2%	小学校 0.7% 中学校 3.6%
2	1	2	小中学校のトイレ洋式化率	48.9% (2018年度末現在)	60.0%
2	1	2	学校運営協議会の設置校数（累積）	24校 (2018年度末現在)	全校
2	1	3	大分市民図書館等の利用者数	994,056人	1,000,000人
2	1	3	おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の実施回数	729回	800回
2	1	3	地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	9,437人	11,000人
2	2		文化ホールの利用者数	379,673人	417,000人
2	2		大分市美術館の利用者数	380,729人 (2016～2018年度平均値)	500,000人 (2020～2024年度平均値)
2	2		アートプラザの利用者数	170,505人 (2016～2018年度平均値)	180,000人 (2020～2024年度平均値)
2	2		歴史資料館の利用者数	43,346人	47,500人
2	3		週1回以上のスポーツ実施率	35.8%	50.0%
2	3		全国大会（小中学生においては九州大会）以上に出場した団体数	194団体	200団体
2	3		スポーツ指導者研修会の参加者数	910人	1,200人
2	4		外国人と直接触れ合える事業に参加した子どもの数	41,959人	43,000人
2	4		国際化、多文化共生イベントへの参加者数	37,158人 (2016～2018年度平均値)	38,000人 (2020～2024年度平均値)
3	1	1	防災訓練を実施した自主防災組織数	443組織 (2018年度末現在)	全自主防災組織 (601組織数) (2020～2024年度の累積)
3	1	1	自主防災組織における風水害避難行動計画の策定率	63.0% (2018年度末現在)	100%
3	1	1	特定建築物の耐震化率	91.3% (2018年度末現在)	95.0%
3	1	2	雨水排水ポンプ場の整備	設置 6箇所 着手 1箇所 (2018年度末現在)	設置 7箇所 着手 2箇所
3	1	2	河川施設の整備 (整備延長4,734m)	66.4% (2018年度末現在)	96.8%
3	2	1	住宅火災の出火率	1.275 (2016～2019年の平均)	現状値以下
3	2	1	消防団員数	2,175人 (2019年度当初)	2,175人以上
3	2	1	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (応急手当実施率)	53.2% (2009～2013年累積) 60.1% (2014～2018年累積)	64.0% (2020～2024年累積)
3	2	2	年間交通事故死傷者数	2,240人	2,000人以下
3	2	2	年間交通事故死者数	10.5人 (2015～2019年9月末までの平均)	10人以下 (計画期間中)
3	2	3	刑法犯認知件数	1,548件 (2018年実績)	2018年実績の1割以上減 (計画期間中)

部	章	節	指標名	現状値 (2018年度実績)	目標値 (2024年度見込)
4	1	1	誘致企業件数	57件 (2016～2018年度の累積)	60件 (2020～2024年度の累積)
4	1	1	市内創業支援機関等の支援による創業件数	175件 (2018年度末現在)	200件
4	1	1	市が開催・支援する人材育成に係る講座及び研修の延べ受講者数(年間)	1,847人 (2018年度末現在)	2,000人
4	1	1	海外展開支援件数	93件 (2016～2018年度の累積)	200件 (2020～2024年度の累積)
4	1	2	認定新規就農者数(累積)	13人	50人
4	1	2	直売所・直売コーナーの販売額	23.8億円	30.5億円
4	1	2	主要品目の産出額	47億9,200万円 (2018年度末現在)	53億7,700万円
4	1	2	共同活動に取り組む集落数	51 (2018年度末現在)	68
4	1	3	年間再造林面積	18ha	28ha
4	1	3	年間素材生産量	20,000m ³	27,500m ³
4	1	3	主要林道舗装延長(累積)	2,733m	3,900m
4	1	4	増殖場の造成面積	37,564m ²	87,000m ²
4	1	4	新規就業者数(累積)	11人	34人
4	1	4	ブランド魚種の漁獲量 (関あじ、関さば、イサキ)	229.3 t (2018年実績)	240.0 t (2024年見込)
4	2	1	小売商業の年間商品販売額	5,551億円 (H28経済センサス)	5,700億円
4	2	1	卸売商業の年間商品販売額	9,127億円 (H28経済センサス)	9,900億円
4	2	1	中心部商店街の空き店舗率	9.8% (2019年3月時点実績)	4.6%
4	2	2	大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数 (外貨及び内貨)	37,249TEU (2016～2018年実績平均)	38,000TEU
4	2	2	公設地方卸売市場における取扱金額(青果部)	149億円	149億円
4	2	2	公設地方卸売市場における取扱金額(水産物部)	79億円	85億円
4	3		(公社)大分市シルバー人材センターの事業実績金額	6億7,992万円	8億3,500万円
4	3		(一財)おおいた勤労者サービスセンターの会員数	20,847人 (2019年3月末現在)	22,500人 (2025年3月末見込)
4	3		UJターン就職者数(おおいた産業人材センターの登録者のうち、大分市へ就職した人数)	289人 (2016～2018年度の累計)	475人 (2020～2024年度の累計)
4	4		観光入込客数	3,659,141人	4,880,000人
4	4		観光宿泊客数	998,330人	1,050,000人
4	4		外国人観光宿泊客数	64,468人	82,000人

部	章	節	指標名	現状値 (2018年度実績)	目標値 (2024年度見込)
5	1	1	幹線道路整備延長（累積）	266.1km (2018年度末現在)	268.8km
5	1	1	無電柱化延長（累積）	41.2km (2018年度末現在)	44.0km
5	1	1	都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合 (大分都心拠点)	87% (2018年度末現在)	増加
5	1	2	人口1人当たりの年間公共交通（鉄道・バス）利用回数	45.3回	48.0回
5	1	2	市が設置する中心市街地における駐輪場の収容台数	4,063台	4,750台
5	1	3	オープンデータ公開件数	650件	1,500件
5	1	3	大分市無料公衆無線LANアクセスポイント数（累積）	79アクセスポイント	100アクセスポイント
5	1	3	ICT講習会受講者数（累計）	57,650人	76,000人
5	2	1	基幹管路の耐震適合率	66.6%	72.5%
5	2	1	建設改良積立金	4億円	35億円
5	2	2	下水処理人口普及率	63.4%	72.0%
5	2	2	企業債残高	817.8億円	745.2億円
5	2	3	住宅の耐震化率	84.2%	97.9%
5	2	3	大分市住み替え情報バンクの登録数（累積）	169件	380件
5	2	4	市民一人当たりの都市公園面積	14.72㎡ (2018年度末現在)	15.03㎡
5	2	4	多目的トイレの設置数（累積）	141箇所 (2018年度末現在)	165箇所
5	2	4	公園愛護会（清掃・トイレ）の結成数	420団体 (2018年度末現在)	420団体以上
6	1		「郷土の緑保全地区」区域指定面積	78.2ha	90.0ha
6	2	1	ごみ排出量	160,153t	153,465t
6	2	1	おおいた優良産廃処理業者認定数	14事業者	30事業者
6	2	1	きれいにしようえおおいた推進事業活動団体登録数	269団体	280団体
6	2	2	狂犬病予防注射率	64.7%	75.0%
6	2	2	食中毒発生件数	6件	0件
6	2	3	大気汚染物質に係る環境基準達成項目数 (全11項目)	10項目	11項目
6	2	3	公共用水域の環境基準（BOD、COD）達成率	94.7%	100%
6	2	4	大分市全域の温室効果ガス排出量 《基準年度（2013年度：26,915千t-CO ₂ ）との比較値》	24,284千t-CO ₂ (9.8%減) (2015年度実績)	24,528千t-CO ₂ (8.9%減)

5.大分市総合計画第2次基本計画策定方針

1. 第2次基本計画の策定の趣旨

「大分市総合計画」は、2012（平成24）年に、市民主体による自治の実現を図ることを目的に制定した「大分市まちづくり自治基本条例」において、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画に位置付けられています。

現行の大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」は、急速な少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来に向けた対策が急がれるなか、国が重要政策として掲げる「まち・ひと・しごと創生」の取組に即して総合的に施策を進めていくため、市民各界各層の代表74名の委員からなる「大分市総合計画検討委員会」からのご提言のほか、市民意識調査、パブリックコメント、市議会のご意見を踏まえ、2016（平成28）年6月に策定したものです。

この総合計画「おおいた創造ビジョン2024」は、2024（令和6）年度を目標年度として本市のめざすまちの姿（都市像）やそれを実現するための基本的な政策等を示した「基本構想」と、2019（令和元）年度を目標年度として基本的な政策に沿って具体的な政策・施策を体系づけた「基本計画」によって構成されており、本市では基本構想に掲げられている都市像「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現に向けて、基本計画に定めた各施策の推進に取り組んできました。

この間、「大分市教育ビジョン2017」をはじめ、「大分市幼児教育・保育振興計画」、「第4期大分市地域福祉計画」、「第3次おおいた男女共同参画推進プラン」、「大分市観光戦略プラン」の策定や「大分市都市計画マスタープラン」の一部改訂など、総合計画の施策を推進するために各分野の施策の充実を図ってきました。

一方、市内13地域においては、地域の代表者で構成される「地域ビジョン会議」により「大分市まちづくり自治基本条例」の理念に沿った市民主体によるまちづくりの議論が進んでおり、2018（平成30）年7月には各地域の住民が描く将来像として「大分市地域まちづくりビジョン」の提言がなされ、その実現に向けた行政の役割が期待されているところです。

また、活力ある地域社会を維持するための広域的な地域の核として、近隣自治体を含めた地域全体の経済発展、住民生活を支えていく施策を推進していくことを期待されている「中枢中核都市」としての役割や、本市をはじめとする7市1町で形成された「大分都市広域圏」における中心市として期待される役割も大きくなってきています。

こうしたなか、基本構想で定めた6つの基本的な政策をさらに推進していく上から、2020（令和2）年度以降における基本構想の実現に向けた方向性を改めて明らかにし、社会情勢の変化を的確に捉えた施策を展開していくために、2024（令和6）年度を目標年度とする第2次基本計画の策定に取り組むものです。

2. 計画策定に向けての基本的な考え方

- (1) 現基本計画の達成状況や、計画策定後の社会経済情勢の動向を客観的なデータに基づき分析し、特に変化の著しい課題や今後時代の要請がさらに高まるであろう重要課題を中心に、新たな視点から検討を加えます。
- (2) 「大分市地域まちづくりビジョン」や「大分市民意識調査」等の意見を反映し、多様化する市民ニーズを的確に把握した市民本位の計画とします。
- (3) 人口減少社会へ対応するため2016（平成28）年3月に策定した「大分市人口ビジョン」で目指すとした人口の将来展望の実現に向け、引き続き、「まち・ひと・しごと創生」の取組に対応した計画とします。

- (4) 行政評価での検証を十分に踏まえ、政策・施策の見直し、改善等が図られた計画とします。また、各施策の展開によって達成・実現を目指す数値目標については、市民にも分かりやすく、客観的な評価ができるものとしてします。
- (5) 国や県の動向に留意するとともに、さまざまな行政課題等に対応するため、2016（平成28）年3月より形成した「大分都市広域圏」における圏域内の市町との連携を図ることができる計画とします。
- (6) 本市の各個別計画との役割分担を明確にし、各行政分野における事業の進行にも配慮した計画とします。
- (7) 楽観視できない行財政環境のなか、財政収支の中期見通しを踏まえた計画とします。

3. 計画策定のための組織体制

- (1) 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会

この検討委員会は、第2次基本計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、協議検討しその意見を市長に提言します。

- ①部会

検討委員会に総合計画に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、部会を設置します。

- ②部会代表者会議

検討委員会の部会間での調整を必要とする場合に開催します。

- (2) 庁内体制

職員で構成する「企画委員会」「幹事会」「企画プロジェクトチーム」を通じて、第2次基本計画策定に関する調査研究、資料収集、素案の作成などを行います。また、「総合調整会議」により、議会と執行部の連絡調整を行います。

- (3) 市民参加

「総合計画第2次基本計画検討委員会」で、各界各層の団体等に所属する市民に加えて、公募による市民を募るほか、若い人からの意見を反映できるよう大学生等へ参画を呼び掛けるとともに、パブリックコメントなどにより、多くの市民に計画づくりに参加してもらうものとします。

4. 計画の対象区域及び範囲

この計画は、原則として大分市区域とし、広域的配慮を必要とするときは、関係自治体を含めます。

範囲は、市が事業主体になる事業にとどまらず、必要に応じて国、県、民間等が事業主体となる事業も含めます。

5. 計画の期間

第2次基本計画の期間は、2020（令和2）年度から、基本構想期間終了年度の2024（令和6）年度までとします。

6.策定経過

総合計画見直しに係るこれまでの取組

年・月	取組内容
令和元年5月	大分市総合計画第2次基本計画企画委員会設置 大分市総合計画第2次基本計画企画プロジェクトチーム設置
令和元年7月	大分市議会(令和元年第2回定例会) 大分市総合計画第2次基本計画の策定スケジュール等説明(総務常任委員会) 大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議 第1回会議 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会設置 第1回全体会議開催(以降11月まで各部会会議開催)
令和元年8月	大分市議会(令和元年第1回臨時会) 大分市総合計画第2次基本計画(素案)の概要説明(全員協議会)
令和元年11月	大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議 第2回会議 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 部会代表者会議 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会から中間提言を受ける 大分市議会(令和元年第4回定例会) 大分市総合計画第2次基本計画(素案修正案)の概要説明(全員協議会及び総務常任委員会)
令和元年12月	大分市総合計画第2次基本計画企画委員会にて大分市総合計画第2次基本計画(原案)の決定 パブリックコメントの実施(令和元年12月20日～令和2年1月20日)
令和2年2月	大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第2回全体会議開催 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会から最終提言を受ける 大分市総合計画第2次基本計画企画委員会にて大分市総合計画第2次基本計画(最終案)の決定 大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議 第3回会議
令和2年3月	大分市議会(令和2年第1回定例会) 議案として提案 議決、決定

7.大分市総合計画第2次基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画第2次基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び第2期大分市総合戦略（以下「第2期戦略」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、大分市総合計画第2次基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第2次基本計画及び第2期戦略の策定に関する事項について協議検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員75人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼の期間は、参画依頼の日から第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2次基本計画及び第2期戦略の策定に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、委員会に

部会を置く。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、部会に属する事項を掌理し、部会の会議における協議検討の経過及びその結果を委員会の会議において報告するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会代表者会議)

第8条 委員長は、部会間の調整その他の目的のため必要があると認めるときは、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する部会代表者会議を開催することができる。

(報償金等)

第9条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報奨金等については、これを支払わないものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

8.検討委員名簿

※敬称略

役職	氏名	所属等
委員長	北野正剛	国立大学法人 大分大学 学長
副委員長	千野博之	弁護士

総務部会

役職	氏名	所属等
部会長	島岡成治	学校法人 文理学園 日本文理大学 副学長
副部会長	有松一郎	大分経済同友会 常任幹事
	足立省三	一般公募市民
	荒金一義	大分市自治委員連絡協議会 会長
	池邊泰治	有限会社大分合同新聞社 執行役員財務企画・総合企画室長
	川野恭輔	株式会社大銀経済経営研究所 調査企画部長
	倉掛賢裕	大分市議会総務常任委員会 委員長
	森高美代子	大分県中部振興局 局長

市民福祉部会

役職	氏名	所属等
部会長	影山隆之	公立大学法人 大分県立看護科学大学 教授
副部会長	今村博彰	社会福祉法人 大分市社会福祉協議会 常務理事
	江口公二	一般公募市民
	衛藤良憲	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
	小野ひさえ	大分市消費者団体連絡協議会 会長
	小野仁志	大分市議会子ども育成・行政改革推進特別委員会 委員長
	釘宮誠司	一般社団法人 大分市連合医師会 会長
	児玉三枝子	大分市健康推進員協議会 会長
	田島寛信	大分市議会厚生常任委員会 委員長
	淵芳包	大分市民生委員児童委員協議会 副会長
	牧達夫	大分市老人クラブ連合会 会長

教育・文化部会

役職	氏名	所属等
部会長	伊藤安浩	国立大学法人 大分大学 教育学部 教授
副部会長	疇谷憲洋	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 国際総合学科 教授
	赤峯慎太郎	大分市PTA連合会 会長
	安東房吉	大分市議会文教常任委員会 委員長
	石橋紀公子	大分市スポーツ少年団 副本部長
	井本望	JICA デスク大分 国際協力推進員
	小野昭三郎	大分市青少年健全育成（連絡）協議会 会長
	高橋旺賀	一般公募市民
	高橋泰夫	臨床心理士（スクールカウンセラー）
	林美紀	社会教育委員

防災安全部会

役職	氏名	所属等
部会長	工藤宗治	独立行政法人 国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校 准教授
副部会長	足立雅彦	公益財団法人 大分県交通安全協会 専務理事
	足立みゆき	大分市消防団女性分団 分団長
	川田裕三	大分中央警察署 地域交通官
	木下裕太郎	一般公募市民
	古賀健治	九州電力株式会社大分支社 副支社長
	小林祐司	国立大学法人 大分大学 減災・復興デザイン教育研究センター センター長
	橋本敬広	大分市議会地域活性化対策特別委員会 委員長
	花宮廣務	大分県防災アドバイザー
	原修平	大分市消防団 中部師団長兼第1方面隊長
	山崎知真	陸上自衛隊第41普通科連隊第4中隊長
	幸紀人	大分市ボランティア連絡協議会 会長

産業部会

役職	氏名	所属等
部会長	橋本 堅次郎	学校法人 文理学園 日本文理大学 副学長
副部会長	森竹 嗣夫	大分商工会議所 専務理事
	朝末野 清	大分市農業委員会 会長
	安部 英助	おおいた森林組合 代表理事専務
	幾留 勲	大分市工業連合会 会長
	坂井 伊智郎	大分県漁業協同組合 佐賀関支店長
	馬場 啓爾	日本貿易振興機構 (ジェトロ) 大分貿易情報センター 所長
	小橋 雅治	大分市商店街連合会 会長
	佐藤 和彦	大分市議会経済環境常任委員会 委員長
	早瀬 康信	一般社団法人 大分市観光協会 専務理事
	松尾 竜二	連合大分大分地域協議会 議長
	宮井 楓	一般公募市民

都市基盤部会

役職	氏名	所属等
部会長	亀野 辰三	独立行政法人 国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校 名誉教授
副部会長	福山 公博	株式会社日本政策投資銀行大分事務所 大分事務所長
	安藤 美佐子	一般公募市民
	貞 莉 路也	九州旅客鉄道株式会社 執行役員大分支社長
	利光 正臣	大分県建設業協会大分支部 支部長
	樋口 尚弘	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所 事務所長
	福嶋 崇	一般社団法人 大分青年会議所 副理事長
	藤田 敬治	大分市議会建設常任委員会 委員長
	脇 紀昭	一般社団法人 大分県バス協会 専務理事

環境部会

役職	氏名	所属等
部会長	大上 和敏	国立大学法人 大分大学 教育学部 教授
副部会長	桑野 恭子	認定指定NPO法人 地域環境ネットワーク
	阿部 みどり	公益社団法人 大分市薬剤師会 会長
	大石 祥一	大分市議会総合交通対策特別委員会 委員長
	大津 悦子	一般公募市民
	後藤 秀樹	生活協同組合コープおおいた 執行役員 特命開発 理事長スタッフ
	末松 裕嗣	一般社団法人 大分県産業資源循環協会 事務局長
	松尾 敏生	NPO法人 大分環境カウンセラー協会

※所属等は役員就任当時のもの

9.大分市総合計画第2次基本計画策定等に関する提言

(最終提言) 令和2年2月3日 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会

1 はじめに

本委員会は、令和元年7月31日に市民72名が委嘱を受け、大分市総合計画第2次基本計画についての検討を開始した。

検討に当たっては、総合計画全体を7つの分野に分け、7つの部会において議論を行い、それぞれの部会の意見をまとめ、令和元年11月25日に中間提言として報告したところである。

中間提言の趣旨は、市が市民意見公募のため公表した「大分市総合計画第2次基本計画（原案）」においても考慮されているが、本委員会では、それを基にさらに検討を行った。

「大分市総合計画第2次基本計画（原案）」にも反映されているとおり、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」が策定された平成28年6月から現在までの間に、大分市でもいよいよ人口減少の局面を迎えることとなり、進行する少子高齢化の中においても、地域の特性を生かし、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことが一層求められるようになってきた。また、ICTなどの技術革新、グローバル化の進展、地球温暖化の進行による気候変動など、様々な分野で社会情勢の変化は加速度を増しているところである。

このような中、大分市においては、各個別計画の策定や一部改訂など総合計画の施策を推進するために各分野の施策の充実を図るとともに、市民主体のまちづくりに向けた地域まちづくりビジョンの策定や、大分都市広域圏における連携の推進などにも取り組んできた。

総合計画第2次基本計画は、大分市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて現状をしっかりと分析し、新たな課題やニーズを的確にとらえた上で、これらに対応する政策・施策展開が図られるような計画を策定する必要があると考える。

このような考え方の下、本委員会は、第2次基本計画に対する検討を重ねてきた。既にこれまでの検討過程においても、市の事務担当者と議論を重ね、共に計画案の修正に取り組んだところであるが、ここに改めて本委員会の考えを最終提言として示すものである。

なお、人口減少社会への対応として、引き続き国が重要政策として掲げる地方創生の取組を進めることが求められていることから、本委員会では、大分市が地域の特徴を生かした自律的で持続可能な社会の創造を実現するための「第2期大分市総合戦略」についても併せて検討を行い必要な提言を行うものである。

2 大分市の目指す方向について

(1) 現状と課題

現在の大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」は、「はぐくむ」「つくる」「つながる」「ひろがる」の4つのまちづくりのキーワードに、「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」をめざすまちの姿（都市像）として策定された。

現在の大分市を取り巻く社会情勢と課題を見たとき、第2次基本計画を策定するに当たり、大分市のめざすまちの姿（都市像）に向かっていくためには、次の3つの事項について特に注意を払う必要があると考える。

まず、第1に、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来によりさまざまな課題が懸念されるなかで、課題解決のためには、市民や周辺自治体、民間事業者等を含めた、広域的な連携による取組を進めることで、効率的で効果的な行政サービスの提供を行うことが求められている。

第2に、大分市は、市内13地域がさまざまな特性を持っており、大分市全域として魅力ある自立したまちづくりを実現するためには、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを推進していく必要がある。

第3に、市民の生活様式の変化に伴う、様々な分野での市民ニーズの多様化に対して、的確に対応する必要がある。

(2) 今後の市政運営の基本姿勢について

めざすまちの姿（都市像）を実現するためには、引き続き、政策・施策の推進に対しては、市が横断的に一体となって取り組んでいくことができる柔軟な体制整備が必要である。

また、市民が自らまちづくりに関わることができる環境を整えることが重要であることから、行政が積極的に地域に赴き、市民と行政が共感する場を作っていくことが必要である。

さらに、市民意識調査など市民のニーズを把握するなかで、大分市の成長を支える「未来」への投資ができるよう事業の優先順位を検討する必要があることから、限られた財源の中で、最も効率的に予算を執行するとともに、新たな財源の確保に努めながら、住民ニーズに的確に応える必要がある。

3 各政策分野における課題と対策について

【1】市民福祉の向上

(1) この分野における課題について

わが国における急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴い、社会構造が大きく変化するなか、大分市においても市民福祉の分野における課題は山積している状況にある。

まず、少子化の進行や、共働き家庭の増加などによる保育需要の高まりなど、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しているなか、今後、大分市の未来を担う子どもたちが健やかでいきいきと育っていくためには、社会全体で子ども・子育て支援体制の構築を図り、社会環境の整備を進める必要がある。

次に、大分市の高齢化率は26%を超えており、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯も増加することが予想されることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制整備が必要である。

一方で、個々の価値観の多様化や人間関係の希薄化により、地域における相互扶助機能が低下していることから、地域を担う人材の育成等に取り組み地域コミュニティのさらなる活性化を図ることが重要である。

さらには、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識が高まり、地域における福祉サービスに対するニーズが複雑かつ多様化していることから、このような市民意識に対応した地域福祉施策が求められている。

市民福祉の目指す姿は、一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会の実現である。そのためには、前述の課題に対し、以下のような施策展開を図っていくことが望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

前述の課題を解決するためには、市民福祉の各分野での施策において、市が市民や団体との連携を強化し、一体となった取組を推進することが不可欠であり、以下に示す視点から施策展開を考える必要がある。

① 社会全体による子ども・子育て支援の充実

女性の社会進出や就労形態の多様化により共働き家庭が増加し、保育需要は一層高まっていることから、希望する人が安心して子どもを産み育てられるよう保育所等の定員確保に取り組む必要がある。

また、核家族化や人間関係の希薄化により、乳幼児等を抱える保護者が孤立しがちになるなど、社会のさまざまな面において子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化していることから、幅広い世代からの参画を促し、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることが重要である。

② 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進及び地域医療体制の充実について

健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進については、すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、市民一人ひとりが健康への意識を高めるとともに、運動や食生活をはじめとする生活習慣の改善を図る「一次予防」を推進する必要がある。

また、市民一人ひとりの主体的な取組を地域社会全体で支援する必要があることから、関係団体が相互に連携を図りながら、協働して健康づくりの推進に取り組む必要があり、特に若い世代からの生活習慣病予防のためには働く世代への取組が重要である。

地域医療体制の充実については、ICTを活用した情報連携や、医療・保健・福祉など多職種間の連携強化を行うとともに、いつでも、どこでも安心して医療サービスが受けられるよう、在宅医療体制・救急医療体制・災害時医療救護体制などの充実に加え、医療や介護が必要になっても自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう医療と介護の連携を図ることが重要である。

③ 地域を担う人材の育成等による地域コミュニティの活性化

大分市においては、市民との協働により、地域コミュニティの活性化に向けさまざまな取組を進めるなかで、地域活動が活発化するなど、地域力も着実に向上してきたと考えられるが、人間関係の希薄化などにより、活力が低下している地域もまだ多く存在している実情が見受けられる。

地域の活力が低下している要因として挙げられるのが、地域活動の担い手不足であり、これを克服するためには、地域を担う人材の育成・確保を図り、さらにはその人材の連携を支援することが必要である。

こうした地域を担う人材の育成等に当たっては、学生をはじめとした若い世代による地域活動への参画が不可欠となるが、そのためには、市民・事業者・行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めるとともに、地域コミュニティ活動の場を整備するなど、地域の活力と魅力を最大限に引き出すことが求められる。

地域コミュニティについては、このような課題を踏まえた上で、これまでの取組を深化させ、さらなる活性化を推進していくことが重要である。

④ 生活上のさまざまな課題に応じた施策による市民福祉のさらなる向上

人権尊重社会の形成に向けては、あらゆる場での人権教育・啓発の充実や男女共同参画の推進を図り、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会を実現する必要がある。

障がい者（児）の福祉の充実に向けては、地域で生活を営む住居となるグループホーム等の整備や就労支援の推進が求められており、障がい者が安心して地域で生活を行うためには人材の確保や相談支援体制を充実させる必要がある。

さらに、健全な消費生活の実現に向けては、スマートフォンの普及や成年年齢が引き下げられるこ

となどにより、若年層の消費者トラブルの増加が見込まれることから、これまで以上に若年層に対する消費者教育を充実するなど、消費者の自立を支援する必要がある。

今後は、市民福祉のさらなる向上をめざし、市が市民や団体・関係機関との連携を強化し、一体となった取組を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて、健やかでいきいきと暮らせる社会の実現に向けた取組を推進することが重要である。

【2】教育・文化の振興

(1) この分野における課題について

わが国は、医療体制の充実・医学の進歩・生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されている。また、グローバル化や急速な技術革新などの知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、社会の変化を予測することが難しくなっている。

このようななか、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身につけ、活躍できるようにする上で、教育の重要性はますます高まっている。

こうした社会状況の変化に伴い、今日の学校教育を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が増すなか、家庭や地域と連携・協働し、より豊かな教育環境を創造することが重要となっている。

文化・芸術やスポーツは、豊かな人間性や創造性をかん養し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な役割を担っている。加えて、共生社会の実現や地域経済の活性化など、文化・芸術やスポーツに対する新たな期待も高まっている。

こうしたことから、心豊かな市民生活を実現するとともに、地域の一体感を醸成し、ふるさとの誇りがもてるよう、本市の教育・文化が、より一層充実することを期待する。

(2) 解決のための施策展開について

前述の課題を解決するためには、学校教育・社会教育それぞれを充実させ、かつ学校・家庭・地域が連携し、一体となった対策を進めることが必要である。また、次世代の文化・芸術の担い手の育成、幼少期からスポーツに親しむ環境づくり、国際的な舞台で活躍できる人材育成など、未来を見据えたひとつづつを各分野で展開する必要がある。

① 豊かな人間性をはぐくむ学校教育の充実

教育を取り巻く環境が大きく変化するなかにあって、教育がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は、包括的に推進されなければならない。

こうしたことから、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するなか、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた生きる力をはぐくませることが重要である。

また、社会の変化への対応として、学校や地域の実情に応じて、学校教育に関わるさまざまな取組を、教科等横断的な視点で組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことが望まれる。

さらに、障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実と共生社会の実現に向け

た合理的配慮の充実に努める必要がある。

加えて、子どもたちに質の高い学びを提供する観点から、中・長期的な視点に立ち、老朽化対策のみならず教育環境の質的向上に向けた学校施設環境の整備充実が求められている。

② 家庭や地域との連携による教育の推進

学校が抱えるさまざまな諸課題への対応のためには、学校と保護者や地域の人々が共に智恵を出し合い、それぞれの違いや特徴を生かしつつ、学校運営に意見を反映させたり、地域の人的・物的資源を活用したりすることで、協働しながら社会総がかりで子どもたちの豊かな成長を支えていくことが重要である。

とりわけ、大きな社会問題となっているいじめの問題については、学校を含めた社会全体の課題であることから、子どもを取り巻く学校と家庭・地域・関係機関が連携を図り、未然防止・早期発見に努め、いじめが起こった場合においても、いじめの解消・再発防止に努めることが重要である。

また、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある不登校児童生徒への支援は、児童生徒の社会的自立を目指すことが重要であり、一人ひとりの状況に応じて多様な教育機会を確保することが求められている。

このほか、子どもの将来が家庭の経済環境によって左右されることのないよう、経済的理由により修学が困難な状況にある子どもに対する支援を積極的に行う必要がある。

さらに、教職員の多忙化が課題となっていることから、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、行政、さらには家庭・地域等を含めたすべての関係者が働き方改革における目的や課題等を共有しながら、それぞれの立場で取組を進めていく必要がある。

③ 生涯学習支援体制や家庭教育支援の充実

近年、人々が生涯にわたって学び、活動することへの期待が高まるなか、市民の多種多様な学習活動のニーズに応えるとともに、地域課題の解決や地域の活性化につながる学習内容や機会を提供するなど、生涯学習支援体制の充実が求められている。

また、自然体験や社会体験など、さまざまな体験活動の機会を充実させることで、子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育成するための環境づくりが望まれる。

さらに、少子高齢化や核家族化、地域社会のつながりの希薄化など家庭や家族を取り巻く社会状況が変化するなか、家庭教育の担い手である保護者が積極的に学び、地域社会へ参加できるよう、学習機会を充実させるとともに、保護者同士の交流や地域で保護者を支援するネットワークづくりを推進することが重要である。

④ 文化・芸術、スポーツ、国際交流による地域活性化

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、文化・芸術による地域活性化を図る観点から、これまで培われた伝統文化を継承・発展させ、大分市独自の新たな文化・芸術の発信を創造するとともに、文化・芸術にとどまらず、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的かつ計画的な施策の展開が必要である。さらに、子どもから高齢者まで、障がいの有無・使用する言語・経済的な状況や居住する地域にかかわらず等しく文化・芸術に触れることのできる環境の整備が求められる。

また、スポーツ振興による地域の活性化や生涯を通じた健康づくりを図るため、誰もが身近な地域

でスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、市民がスポーツに親しめる場が多様化するなか、市民が「する」「みる」「ささえる」といったさまざまな形で積極的にスポーツに参加できる環境づくりが望まれる。特に、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うためにも、競技力向上はもとより、ハラスメント防止やスポーツ障害などさまざまなリスクへの対応を学ぶことが出来る機会を提供するなど、スポーツ指導者の人材育成を図ることが必要である。

さらに、国際化の推進については、地域の発展や課題の解決に向け、国際交流や国際協力を推進し、国際的な舞台で活躍できる人材育成に努めるとともに、あらゆる国籍の人々が暮らしやすい、人権尊重を基調とした多文化共生によるまちづくりを積極的に行っていくことを期待する。

【3】防災安全の確保

(1) この分野における課題について

近年、地球温暖化の影響とみられる気象の極端化で、強い勢力を維持したまま襲来する台風や記録的な集中豪雨のリスクが高まっている。2018年は西日本豪雨や近畿圏を直撃した台風21号、2019年は千葉県を中心に大規模停電をもたらした台風15号や東海から北日本までの広範囲に長時間にわたって強い雨を降らせた台風19号など、毎年のように発生する災害から人命を守るための備えや対策など、改めて再検証する必要がある。

また、東日本大震災における「釜石の奇跡」と呼ばれる小中学生の避難行動等にも見られるように、幼少期から始める防災教育の有効性は明らかになっており、小中学生をはじめ、若年層に対する防災教育という視点は不可欠な要素であることから、教育委員会だけではなく、社会全体として取り組んでいかなければならない重要な課題であるにとらえ、より具体的な取組が期待されるところである。

さらに、都市化の進展に伴う市街化の拡大に加え、農村部から都市部への人口流出による過疎化や高齢化に伴い、森林や農地の荒廃が進み、保水能力のさらなる低下に伴う大規模な土砂災害や洪水等の発生が懸念されている。

一方、超高齢社会の進展に伴い、2035年頃までは救急需要が増加すると予測されているほか、高齢運転者が加害者となる重大交通事故の発生や高齢者などを狙った特殊詐欺等の被害など、今後、日々の暮らしの安全・安心を実現するためには、行政・地域・関係機関が一体となった施策展開が求められている。

こうした防災安全分野における課題について、本計画において正確かつ具体的に示すことにより、行政が正しく認識することはもとより、市民自らが考えていくことを促す必要がある。その上で、課題解決に向けた的確な対策を講じなければならない。

(2) 解決のための施策展開について

課題への対策を講じるに当たっては、これまでもさまざまな防災安全に関する取組をしっかりと継承するとともに、地域における先進事例の普及や多様な主体との連携により、「自分の身は自分で守る」ことを基本として、効果的な施策展開を図るという視点が不可欠である。

① 防災安全に関する対策の着実な推進

東日本大震災などの教訓から、国においては国土強靱化基本法に基づき、持続可能な国家機能、経済社会の構築に向けた施策が推進されており、また、中央構造線断層帯をはじめとした主要な活断層や海溝型地震に起因する各種被害想定に関する研究等を踏まえ、災害時の迅速な情報収集・伝達や要

配慮者への対応、避難者が安全かつ確実に避難できる方策の周知など、引き続き全市的に教育・啓発等の対策を講じていく必要がある。

また、地域防災を担う自主防災組織や消防団などの各種団体をはじめ、地域における防災リーダーとなる防災士間の連携強化を推進するとともに、企業が立地する地域の行政・住民・学校等における防災訓練などを通じて、子どもたちが災害発生時に自らの命を守る行動がとれるよう社会全体で実効性のある防災教育に取り組む必要がある。

2018年6月に発生した大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊により、小学生が亡くなるといった痛ましい事故が起こるなど、人的被害が生じる危険性があるばかりでなく、地震後の避難や救助、消火活動などにも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要であるため、特定建築物等の耐震化や電線類の地中化を進めるなど、さらなる対策を講じる必要がある。

このほか、台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強いまちづくりを進めていくには、森林や農地等の適正な保全による保水能力の確保が重要であることから、上流部の関係市町と連携を図りながら適切な管理が行われるべきである。また、浸水区域における雨水排水施設の計画的な整備を図るとともに、有事の際には適切な避難行動が行えるよう雨水排水ポンプ場の運用について、市民に広く周知していく必要がある。

② 多様な主体との連携による安全・安心な暮らしの確保

だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりにおいては、個人や一組織の活動はもとより、地域の中での多様な主体が連携・協力し合って活動することにより、「地域力」の充実・強化が図られていることは言うまでもないことである。

火災予防の推進に当たっては、住宅用火災警報器の維持管理などを市民自ら適切に実施できるよう、自助能力の向上を図る取組を進めるとともに、共助の核となる消防団をはじめ、関係団体との連携による取組を一層推進していく必要がある。

また、超高齢社会の進展に伴う救急需要が増加している一方で、消防局や医療機関における人材や設備等が限られている現状を踏まえ、救急車の適正利用を広く市民に理解していただくとともに、傷病者やその家族等による予防救急や応急手当の実施を普及する取組を推進し、救命率の向上につなげる必要がある。

交通安全対策については、横断歩道におけるマナーの向上をはじめ、関係機関・団体と連携を図り、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を呼び掛ける必要がある。また、高齢運転者による重大事故を防止するため、運転免許証の自主返納の促進や安全運転サポート車の普及促進に努めることが必要であるが、高齢運転者の事情や広範な市域環境等を考えると、広域的な交通ネットワーク対策や代替交通手段の検討など、総合的な施策展開が望まれている。

犯罪のないまちづくりを進めるに当たり、自主防犯パトロールや子どもの見守りパトロールなど関係機関との連携による取組を進めるとともに、地域コミュニティの希薄化が叫ばれるなか、実際に居住している市民が参加しやすい防犯活動を行うなど、工夫した取組が必要である。

また、これまでの取組により、刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、依然窃盗犯が高い割合を占めており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る必要がある。特殊詐欺被害の防止に向けては、関係機関と連携し啓発を行うとともに、自動通話録音機の普及促進を図るなど、実効性のある施策の展開が望まれる。

最後に、市民一人ひとりが、安全・安心を身近に実感できるようになるためには、日常生活の中でいかに「防災」を考えることができるか、つまり、有事などの非日常の際には「防災」を考えるとまがないため、安全で安心なときにこそ、自らが被災したときのことを考えることができるかが極めて重要である。

普段の日常生活の中で、安全・安心を身近に実感できる市民が増えていくことを強く望むものである。

【4】産業の振興

(1) この分野における課題について

日本銀行大分支店が発表した大分県内の景気動向（2020年1月）では、「大分県内の景気は、基調としては緩やかに回復している。」とされ、「大分県内の景気の先行きは、海外経済の影響を受ける可能性があるものの、前向きな循環がみられつつある家計部門を中心に、緩やかな回復の動きを続けるとみられる。」との見通しが示されている。

このような状況のなか、大分市の産業分野における状況を見ると、工業では、製造品出荷額は九州第一位を維持しているものの、後継者不足や人手不足の問題が深刻化するとともに、製造業事業所数や製造業従業員数は減少傾向が見られ、事業活動の維持が課題となっている。

農林水産業では事業者の高齢化や担い手不足が喫緊の課題となっており、研修制度の充実など担い手の確保に加え、就業後の定着に向けた取組が必要とされている。

商業・サービス業においては、情報通信機器の急速な普及によりインターネット通信販売市場が拡大するなど、環境の変化による市場競争が一段と激化するなか、個店の経営状況は厳しさを増すとともに、後継者不足等による商店街の空き店舗の増加・機能低下が課題とされている。

また、高速交通体系や港湾機能の整備、商品流通経路の多様化が進むなか、産業の活性化を図る基盤として、流通拠点の機能強化が求められている。

観光においては、ななせダムや大友氏遺跡等の新たな地域資源の整備が進められており、こうした本市の特性を活かしながら、さらなる観光資源の磨き上げや、効果的な情報発信、訪日外国人旅行者の受入態勢の整備の強化が求められる。

(2) 解決のための施策展開について

こうした諸課題に対応していくためには、新しい技術の活用などにより生産活動の効率化を図るとともに、関係機関と連携して県外・国外へ事業展開を進めていくことが求められる。また、広域的な連携により大分市の産業を効果的に発信する必要がある。

① 生産業について

工業においては、第4次産業革命を踏まえた新たな技術等を活用し、生産性の向上や地域産業の活力の維持、また、新たな産業の創出に努めるべきであり、これに関連した企業への創業支援は、その後の経営の安定化までを見据えた取組が必要である。

また、海外への事業展開を目指す大分市の企業を積極的に支援するため、友好都市や関係機関との連携を十分に生かす必要がある。一方で、後継者不足などにより休廃業・解散をしている企業がある実態に対し、問題の分析と実効性のある取組が求められる。

次に、農業においては、農業者の高齢化や担い手の不足など農業を取り巻く環境は厳しくなっていることから、農畜産物を育てる喜びなどの魅力を発信し、担い手の確保・育成を図るとともに、生産基盤への支援や農地の集積・集約化の支援などが必要である。

また、農畜産物の地域ブランド化による販路拡大の促進など、農業者の所得向上に取り組むとともに、先進技術の導入による効率的な生産体制を構築する必要がある。

次に、林業においては、森林環境譲与税や森林経営管理制度の活用による適切な森林管理とともに、伐採による素材生産と再生林、林道整備等の指標を連携させた具体的な取組を行う必要がある。

次に、水産業においては、漁業者の担い手不足を解消し、魅力ある産業として発展させるためにも、大分市の誇る関あじ・関さば・イサキなどブランド魚の漁獲量の確保や、販路拡大、安全・安心な水産物の供給などの具体的な取組が必要である。

② 商業・サービス業の振興と流通拠点の充実について

商業・サービス業においては、人材の育成による後継者の確保・既存店舗等の磨き上げのほか、キャッシュレス化や外国語表記など、幅広い支援が必要である。

また、大分市中心部におけるにぎわいの場を創出する取組を強化していくことで交流人口を増加させ、商業集積地としての魅力を高めていく必要がある。

公設地方卸売市場においては、消費者ニーズの多様化や流通形態の変容により、取扱高が減少する一方で、施設の老朽化も顕著になってきており、今後、中長期的な市場の方針を明確化した上で、求められる市場機能の構築と活用促進を図る必要がある。

大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設については、モーダルシフトの進行によりRORO船を中心に今後も重要性が増すことから、既存の道路交通網や近接する流通業務団地などの利点を生かし、関係機関と連携したポートセールスに取り組むことが必要である。

③ 雇用と勤労者福祉について

若者の職業意識の醸成、女性・高齢者・障がい者のさらなる社会進出を図るため、意欲と能力に応じた就労機会を拡大するとともに、外国人材の受入れに向けた環境整備の促進が必要である。

また、すべての労働者が安心して働き続けることのできる社会の実現に向けた施策として、長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方の実現・公正な待遇の確保など「働き方改革」の推進に当たっては、中小企業が市内事業所の大部分を占めることを念頭に、国・県と連携して取り組む必要がある。

④ 観光について

既存の観光資源の磨き上げや新たな資源によりブランド力の向上に努めるとともに、周辺市町村や関連事業者等とも連携した広域的な情報発信など効果的な事業を実施することで持続可能な観光地域づくりを行う必要がある。

また、多くの誘客が見込まれるスポーツイベントは、観光とのつながりを意識した取組を進めていくとともに、経済波及効果が期待されるMICEについては、美術館など特別感・地域特性を生かした空間での会議やレセプションの開催も視野に入れた取組が必要である。

インバウンドの取組については、ラグビーワールドカップ2019日本大会の経験を生かし、民間事業者とも連携を強化することで、さらなる外国人旅行者の受入環境の整備に取り組む必要がある。

このような産業の振興を図る施策を実施する上では、各分野における動向を詳細に分析し、課題を明確にとらえることが求められる。この上で計画の策定は、より現実的かつ具体的な表現で記載することにより、必要とされる施策の実施に説得力を出す必要がある。今後大分市が計画に基づき、積極的に問題解決に取り組むことを期待する。

【5】都市基盤の形成

(1) この分野における課題について

超高齢社会の進行や人口減少社会の到来に加え、地球温暖化等の環境問題、高度経済成長期に集中的に整備された都市基盤施設等の老朽化、さらには、情報通信技術（ICT）の劇的な進歩による技術革新など、本市をとりまく環境が大きく変化するなか、将来にわたり持続可能な魅力あふれる大分市を実現するため、地区の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと、それを支えるだれもが快適に移動できる交通ネットワークの構築による「多極ネットワーク型集約都市」の形成に向け、長期的なビジョンに立ったまちづくりが必要である。

中心市街地等における空き地や駐車場などの低・未利用地の増加による都市のスポンジ化への対策など、効率的かつ都市の健全な発展に資する土地利用を図るとともに、老朽化が進む都市基盤施設等の適切な維持管理を長期的な視点で計画的に行うことで、ライフラインを安定的に確保することや、加速する情報化への対応など、市民が安心して快適に暮らし続けられる持続可能なまちづくりが求められている。

また、中心市街地では、高度で多様な都市機能の集積・強化による魅力向上を図るとともに、各地区においては、それぞれ異なった歴史・文化や地理的特徴を有していることを考慮し、各地区の現況や地域特性に十分配慮するなど、バランスのとれたまちづくりが求められている。

さらに、劇的に変化する社会環境に対応していくためには、行政だけではなく、民間事業者、市民、その他あらゆる主体が協働・連携して取り組む、市民とともに築くまちづくりが重要である。

(2) 解決のための施策展開について

これからの都市基盤形成の方向性を議論するに当たっては、前述のとおり、持続可能で、地域の特性を生かした、市民とともに築くまちづくりというそれぞれの視点から考える必要がある。

① 持続可能なまちづくりの視点から見た都市基盤形成のあり方

これからの都市基盤形成を検討するには、都市基盤施設の有効利用や交通体系の確立による移動手段の確保を図るなど、持続可能で魅力あふれる都市の実現に向けた取組が必要となる。

急速に老朽化しているインフラ等の都市基盤施設は、予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図ることが必要である。

土地利用の面では、低・未利用地の有効活用等についての取組を進めることや、都市基盤整備事業等との連携による、地籍調査の更なる推進を図ることなどが必要である。

交通体系では、鉄道各駅と路線バスのネットワークはもとより、港湾施設等へのアクセス性の向上など、人の流れ、物の流れを促進するためのネットワーク構築に向けた取組や、魅力的な都市の創造、環境負荷の低減といった観点から、シェアサイクル事業の展開など、自転車利用の促進を図ることはもとより、自転車走行空間の整備など安全・安心・快適に走行できる環境づくりを進めることが必要である。

また、各種公共交通機関等との乗り継ぎ環境の向上など交通不便地域等における生活路線の確保に向けた取組を進めるとともに、環境への配慮や、利用者の利便性向上に資する新たなモビリティサービスの必要性について検討を行うことが求められる。

日々加速する情報化への対応としては、デジタルネイティブ世代の割合が今後ますます増え、「第4次産業革命」の前夜と呼べるような状況の中で、活力ある地域経済・産業を育成し、豊かな大分市を実現するために、ICTの活用を戦略的に進める必要がある。その一つの手段として、オープンデータの公開について積極的に取り組むことや、ICT人材の育成、情報格差是正などへの取組を行うこと

が重要である。

また、魅力ある観光地である大分県の県都として、観光先進都市を参考に公衆無線LAN環境の整備にも取り組む必要がある。

上水道や下水道については、耐震化や老朽管の更新を計画的に進めるとともに、普及啓発や使用料収入確保の取組みを検討する必要がある。

住宅施策については、今後も空き家等が増加することが予想されるため、移住者の住宅確保の支援として活用するほか、地域コミュニティの維持及び活性化のために有効な取組を様々な視点から検討するとともに、老朽化した危険な空き家等への対策も検討する必要がある。

さらに、子育てのしやすい安心して生活できる住まいづくりを推進し、将来にわたり安全で暮らしやすい居住環境を形成していく必要がある。

公園等については、多目的トイレの設置、出入口の段差解消など、公園施設のバリアフリー化を図る必要があるほか、災害時に避難所としての利用が考えられる公園については、防災機能の整備などを行う必要がある。また、遊具やベンチなどの施設で怪我などの事故が起こらないよう、安全対策や適切な維持管理に努める必要がある。

② 地域の特性を生かしたまちづくりの視点から見た都市基盤形成のあり方

地域性を生かした「多極ネットワーク型集約都市」の形成に向け、高度で多様な都市機能の集積・強化による中心市街地の魅力向上を図るとともに、旧市町の中心部など歴史的に地区の中心的な役割を担ってきた各地区拠点においては、地区の特性を生かしたまちづくりを推進することにより地域活力の維持・増進を図る必要がある。

さらには、各拠点間を相互につなぎ、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進めることが重要であり、その拠点間を結ぶネットワークの設定にあたっては、市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができるよう市民ニーズに応じた拠点間連携軸について検討を行うことが求められる。

また、大友氏遺跡や大分城址公園など、歴史的文化遺産を生かした大市の魅力向上につながる公園整備が必要である。

③ 市民とともに築くまちづくりの視点から見た都市基盤形成のあり方

交通を取り巻く環境は、劇的に変化しており、これらの変化に的確に対応し、将来にわたってまちづくりを支える交通体系を構築していくために、国や自治体、民間事業者、そして利用者、地域住民等、行政だけではなく幅広い関係者が十分な連携・協働により交通施策に取り組むことが求められている。

さらに、豊予海峡ルートや東九州新幹線などの広域ネットワークの整備については、大分市の将来を考える上で非常に重要な事業であるため、今後も大分市をはじめ官民の関係機関が交流や情報共有を行う中で、一丸となって取り組むことが重要である。

また、頻発する大規模災害への危機管理体制のより一層の強化のため、上下水道局業務継続計画（上下水道BCP）などに基づく訓練等を行うとともに、民間事業者等との連携・協力体制を充実させることが重要である。

公園・緑地についても、地域の特性や新たな市民のニーズに対応したものとするため、Park-PFIなどの民間活力の有効な活用方法についても具体的な検討が求められる。

これからの都市基盤の形成を行うに当たっては、これまで述べたように、将来にわたり持続可能で魅力あふれる大分市の実現に向け、各地域の特性を考慮したコンパクトな都市づくりと、それらをつなぐネットワークの構築など、長期的なビジョンに立った、市民とともに築くまちづくりが必要である。

【6】環境の保全

(1) この分野における課題について

大気汚染や地球温暖化をはじめ、食品ロスや海洋ごみの問題など地球規模の課題に対し、省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動への見直し、再生可能エネルギー等の普及促進など、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けた取組が進められている。

また、地球温暖化対策や循環型社会の形成など、長期的な計画を策定し取り組むべき課題も多くある一方で、国際情勢や自然環境の急激な変化により、即時対応を行う必要がある課題もあり、持続可能な社会の実現に向け、環境の保全是国際的にも重要な課題となっている。

こうしたなか、大分市は、新産業都市として発展し、近年では電子・精密機器製造等の産業が集積する工業都市としての顔を持ちながら、海や山に囲まれた豊かで多様な自然に恵まれていることが大きな特徴であり、その多大なる恩恵を受けてきた。このかけがえのない自然環境をより良い状態で次世代に引き継ぐことが、今を生きる我々に課された重要な責務である。

その責任を果たすためには、これまで以上に市民・事業者・NPO等及び行政が一体となり、温室効果ガスの排出を抑制する取組をはじめ、再資源化や環境汚染物質の排出抑制、4R・3きり運動の推進等による廃棄物の減量、水素などの新たなエネルギーの導入等を促進する必要がある。

身近な問題としては、食品の安全性の確保はもとより、ペットに関しては、動物愛護センターを活用したさらなる飼育モラルの高揚、動物愛護思想の普及啓発の充実や犬・猫の殺処分の低減に努めることが必要である。また、外来生物への対策等に取り組むことにより、生物多様性に配慮した豊かな生態系を確保していくことも重要である。

「環境の保全」は市民の日常生活に密接に関わるとともに、将来にわたる重要課題であることから、本計画の策定においても時代の変化や動向を的確に見据えた総合的かつ計画的な対策を盛り込むことが望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

前述のような課題を解決するためには、まずは環境保全の担い手となる市民・事業者・NPO等及び行政の各々が環境の価値を理解することが必要である。その上で、四者が自らの責任と果たすべき役割を十分に認識し、連携することが求められる。

また、一人ひとりの行動が環境に与える影響を常に意識し、家庭や日常生活の中で、次世代を担う子どもたちに循環型社会の形成や環境保全の大切さ、動物との関わり方等について、教え伝えることも大切である。

① 有効な施策展開の手法

課題の解決に向け、より効果的な施策展開を図るためには、「環境保全の人づくり・地域づくり」の推進はもとより、市民・事業者・NPO等及び行政がそれぞれ主体となり、率先して取り組むことが重要であるが、その前提として、四者が一体となって機能的な役割を發揮することが求められる。また、事業者間や自治体間等の横の連携をより深めることで、高い相乗効果が期待される。

② 市民・事業者・NPO等及び行政が果たすべき責任

ア) 市民の責任

市民一人ひとりが、環境問題に対して関心を持つとともに、自身の生活や生命に直結する問題であると認識し、主体的に行動することが重要である。また、次世代への責任を果たすため、環境教育・環境学習を通じて環境を守る意識・責任感を持ち、温室効果ガスの排出抑制など環境に配慮した行動を常に心がけることが求められる。

さらに、地域の環境活動に積極的に関わることにより地域コミュニティを活性化させ、日常生活から環境負荷の低減に努めていくことが期待される。

イ) 事業者の責任

事業者は、地域社会を構成する一員としての自覚を持ち、その事業活動が環境へ与える影響を認識し、地球温暖化防止への取組に努めるとともに、公害防止対策や従業員へのコンプライアンス体制を徹底するほか、その専門性を活用した市民講座を開催するなど、地域環境を意識した社会貢献活動の推進が重要である。

また、環境経営の実施や環境に配慮した取組を積極的に公表することで社会的責任を果たすなど、さらなる活動の展開が求められる。

ウ) NPO等の責任

NPO等は、事業者・行政とは異なった視点で、市民に寄り添った立場から環境問題の啓発等を行うとともに、独自の活動で培った地域とのつながりや専門的知識を用いた市民・事業者・行政へのサポートが求められる。

また、これらの特徴を生かし、市民・事業者・行政とのネットワーク化を図り、一体となった環境保全の活動を行っていく体制づくりに寄与することも期待される。

エ) 行政の責任

行政は、第一に市民の健康及び環境の保全に責任を負うことから、市民・事業者・NPO等に対する確かな情報開示・啓発・指導・監督・教育が求められる。

政策立案においては、社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズに的確に対応し、費用対効果の視点に留意するとともに、将来にわたる持続的な「より良い環境と社会」の実現を目指すことが重要である。その取組においては、行政がリーダーシップを発揮するなかで、市民・事業者・NPO等の十分な理解と積極的な参加を促すとともに、四者あるいは関連する行政機関が相互に連携し、効果的な施策展開を図ることが求められる。

また、広報体制の充実とあらゆる機会をとらえた市民・事業者・NPO等への丁寧な周知がより一層重要となる。

以上のような責任分担を踏まえ、総合計画では、市民・事業者・NPO等及び行政がそれぞれ担う役割を機能的に果たすことができるよう、施策展開の基本姿勢や各施策の推進の在り方を明示するなかで、的確な目標設定を行わなければならない。

4 第2期大分市総合戦略について

少子高齢化の進展により、多くの自治体においては、既に人口減少社会を迎えているなか、大分市の人口は、わずかではあるが増え続けていたが、2016年をピークについに減少局面に入った。また、これまで果たしてきた県内人口の流出を防ぐダムの役割も弱くなってきている。今後さらに加速化が予想される人口減少に歯止めをかけるためにも、自然増と社会増の両面から思い切った施策を展開することが求められる。

人口移動の状況を見ると東京圏だけでなく福岡県への転出も多くなっていることから、福岡県をターゲットにした取組を進めることにより、福岡県への転出を抑制するとともに福岡県からの転入を促す必要がある。

また、人口減少対策としては女性の人口が重要なポイントとなることから、女性の雇用を生み出す産業の創出をはじめ、女性が働きやすく暮らしやすい魅力的なまちづくりを進めることにより、県外へ転出した女性のUターンを促す取組も重要となる。

さらには、保育ニーズに応じた保育所等の定員確保など、子育て支援の充実に継続的に取り組むことにより、安心して子どもを産み育てられると実感できるまちづくりを進めていく必要がある。

5 おわりに

本委員会は、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」の基本構想に則し、基本的な政策として掲げられた「市民福祉の向上」「教育・文化の振興」「防災安全の確保」「産業の振興」「都市基盤の形成」「環境の保全」の6つの政策をさらに推進していくための「大分市総合計画第2次基本計画」及び、地方創生に関する取組を引き続き進めていくための「第2期大分市総合戦略」について、私たち市民にとって望ましい未来を分かりやすく示すという観点で、市民の立場から真摯に検討を行ってきた。

計画の策定に当たっては、大分市を取り巻く課題や変化を踏まえて現状をしっかりと分析し、新たな課題やニーズを的確にとらえた上で、これらに対応する政策・施策展開が図られる計画となることが望まれる。

第2次基本計画に対する市民の意見の反映については、本委員会の提言やパブリックコメント等により寄せられた市民の声を重視した第2次基本計画とすることを求めたい。また、市民の声を反映することは、計画の策定時にとどまらず、策定後においても求められるものであり、市民への進ちょく状況の説明を十分に言い、施策の実施に当たって市民と連携していくことで、これからの大分市を築く姿勢が貫かれることを期待する。

以上が本委員会の提言である。この提言が大分市総合計画第2次基本計画に生かされることを希望する。

10.大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画第2次基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び第2期大分市総合戦略（以下「第2期戦略」という。）の策定に関し、市議会代表と執行部代表が必要事項について協議するため、大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 総合調整会議は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者から市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 市議会議長
- (2) 市議会副議長
- (3) 市議会議会運営委員会委員長
- (4) 副市長
- (5) 教育長

(会長及び副会長)

第3条 総合調整会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、総合調整会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 総合調整会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、総合調整会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 総合調整会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

11.大分市総合計画第2次基本計画企画委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画第2次基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び第2期大分市総合戦略（以下「第2期戦略」という。）の策定に関する事項を検討するため、大分市総合計画第2次基本計画企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第2次基本計画の策定に関すること。
- (2) 第2次基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 第2期戦略の策定に関すること。
- (4) 第2期戦略の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (5) その他第2次基本計画及び第2期戦略の策定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企画部担当副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ委員のうちから指名する者がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、企画部審議監（政策総合調整担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ幹事のうちから指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

副市長
教育長
上下水道事業管理者
総務部長
企画部長
財務部長
市民部長
福祉保健部長
子どもすこやか部長
環境部長
商工労働観光部長
農林水産部長
土木建築部長
都市計画部長
教育委員会事務局教育部長
消防局長
上下水道局上下水道部長
議会事務局長
監査事務局長
審議監
教育委員会事務局教育部教育監

別表第2 (第6条関係)

企画部審議監 (政策総合調整担当)
総務課長
人事課長
企画課長
市長室長
財政課長
市民協働推進課長
福祉保健課長
保健総務課長
子ども企画課長
環境対策課長
商工労政課長
農政課長
土木管理課長
都市計画課長
教育委員会事務局教育部教育総務課長
消防局総務課長
上下水道局上下水道部総務課長及び経営企画課長
議会事務局総務課長

12.大分市総合計画第2次基本計画企画プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画第2次基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び第2期大分市総合戦略（以下「第2期戦略」という。）の策定に向けた調査、研究及び検討を行うため、大分市総合計画企画プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次基本計画の策定に係る資料の収集に関すること。
- (2) 第2次基本計画の素案の検討に関すること。
- (3) 第2次基本計画の課題等の調査及び研究に関すること。
- (4) 第2期戦略の素案の検討に関すること。
- (5) 第2期戦略の課題等の調査及び研究に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 チームは、統括者、副統括者及び市長が指名する者をもって組織する。

- 2 統括者は企画課長の職にある者を、副統括者は企画課に所属する職員のうちから統括者が指名する者をもって充てる。
- 3 統括者は、チームを代表し、チームの事務を統括する。
- 4 副統括者は、統括者を補佐し、統括者に事故があるとき、又は統括者が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係部局等の協力)

第4条 チームは、所掌事項の遂行に関し必要があると認めるときは、関係部局等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 チームを補助するため、企画部企画課に事務局を置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、統括者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

大分市総合計画第2次基本計画
企画プロジェクトチーム名簿

	氏名	所属
統括者	小野 晃 正	企画課
副統括者	永野 謙 吾	企画課
構成員	舩石 侑 甫	総務課
	長野 圭 介	防災危機管理課
	菅 周 平	情報政策課
	渡邊 耕 三	文化国際課
	嘉名 竜 馬	スポーツ振興課
	佐藤 真 人	財政課
	川元 翔	税制課
	伊東 章 将	市民協働推進課
	矢田 裕 二	市民協働推進課
	和田 宏	福祉保健課
	田邊 美 紀	人権・同和对策課
	吉田 健 治	長寿福祉課
	奈須 正 博	障害福祉課
	上田 卓 司	保健総務課
	金並 由 香	健康課
	西田 亮	衛生課
	吉田 晶 信	子育て支援課
	繁 義 隆	環境対策課
	松下 明 史	ごみ減量推進課
	三ノ宮 耕 介	商工労政課
	植田 隆 博	観光課
	保明 康 浩	農政課
	小川 一 貴	林業水産課
	矢野 圭	道路建設課
	加藤 雄一郎	建築課
	平林 拓 朗	都市計画課
	加藤 公 男	公園緑地課
	安田 真 一	議事課
	園田 哲 也	教育総務課
	中原 陽 子	学校教育課
	西山 栄太郎	社会教育課
	足立 亨	消防総務課
	川上 和 宏	警防課
	帯刀 鉄 平	経営企画課
岡本 有 未	経営企画課	

事務局

氏名	
企画部長	江 藤 郁
企画部審議監	伊 藤 英 樹
企画課	佐 藤 善 信
	広 瀬 正 具
	小 野 晃 正
	永 野 謙 吾
	和 田 勝 美
	明 石 雅 彦
	足 立 威 士
	中 野 悠 樹
	上 杉 幸 喜
	佐 藤 利 彦
	朝 吹 嘉 友
	山 香 仁
	橋 口 詳 平
	土 公 厚 湖
行政改革推進室	首 藤 賢 司
	太 田 英 治
	山 口 大 介
	中 川 淳
	高 橋 和 志
	石 川 ゆかり
	後 藤 応 寿
	生 野 宏 樹
	松 木 哲 郎
	公共施設マネジメント推進室

基本構想

基本計画 総論

基本計画 第1部

基本計画 第2部

基本計画 第3部

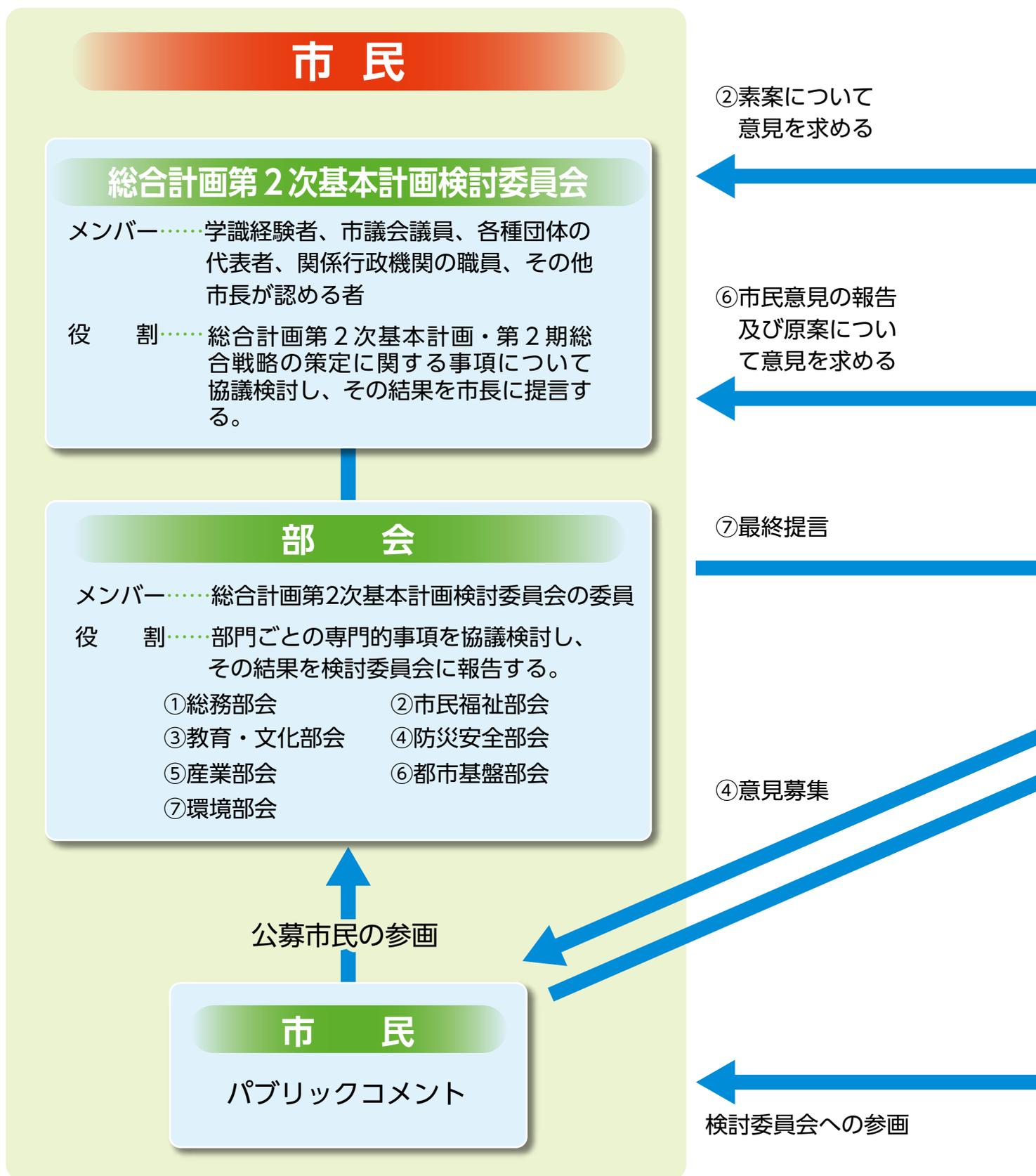
基本計画 第4部

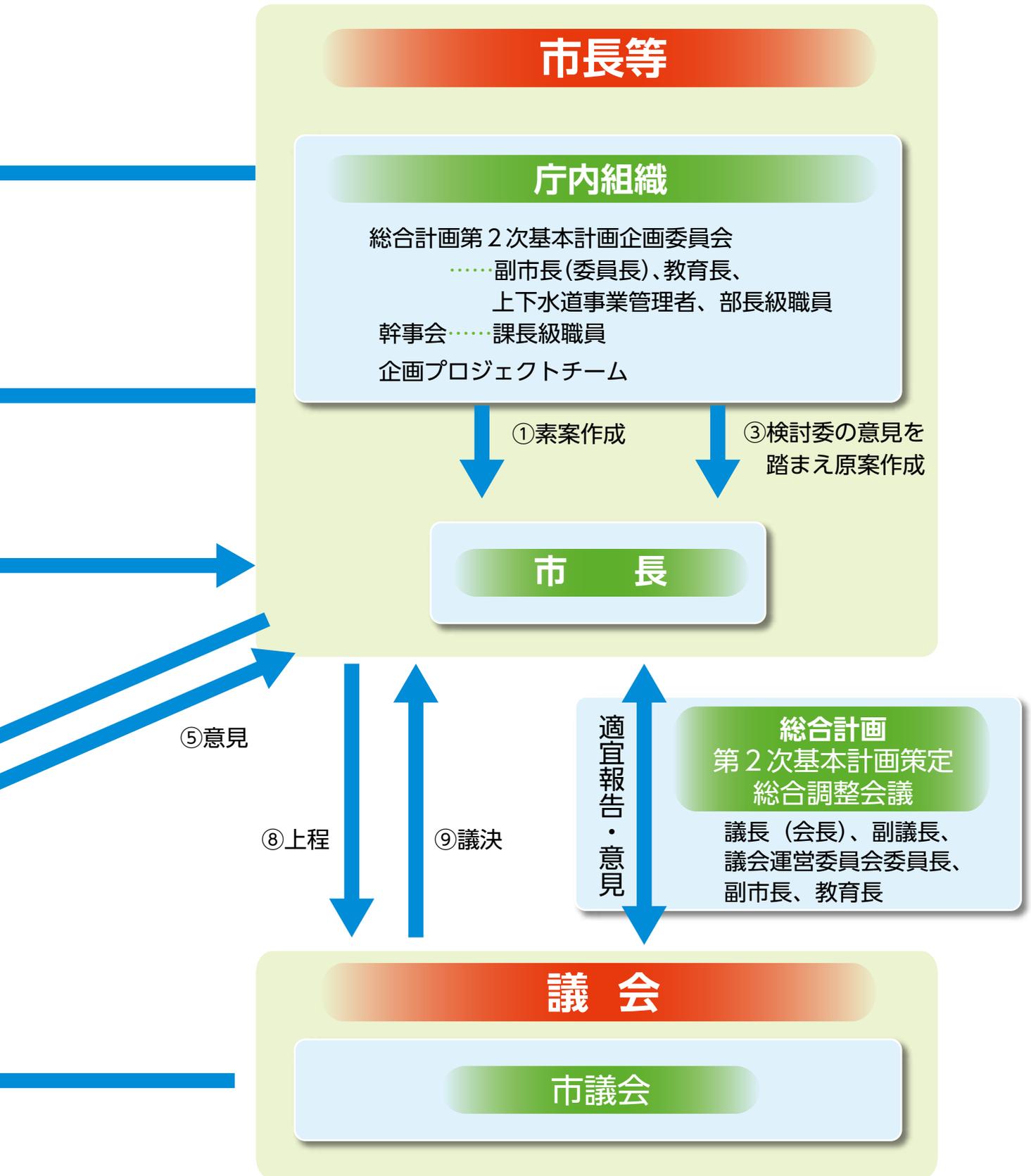
基本計画 第5部

基本計画 第6部

資料編

13.策定組織図







おおいた 創造ビジョン2024 第2次基本計画

発行日 令和2年6月
発行 大分市
編集 大分市企画部企画課
大分市荷揚町2番31号
電話 097-534-6111



Oita Creation Vision 2024

